

平成 21 年 第 1 回 定例会

市 議 会 会 議 録

平成 21 年 2 月 26 日 (開会)

平成 21 年 3 月 19 日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平成二十一年第一回定例会会議録

(平成二十一年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2 月 26 日) (木曜)

1. 開 会	6
発言の申し出	
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定について	6
1. 諸般の報告	6
1. 議案第 1 号～議案第 3 号 一括上程	9
説明、質疑	
議案第 1 号、議案第 2 号 総務文教委員会付託	
議案第 3 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 4 号～議案第 13 号 一括上程	13
説明、質疑	
議案第 4 号～議案第 6 号 産業厚生委員会付託	
議案第 7 号～議案第 13 号 総務文教委員会付託	
1. 議案第 14 号 上程	17
説明、質疑 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 15 号～議案第 16 号 一括上程	18
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 15 号、議案第 16 号 (原案可決)	
1. 議案第 17 号 上程	19
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 18 号～議案第 27 号 一括上程	23
説明、質疑	
議案第 18 号、議案第 19 号 総務文教委員会付託	
議案第 20 号～議案第 27 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 28 号～議案第 41 号 一括上程	30
説明	
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙	42
1. 日程報告	42
1. 散 会	42

第 2 号 (3 月 10 日) (火曜日)

1. 開 議	44
1. 議案第 42 号 上程	44

説明、質疑 産業厚生委員会付託	
1. 議案第17号～議案第27号 一括上程	45
委員長報告、質疑、討論、表決（原案可決）	
1. 平成21年度施政方針並びに各会計予算委に対する総括質疑・一般質問	47
葛迫 猛議員	47
税込について	
傾聴ボランティア事業について	
消防行政について	
北方貞明議員	53
施政方針について 安全・安心について	
田平輝也議員	60
行財政改革について	
振興会について	
給食センターについて	
尾脇雅弥議員	65
子育て支援・少子化対策について	
バイオマス事業について	
行政組織の改革見直しについて	
経済・雇用対策について	
長期的ビジョンでの垂水づくりについて	
大菌藤幸議員	76
農業施策全般について	
水産振興資金貸付金について	
その他	
森 正勝議員	81
第4次行政改革大綱について	
高医療費市町村として国の指定を受けたことについて	
学校の耐震化について	
川畑三郎議員	87
水産行政について	
国道整備について	
土砂災害対策について	
子育て支援事業について	
池之上 誠議員	94
施政方針と予算について	
1. 日程報告	105
1. 散 会	105

第3号（3月11日）（水曜日）

1. 開 議	108
発言の申し出	
1. 平成21年度施政方針並びに各会計予算委に対する総括質疑・一般質問	108
池山節夫議員	108
施政方針と予算案について	
持留良一議員	120
施政方針と一般会計予算案について	
特別会計 介護保険特別会計第4期の保険料の設定問題	
宮迫泰倫議員	133
構造変化の対応は 国際間の急速に悪化した景気の中、市政運営と予算編成の構造変化への対応は	
川尻達志議員	140
事業計画の策定方法とローリングについて	
財政プログラムについて 特別会計	
農業政策について	
篠原静則議員	149
農業振興について	
商工観光行政について	
教育行政について	
1. 日程報告	160
1. 散 会	160

第4号（3月19日）（木曜日）

1. 開 議	162
1. 議案第1号～議案第14号、議案第28号～議案第42号、陳情第14号 一括上程	162
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第1号（否決）	
議案第2号～議案第14号、議案第28号～議案第42号（原案可決）	
陳情第14号（採択）	
1. 議案第43号～議案第51号 一括上程	167
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第43号～議案第46号、議案第51号（原案可決）	
議案第47号、議案第48号（同意）	
議案第49号、議案第50号（適任）	
1. 意見書案第16号、意見書案第17号 一括上程	178

質疑、表決

意見書案第16号、意見書案第17号（原案可決）

1. 陳情第15号 上程.....	180
総務文教委員会付託	
1. 閉 会	181

平成21年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
2・26	木	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
2・27	金	休 会	
2・28	土	〃	
3・ 1	日	〃	
3・ 2	月	〃	(質問通告期限：正午)
3・ 3	火	〃 委員会	産業厚生委員会(20年度補正予算審査)
3・ 4	水	〃	
3・ 5	木	〃 委員会	総務文教委員会(20年度補正予算審査)
3・ 6	金	〃	
3・ 7	土	〃	
3・ 8	日	〃	
3・ 9	月	〃	
3・10	火	本会議	委員会 議会運営委員会
			議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、平成21年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・11	水	本会議	平成21年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問
3・12	木	休 会	
3・13	金	〃 委員会	産業厚生委員会(21年度予算・条例等審査)
3・14	土	〃	
3・15	日	〃	
3・16	月	〃 委員会	総務文教委員会(21年度予算・条例等審査)
3・17	火	〃 委員会	総務文教委員会(21年度予算・条例等審査)
			議会運営委員会

3・18	水	休会	
3・19	木	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
議案第 1 号	垂水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例	案
議案第 2 号	垂水市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例	案
議案第 3 号	垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	案
議案第 4 号	垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 5 号	垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 6 号	垂水市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	案
議案第 7 号	垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例	案
議案第 8 号	垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 9 号	垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	案
議案第 10 号	垂水市防災会議条例の一部を改正する条例	案
議案第 11 号	垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例	案
議案第 12 号	垂水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	案
議案第 13 号	垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例	案
議案第 14 号	垂水市道路線の認定について	
議案第 15 号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	
議案第 16 号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	
議案第 17 号	平成20年度垂水市一般会計補正予算（第4号）	案
議案第 18 号	平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	案
議案第 19 号	平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	案
議案第 20 号	平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）	案
議案第 21 号	平成20年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）	案
議案第 22 号	平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）	案
議案第 23 号	平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）	案
議案第 24 号	平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）	案
議案第 25 号	平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）	案
議案第 26 号	平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	案
議案第 27 号	平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）	案
議案第 28 号	平成21年度垂水市一般会計予算	案
議案第 29 号	平成21年度垂水市国民健康保険特別会計予算	案
議案第 30 号	平成21年度垂水市老人保健医療特別会計予算	案

- 議案第 31 号 平成 21 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
議案第 32 号 平成 21 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
議案第 33 号 平成 21 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
議案第 34 号 平成 21 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
議案第 35 号 平成 21 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
議案第 36 号 平成 21 年度垂水市と畜場特別会計予算 案
議案第 37 号 平成 21 年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算 案
議案第 38 号 平成 21 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
議案第 39 号 平成 21 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
議案第 40 号 平成 21 年度垂水市水道事業会計予算 案
議案第 41 号 平成 21 年度垂水市病院事業会計予算 案
議案第 42 号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案
議案第 43 号 市長専決処分事項の指定の一部改正 案
議案第 44 号 垂水市職員定数条例の一部を改正する条例 案
議案第 45 号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案第 46 号 平成 20 年度垂水市一般会計補正予算（第 5 号）案
議案第 47 号 垂水市副市長の選任について
議案第 48 号 垂水市監査委員の選任について
議案第 49 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
議案第 50 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
議案第 51 号 平成 20 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号）案
意見書案第 16 号 WTO 農業交渉に関することについて
意見書案第 17 号 非正規労働者等の雇用とくらしを守るための意見書について

陳 情

- 陳情第 14 号 WTO 農業交渉に関することについて
陳情第 15 号 垂水市運動公園陸上競技場「公認 4 種」申請について

平成 21 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 1 日 平成 21 年 2 月 26 日

本会議第1号(2月26日)(木曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	城ノ下 剛
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談			
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教委総務課長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学校教育課長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成21年 2月26日 午前10時開会

△開 会

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成21年第1回垂水市議会定例会を開会します。

ここで、去る1月1日付で課長の異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○消防長（関 修三郎）1月1日付で消防長を拝命いたしました関修三郎です。よろしくお願いたします。

△開 議

○議長（徳留邦治）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（徳留邦治）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川畑三郎議員、大菌藤幸議員を指名します。

△会期の決定

○議長（徳留邦治）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る20日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月19日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月19日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（徳留邦治）日程第3、諸般の報告を

行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成20年度定期監査結果の報告及び平成20年11月分及び12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）皆さん、おはようございます。

12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、市制施行50周年記念事業についてでございますが、昨年4月のNHK「のど自慢」の公開生放送に始まりまして、記念式典、そして大盛況に終わりました先月の「垂水ふるさと夢のステージ」など、数々の手づくりのイベントを展開してまいりました。

この50周年を契機とし、これまで垂水市を築いてこられました先人に感謝をし、さらに大きな一歩を踏み出すべく、市民一人一人がこれからの垂水市を考えるよい機会となったのではないかと考えております。そして、これまでの50周年記念事業への議員、市民の皆様方の御協力に心から感謝を申し上げます。

記念事業も残すところ3月1日の太鼓公演のみとなってまいりましたが、多くの皆様方の御来場をお願い申し上げたいと存じます。

次に、12月議会後の火災について御報告をいたします。

建物火災2件、その他火災4件の計6件の火災が発生しております。

建物火災は、11月30日に中俣におきまして、たばこの火を原因とする火災が発生し、住宅1棟部分焼、1月2日下市木におきまして、ストーブを原因とする火災が発生し、住宅1棟部分焼でございました。

その他火災で主なものは、1月6日牛根辺田

海岸において、たき火を原因とする火災で陸揚げされた廃船が焼損したものでございます。その他は、いずれもたき火中の枯れ草火災等でございます。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

昨年11月29日から30日にかけては、全国過疎地域自立促進連盟理事会総会への出席をいたしました。地元選出国會議員への道路特定財源の維持に関する要望等を行うため上京をいたしました。

1月8日から9日にかけては、千葉県各市町村アカデミー主催の市町村長特別セミナーへ参加し、地方財政、地方分権、これからの自治体経営などについて研修を積んでまいりました。

2月3日から4日にかけては、特別交付税に関する要望活動のため上京いたしました。特別交付税の所要額確保のため、総務省の事務次官を初め、関係部署などを訪問し、特段の配慮をお願いしてまいりました。また、雇用創造実現事業の獲得のため、農林水産省を訪問し、要請をしてまいりました。

2月5日は、県市長会定例会及び知事と市長との意見交換会に出席し、県市長会では、平成21年度事業計画外4件の議案が全会一致で承認され、また知事との意見交換会では、景気後退に伴います県の対応策等について意見交換がなされました。

2月18日から19日は、九州ブロックにおきます新たな過疎対策法の制定に関する要望活動のため、総務省及び地元選出国會議員を訪問し、過疎地域の実情を説明し、新たな過疎対策法の制定を強く要望してまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（徳留邦治）以上で、市長報告を終わります。

次に、議会運営委員会委員長から所管事項調

査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

議会運営委員長川畑三郎議員。

[議会運営委員長川畑三郎議員登壇]

○議会運営委員長（川畑三郎）私ども議会運営委員会の6名及び随行1名は、去る2月3日から5日まで、京都府京田辺市、三重県伊賀市及び奈良県香芝市に所管事項調査を実施いたしましたので、その報告をいたします。

最初に、京田辺市においては、一般質問における一問一答方式と一括質問・一括答弁方式との併用について研修いたしました。

京田辺市では、平成18年2月に一般質問における再質問の実施要領を作成し、同年3月定例会から一問一答方式を導入しました。

内容を申し上げますと、質問・答弁方式としては、1、1回目は一括して質問し、一括して答弁を行う。2、2回目以降は通告項目に従い再質問を行い、再質問の回数は3回程度とする。3、2回目以降の再質問においては、一問一答または一括質問・一括答弁のどちらかを選択することができる。

質問時間は、質問のみで40分とする。

質問場所は、1、1回目の質問・答弁はともに登壇して行う。2、2回目以降の再質問は、質問は当初は自席でしたが、平成19年6月定例会からは質問席で行うこととし、答弁は登壇して行う。

運用としまして、次の質問項目に入ったか、引き続きの質問かの判断を容易にするため、次の質問項目に入るときに「次に、何々について質問する」と発言するなどでした。

さらに、実施要領の想定外の事項については、議長において措置することや、実施状況を勘案し、今後とも議運で協議するなどとしております。

一問一答方式を実施した結果、傍聴者からは「一問一答方式のほうがわかりやすい」という

意見が多いとのことでした。

また、再質問の回数を項目ごとにおおむね3回程度とするとの申し合わせがあるにもかかわらず、実際には7回から8回質疑しようとする議員もあり、その統制に議長が苦慮している面も指摘されました。

また、答弁者からすると、あらかじめの答弁作成が難しく、答弁者自身の考えが反映される。実施する前からすると質問の質が変わってきた。1人の持ち時間が長くかかる場合がある。課長級以上は勉強しないといい答弁ができないなどが挙げられます。

次に、伊賀市においては、議会基本条例についての研修をいたしました。

この条例制定の背景は、合併後の平成16年12月に公布・施行された自治体の憲法と呼ばれる伊賀市自治基本条例にあります。この条例の中の第5章に議会の役割と責務を設けていましたが、市議会としてはこれらの規定だけでは不十分と考え、具体化するには議会運営の基本的なルールを定めた議会基本条例の制定が必要との判断からでした。

経過を申し上げますと、議長が「議会のあり方検討委員会」を設置し、1、議会基本条例の制定、2、政務調査費の使途明確化、3、議員定数の削減の3項目の検討を諮問しました。

検討委員会は、まず、市民との懇談会を市内56会場で開催しました。その後、先進事例を調査・検討し、条例の素案をまとめ、タウンミーティングを実施し、取りまとめた条例案を議長に答申しました。

答申後、パブリックコメントを実施し、さらに議員懇談会の議論を踏まえて、平成19年2月の定例会に提出され、可決されました。

具体的内容としましては、定例会終了後1カ月以内に議会報告会の開催を義務づけていること、議員と市長等は、論点の明確化と議会議論の緊張感保持のため、一問一答方式と行政への

反問権の付与を定めています。反問権については、これまで3回の行使がありましたが、議員としても反問権を行使されないよう質問事項を真剣に検討するようになってきたとのことでした。

また、議会の共通認識を醸成することと合意形成を図るため、全議員で構成し、議員相互間の自由討議を中心に運営する政策討論会を開催しております。

そして、地域や市民団体の要請に応じ出前講座を実施し、各常任委員会で対応されているようです。それから、各議員の議会対応を公表するなど、市民への情報提供のため議会広報の充実にも努められていました。

次に、香芝市においては、一問一答方式及び議会改革検討会の設置について研修いたしました。

経過を申し上げますと、平成19年8月、議員定数・報酬を含め、一問一答方式について検討することが議長より提案されてから、議運で素案を検討し、その後の協議を経た上で、平成20年8月に議運からの報告を全員協議会で協議し、同年9月から実施することが決定されました。

内容としましては、回数は制限なしで質問時間は質問のみ40分ということでしたが、議長提案から決定までわずか1年という短期間での導入には感心させられました。その原動力になったのは、新しい議員が議会改革に非常に積極的だったとのことでした。

議事運営上の運用規範としての申し合わせがありますので、主なものを申し上げます。

通告期限は、1、通常、議運で協議する。2、通告書の記載はすり合わせをしないので、要旨についてはできる限り具体的に記入する。3、重複した質問事項の調整は行わないので、2回目以降の質問がさきの質問と重複したときは、理事者は「さきの答弁のとおり」との答弁をすることを妨げないとしています。

質問順位は議運で協議しますが、通常は議席順です。質問回数は制限なしですが、質問が通告趣旨から逸脱する場合、いたずらに同じ質問が繰り返される場合、その他質問の内容または表現が不適切な場合などは、議長の制止があったら直ちにやめなければなりません。

質問時間は、答弁時間を含まず、40分以内となっています。

また、理事者は、質問の内容等が不明なとき、または質問の内容が誤っていると認められるときは反問することができますとなっています。

そして、この申し合わせ事項に疑義が生じたときは、議運に諮り、決定した後、次回定例会から適用されることになっております。

実際の効果として、疑問点を1つずつ取り上げられること。納得いくまで質問し、答弁を受けられること。質問が微に入り細にわたること。審議を深めることができること。市民にわかりやすい。議員にも質問したという達成感があることなどを挙げられました。

しかし、逆に、手のうちを見せない議員もいる。細切れの質問に対し、細切れの答弁があるなど委員会のようになり、議会の重みがなくなったなどのデメリットもあるように感じました。また、理事者には効果があったが、議員の質が高まったとは言えないとも言われていました。

また、議会改革検討会を設置して、議会改革について検討すべき課題がある場合にその都度開催して、解決に向けての協議を行っているとのことでした。このような事例は、本市議会にとりましても大いに参考にすべきではないかと思った次第でございます。

今回の研修を通じて感じましたことは、地方分権一括法が施行され、分権時代における市議会のあり方がさま変わりしようとしている昨今、我が垂水市議会も、あるべき議会像を模索し、議会改革の真っ最中であります。私は、伊賀市の議会基本条例に接したことで、これまでの議

会から、新しい発想に基づく議会改革を検討し、分権時代にふさわしい自治権を踏まえた議会に変わる必要があると思っているところでございます。

しかしながら、先を急ぐ余り、抽象論的な議会基本条例になってしまうと、議会本来のあり方さえも見失い、何ら意味のないものになってしまうことさえ危惧されます。したがって、議会基本条例の制定を目標に、まずはできることからしっかりと足を地につけてやるのが肝要ではないかと思えます。

私ども市議会は、これまでもさまざまな議会改革を断行してきました。現在、議運では、地方自治体の主権者である市民にとってわかりやすい、そして開かれた市議会にするためには、一問一答方式の導入は避けて通れない問題だと認識し、一問一答方式を検討課題として議論を始めたばかりですが、今回の京田辺市及び香芝市の実情を研修した成果を生かすことが、将来の議会基本条例の制定への第一歩になると確信しているところでございます。

つきましては、私ども議運も、一問一答方式の導入について、年内にもその結論を得るべく真摯に検討していく所存でありますので、議長を初めとする議員の皆様方にも御協力を賜りますようお願いいたします。

今後とも、議会改革の灯を消すことなく、さらなる改革に向けて邁進していく決意の一端を述べまして、議会運営委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（徳留邦治）以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第3号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例 案

議案第2号 垂水市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例 案

議案第3号 垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○企画課長（迫田裕司）おはようございます。

議案第1号垂水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例案につきまして、御説明申し上げます。

この条例の目的は、企業が本市に進出しやすい環境にするために制定するものでございます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法の規定に基づき、平成20年5月20日付で国の同意を得た鹿児島県本土地域の産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本的な計画の中には、県内本土地域全28市町の重点促進区域が明記されており、これに垂水市は5つの区域を重点促進区域として同意を得ておりますが、この同意企業立地重点促進区域を有する市町村においては、企業立地促進法の規定により、公表された緑地面積率等についての準則にかえて適用すべき準則を定めることにより、同区域での工場等の緑地面積率等に関する基準を緩和することが可能とされているところでございます。

現在、工場立地法の規定では、緑地面積の敷地面積に対する割合で申しますと、緑地面積の割合は20%以上とされており、今回の条例の制定により、甲種地域におきましては15%以上、丙種地域におきましては1%以上に

緩和するものでございます。

これは、工場敷地内における緑地面積や環境施設について全国一律の基準を定める工場立地法の規定に対し、企業立地促進法において、都市部や地方の自然環境や生活環境の状況をかみ、おのおのの基準の範囲内で独自に定めることができるようになったもので、この条例を制定することにより緑地面積率等を緩和し、本市における企業誘致のさらなる促進を図ろうとするものでございます。

条例の主な内容について、御説明申し上げます。

第1条では、企業立地促進法の規定に基づき、工場立地法の規定により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めることを規定しております。

第2条では、この条例で使用する用語の定義を規定しております。

第3条では、区域及び緑地並びに環境施設の面積の敷地面積に対する割合を区域種別ごとに規定しております。

まず、区域の種類でございますが、甲種区域とは、平成8年に策定された垂水都市計画用途地域の準工業地域のことで、丙種区域とは、用途地域が指定されていない地域のことでございます。

次に、区域の範囲ですが、錦江町1-2、1-204、3-2は、旧フェリーターミナル第1駐車場、本城3903-1は、し尿処理場跡地、二川135-1は牛根中学校、中俣302は協和中学校、新城753-1は垂水南中学校です。

次に、緑地の面積の敷地面積に対する割合は、敷地面積に対する緑地の割合のことでございます。

環境施設の面積の敷地面積に対する割合の環境施設とは、緑地面積と噴水、水流、池、その他の修景施設、屋外運動場、広場、その他これらの用に供する区画された土地で、工場の周辺

地域の生活環境保持に寄与するよう管理がなされているものを合わせたものでございます。

なお、鹿児島県では、鹿児島県本土地域産業活性化計画を策定し、その計画には、自動車関連、電子関連、食品関連、情報通信、新エネルギーの5業種について、用地・施設の整備や人材育成、技術支援などの立地のための環境整備に取り組み、2012年度までに企業立地100社、新規雇用3,000人、製品出荷額と売上高増加額2,800億円の目標を掲げています。

鹿児島県本土地域で既にこの条例を制定している自治体は、霧島市、薩摩川内市等の3自治体です。垂水市を含む指宿市や肝付町などの5自治体が3月議会で上程しています。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号垂水市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例案について、御説明申し上げます。

このたび企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が制定されたことに伴い、同法第20条の規定に基づき、固定資産税の課税免除に係る特別措置を適用するため、条例を制定するものでございます。

これは、企業立地重点促進区域に工場等を立地していて、当該対象施設の用に供する家屋もしくは償却資産の中の構築物またはこれらの敷地である土地の取得金額の合計が2億円を超えた場合、同等の対象固定資産、特に土地も対象としており、3カ年度免除の対象とするものでございます。このことにより、本市における企業誘致のさらなる促進を図るものでございます。

なお、当該減収額の75%が普通交付税で補てんされるものであります。

条例の主な内容について、御説明します。

第1条では、この条例の趣旨として、企業立地促進法の規定により、企業立地を行う事業者に係る固定資産税の課税免除について必要な事

項を定めることを規定しております。

第2条では、その固定資産税の課税免除の内容を定めております。

第3条では、固定資産税の課税免除の期間及び額について規定し、期間は、固定資産税を新たに課することとなる年度から3年間で、免除額は、当該固定資産税額に相当する額といたしております。

第4条では、課税免除の申請について、第5条では、申請書を提出した事業者に対し、固定資産税の課税免除をするために必要な報告を求めることができることを定めております。

第6条では、課税免除の取り消しができる項目を定めております。

固定資産税の課税免除は垂水市産業開発促進条例でも定められていますが、業種が製造業、旅館業、ソフトウェア業のみと限られていました。しかし、企業立地促進法では、製造業、情報通信業、コールセンター、運輸業、卸売業、自然科学研究所が対象となり、業種が大幅に拡大されました。

鹿児島県本土地域で既にこの条例を制定している自治体は、霧島市、薩摩川内市等の4自治体でございます。垂水市を含む指宿市等の3自治体が3月議会で上程しております。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第3号垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案について、御説明いたします。

条例の制定の理由でございますが、介護従事者の処遇改善を図るという介護報酬改定の趣旨にかんがみ、介護保険料の急激な上昇を抑制するため国が基金設置を義務づけたことから、本市においても基金を設置しようとするものであります。

設置内容について説明をいたします。

第1条は、設置目的と基金の名称について規定しております。

第2条は、基金の額でございまして、国からの交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額を積み立てるとしております。

第3条は、基金の管理方法についての規定であります。

第4条は、運用益の処理についての規定であります。

第5条は、繰り替え運用についての規定であります。

第6条は、取り崩しについての規定でございます。

第7条は、必要な事項は市長が定めるとしております。

なお、附則として、第1項に、この条例は公布の日から施行するとしており、第2項には、この条例は時限立法でありまして、平成24年3月31日限りで効力を失うと規定いたしております。また、当該基金の残額は国庫へ返納することといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1号議案と3号議案について質疑をさせていただきたいと思っております。

1号議案について、詳細な点については委員会等で内容等について吟味をさせていただきますが、総体的なところでお聞きをしたいと思っております。

先ほど霧島市、薩摩川内市がこれをもう決めたということでしたが、一方では、出水市はこれを否決をしているということになっています。この理由として、環境問題と地元植栽業者、いわゆる植木屋さんとかそういう方々の仕事を奪

う可能性の問題、そういう地理的なまた条件があったということで、これを否決したということでした。

そういうことを考えてみましても、要は促進を図るためにそういう減らしていくと、緩和していくという内容ですけれども、このあたり、垂水市の場合にとって本当にこのことがそういう促進につながっていくということをしかりと吟味されて、出されたというふうに僕は受け取るんですけれども、ただ単に県がこういう先ほど示された中身で言ったからすると、しなきゃならないという側面だけでは非常に提案する理由があいまいだというふうに思うんですが、そのあたりでは、やっぱりこういうことをしないと本当にだめなのかどうなのか含めて、どういふ議論があったのか。それがないと、どうしてもこの提案された理由が納得できないというふうに思います。

もう1点の議案第3号ですけれども、名前は処遇改善臨時特例基金条例ということで、従事者のための中身かと思ったらそうじゃないと、保険料の軽減を図ることを最大の目的としているということでしたけれども、これを当然、介護保険特別会計で受け入れていくというふうになると思うんですが、一方、介護保険のほうには介護給付準備金というのも設定をされてい

ます。そうなってくると、今回、平成21年度予算を見ましても、それに対しての取り崩しも行って、ある意味での抑制ということが考えられるというふうに思うんですが、このことは、ある意味では保険料の軽減を図っていく、抑制に努めていくということですが、ということは当然、保険料が上がるとなると、このために活用していかなくちゃならない、最大限その抑制ということは、引き上げないぞというようなことも含めて抑制というふうにこの準備基金の最大の目的を理解していいのかなのか、そのあた

りについて。そうでなければ、この条例を設ける、基金を設けるといことが私は余り正しくないんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についてお聞かせください。

○企画課長（迫田裕司）先ほど説明いたしましたように、鹿児島県が鹿児島県本土地域産業活性化計画を策定し、その中で、来年度からの4年間で企業立地を100社ということを目標に掲げております。県のほうから、それを4年間でやるから、市町村では企業が来やすい環境をつくってくださいということで策定したんですけど、現実にはこの不景気下でかなり厳しいかなと個人的には思っています。

ただ、しかしながら、県の目標に向けて市としては、企業立地にに取り組む体制づくりというのはやはり必要でございますから、この条例を上程した次第でございます。

終わります。

○保健福祉課長（村山満寛）御質問の基金の関係の部分につきましては、中山間地域に対する加算金が出てくる関係で、第1号保険料の軽減を図るといことで措置されるものでございます。

よって、先ほど言われました、引き上げないという理解でいいのかというのでなくて、その抑制を図るといふうに理解をいたしております。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号から議案第3号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第4号～議案第13号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第7、議案第4号から日程第16、議案第13号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第4号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市防災会議条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○保健福祉課長（村山満寛）議案第4号から6号までは、保健福祉課が所管する条例でございます。

まず、議案第4号垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について説

明をいたします。

改正の理由でございますが、医療法施行令の一部を改正する政令及び医療法施行規則の一部を改正する省令が平成20年2月27日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、本市条例の該当診療科の名称変更及び標榜科目の名称変更をしようとするものでございます。

また、特別室への入所希望者が少ないため、昭和62年当時の特別室料を引き下げ、入室希望者増となるよう改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、看板の書きかえ、広告の変更を行わない限り、引き続き現在の診療科目を広告することは認められておりますが、今回の改正は、身体の部位や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科とする柔軟な方式に改められ、地域住民自身が自分の症状に合った適切な医療機関の選択を容易にするため、中央病院では例示された名称に基づき改正しようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。

改正は、第2条第2項の第3号「消化器科」を「消化器内科」に、それから第5号の「呼吸器科」を「呼吸器内科」に、それから第12号の「泌尿器科」を「泌尿器科（人工透析）」に改め、第13号の「皮膚科」を「糖尿病内科」に改めるものでございます。

皮膚科の廃止につきましては、平成16年4月から非常勤医師の派遣が中止され、外来診療は行っていないこと、それから市内に専門医が開業されたことで対応可能ととられたためであります。

また、糖尿病内科の新設は、糖尿病の患者数が増加傾向にあり、今後さらに重要となってくるものと考え、市民ニーズに対応しようとするものでございます。

別表の改正ですが、特別室の1日使用料6,300円を特別室と準特別室に改め、準特別室料を4,

200円とするものでございます。

附則としまして、条例の施行は、平成21年4月1日からとするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第5号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

改正の理由は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成20年11月26日に可決・成立し、12月3日に公布され、里親制度の見直しに伴い、児童福祉法第6条の3で規定されていた里親の定義が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

新旧対照表をごらんください。

第2条第4項中の「第27条第1項第3号」を「第6条の3第1項」に改めるものでございます。

条例の施行日は、平成21年4月1日からとするものです。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第6号垂水市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

改正の理由は、子育て支援の一環として乳幼児医療費助成制度の助成を平成21年4月1日から中学校修了前まで拡大することに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。

この条例において、題名及び1条、2条、3条、4条、6条の各条の「乳幼児」「助成対象乳幼児」及び「乳幼児医療費助成金」の「乳幼児」を「乳幼児等」に改めるものです。

また、第2条第1項は、乳幼児等の意味について規定をしております、「中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日以前）の者をいう」というふうに改めるものでございます。

第4条第2項は、今回の改正に伴う文言の整

理でありまして、「幼児」を「満1歳から中学校修了前」に改め、「乳児」を「満1歳に満たない者（月の途中において満1歳に達した者は、その日の属する月の末日までは満1歳に満たない者とみなす。）」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日以降の診療分から適用することといたしております。また、同日前の医療費については、従前の例によるものといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 議案第7号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

昨年に引き続き、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額しようとするもので、関係条例3条例を一括して改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

まず改正案の第1条、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則第20項におきまして、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間の教育長の給料月額を、本則に規定する額に100分の90を乗じて得た額とし、附則第21項におきまして、この減額は、期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案の第2条、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

附則第22項におきまして、平成21年4月1日から平成22年3月31日の間の市長及び副市長の給料月額は、本則に規定する額に、市長にあっては100分の75を乗じて得た額、副市長にあっては100分の90を乗じて得た額とし、附則第23項に

おきまして、この減額は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案第3条、垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

附則第2項におきまして、市長、副市長の減額は、退職手当の算定の基礎となる給料月額に適用しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第8号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

改正の内容は、管理職手当を昨年同様に減額しようとするものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

現在、管理職手当は定額制としておりまして、手当額は5万1,100円となっておりますが、歳出削減方策の一環として、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、管理職手当の額に100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年同様にカットしようとするものでございます。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第9号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、平成17年度及び平成18年度に実施しました定年前早期退職優遇制度を再度実施するため、改正しようとするものでございます。

新旧対照表で御説明申し上げます。

附則第12項の規定は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間で、対象年齢を40歳から59歳とし、退職時の給料月額に100分の5を乗じた額と、定年と退職時の年齢差、1年につき100分の5を乗じた額の合計額を退職手当

の算定の基礎額としようとするものでございます。

今回の制度の退職金の加算上限は55%となり、前回73%より低くなりますが、これは前回退職された方々との整合性をとったものでございます。

附則第13項につきましては、附則第12項の規定を受けない職員に対して均衡を図ることを目的に規定しようとするものでございます。

なお、今回の制度は、前回の定年前早期退職優遇制度同様、基本的に鹿児島県市町村職員退職手当組合の制度に準じて実施しようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第10号垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、本会議であります。災害対策基本法において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び促進を図る垂水地域防災計画の作成及び実施のために置くこととされております。

それと、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴いまして、地域防災計画の部分計画として位置づけられる水防計画につきましては、防災会議に諮り、定めることができるとなっております。

また、現在、水防協議会委員と防災会議委員が重複しており、これまで、同日、同会場で時間をずらして開催してきている状況であります。

そこで、今回、両計画の統一的対応を図りつつ行政効果を高めることを目的に、水防協議会を廃止して、水防計画に係る調査・審議事務を防災会議の所掌事務にしようとすることから、改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対象表で御説明いたします。

第2条1号中に「垂水市水防計画」を加え、

第5条の見出しを「議事等」から「委任」に改めた上、第6条に繰り下げ、第5条に本会議の庶務を総務課で、水防法に関することは土木課で処理するという旨を規定しようとするものであります。

なお、附則におきまして、第1項で、この条例は平成21年4月1日から施行するものとし、第2項で、垂水市水防協議会条例を廃止し、第3項では、関連いたします垂水市報酬及び費用弁償条例につきまして、裏面のほうの新旧対照表になりますが、別表中にあります「水防協議会委員」の項を削除しようとするものであります。

続きまして、議案第11号垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

統計法の改正により、統計のために集められた個人情報については、個人情報保護条例の規定を適用除外としています。

このことから、平成19年第4回市議会定例会におきまして、国の行う統計調査において収集された個人情報は、垂水市個人情報保護条例の規定を適用除外する旨の条例改正を行っております。

しかしながら、平成20年10月に制定された統計法施行令によりまして、新統計法の適用を受ける地方公共団体は都道府県及び政令指定都市であると限定されましたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

適用除外となった統計調査及び情報を規定しております第31条第1項第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とするものであります。

なお、附則としまして、この条例は、平成21年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第7号から議案第11号まで、5議

案について説明をさせていただきましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市民相談サービス課長（島児典生）議案第12号垂水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

この条例は、地方自治法第260条の2が改正され、認可地縁団体について準用する民法の法人に関する規定が削除されたことに伴い、準用規定であった地方自治法第260条の2第15項も改められ、同法第260条の3以下に直接書き下ろすなどの改正が行われています。

このことに伴い、垂水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の中で、民法の準用規定を引用しているため、改正後の地方自治法における相当規定を引用するよう改正する必要が生じたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

条例第2条第1号から第4号までの各号を現行から改正案に改めます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○市民課長（三浦敬志）議案第13号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、垂水市国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

児童福祉法の改正内容は、小規模住居型児童養育事業を創設し、虐待を受けた子供らを家庭的な環境となる養育者の住居において養育する事業であります。

養育者は、住居では5～6人の要保護児童が

養育されます。ただ、これらの児童は、養育者にとっては民法に規定する扶養義務のない児童であるため、被扶養者とすることができません。

そこで、新旧対照表をごらんください。

この事業の創設に伴い、国民健康保険条例に規定しています「被保険者とししない者」の第4条の2第2項の条文に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」の文言を加え、条文を整理するものであります。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行すると規定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号から議案第13号までの議案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第13号までの議案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第14号上程

○議長（徳留邦治）日程第17、議案第14号垂水市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。

○土木課長（川畑信一）議案第14号垂水市道路線の認定について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、潮彩町の集合住宅用地を戸建住宅用地として造成工事を行いました。その際、新たに築造しました道路を市道

として維持管理する必要から、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道認定の議決を受けようとするものでございます。

認定します路線は、路線番号253、路線名潮彩18号線、起点は、垂水市潮彩町三丁目4-8番地先、終点は、垂水市潮彩町三丁目4-2番地先でございます。

今回認定します路線の延長は72.5メートル、幅員6メートルでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案については、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第14号垂水市道路線の認定については、産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△議案第15号・議案第16号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第18、議案第15号及び日程第19、議案第16号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第15号 鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島縣市町村総合事務組合規約の変更について

議案第16号 鹿児島縣市町村総合事務組合の財産処分について

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○総務課長（今井文弘）議案第15号鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島縣市町村総合事務組合規約の変更についてと議案第16号鹿児島縣市町村総合事務組合の財産処分についての両議案については、一括して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本市が加入している鹿児島縣市町村総合事務組合から規約の一部変更等の協議依頼があったことによるものでございます。

まず、議案第15号鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島縣市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

平成21年4月1日から、大隅中部火葬場組合、始良伊佐環境保全センター管理組合及び肝属地区介護保険組合を脱退させ、種子島産婦人科医院組合を加入させ、肝属地区一般廃棄物処理組合を大隅肝属広域事務組合に改めようとすることから、組合規約を変更しようとするものでございます。

次に、議案第16号鹿児島縣市町村総合事務組合の財産処分について御説明申し上げます。

これは、平成21年4月1日から始良伊佐環境保全センター管理組合が解散することに伴い、鹿児島縣市町村総合事務組合を脱退することになり、それに基づき、財産処分について構成自治体の協議を必要とするものでございます。

以上、2つの議案を簡単に説明させていただきましたが、鹿児島縣市町村総合事務組合規約を改正するためには、同組合を組織する全部の自治体と総合事務組合との協議が必要なることから、本市においても、ほかの自治体同様に議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時58分休憩

午前11時15分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました各議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第15号及び議案第16号の議案2件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第15号及び議案第16号の議案2件は、原案のとおり可決されました。

△議案第17号上程

○議長（徳留邦治）日程第20、議案第17号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（岩元 明）議案第17号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、国の2次補正による地域活性化・生活対策交付金を財源とする事務事業とその他の本年度の事務事業費の確定に伴う増減な

どを予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入・歳出とも1億9,560万7,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は90億1,951万2,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

7ページの第2表債務負担行為の補正は、本年度借り入れる農業経営基盤強化資金に係る利子補給が来年度から平成29年度まで発生することの追加承認を得ようとするものでございます。

8ページの第3表地方債の補正は、当初予算等で御承認いただいております農業基盤整備外5事業の借入限度額をそれぞれ右の欄に示す限度額に変更し、あわせて借入総額を7,210万円減額して、7億9,940万円にしようとするものでございます。

9ページからの歳入歳出事項別明細のうち、22ページからの歳出は、事務事業の確定に伴う予算整理に係るものの説明は省略させていただきます。

今回の補正の主な理由の地域活性化・生活対策交付金事業につきましては、本日配付しました資料を御参照願います。

この事業の総額は2億1,713万円でございます。このうち1億8,502万9,000円が国から交付されるものです。

事業数は53事業、事業の趣旨、目的ごとに分類しますと、安全確保、環境保全、電子行政、農林業活性化、防災強化、水産業活性化、観光交流並びに建設業活性化のうち、住みかえの促進、生活交通の維持、安全確保・防災強化など、また地上デジタル放送対応、コミュニティ機能再生、少子化対応に分類されます。具体的な内容はお示ししてあるとおりでございます。

なお、3月議会での議決をいただきましたも

本年度の予算執行は難しいと思われまますので、新年度に繰り越して予算執行することを想定しております。

それでは、予算書に戻りまして、その他の補正で主なものを説明いたします。

23ページでございますが、ここの財産管理費は地方自治法の規定に基づき、前年度繰越金の半分を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

24ページのふるさと納税制度事業費は、ふるさと応援基金に積み立てようとするものでございます。

26ページの介護保険事業費の補助金は、全額国からの補助を得て、市内3カ所の地域介護施設の車両等を購入しようとするものでございます。

それから、46ページの公債費の地方債元金は、牛根麓漁港の財産処分に伴い、かんぽ資金からの借入残額を繰り上げ償還するものでございます。

これらに対する歳入は、また前に戻りますけれども、9ページの事項別明細書の総括表及び11ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業の経費確定に伴う国庫支出金、県支出金及び市債並びに建設残土処分場使用料や諸収入などの特定財源を増額または減額し、なお不足する一般財源には地方交付税繰入金などを増額して予算の均衡を図ろうとするものでございます。

なお、寄附金は、一般寄附として市内田神の小田洋様より、また、市制施行50周年記念事業への指定寄附として関西垂水会より賜ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第17号について、質疑をさせていただきたいと思えます。

要は、地域活性化・生活対策臨時交付金、これがその趣旨に沿った形でやられているのかどうなのか。そしてまた、そのことで財源的な来年度との関係で運用が、市民の皆さんのそういう景気対策、経済対策の一環としてきちっと反映されるものなのかどうなのか、その観点について質疑をさせていただきたいと思えます。

先ほどお配りして私も目を通したんですけれども、もともとこの交付金は、地域経済が悪化したということで、財源不足に大変だということで支援措置を行うという意味と、景気対策、経済対策の一環として交付金を活用してきめ細かなインフラ整備を取り組んでいこうと、そしてそのことが積極的な地域の活性化につながっていくようにやってくれということで、そういったハード事業だけでなくソフト事業にも使っていくてもいいというようなことがたしか書かれていたというふうに思うんですが。

そういうことを考えて、1つは、この中でもそうですけれども、全体として、この交付金の期日や制約、このあたりはあるのかどうなのかですね。

2点目は、ソフト面も若干ありますけれども、地元の経済の活性化ということを考えてきたときに、例えば電子行政整備、これはある意味では行政の中身の問題だと思うんですが、これが地元の仕事に還元していけばいいなというふうに思うんですが、単純にこれはそういかない面があるというふうに思うんですが、こういう問題を議論した中身で、この点については議論なり、問題点はなかったのか、これが2点目です。

それから、あとソフト面での議論というのはどんな形でされたのか、これが3点目です。

それから4点目は、交付金そのものが期日や使い道に制約のあるものですので、そういう意味では、ある一定程度の期限を使った形でこれ

をしなければならないという面が出てくるかというふうに思うんですけれども、当然、次年度のもを本年度に持ってくるということもこの中には結構あるかというふうに思います。

そうすると、来年度の財源が浮くということ、それは、ある意味での一般財源だというふうに私は認識するんですけれども、そうやってきたとき、その浮いた財源をもっともっと活用していくということを、極端なことを言えば前倒しも含めて今の経済状況の中から考えなきゃならないという面があるかというふうに思うんですが、そういう点で、このいわゆる交付金を充当した場合に、その後の今度は次年度の浮く財源に対して、一般財源に対しての考え方、もしくは、もし取り組みがあればその内容をお知らせいただきたい。

そうでなければ、やっぱりそこも含めて活用していかないと、今回の景気、経済対策としての目的、趣旨には沿っていかないのではないかなど、こういう考え方を持っているんですけれども、いかがなんでしょうか。

○財政課長（岩元 明） たくさん御質問をいただきましたので覚えてはおりませんけれども、大体趣旨に沿った答弁をさせていただきたいと思うんですけれども、まず、この名のとおり地域活性化・生活対策交付金でございますので、当然この趣旨、目的というのはございます。ですから、私どもが当初各課から予算要求を受けたときに、この趣旨に基づいた形で精査させていただくと。当然、各課はこれまでできなかった事業あるいは新年度予算等で要求している事業で予算化されないような部分をすべて上げてくれと私どもは要求したんですけれども、それに当然上げてくるんですけれども、この趣旨に沿った形での査定になるよということも申し上げていたところでございます。

ですから、お配りしました資料にもあえて書いているのは、安全確保とか環境保全とかこう

いった趣旨、目的に分類わざわざしておりますのは、こういった趣旨に合致するものでないためですよということで取り上げたわけでございます。ですから、わざわざ予算とは別にこういった趣旨のもとののがこの活性化交付金の目的であるということをお知らせするためにわざわざこれを配付したわけでございます。

できれば新年度予算要求のあった中から前倒し、それから新年度予算要求になくても、次年度以降当然予算要求があるようなものにつきましても前倒しでこれで拾ったわけでございます。ですから、先ほどほとんど繰り越しになるだろうということで申し上げましたけれども、これは21年度予算の第2予算というふうに私どもとしてはとらえております。ですから、その分だけ、前倒しでした分だけ21年度の当初予算の額が若干減っているわけでございますけれども、そこに、おっしゃいますように、ある程度の余裕が生じてきたということでございます。

ですから、おっしゃるように、その余裕の生じてきたところにさらに活性化するための予算をつけたらどうかという御意見も当然出てくるだろうと思っておりますけれども、それにつきましては、新年度予算の審議のときにも申し上げようと思っていたところでございますけれども、財政改革プログラムの最終年度ということで、この中で最大の目標は財調基金を5億円以上積み立てるということでございます。この目標を達成するためには若干余裕のある新年度予算になりますけれども、そちらのほうに回したいと思っておりますのが私どもの本音でございます。さらに、これ以上の経済対策あるいは活性化に回す余裕があるのかどうかについては今のところお答えしにくいと思っております。

この交付金、今度の補正そのものが活性化につながるのかという御質問もありましたけれども、できるだけ、これ額としては53事業と細かく分けまして、市内の業者にほとんど発注し、

あるいは受注していただく観点でつくり上げたものでございまして、先ほど指摘されました、そういった一部には、ほんの一部ですけれども、市外の業者に発注しなければならないものもありますけれども、それを除きましてほとんど市内業者に発注して、受注していただいて、活性化につながればいいという趣旨で予算編成してございます。

○持留良一議員 確かにおっしゃるとおり、今回、市内の多くの業者の方々に仕事が行き渡れば、本当に一時的であったとしても経済効果、経済対策にはなるというふうに私も確信をし、そういう取り組みをきっとされるだろうというふうに思います。

ただ、この中身を見ても、実施中とか既定の事業に充当するという部分の面はやっぱりぬぐえない部分があると思うんですよね。そうしちゃうと、新たなやっぱり事業というか、景気、生活支援対策としての目的であるそのあたりもきちっとやっていかないと、地域活性化、ある意味での生活対策にならない面はあるのじゃないかなというふうに思うので、そういう意味では、ある程度今までの延長だと、さっき言われたような経済効果というのはどうなってくるんだろうかという部分も若干やっぱり私は指摘をせざるを得ないなというふうに思います。

そしてもう1点は、先ほど言いましたとおり、来年度の事業の単独事業に交付金を充当した場合、その財源が浮くと。そうすると、やっぱりもっとも市民の皆さんの中にはソフト面も含めていろんな要求が、ニーズがあるというふうに思うんですね。そのあたりを、さっき言われた財源をふやすとかということじゃなくて、その浮いた財源そのものをそのあたりにきちっと充当するような取り組みというのも一方では検討する必要があるんじゃないか。せつかくこれだけ交付金が下りてきて、その分が単純に言うと約2億円ぐらい浮くわけですから、その分

で今度は来年度の中でそのあたりを、新たな新規事業で生活支援対策なんかを取り組むということも重要ではないかなというふうに思うんですが、そのあたりはちゃんと押さえられるというふうに思うんですが、再度お願いしたいと思います。

○財政課長（岩元 明） おっしゃることはごもっともだと思っております。ですから、若干余裕が出てくる財源をさらに活性化につぎ込めというコンセンサスをいただければ、そうしてもいいと思うんですけれども、ただし、財革プログラムで財調は5億円積み立てるようになっていたじゃないかということ、それはそこまで考えんでもいいよとおっしゃっていただければ、そのようなこともできるだろうと思っております。

ただ、財政改革プログラムは、何度も言っておりますように、もう最終年度の仕上げでございまして、どうしても財政課としてはそれが気がかりでございまして、ですから、若干余裕が出てきた財源をほかのいろんなものに充てなかったのはそれを十分意識しているわけでございまして、どうしても財政改革プログラムの財調積み立て5億円以上というのを気になって私はずうがないんですけれども、ですから、この後続く、これだけ政府が大盤振る舞いをしたということは、その後は大分緊縮財政を迫られるという懸念もございまして、それは漠然とそう思っておりましたけれども、きのう持留議員からいただきました資料の中にも、はっきりと23年度以降交付税を引き締めていくんだよというのが関連法案の中に出ているという御指摘も、改めて私ども知りましたので、これはいよいよ、やはりその後にも備えないかんだなという気がしております。

ですから、これはもう皆さん方も一緒に御判断いただきたいと思うんですけれども、両方兼ね備えるということは非常に難しいと思っております。

ので、議員の皆様方の意見を十分お聞きしながら、御理解を賜りたいと思っているところでございます。

○持留良一議員 市長にお聞きしたいんですけども、最後は。今のをちょっと簡単にまとめると、私の認識は、財源が今回1億8,000万円ぐらい来ましたよと、その分を極端なことを言えば来年度の関係も含めて充当したわけですから、その分が浮きますよと。だから、当初の財政改革プログラムにはそう左右されない形で動いてきたはずなんです。だから、そここのところを強調して、その浮いた財源を、もっと切実な要求があるはずだと、そここのところに使ったらどうかということだったんですけども、再度、議長、今の議論を聞いていただいて、市長の認識をお聞かせください。

○市長（水迫順一） 財政課長がほとんど答えたとおりでなんですけど、私も全くそのとおりで思っております。

例えば、景気も非常に冷え上がってきました。うちだけでも大体5,000万円ぐらいの税収減があるかなというふうに思っておりますし、この際、雇用対策として、また生活対策として本当に1億8,000万円ちょっと、50万円ですか、いただいたんですが、これはまたとないボーナスなんですけど、後にまたツケが来るんだよということはしっかり考えていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

ですから、その中でも、この53事業をよく見ていただければわかるんですが、なかなか今までやろうと思っと思ってやれなかったのも幾つも入っておるんですね。ですからこういうこと、それから今後、要求があっても手をつけられないよというのも入れております。ですからこういうことをこの際やっていこうと。これは今度やらなければずっとできないだろうというような項目も幾つもあります。ですから、思い切ってそういうところをやっておるという意味では、

生活対策にもなっておるし、活性化にもつながっておると、そういうことであります。

それと、財調の話。もう皆さん、この件については十分御承知のとおり、3年続きの災害の中で6億円、市として吐き出しました。3億円ぐらいしかない財調の中で、本当に皆さんとともに苦しんだ一時期がありましたけど、今もまだ3億円ちょっとなんです。やはり5億円以上、できたら7～8億円の財調を持つとって、どんな災害がいつ来てもいいよというような体制はしっかり整えることがまず大事だと、そういうふうに思っております。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第18号～議案第27号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第21、議案第18号から日程第30、議案第27号までの議案10件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第18号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第19号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第21号 平成20年度垂水市老人保健施設特

別会計補正予算（第1号）案

議案第22号 平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第23号 平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案

議案第24号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第25号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第26号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案

議案第27号 平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志） それでは、議案第18号平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、現在までの診療分に基づき、今後の年間推計を行った結果、保険給付費に変動が予想され、また、国、県、国保連合会からの通知に基づき、共同事業拠出金が不足することから、120万円の増額補正を行うとさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細により御説明申し上げます。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

12ページをお開きください。

3、歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費のそれぞれの目は、今後の医療費の動向を勘案し、補正するものであります。

次の13ページ、2項の高額療養費につきましても、診療分の実績により年間推計を行った結果、過不足が見込まれることから補正を行うものであります。

4項の出産育児諸費の1目出産育児一時金は、

一般会計から繰入金に伴う財源更正を行っております。

次の14ページの5項葬祭諸費の葬祭費は、75歳以上の方々が後期高齢者医療制度に移行されたため、当初見積もりの3分の1になったことによる減額であります。

3款後期高齢者支援金等は、歳入の1款国民健康保険税に設けております後期高齢者支援金分の減額に伴う財源更正であります。

それに、次の15ページの6款介護納付金につきましては、介護納付金分の増額に伴う財源更正であります。

7款共同事業拠出金の1項1目高額医療費拠出金につきましては国並びに県から、3目の保険財政共同安定化事業拠出金は国保連合会からの通知に基づき、補正並びに財源更正を行っております。

これに対する歳入でございますが、6ページをお開きください。

1款の国民健康保険税並びに7ページの3款使用料及び手数料の補正は、今後の動向を勘案し、補正しようとするものであります。

4款国庫支出金の1項国庫負担金、2項の国庫補助金は、国から示された直近の年間概算交付額を補正しております。

あけていただきまして、8ページであります。

5款の療養給付費交付金は、退職被保険者等の医療費に対する交付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づき、増額補正をいたしております。

7款の県支出金も、県からの年間概算交付額が示されたことに伴う歳入の減額補正をしております。

9ページであります。

9款の共同事業交付金につきましては、国保連合会からの通知に基づき減額補正しております。

11款の繰入金、1項基金繰入金につきまして

は、今回の補正に伴う財源不足として計上いたしております。

9ページから10ページにかけての2項他会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等の確定に伴い、一般会計繰入金の補正を行っております。

12款の繰越金は、平成19年度の療養給付費交付金の返還額が確定したことに伴い、1目の療養給付費交付金繰越金と2目のその他繰越金との費目の更正を行っております。

13款の諸収入につきましては、今後の見込み額を補正いたしました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ28億3,676万円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、平成20年度分の医療給付費の実績、推移を勘案し、今後の見込み額分を補正し、それに見合う社会保険診療報酬支払基金、国・県支出金、一般会計繰入金の見直しを行った結果、1,879万8,000円の減額補正をしようとするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

5ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

2款1項の医療諸費、1目の医療給付費は、医療機関等への入院、外来、歯科、調剤などの医療給付費に要する費用です。

2目の医療費支給費の負担金、補助及び交付金は、柔道整復施術料やコルセット等の現金給付に要する費用です。これらの実績、推移を勘案し、減額補正をいたしております。

これに対する歳入であります。4ページから5ページにお示ししております。

冒頭、補正理由で申し上げましたが、医療諸費に対する支払基金、国庫支出金、県支出金の負担金、それに一般会計繰入金、それぞれを減額し、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億5,344万6,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第20号平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について説明をいたします。

今回の補正は、今後の介護保険給付費見込み額の精算に伴う介護給付費の減額と介護保険制度改革に伴う介護従事者処遇改善臨時特例基金、それから給付費の準備基金への積み立てが主な理由でございます。

今回の補正の額は、歳入・歳出それぞれ1億1,820万6,000円を減額し、補正後の予算総額は、それぞれ17億4,054万円とするものでございます。

まず、歳出から説明いたします。

4ページの事項別明細書に沿って説明いたしますが、9ページをお開きください。

1款の総務費の補正の主なものは、13委託料が法改正に伴う事務処理のシステム改修等でございます。それから25の積立金は基金への積み立てでございます。介護従事者処遇改善特例基金が主なものでございます。

続きまして11ページから14ページでございますが、11ページの2款の保険給付費でございますが、減額補正でありまして、今後の所要見込み額に基づき、不用となる額について整理するものです。

減額補正の主な理由は、グループホーム入所見込みや通所利用者等の伸びがなかったこと、それから増額の主な理由は、当初見込みより需要がふえたことによるもので、在宅介護サービ

スのケアプランの作成件数の増、それから福祉用具購入、住宅改修の希望者増によるものでございます。

それから、14ページから16ページの5款の地域支援事業費の減額補正の主なものは委託料でございまして、通所型の予防事業、それから生活機能評価医療関係の業務委託、これが640万円の減、それから、20年度から始まった特定健診制度に伴う65歳以上の生活機能評価電算システムカスタマイズ費用が減額になったものでございます。

歳入につきましては、4ページの事項別明細書をごらんください。

保険料を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額いたしまして、歳入・歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願います。

続きまして、議案第21号平成20年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について説明いたします。

補正の理由は、収益の確定見込みに伴い、追加補正をしようとするものでございます。

今回の補正の額は、歳入・歳出それぞれ6,300万1,000円の追加をし、補正後の予算の総額は、歳入・歳出それぞれ5億9,021万円とするものです。

歳出から説明いたします。

5ページをお開きください。

第1款事業費の追加でございしますが、この中の委託料は、指定管理料の中の材料費、それから光熱水費、環境整備費などに伴う増額補正でございまして、負担金、補助金は人件費に対する負担金でありまして、看護師等の採用や夜間加算手当に対する補正であります。基金積立金は、前年度繰越金を積み立てるものでございます。

歳入は、3ページの事項別明細書をごらんください。

繰越金と諸収入を増額し、使用料及び手数料を減額しまして均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願います。

続きまして、議案第22号平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について説明を申し上げます。

今回の補正の理由でございしますが、病院事業収益の増額及び病院事業費用の増額補正と、医療機器の入札結果に係る企業債の減額及び建設改良費の減額補正をしようとするものでございます。

1ページの予算に関する説明書をお開きください。

第2条の業務予定量は、外来患者増見込みにより1,892人増とし、11万662人といたしております。

第3条の収益的収入及び支出の補正でございしますが、収入の病院事業収益を7,736万円増額し、総額で21億1,071万6,000円にいたしております。

内訳といたしましては、入院外来等の医業収益を7,878万3,000円、医業外収益の一般会計負担金を地方交付税確定により142万3,000円減額いたしております。

支出につきましては、病院事業費用を8,027万7,000円増額し、総額で21億1,023万5,000円にいたしております。

内訳は、医業費用を8,400万2,000円増額し、医業外費用を107万5,000円増額し、特別損失を480万円減額いたしております。

資本的収入及び支出について申し上げます。

垂水中央病院の医療機器購入等の入札に伴う減額補正でございまして、企業債を3,960万円減額し、総額を5,040万円にし、支出につきましては、医療機器購入等である建設改良費を3,957万2,000円減額して、総額1億6,220万1,000円にいたしております。

これに伴い、2ページの第5条関係の企業債

の補正は、起債の限度額を9,000万円から5,040万円に減額いたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（太崎 勤）議案第23号、議案第24号及び議案第25号につきましては生活環境課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第23号平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、年度末決算見込みに伴う所要額の減額を行い、予算の整理を行おうとするものでございます。

6ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費、1目一般管理費の11節需用費の光熱水費は、電気料に不足を生じるための増額補正、消耗品費や13節委託料から27節公課費までは、不用額整理のため減額補正しようとするものでございます。

2目財産管理費は、と畜場施設整備基金の利子を同基金に積み立てるために増額補正をしようとするものでございます。

次に、4ページの歳入につきまして御説明いたします。

1款事業収入、1目と畜場使用料は、当初見込みより豚のと殺頭数が大幅に減少しているため、減額補正しようとするものでございます。

3款財産収入、1目利子及び配当金は、と畜場施設整備基金利子の増額補正、5款繰越金は、前年度繰越金を計上いたしております。

5ページの6款諸収入の2項雑入は、消費税申告の還付金、3項受託事業収入といたしまして、枝肉確認票発行業務の受託事業収入を追加計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,633万8,000円になります。

引き続きまして、議案第24号平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、年度末決算見込みに伴う所要額の追加を行い、予算の整理をしようとするものでございます。

5ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費の1目一般管理費の13節委託料は、維持管理等委託料の決算見込み額確定による減額補正、25節積立金は、前年度繰越金等を垂水市潮彩町排水処理施設整備基金に積み立てるために追加補正しようとするものでございます。

4ページの歳入につきましては、分譲住宅に伴う施設維持管理手数料と前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,026万3,000円になります。

次に、議案第25号平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、この特別会計の前年度繰越金を追加補正し、補正額の財源を組み替えようとするものでございます。

5ページの歳出で説明いたしますと、1款総務費、1目一般管理費の補正額の財源内訳を、特定財源中のその他であります一般会計とこの特別会計の一般財源を組み替えようとするもので、したがって、今回補正額の増減はありません。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（迫田義明）議案第26号平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによる整理等と執行残の整理が主なものでございます。

既定の歳入歳出予算総額から歳入・歳出それぞれ41万8,000円を減額し、予算総額をそれぞれ

3,440万6,000円にしようとするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

5ページでございますが、1款総務費、1項一般管理費の役務費、通信運搬費でございますが、景気後退に伴い、簡易水道使用料の督促及び催告状の発送件数が増加したため、1万5,000円を増額補正するものでございます。

残りの節でございますが、今後の執行見込みによります減額補正するものでございます。

対応します歳入につきましては、4ページにお示ししております。

1款使用料及び手数料、1項使用料の84万5,000円の減額でございますが、給水人口の減少だけでなく、水道料金の値上げ等もあり、各家庭での節水により拍車がかげられたため、当初積算より少なくなったことが主な原因と考えられます。

2項手数料、1目手数料でございますが、当初見込みよりも新築工事が多かったこと等により、6万1,000円増額補正するものでございます。

2款繰入金、1項繰入金、一般会計繰入金でございますが、使用料の減額に伴い、人件費不足分を補うため、増額補正することによりまして収支の均衡を図っております。

続きまして、議案第27号平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案について御説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、送水管及び配水管の布設がえ工事に伴い、固定資産の除却費が生じたため、補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条中にあります第3条の収益的収入及び支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を557万5,000円増額いたしましたして、総額を2億2,568万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 済みません。2つの議案につきまして、質疑させていただきます。

まず、議案第19号なんですけど、垂水市老人保健医療特別会計補正予算ですね、5ページの歳出の部分、目の2医療費支給費、減額への補正ということで、この部分については別段異論ないんですけども、ただ柔術への医療給付ということで、この分は本市だけではなくてやっぱり国の部分、全国レベルで問題になっていると思うんですね。

結局、柔術の部分の支払いという部分は、医療対象は脱臼とか打撲、そういう部分しか認められていないと思うんですけども、実際にはマッサージするために行っているという部分が実際あると思うんです。市内の部分の認可の基準の部分と、市外の部分も、これは当市が関与できる範囲ではないんですが、その部分の支払いという部分が、やっぱり受益者負担は当然自分たちがやるべき部分ですから、この辺の部分进行をどうか改善できる方法はないのかという部分をまずお聞きいたします。

それからもう1点、議案第23号と畜場の部分なんですけど、この部分につきましては、収入が減っていると、歳入が674万4,000円の減ですか、豚のと殺が減っているということですね。これは私も畜産業界におりますので、感染症によって死亡した豚が多いということで収入減になっていると思うんですけども、この収入確保ですね、これは業者さんの部分がやらなきゃいけない部分と、またここの部分、収入確保、結局、と畜場の部分を市外からの搬入という部分を確保できないのかという部分がまず1点です。

また、支出の抑制ですよ。と畜場について

は老朽化しておりまして、この部分もやはり余分な金がかかっていると、修繕費ですね、昨年も物すごい金がかかっていたわけですが、この部分、だましまし使っていくのか、それとも新設していくのか、また民間への移譲という部分も考えられると思うんです。ここの部分をどう考えているのかお聞きいたします。

またあと、と畜場についてはもう1点、6ページですか、歳出の部分で、畜魂祭の負担金ですね、マイナス11万円の部分で補正が組まれているわけですがけれども、このもとの部分が一体幾らだったのか、実際幾ら支出されたのか。この2点について、と畜場についてはお伺いいたします。

以上で終わります。

○市民課長（三浦敬志） 感王寺議員の議案19号の老人医療特別会計に対する御質問でしたが、一応老人保健医療につきましては、平成20年3月以前に診療された分の整理を今現在しております。その整理分が出てきた部分がこの医療支給部分ということだと思います。医療支給部分につきましては、まずマッサージ等が必要な部分は、ほとんどは医師の指示というか、医師の証明許可というようなものが必要となります。それに基づいて、マッサージ等が出た場合には支払いということを行っております。

以上です。

○生活環境課長（太崎 勤） ただいまの感王寺議員の質問、3点ほどあったと思うんですが、市外からの豚の搬入、と殺の搬入は見込めないかということですが、今、大体市内の業者の方と市外から持ち込まれる分と約半々だと記憶をしております。これは、私どものほうで行政として、そういうと殺の搬入をというのを今の段階では1社、大隅ミートさんにゆだねておりますので、今後のまた検討課題だと考えております。

それと、修繕につきましては、ここ2～3年、

昨年も屋根の修繕をいたしましたけれども、基金を取り崩してやっておりますけれども、特別会計の中で基金を毎年取り崩しておりますので、その部分で新たにそういう新設とかあるいは大きな修理とかいうものについて大変苦慮いたしているところでございます。

それと、畜魂祭の件でございますが、ちょっとただいま数字を持ち合わせておりませんが、大体記憶としては5～6万円ぐらいかかったかなというようなことでございます。

以上です。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 済みません。老人保健医療の部分ですね、課長のほうから答弁いただいたわけですがけれども、医師の許可という部分で答弁いただいたわけですが、實際上医師の許可なくして行われているというのがこれは事実でございます。この部分も当市云々でできる問題、難しい問題かなとは思いますが、やっぱり、やみの部分なんですね、これは支出の部分のですね。この部分をうまくどういう形に変えられるのか、その方策を今後、検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。もう答弁は要りません。済みません。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第18号から議案第27号までの議案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第27号までの議

案10件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時15分から再開します。

午後0時7分休憩

午後1時15分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第28号～議案第41号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第31、議案第28号から日程第44、議案第41号までの議案14件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第28号 平成21年度垂水市一般会計予算案

議案第29号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第30号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計予算案

議案第31号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第32号 平成21年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第33号 平成21年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第34号 平成21年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第35号 平成21年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第36号 平成21年度垂水市と畜場特別会計予算案

議案第37号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算案

議案第38号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第39号 平成21年度垂水市簡易水道事業特

別会計予算案

議案第40号 平成21年度垂水市水道事業会計予算案

議案第41号 平成21年度垂水市病院事業会計予算案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）平成21年度の施政方針を発表させていただきます。

本日、平成21年3月定例市議会の開会に際し、平成21年度予算案並びに関連諸議案の御審議をお願いするに当たりまして、私はここに、市政運営に臨む所信を明らかにし、議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

私は、市長就任以来この6年間で「市民の目線に立った市政の推進」をモットーにして、3つの視点「改革」「協働」「前進」を念頭に置きながら、経済、環境、福祉のそれぞれの領域が調和のとれた、そして財政的にも「持続可能な垂水」を目指して、全力で市政運営に取り組んでまいりました。

そして、市民の皆様が中心となる、共生・協働のまちづくりが着実に進み、さらなる行財政改革の取り組みにより、財政状況も徐々に改善されております。これもひとえに市議会を初め、関係者の皆様の温かい御理解と御支援のたまものであり、心から感謝を申し上げます。

また、昨年は市制施行50周年という大きな節目を迎えることができ、多くの市民の皆様の参加により、記念式典などの事業を開催することができ、素晴らしいときに市長をやらせていただいていることに大きな喜びを感じますとともに、今日の発展と繁栄を築かれた先人の業績に対しまして感謝を申し上げます。

さらに今後も、先人の方々に引き続き本市を発展させるためには、長期的なビジョンでの垂

水づくりが必要でございます。本市だけではなく広域的に、大隅地域、そして広くは鹿児島県の発展なくしては、本市の発展は難しいものと考えております。そのために桜島架橋実現への活動、東九州自動車道の利活用のための高隈山トンネル実現への活動が欠かせないものと思っております。そして、環境型社会の先進市となるように、バイオマスタウン化を目指し、地域資源を活用した新エネルギー対策にも取り組むべきと考えております。

平成21年度の市政運営に当たっては、昨年度までの3つの視点「改革」「協働」「前進」を念頭に置きながら、昨年策定されました「第4次垂水市総合計画」の基本理念であります、「市民と協働のまちづくり」「将来へ自信を持って引き継げる環境に配慮したまちづくり」「地域資源を活用したまちづくり」を目指し、全力で市政運営に取り組んでまいります。また、急激な景気後退による雇用不安や消費の低迷など非常に厳しい社会情勢にあり、本市においても、国・県の動きとも連携しながら、雇用の創出や基幹産業の振興など景気対策を講じてまいります。

第1の視点「改革」でございますが、改革なくして発展なしを基本とし、市民の視点に立った行政経営を進めるために、引き続き行財政改革を着実に実行し、持続可能な財政づくりに努め、積極果敢な行政改革に努めてまいります。

しかしながら、本市の厳しい財政状況の中でも、市民生活の維持、福祉の向上、産業の振興・発展の必要不可欠な事務事業などについては、限られた財源の中で、より効率的、効果的に施策の目的を達成できるように創意工夫しながら、これまで以上に施策の選択を図り、市民満足度が得られるよう市政運営を行ってまいります。

次に、第2の視点「協働」でございますが、「住んで良かったと思えるまちづくり」「元気

な垂水」を基本として、安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくりを進めていきます。

市民と協働のまちづくりのためには、市民の皆さんに「自分たちのまちは自分たちでつくる」というまちづくりの意識を持っていただくことも必要でございますが、そのためにも、昨年からは始めました地域担当職員制度を充実させると同時に、地域の振興につながる公民館活動の活性化を図りたいと考えております。また、市職員や市民のボランティア活動への積極的な参加を促すことにも取り組んでいきたいと考えております。

最後に、第3の視点「前進」でございますが、市民生活、地域の日々の発展を基本として、限られた財源、自然・社会資源、市民の皆様の能力と知恵を有効に活用したいと考えています。

本市の豊富な農林水産資源の魅力と恵みを活かし、農・畜・水産品の流通の強化やPRに努めるとともに、インゲン・キヌサヤ等続くポスト商品の開発や液肥の活用対策を進めてまいります。

また、観光に関しましては、大隅の玄関口としての役割を果たせるよう、高峠や道の駅、猿ヶ城、宮脇公園を連携した観光拠点として、体系づくりができますよう努力していききたいと考えております。

まちづくりは人づくりからと言われます。次代を担う子供たちの子育て環境の整備のために、医療費の助成、定住促進住宅の家賃の軽減、子育てグループへの支援に取り組みます。また、生涯を通じまして主体的に学ぶことができる生涯学習等の充実、高齢者や子育て中の方々に対応する傾聴ボランティアの育成にも取り組んでいきたいと考えております。

ことし1月に鹿児島大学との包括連携協定を締結いたしました。この協定は、地域社会の発展に寄与することを目的に締結されたもので、

今後の本市の住民福祉の向上、まちづくりに活用していきたいと考えております。

また、地方税法の改正により「ふるさと納税」制度が導入されたことから、寄附金を財源として、垂水市を応援する多くの人々の参加による元気なまちづくりを進めていくため、「垂水市ふるさと応援基金条例」を制定いたしました。

平成20年度は、垂水市出身者を初めとして100名を超す皆さんから寄附をいただいております。早速平成21年度の施策に当該財源を活用していくことにしております。

今年度も多くの人々の参加によりますます元気なまちづくりを進めていくために、引き続き寄附の協力をお願いしてまいります。

続きまして、昨年策定いたしました「第4次垂水市総合計画」の基本計画に沿った主要な実施計画について、順次御説明を申し上げます。

「自立した地域をつくるために」、共生・協働によりますます地域づくりの推進、市民の多様な交流と連携の促進、地域を支える人材の育成に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現のために、人権の尊重をもとに、生き方・価値観の多様性を認め合い、支え合う意識・環境づくりを進めてまいります。

市民や各種団体の多様な交流と連携に対します支援体制づくりの取り組みを進め、たるみず市民活動ネットワークの活性化を図ってまいります。

また、鹿児島大学公開講座を開催し、地域づくりの核となる人材づくりを進めてまいります。

「学びあえる地域をつくるために」、子育て支援体制の充実、学校教育の充実、学びあう社会の構築、地域文化の促進・保護・活用に取り組んでまいります。

児童福祉につきましては、平成17年3月策定の「垂水市次世代育成支援対策行動計画」は中間年次となっておりますので、本年度中に市民

の子育て支援に関するニーズ調査等を実施の上、後期計画を策定することにいたしております。

子供は次代の社会の担い手であり、それゆえに子育てしやすい環境づくりが重要でございます。また、近年少子化が社会問題となっており、社会のさまざまな面でその深刻さが増しております。この少子化の傾向を改善していくためには、経済的負担の軽減やきめ細かな育児支援施策など、子供を産み育てやすい環境の整備が求められております。これらを踏まえまして、新年度も引き続き当市独自の取り組みを加え、少子化対策を実行してまいります。

具体的には、医療費助成の拡大を行い、中学校卒業までの医療費の自己負担を助成してまいります。また、病後児保育に関しましても継続し、妊婦健診の公費負担の回数を5回から14回に拡大いたします。

そして、障害児保育を実施する保育所に対しまして、障害児の受け入れの増進を図るため引き続き支援してまいります。放課後の児童対策としては、放課後児童クラブの推進を引き続き進めてまいります。

近年、児童・生徒数の急激な減少によりますます学校の小規模化に加え、家庭・地域の教育力の低下等で児童・生徒を取り巻く教育環境が大きく変化しております。

このような中で、垂水市の未来を担う大切な子供たちの生きる力をはぐくむため、教育環境を整備し、学校教育の一層の充実を図り、活力ある学校づくりを目指します。

また、学校の安全・安心づくりのため、施設の耐震化を含めた施設の整備を進めてまいります。

学校規模適正化の推進におきましては、平成22年4月1日の垂水中央中学校の開校に向け、望ましい中学校づくりの準備を進めてまいります。さらに、統合で必要となります施設整備についても、統合中学校にふさわしい環境づくり

を進めてまいります。

また、閉校となります中学校の跡地利用につきましては、各地域の希望等をお聞きしながら検討してまいりたいと思います。

垂水高等学校問題につきましては、平成21年度から普通科が1学級減となったことから、危機感を持って行政、地域、学校が一体となって、存続に向けた取り組みが必要と考えているところでございます。

学校教育につきましては、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、知育、徳育、体育に食育を加え、調和のとれた教育の充実により「垂水の子らを光に」の実現を図り、感性豊かでたくましい児童生徒の育成を図ってまいります。

そのため、垂水の山や川、海などの自然や歴史、文化のすばらしさに気づかせるとともに、農業・漁業などの体験学習を通して「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」の育成に努め、基礎学力の定着と心の教育を推進いたします。

さらに、「理科大好きな子ども」育成のための諸事業、和田英作ジュニア絵画展、ふるさと俳句コンクール、複式学級のある学校が合同で授業を行いますセカンドスクールなど、垂水らしい教育実践に努めてまいります。

社会教育と地域づくりにつきましては、「心あたたかい人々の住む、文化の香り高いまちづくり」を目指し、市民が生きがいを持ち、潤いと活気に満ちた健康で明るいまちづくりを進めてまいります。

「まちづくり・ひとづくりを進める」につきましては、具体的事業としまして、瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールや市民文化祭・市民音楽祭・市民体育祭・生涯学習のつどいなどの開催を関係団体の協力によりまして実施するとともに、市民の学習機会を拡大するため市民講座や公民館講座の充実を図ります。また、地域住民の身近な存在であります地区公民館を地域活動の拠点として位置づけ、地区民が集い、学ぶ

場所としての役割を担えるよう努めてまいります。文化活動は、郷土の先人たちの偉業を市民へ啓発する事業の実施に加えまして、島津墓地の寄贈を受け、文化財保護の充実や文化財保存活用のための人材育成に取り組みます。

スポーツを通じて市民の健康づくり、生涯スポーツの振興を図ってまいります。昨年4月からスタートしました「柗原スポーツクラブ」のほか、1～2カ所の総合型スポーツクラブの設立を目指し、地域を拠点とした健康づくり、スポーツレクリエーション活動の場が広がるよう支援してまいります。

また、大野ESD自然学校につきましては、教育施設及び地域活性化施設としての機能を十分発揮できるよう、地域住民の方々や鹿児島大学との連携のもと、「生きる力」と「持続可能性のある社会実現能力」を備えた人材づくりに取り組んでまいります。

「生きがいを持ち、健康に暮らすために」、地域保健の充実、高齢者保健福祉の推進、障害者保健福祉の推進、医療体制の充実に取り組んでまいります。

生涯にわたり健康で生き生きと暮らせることは、私たちだれもが願うところでございます。近年は、心身ともに自立して健康に生きられる「健康寿命」が注目される中、生活習慣病の予防やその早期発見・早期治療がますます大切になっております。

市民一人一人の健康づくりへの自覚と実践を促すとともに、地域が一体となった取り組みを進め、保健・医療・福祉の連携した笑顔と元気のあるまちづくりを目指します。

健康づくりといたしましては、各種検診の受診率向上を目指すとともに、保健師などの専門家を確保し、市民の健康づくりを積極的に支援してまいります。特に、特定健診の受診率を高め、メタボリックシンドロームに該当する方やその予備群の方々に対しまして、生活習慣の改

善を促す特定保健指導を行い、医療費の抑制を図ってまいります。

また、感染症対策では、昨年より実施しております麻しんの予防接種につきましても、国が策定した麻しん排除計画に基づき、13歳及び18歳の方への定期予防接種を継続して実施してまいります。新型インフルエンザ対策では、関係機関と連携し、感染防止に努めます。

次に、高齢者福祉でございますが、平成21年度から23年度までの「垂水市第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしましたので、介護保険制度について適切な運用を図るとともに、できる限り介護状態にならないように介護予防にも重点を置いてまいります。比較的軽度な要支援の方には「地域包括支援センター」が相談窓口となってサービス利用計画（ケアプラン）の作成を行い、適切に実施してまいります。また、介護保険に該当しない方には介護予防の見地から、各種講習会の開催、情報の提供等を行う地域支援事業のサービスを提供してまいります。

障害者福祉につきましては、「障害者自立支援法」の枠組みにより、引き続き相談支援・コミュニケーション支援・移動支援・日常生活用具給付事業等の「地域生活支援事業」を実施してまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、市民のニーズにこたえるため当番医制度や病院群輪番制などを実施してまいります。

地域福祉の充実につきましては、助け合い、支え合う地域社会づくりが求められております。ボランティア等の育成・支援を行うとともに、地域住民等の連携により高齢者・障害者を見守り支援する地域ケアシステムを引き続き推進してまいります。

具体的に申しますと、高齢社会の進行に伴う認知症の方・独居老人、子育て支援に対し、高齢者や子育て中の方々が多くを話し、負担が少

しでも軽くなるよう手伝う傾聴ボランティア（心の安らぎ支援）について育成することにいたしております。

次に、母子・父子福祉でございます。母子・父子家庭の生活安定と自立を図るため、関係機関との連携を強化しながら相談や支援を行ってまいります。

低所得者福祉につきましては、生活支援の必要な市民が健康で文化的な生活水準を維持できるよう支援し、自立に向けた相談や助言を行ってまいります。

「暮らしの安全を守るために」、地域防災対策の推進、安心安全な地域社会の構築、快適な都市基盤の整備に取り組んでいきます。

平成17年度から3年続いて台風、豪雨災害に見舞われ、昨年3月には竜巻被害が発生し、今月に入り桜島の噴火活動が活発になるなど、あらゆる災害を想定しつつ、危機管理体制づくりを含めた、災害に強い安心・安全なまちづくりを推し進めてまいります。また、災害復旧・復興対策につきましても、引き続き緊急課題として取り組んでまいります。

ソフト面での防災対策でございますが、地球温暖化によりますます異常気象に起因すると言われる予測困難なゲリラ豪雨に伴う土砂災害や、台風の強大化による風水害等の発生が十分に予想されます。平成20年9月で鹿児島県が指定しました土砂災害警戒区域は本市内で351カ所にもなりますことから、その区域に居住されている方、特に自力での避難ができない要援護者対策、ハザードマップの整備や確実な情報伝達、避難誘導体制づくりに努め、地域防災計画の見直しも行いつつ、「人的被害ゼロ」を目指して防災体制の整備充実を図ってまいります。

その1つ目としまして「自主防災組織」につきましては、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」「共助」の防災意識が住民の方々に醸成されつ

つありますが、今後も自主防災組織の結成に積極的に取り組んでいただけるよう啓発に努め、地域特性に応じた組織の育成と連携を推進してまいります。

また、平成20年11月に自主防災組織役員や地域防災推進員といった方々と職員を対象にした、リーダー育成を目的にした地域防災力を高めるための研修会を実施いたしましたところであり、今後も、引き続きリーダー育成のための研修会に取り組み、自主防災組織による防災点検や防災訓練などの活動推進を図ってまいります。

2つ目には、特に危険な地域に居住する高齢者など、災害時に自力で避難できない方々「災害時要援護者対策」であります。対象者の把握に努め、要援護者台帳の整備を進めているところでございます。

また、災害時要援護者で市が指定します指定避難所での避難生活が困難な方々のために避難施設として、市内社会福祉施設7施設6法人と協定を締結いたしましたところであり、今後もさらに、「共助」「公助」による避難支援体制を図れるよう取り組んでまいります。

3つ目には、市民の生命と財産を守るために、災害対策基本法及び垂水市地域防災計画に基づき、災害発生に際しまして防災関係機関が相互に緊密に連携し、情報連絡・伝達・救出・救護・避難誘導等及び災害応急対策が迅速・適切に行われるよう、防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図る目的で、牛根二川地区を会場にしました「総合防災訓練」を実施いたします。

消防力の整備につきましては、市民の生命・身体及び財産をあらゆる災害から守るためには、複雑多様化した社会生活環境に対応できる消防力の整備を図ることが必要となります。平成21年度も引き続き消防職・団員の資質向上を図るために、県消防学校における教養・訓練を実施いたします。また、消防団における各地区分団の消防訓練を消防本部職員の指導のもとに実施

することにより、今後の消防防災活動に対応するとともに、消防体制の充実に努め、市民に対する防火・防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路につきましては、国土交通省の事業では、海潟トンネルを含む鶴田川・早咲大橋間の改良事業は20年度に用地測量が終了しておりますので、工事の早期着手と、海潟地区及び新城・終原地区改良工事の早期完成を要望してまいります。なお、国道220号の辺田・二川地区の歩道拡幅工事は平成19年度に事業が採択され、用地交渉に入っております。牛根境地区の歩道拡幅工事も用地測量をいたしておりますので、早期の工事着手を要望してまいります。また、県道につきましても改良工事の早期完成を要望してまいります。市道につきましては、平成20年度に引き続き、元垂水原田線の整備を進めてまいります。そのほか、災害防止対策としましては、引き続き急傾斜地崩壊対策事業で脇登地区及び中浜地区等の整備を行います。あわせて農村災害対策整備事業の推進により、災害を未然に防止できるよう取り組んでまいります。

平成20年度で、市内全地区で土砂災害警戒区域の指定を完了しましたが、これに関連した砂防・急傾斜・治山等の事業を要望してまいりたいと思っております。

「自然と共生していくために」、循環型社会の構築、環境の保全、地域資源の活用に取り組んでまいります。

循環型社会の構築につきましては、今年度はバイオマスタウン構想を策定し、バイオガスを初めとする今後の地域資源の利活用について構想をまとめてまいります。

次に、生活環境に関することですが、地球温暖化問題は世界共通の課題とされており、この対策における重要な施策の1つが温室効果ガスの早期削減であり、特に、先進各国における積極的推進は緊急の役割とされています。

市の事務事業としましては、平成19年度策定した実行計画をもとに、温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進しているところでございます。

地域におきましても各家庭へのエコポスターの配布、マイバック持参運動など、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、連携・協働して環境への負荷の少ない循環型社会を構築するために、あらゆる広報を駆使し、普及啓発に努め、市民意識の向上を図ってまいります。

ごみ処理につきましては、主に平成20年4月に本格稼働した2市4町の広域で共同処理する肝属地区清掃センターで処理しております。そのごみ処理体系につきましては、構成市町ごとに取り組むこととなっておりますので、引き続き、ごみの26分別を推進し、発生抑制・再使用・再資源化の3Rの循環型社会の構築を目指してまいります。

生活雑排水対策としまして、川や海の水質保全を図るため、引き続き合併浄化槽の普及促進に努めてまいります。

「経済が持続発展していくために」、魅力ある農林業の振興、魅力ある水産業の振興、活力ある商工業の振興、働く環境の充実、魅力ある観光の振興に取り組んでまいります。

温暖な気候と自然環境に恵まれた地理的条件を生かした産業振興が必要であると考えております。

本市の農業は、温暖な気候を生かした、園芸・畜産・果樹を中心とした複合経営がなされております。しかしながら、消費者の食に対する変化、生産資材等の高騰、農産物の輸入及び国内の産地間競争、さらに農業従事者の高齢化、若年層の農業離れによります後継者の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっております。

このような状況を踏まえ、垂水市の農業・農村を支える担い手育成確保等に積極的に取り組

み、垂水市に即した農業の構造改革の実現に向けた事業を行ってまいります。また、農業振興のために、バイオガス製造過程で発生する液肥の有効利用を検討してまいります。

次に、豊かな森と海づくりに向けて、森林が持つ多面的な機能と水土保持の役割を十分発揮できるよう、間伐実施事業や森林環境税関係事業などを利用し、適切な森林整備を行ってまいります。

堆肥センターの運営につきましては、環境にやさしい土づくりを進め、堆肥の安定供給に努めてまいります。

畜産振興対策としては、資源リサイクル畜産環境整備事業によります地域環境に配慮した生産基盤の整備を進め、畜産農家の組織強化と経営安定に努めてまいります。

また、耕作放棄地の防止及び農地の多面的機能の確保に努めるとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備を図るため、中山間地域等直接支払事業と農地・水環境保全向上対策事業を推進し、新たな中山間地域総合整備事業の導入を図り、環境整備に努めてまいります。

次に、水産業の振興につきましては、長期にわたるブリ、カンパチ等の魚価低迷や昨年来の世界的な不況によります消費の落ち込みにより、以前にも増して厳しい経営環境になっておりますが、引き続き両漁協と連携し、関係機関の協力を得ながら、水産物の販路拡大の支援や消費拡大に向けてのPR活動の支援を行います。

また、垂水市漁協が、種子島周辺漁業対策事業により平成21年度から22年度にかけて実施します、新城沖への養殖生けすの移転に対しまして支援してまいります。

漁業生産の基盤となる漁港整備の充実を図るために、垂水南漁港・海潟漁港の整備促進を継続して図ってまいります。

牛根麓漁港の整備につきましては、鹿児島県

が管理する漁港として整備してまいります。平成20年度には深淺測量や基本設計等を行いました。この漁港は国内でもまれにみる深さがあることから、21年度はさらに詳細な調査研究をする予定でございます。

活力ある商工業の振興につきましては、景気は後退局面の厳しい状況にありますことから、これまでも支援策として行っております商工振興資金利子補給事業や商工会運営事業を引き続き継続してまいります。そのほかに、道の駅たるみずのレストランと物販施設について、手狭な状況にありますことから、サービスの改善と収支改善のために店舗面積の拡張を行う計画しております。

次に、働く環境の充実であります。景気の後退で雇用環境は非常に厳しい状況にあります。製造業などの企業立地が少ない本市にあっても例外ではありません。本市においては、新たな雇用の創出を図るために、平成19年度から3カ年の事業計画で地域雇用創造推進事業に取り組んでおります。今年度は、この事業に加えまして、平成20年度末に採択を受けました地域雇用創造実現事業という新しい事業によって、本市の特産品を使った新商品の開発や販路開拓事業及び観光資源を活用した観光メニューの開発事業などにより雇用の創出に取り組んでまいります。

次に、魅力ある観光の振興についてであります。高峠公園のツツジの開花対策や新たな体験型観光の導入に取り組むほか、猿ヶ城溪谷総合整備事業は、新キャンプ場の整備を今年度内に終え、年度末の開設に向けて準備を進めてまいります。また、さきに述べました地域雇用創造実現事業を活用して、猿ヶ城溪谷を主体とした観光メニューや市域全体を対象とした観光メニューの開発に取り組んでまいります。

「市民から信頼される行政経営のために」、市民参画により行政経営、市民の目線によ

る行政経営、市民の期待にこたえる職員の育成に取り組んでまいります。

人口減対策としては、空き家バンク制度や定住促進住宅などを活用し、Uターン・Iターン者に対しまして定住促進、若い世代の定住促進を図っていく必要があると考えております。

職員の育成につきましては、職員削減を実施している中、一人一人の能力向上が求められることから、専門研修や民間研修等を実施するなど、人材育成の取り組みを強化してまいります。

また、市民との信頼関係を一層深め、住民サービスの向上を図るために、接遇マニュアルの策定をいたします。

「無駄のない行政経営のために」、行政改革の推進、財政運営の健全化に取り組んでまいります。

限られた財源の中で、創意工夫を重ね、効率的で質の高い事務を行うことは現在の地方自治において絶対条件であり、持続可能な財政への取り組みをさらに推し進めなければなりません。

平成21年度は、平成19年度から3年計画の第4次行政改革大綱及び平成16年から5カ年計画の財政改革プログラムのいずれも最終年度となります。これら計画を着実に実現させることを目指すとともに、22年度を初年度とする次期行政改革・財政改革計画の作成に取り組めます。

また、平成17年度に導入しました行政評価につきましては、21年度より、前年事業を評価する事後評価方式に変更し、評価項目等さらなる改善を行い、総合計画や予算編成と連動した効果的な制度確立を目指します。

平成21年度の市政運営に当たりましては、これまで申し上げた考え方に基つき、「第4次総合計画」のまちづくりの将来像「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」を目標に全力を傾けてまいりますので、市議会を初め、市民の皆様方の一層の御理解、御支援をお願い申し上げます。

次に、平成21年度の一般会計及び特別会計予算の概要を説明いたします。

平成21年度の国の予算は、「基本方針2006」等に基づき、引き続き財政健全化に向けた基本の方針を堅持しつつ、世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るために、状況に応じて果敢な対応をとるとしているところです。

本市におきましても、平成21年度予算は、景気悪化等による市税の減収が予想される中で、市の貯金に当たります財政調整基金等の残高も乏しく、これまで以上に地方交付税等の依存財源に頼る構造となっておりますが、「第4次垂水市総合計画」に伴う第1期実施計画の財源確保や、扶助費等の歳出増もあり、非常に厳しい予算編成となりました。

このような状況の中で、平成21年度は、平成16年度策定した財政改革プログラムによる財政改革の最終年度に当たることから、歳入・歳出両面から徹底した見直しとして、1番目に、聖域を設けない徹底した財政構造の改革、2、市行政の責任領域・関与の程度の見直し、3、費用対効果のさらなる検証、4、事務事業の優先度による峻別と重点化、5、受益者負担の見直し、6、自主財源確保に向けた取り組みの視点到に立ち、予算を編成したところであります。

それでは、一般会計から御説明を申し上げます。

平成20年度は、大きな災害等はなかったものの、職員の退職手当等の増や、景気悪化の影響により市税の伸び悩み等により、財政調整基金を取り崩すなど大変厳しい運営となっております。

平成21年度においても、景気悪化による市民税の減収を中心に、市税全体で約5,000万円の減収が見込まれております。歳入の柱であります地方交付税は、国が経済対策と地方の財源不足対策として増額したことから、実質的な交付税

であります臨時財政対策債と合わせて約1億2,000万円の増を見込んでおります。

歳出においては、財政改革プログラムに基づき、一層の節減合理化を推進することである経費の見直しを図っておりますが、特に人件費のうち、職員の基本給を引き下げる給与構造改革と、管理職手当の一部カット、特別職の報酬の一部カットを引き続き行います。また、「定員適正化計画」の前倒し実行に努めることで、さらなる削減効果を見込んでおります。

一方、市民生活に直結する部分では、中学3年生までの原則医療費無料化や妊婦健診回数の拡大など、特に子育て支援等に重点的に予算を配分することで、メリ張りのある予算編成に心がけました。

また、経済対策として、平成20年度の国の2次補正にあわせて、本市においても平成20年度予算第4号補正を前倒しして編成しており、補正予算と平成21年度予算をあわせまして、地域活性化対策や雇用対策に対処していきたいと考えております。

なお、平成20年度の一般会計予算総額は82億5,000万円で、前年度より2億5,000万円の減となっております。

次に、特別会計について御説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

国民皆保険の最後のとりでであります国民健康保険制度は、市民の医療を確保し、健康の保持と増進のために必要不可欠な役割を果たしているところでございます。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。これまで、国においてはたび重なる制度改革が行われ、また、本市においても保険税収率向上対策や医療費適正化などの内部努力を行ってまいりましたが、少子高齢化の進展や雇用の不安定化、無職者や低所得者の増加などにより、国民健康

保険制度が抱える脆弱な財政基盤の構造的問題は一層深刻なものとなっております。

さらに、本市は、1月31日付で厚生労働大臣から平成21年度における高医療費市町村として、国の指定を受けました。この指定を受けたということは、本市が、他の市町村に比べまして医療費がかなり高いということの意味しており、今後は、国が定めた指針に従い医療費抑制の計画、いわゆる「安定化計画」を策定していくこととなります。

今年度は、この「安定化計画」や次の6項目の推進により、国民健康保険の安定的運営ができるよう取り組んでまいります。

6項目の内容は、1、適用・適正化の推進、2、保険税収入確保の推進、3、医療費適正化の推進、4、保健事業の推進、5、特定健診・保健指導の推進、6、広報活動の充実ですが、この中で医療費適正化の推進では、今年度、後発医薬品使用促進のために全被保険者に対しまして、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布いたします。

これらの事業を実施するに当たりまして、平成21年度の歳入歳出予算の総額は、26億838万円を計上しておりますが、保険給付費の伸びにより基金や繰越金を充当し、収支の均衡を図っております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、昨年度から、「75歳以上の高齢者と、65歳から74歳で一定の障害のある方のための医療保険制度」として、新たな後期高齢者医療制度が開始されました。この制度は、「医療保険制度を維持するために、高齢者世代と現役世代が公平に負担し、社会全体で支え合う制度」を設置の目的としております。

県内では、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営に当たっており、医療費の支払いと保険料の設定は広域連合が行い、保険料の徴収は市が行っております。

これにより、歳入においては、後期高齢者医療被保険者の保険料、及び低所得者等の保険料軽減分を市と県が公費において補てんする保険基盤安定制度に対し一般会計からの繰入金を、また歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金を主なものとして予算は編成されております。

本予算におきましては、平成21年度の歳入歳出予算の総額は、2億1,602万4,000円を計上しております。

次に、老人保健医療特別会計でございますが、昨年度の後期高齢者医療制度の創設により老人保健医療制度は廃止となりましたが、平成20年3月以前の診療分の保険給付費及び過誤調整に係る精算のできていない費用については、平成21年度の老人保健医療特別会計から支出することになります。

これにより、平成21年度の歳入歳出予算の総額は、4,761万8,000円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計でございますが、交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されてきております。今後とも、関係機関や各種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、事業の健全運営とあわせて加入者促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、668万8,000円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計でございますが、市民に新鮮な野菜等を豊富にかつ安定的に流通させる拠点として設置された公設地方卸売市場も、本年度で30年を迎え、市民生活に欠かせない食の安定供給に努めてまいりました。

近年、流通機構の多様化や情報化の進展、あるいはたび重なる食品偽装事件を受けて、食の安全への関心の高まりなど、生鮮食料品を取り巻く情勢は大きく変化してまいりました。

そのような中、卸売市場は、市場利用者や消

費者のニーズに応じてその機構の充実が一層求められております。

今後も、社会・経済情勢の変化に適応できるよう、垂水の特徴を生かし、健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、527万2,000円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計でございますが、垂水市介護老人保健施設「コスモス苑」は、要介護状態になった方々の心身の自立を支援し、家庭生活への復帰を目指す施設として、平成9年の開苑以来13年目を迎えました。

施設運営につきましては、利用者の尊厳の保持と、その有する能力に応じた自立への支援という介護保険法の理念にのっとり、利用者の側に立ったサービス向上に努め、より健全な施設運営が行えるよう努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億3,185万4,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計でございますが、平成12年度から始まりました介護保険制度は、スタートから9年が経過し、市民の皆様の老後を支える制度として定着しているところでございますが、本市の介護保険事業も、地域包括支援センターを中心に総合的な相談支援や介護予防事業を実施するとともに、在宅介護支援拠点として小規模多機能型居宅介護を整備するなど、身近で多様なサービスが受けられるような介護サービス体制の確立に努めているところでございます。

このような中、第4期介護保険事業計画の初年度に当たる平成21年度は、間近に迫った療養病床再編への対策強化や、第3期で整備した地域密着型サービスの定着などを図ってまいります。また、介護従事者の確保を目的とした報酬改定等も踏まえ、介護保険料の基準月額の見直しを行いました。

予算の概要でございますが、歳出では、制度

の根幹であります保険給付費を、第4期介護保険事業計画の見込みと平成20年度決算見込みに基づき17億9,883万2,000円を計上して、その財源として、国・県・市の負担金のほか、65歳以上の第1号保険料2億4,162万1,000円、第2号保険料相当分として社会保険診療報酬支払交付金5億3,964万9,000円、基金繰入金1,495万7,000円を見込んでおります。

このほか、地域支援事業費、総務費等を合わせまして、歳入歳出予算の総額は、18億7,871万8,000円を計上しております。

次に、病院事業について申し上げます。

垂水中央病院は、昭和62年度の開設以来22年となりますが、診療の質、経営の質を高め、地域の中核医療機関としてその役割を果たしてきました。その実績等も踏まえ、平成21年度から23年度までの指定管理者を今回も肝属郡医師会とすることに決定いたしました。

全国の自治体病院については、医師不足と国の医療制度改革による診療報酬の引き下げにより極度の経営難に陥っており、地域医療は崩壊の危機に瀕していると言われております。

本市の中央病院は、中核医療機関として市民医療を担う公的病院であります。他の自治体病院と同様、医師不足の状況にあります。また、現状においては黒字を維持しているものの、採算面で極めて厳しい状況にあります。このため、昨年、国のガイドラインに基づき「改革プラン」を策定し、市における病院のあり方についても検討してまいりました。

本年度も、開放型病院として機能充実を図るため、市内開業医との協力のもと地域医療連携を重点に、さらなる医療サービス提供に努めてまいります。

平成21年度の予算は、業務予定量の年間患者数を、入院4万3,070人、外来6万5,700人の計10万8,770人と設定いたしました。

まず、収益的収支につきましては、収入の総

額が21億1,217万8,000円、支出の総額が20億8,365万9,000円であります。

次に、資本的収支につきましては、企業債償還金のみ1億4,102万3,000円を計上しております。

事業運営につきましては、今後とも独立採算を維持し、経営の安定が図れるよう医師会と協力してまいりたいと存じます。

次に、と畜場特別会計でございますが、昨今、食肉流通は不安定な市場環境が続いており、市食肉センターにおきましては施設の老朽化が進んでおりますが、安全で安心できる食肉を提供することが、と畜場の社会的使命でございます。国が示していると殺・解体時の衛生管理基準に適合する施設の維持管理と経費等の節減に努め、健全な運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、9,855万9,000円を計上しております。

次に、潮彩町排水処理施設特別会計でございますが、この特別会計は垂水市土地開発公社が所有していた排水処理施設で、市に寄附されてから7年目に当たります。引き続き潮彩町における水質保全及び環境衛生の向上を図るとともに、円滑な排水処理施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、729万4,000円を計上しております。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計でございますが、平成20年4月から牛根境地区の漁業集落排水処理が供用開始されたのに伴い、牛根境地区の生活環境の改善と川や海の水質保全の向上を図るために、引き続き加入促進を推進し、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、2,347万1,000円を計上しております。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、上水道と同様に、ライフラインとしての機能の確保・水道水質等の情報提供など、万全な体制

の維持管理に努めますとともに、コストの縮減等事務事業の効率性の向上にも努め、地域の方々へ「安全で安心な水の安定的供給」に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,629万3,000円を計上しております。

次に、水道事業会計でございますが、安全で安心な水の安定的供給を行うため、本年度が最終年度となります内ノ野浄水場の施設改修整備、国道拡幅に伴います配水管布設工事、また、ライフラインとしての機能の確保及び災害に強い管路網の構築を図るため、バイパス管の整備に取り組んでまいります。

給水件数、給水量につきましては減少傾向にあり、経営的には厳しい状況でございますが、平成21年度もなお一層の行財政改革へ取り組むなど企業経営努力をし、事業の安定的推進に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量としまして、給水戸数7,000戸、年間給水量190万立方メートルとし、所要の経費を計上いたしております。

収益的収支につきましては、収益総額2億7,508万7,000円で、その主な財源は水道料金となっております。事業費用につきましては、総額2億5,517万円で、対前年度比2,786万6,000円の減となっております。

次に、資本的収支につきましては、支出総額5億4,031万8,000円で、対前年度比1億7,066万3,000円の減となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、内部留保資金を充当してまいります。

事業経営の方針としましては、安全で安心な水の安定的供給を念頭に、コストの縮減等経営の効率化を図るとともに、引き続きホームページ等を通じて水道水質等の情報提供を行ってまいります。

以上をもちまして予算案の説明を終わります

が、詳細につきましては、審議の過程におきまして、私ほか、それぞれの担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜われますようお願いを申し上げます、終わりたいと思います。

○議長（徳留邦治）ただいま平成21年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がありました。これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を3月10日及び11日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、3月2日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出を願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（徳留邦治）日程第45、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において2名を指名することにいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に堀添國尚議員及び田平輝也議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました堀添國尚議員及び田平輝也議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました堀添國尚議員及び田平輝也議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました堀添國尚議員及び田平輝也議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治）明27日から3月9日まで、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月10日及び11日に開きます。

△散 会

○議長（徳留邦治）本日は、これをもちまして散会いたします。

午後2時22分散会

平成 21 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 21 年 3 月 10 日

本会議第2号(3月10日)(火曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	城ノ下 剛
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談			
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学 校 教 育 課 長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成21年3月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△議案第42号上程

○議長（徳留邦治）日程第1、議案第42号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○保健福祉課長（村山満寛）議案第42号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令は、昨年10月24日に公布されておりましたが、報酬の上乗せ分の改定、それに本市の第4回介護保険運営協議会開催を2月26日としていたことにより、議会初日に提案できず、本日の提案となりました。御理解のほどよろしくお願いいたします。

1号保険料につきましては、介護保険法により、介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用等の見込み額や1号被保険者の所得の分布状況の見通し等に照らし、おおむね3年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないと規定されております。

計画の最終年度でありました今年度は、すべての自治体が新たな介護保険事業計画を策定し、今後の次期3カ年のサービス量等を見込み、平成21年度から23年度までの1号保険料を決めるものであります。

今回の改正に当たりましては、介護保険料のうち満65歳以上の高齢者に係る1号保険料につ

きましては、介護給付費準備基金の平成20年度末残高が1億円余りとなることから、1号被保険者の保険料負担の軽減を図る目的で、3カ年で4,800万円を取り崩すこととし、月額基準額を4,020円とし、当該条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表で説明いたします。

第2表の対象年度が平成21年度から23年度に変わります。また、保険料等につきましては、基準月額を3,900円から4,020円に改め、所得段階の変更はいたしておりません。この基準額をベースに各所得階層ごとに年額を決めております。同条の第15号につきましては、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者と生活保護者の方でありまして、基準月額の半額となりまして年額2万3,400円から2万4,120円になります。この段階の方々、全体の約1.5%を占めております。

次の第2号につきましては、本人を含む世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の場合でございまして、第1段階と同様の基準月額の半額となります。年額2万3,400円から2万4,120円となります。この段階の方々、全体の34%を占めております。

次の第3号につきましては、本人を含む世帯全員が住民税非課税で第2段階対象以外の場合でありまして、基準月額の75%となり、年額3万5,100円から3万6,180円であります。この段階の方々、全体の23.1%を占めております。

次の第4号につきましては、本人が住民税非課税で世帯全員のいずれかが住民税非課税の場合ですが、この階層が基準月額を適用してございまして、年額4万6,800円から4万8,240円になります。この段階の方々も、全体の約23%を占めております。

次の第5号につきましては、本人が住民税非

課税でその所得が200万円未満の場合でございますが、基準月額25%増となり、年額5万8,500円から6万300円であります。この段階の方々、全体の約13.7%を占めております。

次の第6号につきましては、本人が住民税非課税でその所得が200万円以上の場合で、基準月額50%増となります。年額7万200円から7万2,360円になります。この段階の方々、全体の約4.7%を占めております。

附則につきましては、この条例は、平成21年4月1日から施行することといたしております。また、経過措置として、改正後の第2条の規定は21年度からの保険料から適用し、平成20年度以前の保険料については従前の例によることといたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 2点だけ基本的なことでお聞きをしたいというふうに思います。

このことで高齢者の皆さんにまた新たな負担を求めるという結果になるろうとする状況ですけれども、1点は、先ほど介護報酬の引き上げ分ということを言われましたけれども、私の知っている範囲では、国等の関係でその分を見るのではなかったのかなというふうに認識をしていますが、その分がこんな形で今回、それぞれ被保険者で高齢者の皆さんに来るというのは問題だと思うんですが、そのあたりの私の認識が間違っていたのかどうなのか、そのことを1点と。

もう1つは、県下でも先ほど3年間で垂水市も、本市も4,800万円ほどの基金の繰り入れで値上げの抑制を努めているんだということでしたけれども、県下の中で全額これに入れたという自治体があるのかどうなのか。その2点についてお願いします。

○保健福祉課長（村山満寛）特例給付金のことですが、基金を980万円程度でしたか積みまして、これを3カ年で取り崩すことにしております。本年度はこれに、この報酬改定分が109円の保険料の増になるということで、これの2分の1を国からの補助ということですので、55円が国からの補助ということになります。

それから、今回、基金を全額取り崩すところが3～4件ございますが、結局保険料を上げないところもありますし、保険料を上げないということで基金を全額取り崩すというのが3～4件あるということです。

○議長（徳留邦治）よろしいですか。（持留良一議員「はい」と呼ぶ）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案は、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△議案第17号～議案第27号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第2、議案第17号から日程第12、議案第27号までの議案11件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第17号 平成20年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案

議案第18号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第19号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第21号 平成20年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第22号 平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第23号 平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案

議案第24号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第25号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第26号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案

議案第27号 平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

○議長（徳留邦治）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚）去る2月26日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月3日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告します。

まず最初に、議案第17号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成20年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案、議案第21号平成20年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第22号平成20年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案、議案第23号平成20年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案、議案第24号平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案、議案第25号平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第26

号平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案及び議案第27号平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、総務文教委員長池之上議員。

[総務文教委員長池之上 誠議員登壇]

○総務文教委員長（池之上 誠）おはようございます。

去る2月26日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、3月5日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第17号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案及び議案第19号平成20年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第17号から議案第27号までの議案11件を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第27号までの議案11件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

△平成21年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問

○議長（徳留邦治）日程第13、ただいまから、平成21年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、13番葛迫猛議員の質疑及び質問を許可します。

[葛迫 猛議員登壇]

○葛迫 猛議員 おはようございます。

昨年の秋以来この5カ月、経済危機、不況が言われ続け、新聞、テレビ等でも経済や雇用問題など暗いニュースばかりでございます。特に自動車業界や電気関連の企業などもろに影響を受けているようでございまして、県内でも、出水市のパイオニア工場が先月2月末までで閉鎖されました。また、NECが年内に閉鎖予定となっているようでございます。

幸いといえますか、残念ながらといえますか、垂水市にはそのような関連企業はなく、失業という話を身近に聞くことも余りないわけでございます。しかし、垂水の基幹産業であります農業・水産業におきましても、価格低迷が続き、相変わらず厳しい状況が続いております。農業・水産業、地場産業活性化のために市長を初めみんなで取り組み、この経済危機を乗り越えてい

かなければならないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質問に入ります。市長並びに関係課長の答弁、よろしくお願いいたします。

百年に一度と言われる世界的経済危機が続いています。このような中で、21年度予算も20年度当初比3%の減とかなり厳しい予算となっているようでございます。歳入も、市税が14億4,242万5,000円と今年比3.2%の減となっていますが、この急激な景気悪化による市税への影響をどのように見ているのか、伺います。

ふるさと納税についてですが、本年より始まりましたふるさと納税、これにつきましては、市長を初め職員の皆様方、多くの方々の努力で県内でもトップクラスの寄附金の申し込みがあったと聞いております。21年度も取り組みに力を入れたいといけないと思いますが、初年度の実績や反省点を踏まえ、どのように取り組んでいくのか。また、目標額などがありましたらお伺いします。

次に、傾聴ボランティアについて伺います。

21年度の新規事業として予算計上してございますが、どのような事業なのか伺います。また、ボランティアの育成とありますが、どのような人材を考えているのか、また、今後の進め方についてお伺いいたします。

消防行政について。

消防職員や団員の皆様には、市民の生命・財産をあらゆる災害から守るために日夜頑張っていることに対しましては心から感謝いたしております。この消防が3年後に広域合併される計画でございまして、現在、この広域合併に向けてどのように進んでいるのか、お伺いします。

また、救急車の乗務などの面で救命士など必要な業務とかがあると思いますが、どのような資格があるのか、また、資格取得状況はどうか、お伺いします。また、これら資格取得に

についての研修会、講習会とかの参加について十分配慮がなされているのかお伺いしまして、1回目を終わります。

○**税務課長（川井田志郎）** 葛迫議員の質問に対しまして、1番目の税金についてでございます。

景気悪化による税金等への影響はどの質問でございますが、昨今の急激な経済環境の悪化によりまして、当然本市の税金にも影響が出てくるものと思われまます。今回の景気悪化の始まりが平成20年度中とのことから、現在始まっております平成21年度市県民税申告がまだ終わっておりませんので、影響額は確定しておりません。

平成21年度当初予算では、個人住民税が1,283万5,000円の減、法人市民税で1,027万9,000円の減額で、合計で2,311万4,000円の減を予想しまして予算計上いたしております。

景気悪化によりまして、本市の基幹産業である水産業関係で、垂水市漁協で5業者、牛根漁協で3業者の方が廃業・倒産されたということ把握いたしましたので、応急的な税務課の対応としまして市税関係の減免申請指導を行ったところでございます。

また、直接の影響とは断言できませんが、景気悪化による徴収率の低下も考えられますことから、今後、管理収納係を中心に効率的、効果的な滞納整理に努めてまいります。

以上です。

○**総務課長（今井文弘）** ふるさと納税の見込みと取り組みについての御質問にお答えいたします。

昨年4月に地方税法の改正により、ふるさと納税制度が導入されたことから、寄附金を財源として垂水市を応援する多様な人々の参加による元気なまちづくりを進めていくため、平成20年第2回定例会で垂水市ふるさと応援基金条例を制定させていただきました。あわせて、市役所職員や市民の方々の紹介者及び垂水市ゆかり

の方々が集う関東・関西垂水会へのパンフレットの送付や、同窓会総会への出席、説明、本市ホームページや「市報たるみず」での情報発信等の方法で寄附の呼びかけを行ってまいりました。

また、鹿児島県と県内全市町村が一体となって郷土・鹿児島への寄附金を募集するための組織、かごしま応援寄附金募集推進協議会に加入、県の寄附金募集の取り組みと軌を一にして、協議会のパンフレットも活用して寄附者を募ってまいりました。

その結果、本市の寄附金受納額は120件で1,613万7,000円となっております。内訳は、垂水市へ直接の寄附が平成21年2月末現在で112件、1,468万5,000円、協議会経由が1月末現在で8件、145万2,000円となっております。そのため、先ほど決させていただきました3月補正で寄附金及び基金への積立金を増額したところでございます。

なお、垂水市へ1万円以上寄附された方には、地場産業の振興とお礼を兼ねて垂水市の特産品をお送りしております。特産品送付に対してはお礼の電話や手紙をいただくなど好評であり、その目的を達成していると考えております。

平成21年度の取り組みでございますが、平成20年度の寄附者に対しては、寄附の受け入れ状況や活用状況などの中間報告書を平成21年度の寄附協力依頼とあわせて出納整理期間終了後をめどに送付する予定でございます。

昨年パンフレットを送付、寄附の呼びかけをしたが、寄附に至らなかった約2,000名の方々には、寄附者同様中間報告書と再度の寄附の願いを送付する予定でございます。

また、新たな寄附の依頼者の掘り起こしにつきましては、市民の方々を中心に組み込んでまいりたいと思っております。

また、首都圏在住の本県出身者等へ制度紹介と寄附のお願いを全国紙に掲載する新たな手法も、かごしま応援寄附金募集推進協議会事務局

と協議を進めてまいりたいと考えております。

平成21年度の目標額でございますが、本年度の実績を参考に540万円を寄附金として平成21年度予算計上させていただきました。先ほど申し上げました寄附金受納額、20年度の受納額を申し上げますが、その額との開きは、市への直接寄附金、協議会経由寄附金ともに大口寄附を考慮せずに寄附金見込み額を試算した理由によるものでございます。

議員の皆様におかれましても、寄附協力者の紹介など御協力をくださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 2番目の傾聴ボランティアでございますが、どのような事業かとの質問でございますが、施政方針の中にもありましたように、子育て世帯や認知症、独居老人、高齢者世帯等に対する支援でありまして、子育て中の若い母親たちの相談や高齢者の話し相手や悩みの相談相手となり、話をすることによって、心も身体も元気になってもらおうということを目的としたものでございます。

次に、ボランティアの育成とあるが、どのような人材を考えているかとの質問にお答えいたします。

年齢、性別にかかわらずボランティアとして活躍できる方をお願いしたいと考えております。傾聴ボランティアは、相手の話を聞くだけ、悩みの相談等の解決をするのではない。また、相手に結論を求めるものではないと言われております。オウム返しによる話を聞き出すこと、相手が心の安らぎを得るように接することだと言われておりますので、各地域に募集し、傾聴の趣旨や話の聞き出し方などについての研修を年6回開催し、傾聴ボランティアとして活躍いただく方の育成を考えております。

研修を行うについては、個人情報、面接技量についての最低限の研修をと考えておりまして、

認知症のある方や高齢化が進みますと、何がなくなつたなどと疑うことが多々出てくるために、それに対応できる心の準備も必要で、ボランティア自身の心のケアにも配慮すべきと考えたものであります。ボランティアの方が話を聞く中で支援が必要ではと思われたときは民生委員へ引き継ぐようにするため、民生委員には本年1月15日の全体会で傾聴についての研修を実施いたしましたところでございます。

以上でございます。

○消防長（関 修三郎） 葛迫議員の質問にお答えいたします。

消防広域化合併に向けての取り組み状況についての説明をということでございますが、鹿児島県は、推進計画の中で地域振興局単位の県域7消防本部体制を示し、垂水市や大隅地域振興局単位の中で現大隅肝属消防組合消防本部、大隅曾於地区消防組合消防本部の3消防本部による広域化を示しております。

今後の広域化合併に向けての取り組み方ですが、20年度において10月中旬までに運営協議会準備事務局の組織、人員、経費負担、事務室の調整等を行う消防広域化運営協議会設立準備事務局の立ち上げに向けた協議を行い、平成21年1月26日、第1回大隅地域消防広域化運営協議会設立準備事務局設置に関する協議会が開催されました。

協議事項として大隅地域消防広域化協議会設立準備事務局設置要綱案の説明がなされ、今回の協議では準備事務局をどこに置くか協議がなされたが、決定を見ず、3月予定の第2回協議会で決定される予定であります。平成24年度末までの消防広域化の実現に向けての現在の広域化合併取り組み状況は以上のとおりでございます。

続きまして、消防職員の資格取得についてでございますが、救急隊員の資格状況については、救急救命士取得者6名、救急課程修了者31名で

ございます。救急救命士の研修については、県消防学校の気管挿管科修了者2名であります。また、21年度に気管挿管科に2名入校予定でございます。気管挿管科修了者2名につきましても、約4カ月ほどかかります30症例の病院実習は未実施であり、気管挿管はできない状況でございます。

大隅地区2消防組合消防本部におきましては、気管挿管及び薬剤投与が実施できる救急救命士がおります。当本部におきましては、新職員の必要最低限の研修であります県消防学校6カ月間の初任科教育及び2カ月間の救急科教育が最優先されるために、現在の人員では救急救命士の研修を実施するとすれば通常の勤務に支障が発生するために、研修ができない状況でございます。

以上でございます。

○葛迫 猛議員 それでは2回目に入らせていただきますが、市税への影響、申告がまだ終わっていないということで確定していないということではなかなか難しい部分もあるかと思いますが、やはり今後景気回復がないと、税の滞納というのもふえてくる懸念があるわけですね。職員の皆さん、徴収率を上げるために夜間徴収も含めまして一生懸命頑張っているわけですが、先日の新聞で鹿屋市の取り組みが出ておりました。新年度からは税の滞納者に対して電話で督促をするというのを外部委託するというのが新聞記事が出ておりましたが、電話をかけた後はやはり納付率がかなり上がっているということでございますので、今後そのような点も考慮していかなければならないんじゃないかと思っております。これはもう要望でいいです。

今回、景気対策として国も一生懸命いろいろ取り組んでいるわけですが、今回決まりました定額給付金ですか、全国各地で先週からもう支給が始まっているようござい

ますけれども、県内でもいつきでも早く支給しようということであちこち取り組みが始まっているようでございますが、垂水の場合はいつごろ支給ができるのかですね、その点、市長お願いします。

ふるさと納税についてでございますけれども、初年度は本当はかなり実績を上げているようございまして、話にありましたように、1回申し込みをすれば後もずっと続くということではないわけでございますので、引き続きお願いしていかなければならないわけです。特産品を送って喜ばれるわけでございますけれども、やはり垂水に納められた方々が垂水市に納めてよかったと思えるのは、どういう使い道をされたのか、そこだと思うんですね。垂水にしてよかったという使い道をやはりきちっとした、できたらもう1年目から、こういうふうにとしは使いますとかいうのが具体的な計画があれば、市長、その点をお話しできればと思いますので、よろしくをお願いします。

傾聴ボランティアについてでございますが、やはりひとり暮らしとか老人世帯とか市内にはかなりございます。そのような中で、傾聴ボランティアの人材確保も大変かと思っておりますけれども、これまで地域の方々の相談事というのは民生委員の方々が一番よくわかっているというか、中心になっていろんな悩み事とか相談に乗ってこられたと思うんです。そういう民生委員の方々と連携をとってやっていくということでございますので、この事業、わずかな予算で行う事業でございますけれども、また具体的に何か成果というのが見えるわけでもないと思っておりますけれども、市民の皆さん、高齢者の方々とかそういう方々が「垂水に住んでよかった」と思えるまちづくり、そのためにもこの事業は今後ずっと続けていってもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。この傾聴ボランティアについては、もう一応これで要望でよろしいです。

消防についてでございますけれども、24年の合併に向けてやっていくということでございますので、そこらあたりしっかり進めていただきたいと思いますと思っております。

資格取得状況でございますけれども、例えば救急科は31名でしたか、持っているということですが、救命士6名、気管挿管士2名でしたかね。ここらあたりが現在の職員の数から見るとかなり少ないような気がするわけでございます。なかなか少ないような気がするわけでございますけれども、ほかの市と比べて、ほかの消防と比べてどういう状況なのか、やはり少ないのかどうか、その点わかっていたらよろしくをお願いします。

それと、研修会とか講習会なんかなか参加が難しいということでございました。予算書を見たとき、ちょっとそうだろうと思うんです。今回のこの予算書を見ましたときに、各課、当然時間外手当とか計上してございますけれども、消防につきましては時間外勤務手当309万円、休日勤務手当1,400万円というのが計上してございますね。この休日勤務手当1,400万円についてちょっと説明をお願いしたいと思うんですが。

今、市のほうで行財政改革を進めまして、職員の数もかなり減ってきている状態でございます。しかし、職員の数が減っても人件費が減らなければ何ら意味はないわけでございます。この1,400万円という金額を見ますと、私だけかわからんですけれども、若い職員の人件費の2～3人分に匹敵すると思うんですが、ここら辺をちょっと消防長には説明をお願いしたいと思います。

以上で、2回目終わります。

○市長（水迫順一） 葛迫議員にお答えをしたいと思います。

まず、定額給付金でございますが、当市に充てていただいた金額は2億9,022万8,000円だったと思いますが、今、鋭意分配をする作業に入

っております、大体4月20日前後には振り込みという形でできるんじゃないかというふうに思っております、議員のおっしゃるとおり、景気が本当に当市も落ち込んできておりますので、できるだけこれを預金に回さずに、垂水市内でお金が回るような形でぜひお使いをいただきたい、そのように思っております。

それと次、ふるさと納税でございますが、議員の御指摘のとおり、県内でもずば抜けて高い金額のふるさと納税をいただきまして、これはもう本当に郷里を離れて垂水を思っていたいておる方々がたくさんいらっしゃる、そのあかしてもあろうというふうに思いますし、大変ありがたいことだというふうに思っております。

これの使い道については、議員おっしゃるとおり、本当に寄附をしてよかったな。また来年度も引き続いてしたいなというようなものにしなければいけないとそのように思っております、1番目から7項目つくりまして、寄附の際に、「どこの部分に寄附をしていただきますか」という問い合わせもしております。

1番目は自然環境や景観づくりに関する事業、それから6番目で、生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業、7番目に、その他目的を達成するために市長にお任せをしますよというようなものも含んでおります。これは第4次の総合計画の基本構想の重点目標に沿った7項目を充てておりまして、これからの垂水市づくりに使うんだという意味でそういう目標を設定したところでございます。

いろんな形で説明を申し上げましたので、これは本当に関東垂水会、関西垂水会の名簿はもちろんですが、市役所の職員もかなりの名簿を出してくれまして非常にありがたかったと思っております。

これから2年目、3年目、また引き続いて続くわけでございますから、これは引き続いてやって、していただくようにすることが1つ、そ

れにはまた特産品のPRも兼ねて、特産品を1万円以上の方にお送りするということが実際やっております。それとまた、新たな基金の納付者の掘り起こしにもぜひ頑張っていきたい。これは市民の方々の知恵も、また協力もいただいたらありがたいと、そのように思っておるところです。有効に使わせていただきたいと、そういう気持ちでございます。

1つだけ今決めているのは、瀬戸口藤吉翁の記念コンクール、これはもう基金がなくなっております、事業を行うには非常に厳しい環境なんです、これに100万円ほど使うということは決定させていただいております。そのほかはこれからいろんな角度から検討をして、先ほど申しましたように有効利用していきたい、そのように思います。

○消防長（関 修三郎） 葛迫議員の2回目の質問にお答えいたします。

消防本部の21年度当初予算に休日給が1,400万円計上されているが、内訳についての説明をということでございますが、年間の休日給対象日が20日あり、1日当たり70万円で計算し、予算計上しております。消防職員34名の隔日勤務者の祝祭日及び年末年始の休日に係る勤務者の休日給であります、職員が休日に勤務した場合に支給対象となります。休日給を支給しないとすれば、34名の隔日勤務者に代休を与えなければなりません。代休を与えるとすると、現在の職員数では勤務体制に支障が生じる状況にあります。他消防本部も休日給を支給して対応しております。以上でございます。

それと、他市との救急救命士の数がわかりましたらということでありましたが、他市の救急救命士の数がわかっておりますので報告しておきます。

大隅肝属消防組合、救急救命士は29名、大隅曾於地区消防組合26名、垂水市消防本部6名でございます。それと気管挿管科の講習修了者は、

大隅肝属消防組合22名、大隅曾於地区消防組合20名、垂水市消防本部2名でございます。

以上でございます。

○葛迫 猛議員 3回目でございます。

まず、市税への影響。

なかなか新聞、テレビ等で「不況だ、何だ」と暗いニュースばかりで、本当にそう思っていない人までもが、本当に世間は不況なんだというふうに思い込まされるような状況ぐらいまで報道がなされているような気がします。百年に一度と言われる経済危機、個人的に私の場合もう1年1年が、毎日が経済危機を来しているような感じでございますけれども、やはり垂水の場合は、基幹産業の農業・水産業が元気であれば消費も伸びまして、商店街も当然よくなるわけでございますね。だから、みんな頑張っただけでここら辺の発展のために取り組んでいかなければならないと思っております。

今ありました定額給付金も一日も早く支給されまして、なるべく市内で消費していただくようお願いしないといけないと思っております。4月20日ごろ振り込みということでございましたけれども、振り込みをなさればそのまま貯金をされる人が多いんじゃないかと、現金であれば使う人が結構いるんじゃないかという気もしますけれども、なるべく早く支給をお願いしたいと思います。もうこれも要望をお願いします。

ふるさと納税についてでございますが、瀬戸口藤吉翁のコンクールに100万円と具体的にありました。こういうふうな、納税された方々にこういう使い道をしているというのを具体的なをやはり初年度から出していただければ、みんな納得して今後も続けていってもらえるんじゃないかと思っております。私がこの1年声をかけたので全然1件もしてもらった方がいなくてちょっと残念だったんですけれども、また今後も1人でも多くの人に声をかけて、またみんなが垂水に税金を納めてもらえるように、これからの垂

水発展のために力をかしてもらえるようお願いしていかなければならないと思いますので、よろしく申し上げます。

消防についてですが、やはり郡内ですね、曾於と大隅、郡内の状況から見ますと、やはり資格取得者もちょっと少ないようでございます。休日勤務手当、祝祭日の分の支給ということでございます。代休をとれば当然人員も足りないということでございますので、なかなか人員的には厳しいんだらうと思います。しかし、将来、広域合併になりましたときに、今の若い職員、垂水の職員が資格や技術などの面で合併になったときに肩身の狭い思いをしないように、今から十分配慮されまして資格取得などもできるような状況に持っていっていただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）次に、7番北方貞明議員の質疑及び質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、今回市長が施政方針で述べられた消防力の整備、ごみ26分別、中学校統合、垂水高校問題並びに農家の担い手育成について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、消防力整備について。

市民の生命・財産を常に守り、昼夜を問わず働いておられる消防職員の過酷な勤務体制により、市民の安全・安心が脅かされているのではないかという思いで質問いたします。

まず、牛根分遣所の勤務体制について。

次に、救急隊の対応について。消防法の救急業務とは、また救急隊の編成について。

次に、昨年12月議会で池山議員の質問に対し、新年度に消防本部及び消防団の車両を車両整備事業として、牛根分遣所の水槽付消防ポン

プ自動車1台、第4分団水之上地区及び第9分団牛根境地区の消防ポンプ自動車2台を購入を計画していると答弁がありました。新年度予算になぜ計上されなかったのか、お答えください。

次に、ごみ26分別について。

私は、昨年9月議会でもこの問題を質問いたしました。私は、ごみ26分別は大崎町の28分別よりも2分別少ないけれども、垂水市では生ごみを堆肥化するなど全国でもリサイクルが高いと評価しています。昨年2市4町での肝属地区環境センターも稼働し、廃プラ類も燃やせる環境にもやさしい施設ができました。

垂水市では、家庭から出た燃やせないごみ袋を一たん中俣清掃センターに持ち込み、燃やせるごみ、燃やせないごみを分別し、肝属環境センターへ燃やせるごみとして約80%が出ていることは既に市長も御存じのことと思います。このような状況から、家庭から出る燃やせないごみの一部を組みかえはできないのか、お尋ねいたします。

また、市長は、市長御自身の古くなった靴などは今、燃やせないごみ、燃やせるごみまたはリサイクル袋に入れて出されているか、お聞かせください。

次に、学校及び生徒の安全・安心について。

平成22年4月垂水中央中学校としてスタートする中学校は、統合後、校舎を新しく建てかえる方向であったが、どのような経緯で大規模改造工事となったのか。私たち議員は全員協議会で一応説明は受けましたが、市民の方々にわかりやすくもう一度説明をお願いいたします。

次に、垂水高校の学級減と雇用について。

少子化や市外への人口流出により、人口減により垂水高校への受験生が減り、学級減となった現在、今後、垂水市の存続自体が危ぶまれています。これ以上生徒数を減らすことはできないことは皆様方も思いがあると思います。しか

しながら、これを食いとめる特効薬はいまだに見つかっておりません。これを食いとめるには行政の力が必要と思われまます。

現在、不況の中、就職の内定も取り消される時代です。そういう中、今一番注目されているのは公務員への就職であります。垂水高校存続並びに受験生をふやすのは、垂水市が垂水高校卒業生を必ず採用すると打ち出すことが、これから受験する中学生の目を垂水高校へ向かせることが一番と思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、農業、農村を支える担い手について。

鹿児島銀行の調べによると、平成17年度の農家1戸当たり耕地面積が全国平均で1.3ヘクタール、鹿児島県が1.4ヘクタール、宮崎県が1.4ヘクタールです。農家1戸当たりの可処分所得、全国で428万円、鹿児島県で407万円、宮崎県で421万円です。65歳以上の基幹的農業従事者割合は全国で57.4%、鹿児島県で60.3%、宮崎県で51.5%、耕作放棄比率が全国で12.2%、鹿児島県で12.6%、宮崎県で8.3%となっています。お隣の宮崎県と比べて、農家1戸当たり耕地面積は同じであります。可処分所得、65歳以上の基幹的農業従事者割合、耕作放棄比率がいずれも劣っているが、垂水市ではこのような数字を踏まえて今後どうして担い手農家を育てていかれるか、お聞かせください。

これで、1回の質問を終わります。

○市長（水迫順一）北方議員にお答えをしたいと思います。

まず、消防力の整備についての質問でございますけど、私は日ごろより市民の安心・安全をテーマの1つと掲げまして、自主防災組織の向上を初めとしまして、協働の精神を重視してまいりました。しかしながら、協働という考え方は、行政としてやるべきことをしっかりとやった上でなければうまく機能しないということも考えておるところでございます。

牛根分遣所の勤務体制につきましては、今後さまざまな問題を考慮いたしますと、条例改正など皆さんの協力をいただき、平成21年度以降消防職員の増員を図って、消防及び救急災害等の体制づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、車両の整備計画についてでございますが、本市におきましては、年次的に消防計画による車両整備に努めてきたわけでございますが、当然21年度につきましても、市民の安心・安全の暮らしのために車両整備を進めていくという所存でございます。当初予算には計上しておりませんが、計画が整い次第、6月議会には皆様に提示できるものと思っております。

あと詳細につきましては、担当部署でございます消防長のほうからお答えをさせていただきます。

○消防長（関 修三郎）北方議員の質問に市長がお答えしましたが、補足をお答えいたします。

牛根分遣所の勤務体制でございますが、職員数42名体制のときは分遣所の勤務体制は所長以下11名でございましたが、職員2名退職により40名体制となり、平成17年4月1日から所長以下9名体制になっております。9名の内訳は、所長1名、各班4名体制であります。最低確保人員は3名体制であり、火災、救急等に対応している状況であります。昼間については、土・日・祝日を除き所長以下4名体制であります。夜間については、3名体制で実施しております。

続きまして救急車の対応で、救急隊員の編成についての運用はどうなっているかとのことでございますが、消防法第2条9項に、救急業務とは、災害により生じた事故もしくは屋外もしくは公衆の出入りする場所において生じた事故等の傷病者を緊急に救急隊によって医療機関に搬送することになっております。また、消防法施行令、救急隊の編成及び装備の基準について

は、第44条に、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3名以上をもって編成しなければならない。ただし、患者を病院から他の病院へ搬送する場合に医師、看護師が同乗した場合には救急隊員2名をもって編成することができます。

救急隊の3名乗車については、平日の昼間の4名当務時に限り3名出場することはありますが、土曜・日曜日及び夜間は3名当務のため、3名乗車は不可能であります。救急車の3名乗車を実施するには人員増しかなく、来年度2名の増員をし、今後も増員の検討を図りながら、垂水市の消防、救急災害に対応できる体制づくりが必要であると考えております。

続きまして、消防本部及び消防団の平成21年度計画の車両整備事業が当初予算に載っていないが、なぜかとの理由の質問でございますが、消防本部は、車両整備事業といたしまして、老朽化した牛根分遣所、水槽付消防ポンプ自動車1台の更新と、消防団車両整備事業といたしまして、老朽化した第4分団水之上地区及び第9分団牛根境地区の消防ポンプ自動車2台CD-I型の更新、及び消防団施設設備整備事業として第5分団垂桜の老朽化した小型ポンプ1台B3級の更新を計画をし、当初予算に計上いたしました。が、過疎債について、過疎計画及び第4次総合計画の10カ年計画の見直し等により当初予算から外れたものであります。

車両整備については、6月議会に合わせ、過疎計画の変更と補正予算の要求を行う予定でございます。補正予算がつき次第、車両購入に着手したいと考えております。

以上でございます。

○市長（水迫順一）北方議員のごみの問題についてお答えをしたいと思います。

さきの議会、9月議会でも数名の方から御質問をいただいておりますが、今や環境問題につきましては、本当に御案内のとおり世界的に強く叫ばれる重要な問題となってまいりました。

その一環としまして本市も平成14年の11月からごみの26分別化を推進しまして、循環型社会の構築に向けて、市民と行政が協働で取り組んできておることはもう御承知のとおりでございます。

循環型社会の構築のための分別の理念は、排出抑制、再利用・再使用の意識向上であり、本市は他の自治体に先駆けまして26分別を推進し、市民の皆さんの協力をいただいております。この結果が、去年10万人以下の都市でのリサイクルの全国9位という実績をいただいた、評価をいただいたところでもございます。

昨年の4月からは肝属地区の清掃センターのごみの共同処理が始まりまして、プラスチック系も燃やすことができる熱回収施設として熱の再利用や電力の売電を行えるなど、環境にやさしくリサイクルにも貢献できる立派な施設であることは言うまでもありませんが、この施設は、ごみ処理基本計画で排出抑制や再生利用などの資源活用が基本理念として掲げられており、自治体それぞれの分別の徹底も図れるようされております。

国は、循環型社会構築のために容器包装リサイクル法を制定しまして、廃プラなど資源活用をすることとし、ごみの中でどうしても再使用・再利用の資源化ができないものについてのみ焼却し、発生する熱源に変えて利用していくことは最後の手段としてとらえております。

本市も、昨年4月から稼働した肝属地区清掃センターへ移行し、もうすぐ1年を経過しようとしておりますが、不燃ごみの中身について中俣の清掃センターで分別作業を行っておりますが、家庭での分別が周知徹底されていないために作業がかなり手間取っているようでございます。

分別作業をする中で、昨年度までは本市の高峠最終処分場で処理していた不燃ごみのうち、履物、水道用ホースなどで再利用・再使用でき

ない、どうしても資源物とならないものについてのみ、今後は燃やせるごみとして品目の変更をするよう主管課に指示したいと考えております。しかしながら、燃えるから燃やせるごみとしてではなく、今後も、循環型社会の構築に向けた本市の26分別は市民の御理解、御協力をいただきながら推進していかなければならない、そのように考えております。

私も最近、ちょっと靴を使い古したのがないもんですから、赤袋に入れていかなければいけないんだという認識はございましたので、御了解をいただきたいと思っております。

あと教育委員会のほうをお願いします。

○教委総務課長（北迫睦男） 垂水中学校の施設整備についてお答えします。

現在、平成22年4月の統合に向けまして準備を進めているところでございますが、統合後の受け皿となります現垂水中学校の施設整備につきましては、統合後できるだけ早い時期に改築することを市議会の皆様や関係者に説明を行ってまいりました。

改築とは、現在の敷地に既存校舎を解体し、新たに建築するもので、新築とは、別の敷地に全く新たに建築するものでございますが、新築は敷地の関係で難しく、改築の方向で進めていたものでございます。

本市の財政状況につきましては全員協議会で市長から説明したとおりでございますが、財政の問題や、統合後、現校舎を改築までの期間そのまま使用することは安全面で問題があること等を考慮し、6～7年後の改築事業がいか、早い時期での耐震化を含めた大規模改造事業による整備がいいのか研修等を行い、関係課で検討をいたしました。その結果、大規模改造工事での整備を進めるという方向を選択いたしました。大規模改造工事は、面積こそふえませんが、校舎の骨組みだけを残し、外装、内装をすべてリフォームするもので、改築同様きれいになる

ものでございます。

大規模改造工事を選択した理由としまして、1番目に、改築事業費と大規模改造事業費を一般財源ベースで比較した場合、改築事業のほうが数億円の負担増となり、改築を選択した場合、市債残高の増加による新規起債の発行制限などを受け、他の教育機関の事業や市民生活に直結する部門の多くの事業に中止もしくは延期といった影響を与えるおそれがあること、2番目に、数年後に改築を予定していることで、現校舎等の耐震診断や補強工事をしないまま改築工事が完了するまでの6～7年間使用することは関係者に大きな不安があること。また、早急に耐震診断を行い、必要な耐震補強工事を含めた大規模改造工事を行うことで安全面の確保を図り、不安が解消できること。3番目に、国の施設整備基本方針では、耐震化を進めるために、建てかえより既存建物をできるだけ活用する改築から改修への考え方であり、統合を行う場合、統合後の新しい学校は新築に限らず既存の建物を活用し、効率性を十分に考慮するよう求めていることなどから、大規模改造事業への変更に至ったものでございます。

変更後の整備計画について申し上げますと、平成20年度予算において耐震診断を行い、耐震補強工事の必要性を判断いたします。また、22年度から大規模改造工事に着手しますと、棟ごとに年次的に整備する関係で仮設校舎が必要になりますので、その整備を進めてまいります。また、統合後に通学手段としてスクールバスを運行しますので、発着場として使用するために旧給食センターの解体工事を行う計画でございます。

平成22年度から24年度の3カ年で校舎の改造工事をいたします。単年度で工事が完了すれば一番いいわけですが、補助事業費の上限額の関係でやむを得ず3カ年に分けて施行するものでございます。校舎は4棟ありますので、仮設校

舎に入る学年等を配慮しながら進めてまいります。また、体育館につきましても大規模改造工事により平成24年度に施行いたしますが、統合中学校にふさわしい環境づくりをするために外構工事や運動場整備等についても検討してまいりたいと考えております。

○市長（水迫順一） 北方議員の垂水高校の学級減と雇用についてにお答えをしたいと思います。

市の職員の採用試験をする場合は、競争試験により行っているところでございます。昨年の採用試験におきましても、一般職、消防職とも大卒、高卒、一般の方々が受験されたところでございます。

採用につきましては、地方公務員法で職員の任用につきまして、平等扱いの原則があり、競争試験は、職務遂行の能力を判定する目的で平等かつ公平に行われなければならないものであります。議員が言われる特別に採用することは、一般受験者にとって不平等扱いとなり、採用試験について不信感を持たれるおそれがあります。

また、今、職員が少なくなり、業務が増加する中、職員一人一人の能力が今後の的確な事務処理や行政サービスに大きく影響してまいりますことから、競争試験によりすぐれた職員を採用することが前提となってまいります。そのようなことで、特別枠を設けての採用は困難と考えます。

それと、地元高校生を職員採用する優遇制度を実施している自治体については、そのような実例はないと聞いております。

今後のことになりますが、ぜひ垂水高校の生徒の皆さんも頑張ってください、市職員となる実績をつくってもらうことも大事であると考えております。また、そのことがこれからの生徒さんの励みにもなっていくと、そのようにも考えておるところでございます。

○農林課長（山口親志） 北方議員の質問にお答えいたします。

まず、本市の農林業の概況であります。平成17年度の農業センサスによりますと、販売農家としまして、専業・準専業農家226戸、兼業農家222戸、自給農家589戸の合計1,037戸の農家戸数で、うち担い手農家140戸、認定農家74戸となっております。

そうした中で農業状況は、高齢化、後継者対策、耕作放棄地等厳しい状況ではあります。農家がいかにして収益を上げてもらうかが一番の問題であると思います。そのための対策としましては、中間マージンを省く流通の強化、また、本市の重点作物でありますキヌサヤインゲン、サヤインゲンに続く新規の作物の導入、検討を図ってまいり、また農業における情報提供にも努め、担い手育成、農家育成に努めてまいりたいと思っております。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

消防力の整備についてですけれども、車両整備のほうは6月補正でやるということでしたので、この件に関してはもうこれで了解いたします。6月議会でよろしく願いいたします。

それから勤務体制ですけれども、それで2名増員ということで前向きに検討されていることで大変うれしく思います。その中で救急隊の編成ですけれども、これも消防法で今述べられたとおりと私も思っております。

その中で今までの、これまでの牛根はどうであったかをちょっと触れさせていただきますけれども、夜間が救急車に乗るときは2名体制ということを言われましたよね。夜間が2名体制で出勤しておったということは、1年365日、消防隊の方々は24時間勤務されるわけですから、夜間が365日の半分、182日が既に人員不足だったと、1年のうちに、そう私は計算するんですけど、これが半年。そして、土・日がまた夜間と同じように3名体制であって52週、土・日52週ということは、2回ありますから、この半分

の52日、そして祭日がありますから、それを合わせると、土曜日・日曜日・祭日合わせると60日ぐらいあるんですね。だから、夜間が半年分、土・日が60日分ということは8カ月分。私の計算するところでは、少なくとも8カ月は隊員が足らなかった。それで、ここで隊員の方々も年休もとられると思うんですけども、年休を加算すればこれ以上に人員が足らなかったことになると思うんですけども、消防長、この辺は私が間違っていたら訂正してください。であったらそのとおりと、それだけで結構ですから。

そういうことで牛根の方々には本当に今まで、市民は平等にサービスを受けなくちゃならないのに、それだけ牛根の方々には大変危険な状態に今までさらされていたんじゃないかなと私は思うんですけども、今回2名増員ということでそれをだんだん補っていかれるからよろしいんですけども、まだこの2名では恐らく足りないんじゃないかと思うんですね、まだまだ。その辺のことを今後とも考慮していただきたいと思います。消防力のことはこれで終わります。

ごみ分別ですけども、今、答弁の中で、使えなかったホースとかそういうのは主管課に指示を出すということで前向きにやっていただいております。これも了解します。

それで、今ちょっと市長のことをお伺いしましたけれども、今まで赤袋に入れると言われた。これはそのとおりだと思います、今までの指示が。汚れたもの、わからないもの、履物は赤袋に入れなさいと、その他の項目に、垂水市はそういう冊子を出していますから、それでいいと思います。私もそうしています。しかし、現状としましては、私たちのそういう袋は、先ほども言われましたように中俣で一応選別して、その私たちが入れた履物類は燃やせるごみとして肝属環境センターに運ばれているわけですから、この部分はやはり見直すべきだと私も思います。

それで、2市4町、私のところも入っていま

すけど、錦江町とか南大隅町ですか、そして鹿屋、私もその分別表をもらってきました。ほぼ一緒です。靴なんか、そして縫いぐるみ、あらゆるリサイクルできないものは全部燃やせるごみのほうに分類されています。垂水もその他の市町村ののを参考にされまして、やはり環境センターが扱ってくれる方向に向けていかれたら、中俣の清掃センターですか、あそこの赤袋の量もかなり減ると思います。9月から全然減っていないというような私は認識を持っておりますけれども、この間行ってきました。それで、若干減っていました。そうしたら、職員の方々に「大分減りましたね」と言ったら、「いや、これは今、次に来たらまた一緒の状況になりますよ」ということで、結果的には減っていないということですから、今後そのように分類をすればかなり清掃センターも減るんじゃないかと思っておりますので、早急にその辺の対策をお願いいたします。

次に、学校問題ですけども、大規模改造、これは安全面が確保されるということで、新築じゃなくして改造、大改造ということで一応私のほうも理解をいたします。

それから旧給食センター、中学校のですね、あそこの解体をしてバスの発着場にするということですけども、この点はもう一遍検討していただけないでしょうかと私は提案いたします。あそこをバスの発着場にすれば、通勤帯が朝の一番多いときにあそこに車を乗り入れるということは、安全面からどうかなと思うわけです。

そこで、発着場は、文化センターが近くにあるわけですから、あそこから通学をさせたら、あそこに発着場を設けて中学校へ通学させたらどうかと思います。雨なんかという教育委員会の優しい対応もありますけれども、この中央区に住んでいる方々は何分か、何十分かけて歩いてこられるわけですから、バス通学の方だけ優遇というのもいかなんかと思う次第で

す。その辺のほうも考えていただけないでしょうか。

それから、統合すれば生徒の数も多くなるわけなんですけれども、今の運動場のままでは手狭じゃないのかなと思ひまして、東側に市道があるわけなんですけれども、その市道の変更はできないのか、そして、市道の東側には教育委員会の用地もあると思うんですけれども、その一部が民間の方々が使用されていますけれども、それ等を買収して運動場を拡張できないかということ、それは土木課として、それは市道を変えるということは可能なかどうか、ひとつお願いいたします。

垂水高校の問題ですけれども、当然私もわかっています。試験は公正であって競争であるということは、それはもう認識しております。しかしながら、その第一ハードルを越えて、面接という形があると思うんですけれども、そういう形で一芸に秀でた生徒を採用することもいいんじゃないかと思ひまして、私はこういう提案をしておるわけなんですけれども、その辺のほうもまた参考にしていただければと思っております。

次に、担い手の農家のことですけれども、まず課長が言われたように、農家の収益を上げることが最も大事だと私も思います。そのために新規作物とかそういうのを考えておられるということ。新規作物はどういうものなのか、もう既にユズも植えられますけれども、新たにまだあるのか。

それから、流通の中間マージンを省くということで、生産者から小売店まで行くまでにどのあたりが省けるのか。省けたら確かに生産者のほうも直接小売店に行けば収益が上がると思ひますので、どの部分が省けるのか、その辺をひとつよろしくお願いいたします。

2回目を終わります。

○消防長（関 修三郎）北方議員の2回目の質問にお答えいたします。

分遣所の勤務体制であります、現在の体制は北方議員のおっしゃるとおりでございます。今後、21年度2名増員を考えまして、その後また2名の増員を考えております。それで対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○教委総務課長（北迫睦男）運動場整備の件についてお答えします。

旧給食センターの解体後の跡地につきましては、現時点ではスクールバスの発着場として利用する計画でございます。議員御提案の文化会館等の利用につきましては、学校始業時間との関係や雨天対策等、検討課題が生じてまいります。また、学校敷地東側の市道と市有地、民有地と一体となった運動場整備につきましては、市道のつけかえの問題、民有地の買収等が解決できれば運動場として適切な広さが確保できますことから、スクールバスの発着場の問題とあわせまして検討したいと思ひます。

○土木課長（川畑信一）議員の垂水中学校東側市道の取り扱いについてお答えいたします。

この市道は、地域住民や運動公園を利用される方のよく利用される道路と、市道となっております。そのため市道の廃止はできませんが、つけかえるということであれば可能かと思ひられます。

○農林課長（山口親志）まず、新規作物についてお答えいたします。

本年度農林課で試験栽培を行う作物としましては、国内需要率が5%しかないことでさらなる需要額が見込めること等の理由から、オリーブの導入をいたします。このオリーブについては、引き取り価格の設定等の協議も終わっております。ただ、垂水市に適しているかどうかを試験栽培で普及するための栽培の問題点等を検証してまいりたいと思ひます。

また、議員指摘のとおり、高峠で栽培予定のユズも新規作物として考えております。かんき

つ類にかわる作物や園芸の補完作物として農家の収益を上げ、農業の活性化対策の1つとしまして、また後継者対策、耕作放棄地対策につながるものとして考えております。

それと、2番目の流通のどの部分が省略できるかということですが、流通についても仲買、特に農林課は市場を持っておりますが、そういうルートももちろん確保していかないといけないんですが、直でやることで、相対でやることで、農家が作付した金額を価格設定もしておりますので、そういった形で中間の仲買等のマージンが省略できるということで、業者の方々、いろんな方々と協議をしながら、接点を持ちながら流通の強化に努めてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○北方貞明議員 3回目ですけど、要望というか。

消防に関しても、ごみに関しても前向きに検討されてくださるそうで、これはもう了解いたします。

中学校の問題で、始業時に間に合うために近くで発着をということですがけれども、始業はちょっと時間的なことはそこを調整すればいいんじゃないかと思っておりますので、これもまだ1年、時間がありますので、検討をよろしくお願いいたします。

それから、今、農林課の課長が言われましたオリーブは次の作物として上がってくる、これはまだ国内で5%でしたかね、そしてもう価格も交渉中ということで、交渉はもう順調に進んでいるように見受けられますけれども、この面も努力して、垂水のために、農家のためになるようによろしくお願いいたします。

皆さん、きょうはありがとうございました。

それから、一言。

今3月で退職される職員の方々、長い間本当に御苦労さまでした。垂水の発展のために尽く

してくださったと感謝しております。

—————よろしく
—————お願いいたします。頑張ってください。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時15分から再開します。

午前10時58分休憩

午前11時15分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番田平輝也議員の質疑及び質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 皆さん、御苦労さまでございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

市長は、平成21年3月定例市議会の開会に当たり、21年度の施政方針を明らかにされました。その中で、市長就任以来この6年間を、市民の目線に立った市政の推進をモットーにして3つの視点、「改革」、「協働」、「前進」を念頭に置きながら、全力で市政運営に取り組んでこられたことを訴えられ、さらに、市民の皆さんの協力のもと行財政改革に取り組んだ結果、財政状況も徐々に改善されてきたと述べられておられます。

また、「改革なくして発展なし」を基本として市民の目線に立った行政経営を進めるために、引き続き行財政改革を着実に実行し、持続可能な財政改革づくりに努め、積極果敢な行政改革に努めてまいりますと述べられておられます。

それでは、まず、行政改革についてお尋ねいたします。

今回は、特に平成17年度から始まった財政改革についてであります。今、4年度の途中であるようですが、達成見込みをどのように想定されておられるのか、また、その効果についてお尋ねいたします。

また、定員適正化計画の職員数の推移についても伺います。

次に、振興会についてですけれども、今、全国的に、そして私も垂水市も高齢化社会が急速に進んでおります。そして、報道などで限界集落のことなどをよく聞きます。私は、昨年3月議会で、振興会の合併などについて質問いたしました。そのときの回答は、振興会は、その設立から運営まで地域住民みずからの手で行われている自主・自立の団体であり、行政が強く指導できないのが現状であります。また、振興会の合併にはメリットがなければ推進できません。将来的には振興連理事会とも協議をして、均等割をなくし、戸数割合を増額して委託することも検討したい。そして、今後、振興会合併を議題として合併を推進する対策を考えるとの回答でした。その後、どのように検討、協議されているのか伺います。

また、本市の振興会で65歳以上が50%以上、いわゆる限界集落に該当の集落数はどれぐらいあるのか、また、それに近い集落数はどれぐらいあるのか伺います。

次に、給食センターについてですが、昨年、給食センターについて質問いたしました。そして市長は、行財政改革を今、推進している中、給食センターの業務委託はどうしてもやらなければならないものと考えておりますと。具体的には、23年の4月より実施できるように関係課に協議をさせているとのことでした。その後、どのように協議されているのか、あわせて21年度の取り組み方をどのように計画されているのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（岩元 明） 財政改革プログラムの数値的な達成目標であります地方債残高、いわゆる借金残高でございますが、これと貯金に当たります財政調整基金の積立額は、本年度の決算を待たなければ、4年目途中の達成額とその効果は正確な数字は出せませんが、見込みで申し上げますと、地方債残高は、目標額112億100万円に対しまして108億7,400万円まで減少させられそうでございますので、予想以上の返済が進み、十分に達成できそうでございます。しかしながら、財政調整基金の積立額は、目標額4億4,800万円に対しまして、本年度予算に計上した繰入金の解消がまだできておりませんので、現在のところ3億3,000万円ということで下回るの見込まれます。

また、そのほかの効果につきましては、人件費の削減を初めとする経常的な経費の削減や自主財源の掘り起こしのほか、財政健全化法に基づきます健全化判断比率の改善などが挙げられると思っております。

○総務課長（今井文弘） 行財政改革についての3番目の新定員適正化計画の職員数の推移についてお答えいたします。

垂水市新定員適正化計画では、策定当初の平成17年4月1日の職員数285人を10年後の平成27年4月1日には50名を削減し、235人とする予定でございます。

御質問の職員数の推移についてでございますが、早期退職優遇制度の実施や退職者に対する新規採用者の抑制などの結果、3年経過後の平成20年4月1日現在で職員数は260人となりまして、同時期の計画上の職員予定数272人と比較いたしますと、12人の前倒しの削減となっておりますのでございます。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（島児典生） 振興会について。

振興連理事会での合併に向けての協議内容は

ということですが、平成20年度第1回振興連理事会で、委託料の変更ということで議題に上げました。内容については、平成21年度より委託料について、均等割を1万円から5,000円に、戸数割を200円から300円に変更できないか。提案理由として、地区の理事より振興連に対し、振興会の合併に際しては委託料の均等割をなくしないと進まないという意見が出ましたので、次の振興連の理事会までに各地区で協議してほしいと投げかけました。

それで、第2回目の振興連理事会のとき、委託料の改正について各地区で出た意見を述べてもらい、協議してもらいました。さまざまな討議の末に、結果として従来どおりでいくということに決しました。

また、限界集落に該当する集落はどれくらいかということですが、平成19年度は26振興会で、20年度は27振興会ですが、これに昨年新城の3振興会の合併がないと、30振興会になります。また、市全体で65歳以上の方は34%を占めます。高齢化率が45%以上の振興会は46振興会になり、市全体の31.5%を占めます。

以上です。

○学校教育課長（押川和成） 給食センターの民営化の質問についてお答えいたします。

昨年の12月議会以降、1月26日に改めて職員団体との話し合いを持ちました。教育委員会としましては、21年度には、仮称でございますが、給食センター運営検討委員会を組織して、問題点や課題を整理して、実施に向けての作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

私は、さきの議会で将来負担比率のことを質問いたしました。その質問に対しまして、現在、垂水市は将来負担比率が県内18市の中で3番目

に高く、それを引き下げるためには、その方法として、損失補償の問題のほか、借金を減らすこと、それから職員削減による退職手当の負担額を縮小すること、そして土地開発公社が保有する土地を早期処分することなどで将来の財政不安を解消していかなければならないとのそういう回答でございました。その中で、特に土地開発公社が保有する土地の早期処分についてお尋ねします。

まず、土地開発公社は何カ所ぐらいの土地を保有されておられるのか。現在、全国的に景気が大きく悪化しており、土地の価格も急激に下がっております。そのような状況の中、土地開発公社の土地処分について、価格を少しは下げてでも処分される考えはないのか、また、市として何か検討などされておられるのか伺います。

次に、振興会でございますけれども、議員の中にも振興会長さんやいろいろおられるようですが、今、振興会長さんなどへの委託が均等割で1万円、戸数手当が1戸200円とした場合、例えばですけれども、10戸数ある振興会は、均等割が1万円、戸数手当200円の10戸で2,000円、これを10戸数で割りますと、1戸数当たり月に1,200円、年間1万4,400円を市が委託料として支払っております。そして、また100戸数の振興会は、均等割1万円、そして戸数割が100戸でございますので2万円、合わせて3万円、月にしますと1戸数が300円ですね、そして年間3,600円ということでございます。これではなかなかまた戸数の少ない振興会ほど合併はしたくないというふうに思います。市より委託料について、振興連理事会で従来どおりと決まったことですが、今後も検討はしていくべきではないかと思えます。現在の委託料を上げるのではなく、現在の範囲内の委託料の改正などを検討すべきだと考えます。

新城、昨年ですけど、3振興会が合併しました。そして、会長1名、副会長2名ということ

でスタートしております。この3名の方々は、市からの文書配布などほとんど以前のとおりであります。合併した振興会は特例として3年間は均等割手当が以前のままで出ておりますが、その後はどうなるのかというのが、そういう声が聞かれます。今、均等割、3集落合併しましたので手当が3万円、そしてあと2年すれば1万円、そういうふうになるようでございます。

振興会は自主・自立の団体であり、行政が強く指導できないとのことですが、市は会長さん方に委託料を支払っております。高齢化が急速に進展する中、振興会の合併を市が推進するのであれば、行政指導が必要ではないかと思えます。市としては、今後、振興会の合併をどのように考えておられるのか伺いたします。

次に、給食センターについてですが、給食センターが設立されまして、市内全体、牛根も当時あったと思いますが、それらを合わせまして、そのときの給食数と現在の給食数などの推移について伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 土地開発公社についてお答えいたします。

現在、土地開発公社は3カ所の土地を保有しております。まず、潮彩町3丁目4番の当初集合住宅用地とされた土地は、既に市報でも広報していますように、11区画の一戸建住宅用地として本年1月から販売を開始し、現在、4区画売却見込みでございます。今のところ価格を変更する予定はありません。残り7区画についても、早期売却を目指して広報に努めるなど販売努力を続けてまいります。

次に、潮彩町2丁目の商業用地ですが、この土地は、垂水共同店舗有限会社と契約しております。ホームセンターやドラッグストアなどの建物が建設されている敷地については既に売却済みでございますが、そのほかの駐車場部分及び空き地については賃貸となっております。賃

貸期間は10年間で、期間満了後の平成27年度には賃貸者が買い取る契約となっておりますが、価格についてはその時点で交渉する予定でございます。

次に、錦江町の旧フェリー第1駐車場の4,871坪でございますが、この土地は、坪単価を採算ラインである7万円と設定し、現在、企業誘致に努めております。平成14年に岩崎産業株式会社と土地交換した場所で、所有後6年ほどになりますが、これまで1,000坪単位の購入希望者は数件ありましたが、価格の面で折り合いがつかず、売却できませんでした。面積が約5,000坪と広いので、現在の設定単価で売却するのはかなり困難でございます。公社としては余力がなく、価格を下げることはできませんので、まず理事会の御承認をいただき、さらに垂水市の御協力がいただければ価格を下げるのが可能となり、処分が進むものと考えているところでございます。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（島児典生） 今後の振興会合併についてお答えいたします。

振興会の合併につきましては、振興会のいろいろな要素や昔からの流れがありまして合併が難しいことを聞いております。御存じのとおり、振興会は自主的、民主的な任意の団体でありますので、行政が強く指導できないのが現状です。しかし、今年度新城地区で3振興会が1つにまとまり、来年以降では牛根地区で3振興会を統合するための実行委員会ができ、平成22年度より統合したいという話も出ています。また、大野地区では1振興会が隣と合併するような話も聞いております。

今後とも、合併・統合につきましては、住民合意のもと住みよい生活環境をつくるということを目指し、行政も協力していきたいと考えます。また、合併した振興会については、振興会合併推進に対する委託料に関する覚書のお

り、3年間は均等割の減額分を上乗せしていきたいと思えます。委託料についても、振興会合併に支障を来すようであれば、今後とも振興連と十分協議し、改正すべきは改正していきたいと思えます。

以上です。

○学校教育課長（押川和成） 給食センターの給食数の推移とコストについてお答えをいたします。

垂水市学校給食センターは、平成15年度から業務を開始しておりますが、15年度と16年度は、先ほど議員も御指摘のとおり、牛根の共同調理場もまだありましたので、1つになった17年度で申し上げたいと思えます。

コストを人件費ベースで試算をいたしますと、年度当初の数字で食数が1,619食、職員及び臨時職員の人件費が1億2,103万7,000円でしたので、年間1人当たり約7万4,800円かかっていることとなります。20年度は食数が1,403食、同じく人件費が約1億848万6,000円ですので、1人当たり約7万7,300円となります。

以上でございます。

○田平輝也議員 3回目になりましたので、お願いいたします。

行財政改革についてですが、世界的に景気が後退している現在、当分の間は土地の価格の上昇は考えられません。逆に、年々価格は下がる傾向でございます。今後いろいろと検討されるよう要望いたします。

ところで、財政改革プログラムも最終年度となるようございますが、平成22年度以降についてはどのようなことを柱に考えておられるのか、伺います。

次に、振興会についてですけれども、先ほど回答を受けました。1年前の回答も全く同じのようございました。もう少し前向きに検討されているのかと思っております。

私どもの振興会は昨年3集落が合併し、合併

前の説明会では、高齢化が進む中、市も合併を進めており、均等割の手当が減額改正され、戸数手当を増額して調整されるとの説明であったようございます。そして、新城校区の各振興会も合併に向けて非常に機運も高まっておったようございます。

先月末合併した3振興会の役員と公民館長を交えて反省会などがありました。その中で、なぜほかの振興会の合併が進まなかったのか議題になりまして、その原因は、いろいろ先ほども申し上げましたとおり、均等割の手当が改正されていないこと、また、戸数手当を増額して調整しない以上、少ない戸数の振興会はなかなか合併はしない、そして振興会が「合併してよかった」と言えるような行政の長期的な支援が必要ではないかと、そういう意見でございました。

今、市もいろいろと改革をしている中であります。今で振興会の合併やいろいろの改革も行政として検討すべきではないかと考えますが、このことにつきましては市長のお考えを伺いたいと思えます。

次に、給食センターについてですが、県内にある給食センターについては、給食内容などによりいろいろと作業内容も違うと思えます。先ほど、1日の給食数が現在1,403食ですか、とのことでした。本市と同じぐらいの給食数をつくるほかの市の給食センターの職員数に比べて本市の職員数、現在16名ですかね、どれぐらい少ないのか、多いのかお伺いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○財政課長（岩元 明） 御承知のように、財政改革プログラムは平成21年度で終了いたします。まずは、21年度の予算執行と決算の推移を見守りまして、計画の成果目標に近づけなければならないと考えているところでございます。

22年度以降は、総合計画にも示されており、持続可能な財政運営が求められており、持続可能な財政運営がなされていることが将来

像でございますので、財政改革は引き続き実施してまいらねばならないというふうに考えているところでございます。そのためには、21年度中に新たな財政改革プログラムの策定をすることになるだろうと考えているところでございます。

その基本となる改革の柱は、これまでのように、歳出では経常的経費であります人件費の節減と、それから将来の借金負担を軽減するための起債事業の圧縮であり、歳入では地方交付税と市税収入の安定的確保であろうかと考えているところでございます。

○市長（水迫順一） 田平議員の振興会合併問題についてお答えをしたいと思います。

振興会、1年前から合併については積極的に取り組むということで、議員のおっしゃるとおりの状況の中で進んできました。振興連の結論が現状のままという結論が出た中身がもうひとつ、個々の問題がそれぞれある中で妥当なのかという、個々の本当に小さい振興会に合致しておるのかということはどういうふうな掘り下げなければいけないかなど、そういうふうに思っておるんですね。

本当にこれからの自治体運営は、地域の力、地域力が非常に重要視される時代になってきますので、そういう意味では、振興会がいろんな働きが元気になること、それからまた効率化できるところは効率化していくことはどうしても求められるところだと思いますね。現状のままではやはり高齢化が進んでリーダーがいなくかというような問題等もございまして、その振興会自体の活性化をそごような要因がやはり出てくるという気がします。ですから、このことはやはり行政としても合併を、統合を進めていかなければいけない、そういうふうに思っております。もうちょっとその辺の振興連の、先ほども言いましたように理由が、本当に小さいところまで本当に条件として合う結論だったのかも、

もう1回検証してみたいなとそのように思っております。

○学校教育課長（押川和成） 給食センターの質問についてお答えいたします。

本市の学校給食センターは、日によって若干の変化はありますけれども、通常は正規職員と臨時職員の17名体制で調理をしております。

県内の状況を見ますと、それぞれ条件が違いかもしれませんけれども、指宿市山川の給食センターが1,332食で11名、南九州市川辺の給食センターが1,314食で12名、伊佐市の給食センターが1,735食で15名となっているようでございます。

以上でございます。

○議長（徳留邦治） 次に、3番尾脇雅弥議員の質疑及び質問を許可します。

[尾脇雅弥議員登壇]

○尾脇雅弥議員 「食後の大変眠い時間帯に」というフレーズを準備しておったんですけれども、急な御指名でございまして、一般質問をさせていただきます。

おかげさまで宮脇周辺が大変整備をされております。国道も見通しがよくなりまして、それにあわせて瀬戸山線もすっきりなっております。けさもちょっと宮脇公園を歩いてみたんですけれども、非常に歩きやすくなっています。一緒に散歩しました御婦人方が「市長によりよく伝えてください」ということでございましたので。これもひとえに森山先生並びに水迫市長、そしてアドバイスをいただいた篠原先輩、国道整備の同僚議員の皆様ののおかげだと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子育て支援並びに少子化対策への総括的取り組みについて質問をいたします。

昨年12月議会においても数名の同僚議員の皆さんがそれぞれの立場で、また切り口で質問をされました。施政方針でも大きく明記され、今

回21年度の目玉の1つだと思います。具体的などのような項目として、また、どのような目的、中身、予算を伴って盛り込まれているのか、総括的に保健福祉課長に答えを求めます。

次に、バイオマスフィールドテスト事業について質問をいたします。

約3年前にNEDOの補助を受けて、日本総研、前澤工業、コーンズAG、吸着技術工業、そして垂水市が共同研究を重ね取り組んで、今年度3月20日をもって終了することになっています。

まず、3年間の実証実験の成果について商工観光課長に答えを求めます。

次に、行政組織の改革見直しについて質問をいたします。

行財政改革に伴い、職員の数は年々減少しております。一方で、地方分権に伴いまして仕事の量がふえていく中で、市民サービスを維持していくためにも、時代に合った組織の改革、見直しが必要であると考えます。そのことについて、まずは総務課長に答えを求めます。

次に、経済・雇用対策について質問をいたします。

百年に一度と言われる経済危機の中で、本市においても直接あるいは間接的な影響も少なくないと思いますが、この件に関して本市の取り組みについて商工観光課長に答えを求めます。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金を受けて、53事業に総額2億1,713万円の予算がついておりますが、事業の詳細について財政課長に答えを求めます。

最後に、長期的ビジョンでの垂水づくりについて質問をいたします。

21年度施政方針の1ページ目に示されております桜島架橋並びに高隈トンネル実現への活動について水迫市長にお尋ねをして、1回目を終わります。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたし

ます。

次は、1時から再開します。

午前11時49分休憩

午後1時 開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

尾脇雅弥議員の質問に対する答弁を求めます。

○保健福祉課長（村山満寛）子育て支援・少子化についての御質問にお答えいたします。

保健福祉課が所管する子育て支援・少子化についての本年度の目玉事業は、医療費助成と妊婦健診の公費負担の拡大であります。

まず、医療費助成でございますが、現行の0歳児から6歳誕生日までの医療費助成を本年4月診療分から、中学校卒業までの生徒を対象に医療費の一部を助成しようとするもので、課税世帯については、1月3,000円の控除後について助成するものであります。非課税世帯と1歳未満については、従前のおり全額助成であります。予算項目は、4款の衛生費、1項保健衛生費、10目の乳幼児医療費、節は扶助費であります。

次に、妊婦健診の公費負担の拡大でございますが、国の子育て支援に対する支援に基づき各自治体に取り組んでおりますが、平成20年度に5回までは公費負担としておりましたが、今年度から国に呼応して実施するものであります。妊婦の方が健診費用の心配をせず必要な回数の妊婦健診を受けられるよう公費負担とするものでございます。

国は、平成22年度までの暫定措置として、地方財政措置されていない5回目以降の9回分について、2分の1を国が援助するとしておりまして、県を通じた補助となっております。予算項目は、4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子衛生費の委託料となっております。

その他の子育て支援に関する事業に要する予

算計上は、昨年度とほぼ同額となっておりますが、保育料軽減に伴う市負担額は対前年比263万3,000円の増となっております。これは階層分布により計上したもので、昨年の10月入所状況での試算であります。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） バイオマス事業についての御質問にお答えします。

地域バイオマスフィールドテスト事業の成果についてでございますが、この事業は、政府が定めた2010年までの新エネルギー導入目標を踏まえ、地域の実情に応じた新エネルギーに係る実証実験を実施しようとするものであり、本実証実験の実施期間は平成18年より3カ年でありまして、3月20日が事業終了の予定日であります。実証実験は、大きく分けてバイオマスガスの発酵工程、精製工程、圧縮・充てん工程、運搬・使用工程の4つの工程について行われました。

実験の成果に関しては、毎年度2回、鹿児島大学の教授を委員長とする専門家を含めた評価委員会を開催し、成果報告に対する評価を行っていただいております。最後の評価委員会は3月6日にありましたが、この会での評価は、まず発酵関係では、豚ふん尿、焼酎かすとも問題なく良好にガスを発生しており、高い評価を得ております。次に精製工程においても、不純物である二酸化炭素や硫化水素を吸着する技術もほぼ完成されており、精製されたメタンガスの濃度は最高値で99%にまで達することができ、実験は成功していると評価を得ております。次の圧縮・充てん工程につきましては、高压ガス規制法の規定により人的な配置等については大きな制約を受けたものの、装置自体は大きな問題もなく、稼働することが確認されました。最後の運搬・使用工程につきましては、運搬用のポンベが非常に重いことからクレーンのついた運搬車両が必要となること、使用する際、高压で

充てんする関係で減圧装置が必要なこと、コージェネレーションを使用しての電気回避コストは期待どおりでなかったことなどの問題点がございましたが、おおむね合格点はクリアしているという評価を得ております。

このように、実証実験が成功に終わり、商業化を目指した垂水モデルができましたことが一番の成果でございます。また、これまでの期間にテレビや新聞、雑誌等での報道が何回も行われ、プラントの視察に関しましても延べ300名以上の視察者があるなど、バイオマスの実証実験地として先進的な取り組みをしている自治体としての知名度は県内外で高まっております。

○総務課長（今井文弘） 行政組織の改革見直しについての御質問にお答えいたします。

職員数が減る中、時代に合った改革、見直しが必要ではないかということでございますが、まさにそのとおりでございまして、これまでも行財政改革、集中改革プラン、新総合計画等、各種の計画に基づき全庁を挙げて改革を推進してきております。

これまで、企画課所管の事務改善委員会の結果を踏まえまして、毎年全庁的な見直しの検討をしてきておりますが、大きな組織の見直しとなりますと、部屋の問題、配属職員数、所管業務の振り分け、業務と法令等の整合性、システム等の変更、さまざまな問題をクリアしなければならないため、短期間での大きな組織の見直しは困難な状況でございました。

平成20年4月からの見直しの状況を報告させていただきますと、総務課では危機管理対策室を新設、ふるさと納税担当者の設置、企画課においては行政改革推進室と計画調整係を統合し計画調整係に、財政課では滞納整理室を税務課へ所管がえをし、水道課の入札事務を契約管財係へ一本化、それと税務課では班制を係制へ戻し、生活環境課では水産課から下水処理施設の管理業務を移しております。水産課では境漁業

集落環境事業の完了に伴いまして水産振興係と水産施設係を統合し、水産係としております。土木課では土木係と維持係を統合し、土木係に、商工観光課では商工観光係を廃止し、観光推進係と商工業推進係を新設をしております。市民相談サービス課では新たな地域担当職員制度を所管業務とするなど、これまで見直しを行ってきております。

職員数につきましては、退職者に対して新規採用者を原則半分の補充としていることから、職員1人当たりの業務量はふえてきております。本年度の一般事務職の退職者は10名で、それに伴う新規採用は5名でございます。本年4月1日には例年のおり職員が減る課が出てくるということになりますが、見直し等により対応していかなければ市民サービスの低下を招くおそれもございます。それに対処するには、行財政改革を推進する中、体制に合った業務のスリム化も必要であり、また、職員数に見合った組織づくりも大事でございます。今後は、業務内容の精査はもちろんのこと、もっと大きな組織の改編が必要になってくるものと考えております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 経済・雇用対策についての御質問にお答えします。

今回の経済危機は、議員御指摘のとおり、百年に一度と表現されるような深刻な状況に進んでいるようであります。

まず、雇用対策については、緊急なものとして、1月半ほどの短期雇用ではありましたが、市役所の臨時職員の雇用を計画しました。また継続的なもので、本県は雇用改善の動きが弱い7道県の1つに数えられている背景もありまして、雇用創出のために、平成17年度に垂水市観光・産業活性化協議会という組織を立ち上げ、そこを事業主体にして平成18年度において調査事業を行い、その成果をもとに、平成19年度から厚生労働省の補助事業であります地域雇用創造推進事業に取り組み、平成21年度まで継続し

て創業支援事業や人材育成事業、コンサルティング事業などを実施し、就業や創業の支援を行います。また、この事業に取り組んでいたことで、平成20年3月から平成22年度までの間、地域雇用創造実現事業も実施し、新商品開発や旅行商品開発を行うことでの雇用創出にも取り組みます。

そのほかに、国の交付金を県が基金造成し、市町村にも補助金を交付して、短期や継続的な雇用機会を創出するための事業である緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業という事業がございまして、現在、この事業を実施するための申請作業を行っております。

このようなことのほかに、本市のホームページに雇用・求人情報というコーナーを新たに設け、雇用情報、創業支援情報、求人情報にまとめて新しい情報を検索しやすくしておりますほか、昨年末には原材料高騰対応等緊急保証制度に関する臨時窓口に関する対応も行ってきました。

次に、経済対策であります。御質問にもありますように、地域活性化・生活対策臨時交付金事業や、4月下旬から給付を予定しております定額給付金給付事業が主なものになりますが、そのほかに単独事業として、中小企業の資金繰り支援のための原材料高騰対応等緊急保証制度の認定申請が大変多い状況にありますことから、垂水市商工振興資金利子補給補助金を100万円増額し、支援する予定であります。なお、この予算は平成20年度補正予算として対応させていただきたいと考えております。

○財政課長（岩元 明） 地域活性化・生活対策交付金の使い道とその理由につきましては、初日の補正予算第4号の説明でその概要を別紙でお示ししたとおりでございます。補足して説明いたします。

市民の安全を確保するという観点から、自主

防災組織の拡充を図る機器の購入及び避難体制の整備を図るため連絡用機器の購入をしようとするものでございます。

環境保全の観点から、堆肥センターの車両や機器の購入・修繕、生ごみ搬出用の容器購入並びに低公害公用車の購入などをしようとするものでございます。

電子行政の推進・整備の観点では、事務用パソコンの購入及び改正される医療給付や老朽化した学校図書システムの改修をしようとするものでございます。

農林業活性化の観点では、地域住民の要望に応じて農林道6カ所の改良整備を促進し、生産体制の向上を図ろうとするものでございます。

防災の強化の観点では、災害の発生した分水路の整備や治山施設の管理により、地域住民の安心・安全を確保しようとするものでございます。

水産業活性化と観光・交流の観点では、物産展用の機器の購入や道の駅の改修などで特産品の宣伝や交流人口の増加を図ろうとするものでございます。

建設業活性化の観点では、住みかえの促進として定住促進住宅の全戸シャワー設備設置及び水之上定住促進住宅の高齢者向け改修などで、本市への定住促進とあわせて家賃収入の増加を図ろうとするものでございます。また、生活交通の維持を図るため、橋梁の長寿命化の調査や、地域住民の要望に応じて市道11カ所の改良を実施しようとするものでございます。

防災・安全確保の観点では、災害の際に避難所となる垂水小、境小の体育館トイレ改修で避難者の利便を図り、また、垂水中の耐震診断並びに垂水小、牛根小体育館の床改修などを実施して、生徒の安全確保を図ろうとするものでございます。

地上デジタル放送への対応として、市内全小・中学校のテレビ受信の整備を図ろうとするもの

でございます。

それからコミュニティ機能再生の観点では、市民館の屋根、会議室の改修や柘原公民館の外壁改修、市内公民館の洋式トイレ化などで、地域住民の利便を図ろうとするものでございます。

また、少子化対応の観点からは、図書館の児童図書を購入し、読み聞かせなどの幼児教育を充実しようとするものでございます。

この交付金による事業は総額2億1,713万円でございますが、この中には人件費や事務経費等はほとんど含まれておりません。したがって純粋な事業経費でございますので、しかも、できる限り市内業者に発注する考えでございますので、本市の景気対策につながることを願っております。

なお、直接の消費拡大を図る定額給付金2億9,000万円は、最終本会議に5号補正案として提出する予定でございます。

○市長（水迫順一）尾脇議員の桜島架橋、それから東九州自動車道への利活用のための高隈トンネルについての御質問にお答えをしたいと思います。

この件につきましては、議員の皆様にも機会を得て何回か御説明を申し上げております。私の思いも語らせていただいております。重複しますが、再度ちょっと簡単に触れさせていただきますと、やはり長期的なビジョンで大隅半島を考え、それから垂水を考えるには、どうしてもやはり桜島架橋の実現あるいはトンネルの実現、これはもうぜひとも必要であるというふうに思いますし。

それから東九州自動車道路が大隅半島唯一の高速道路として、今、年間このところ150億円ぐらいたつ予算を確保しての工事が着々と進んでおります。これを我々、今まで私自身は高隈山を越えてのインターチェンジまでの距離を考えますと、垂水からは大隅のこの東九州自動車道路は使いにくいなというふうに考えており

ました。ところが、ある技術者の知恵もいただきながら、猿ヶ城を中心にしてトンネルを考えた場合に、インターチェンジに向かってトンネルを掘った場合に非常に便利な道路になると、利活用がしやすくなるという意味の助言をいただきました。

このことについては、志布志港の発展も南九州に及ぼす影響が大きいだけに、志布志市長とも話をしました。そしてまた鹿屋のインターチェンジ付近、串良を中心にした今後の鹿屋の発展を考えますと、鹿児島市へのアクセスがこれも問題でございますので、非常にこのことがまた便利になるという意味から、2人の市長さんとともにこのことを一緒にやってみようということ、もちろん森山先生の御理解、御協力もいただきながら、九州整備局あたりにも陳情に行ってみようということでございます。

一方、最初申し上げました桜島架橋につきましては、垂水の経済同友クラブがもうこのところ10年来この運動に一生懸命取り組んでいただいておりますし、6～7年前から鹿屋の経済同友クラブと一緒に、陳情活動初め、15万人に及ぶ署名活動を初め、県知事あるいは国交省、本庁から整備局、あらゆるところへの陳情を一生懸命頑張らせていただきました。

そういうような結果等もありまして、本当にこれは難しいよという県知事の就任当初の見解がありましたところを、皆さんも御案内のとおり、来年度予算に約2,000万円の調査費が計上されると、県予算のほうにという段階になりました、これは本当に県知事自体も考え方を百八十度変えて、大隅の発展のためにこれが果たす役割の認識を十分していただいた結果だろうと、そういうふうに思うわけです。

そのことを考えますと、非常に民間を中心にした団体がこれだけ一生懸命取り組んでいただいた成果でもございますので、これはまだ今から一生懸命頑張って努力をしていかなければい

けません。もちろん大隅半島だけが燃えても鹿児島市内への、鹿児島市議会初め、県議会初め、いろんなところへの波及も必要でございます。民間がこれだけのムードをつくっていただき、またそういう成果が見え始めてきましたので、今度は我々行政サイドが果たす役割が非常に大きいと、そういうふうに思っております。

そういう意味では、今後、この2つの実現のため私も一生懸命取り組んでいきたいと思いますし、また議員の皆様の方力もいただきながら、これで受ける恩恵が本市がやはり一番大きいだろうと、そういうふうに思っております。そういう意味でも先駆的な役割を我々が今後果たしていかなければならないと、そういうふうに思っております。

新幹線が、開通が23年でございますから、ポスト新幹線ということを考えますと、大きなプロジェクトはそう見当たらないわけですから、何とかポスト新幹線の大きなプロジェクトとして桜島架橋、それが実現に向かった段階で、今度はポスト桜島で高隈山トンネルと、そういうやはり大きなプロジェクトを2つも同時というのはいろんな関係を考慮しましても難しいだろうと思っておりますので、そういうような順序で実現できる方向でみんなで総力を挙げる必要がありますので、ぜひこの辺の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○尾脇雅弥議員 こちらから見ておきますと、お昼御飯の後なのか、皆さん眠い方もおられるようですが、3カ月に一遍の議会ですのでよろしく願いいたします。

それでは、2回目に入ります。

子育てに関してですけれども、先ごろ新聞に、2008年の10月1日現在で鹿児島県内46市町村の高齢化率、年少化率というののデータが公表をされました。垂水市はといいますと、高齢化率が34.8%で高いほうから10番目、数にして6,178人。注目すべきは、この年少人口率なんです、

最も低い南大隅町の10.4%に次いで10.5%ということで2番目に低い。数にして1,864人ということでございました。65歳以上の高齢者に比べて中学生以下の子供の割合が少ないということですが、1つには、これまで子育て支援の環境が悪かったことも要因ではないかと思っています。

先ほど課長に答弁いただいたように、中学生の医療費の助成の拡大とか妊婦の健診の拡大など、今回特に予算を伴って施策を講じていただいております。そのことに対してお母さん方から、非常に感謝をしているということで、期待をしていると連絡もいただきます。

そこで、今回、この施策の効果並びに今後の子育て環境のさらなる充実について、水迫市長に考え方をお尋ねしたいと思います。

次に、バイオマスですけれども、4つの工程でそれぞれ、圧縮、運搬に多少課題が残るものの、ほかの部分においては非常によかったと、そのことによって知名度も上がったというような商工観光課長の答弁でございました。そこでお尋ねなんです、プラントが残されたわけですが、そのプラントは今後どうしていくのか。そして、実用化へ向けての考え方、バイオマスタウン構想というのも掲げてございましたので、その目的あるいは中身、そうすることによって垂水市にどんなメリットがあるのかということをお尋ねを2回目の質問といたします。

それから、3番目の行政組織の改革見直しについてですけれども、総務課長の答弁で、必要があると思うけれども、さまざまな問題をクリアして多少時間がかかるということでございました。全くそのとおりだと思いますが、これまで水迫市長は行財政改革を断行されて、無駄を見直して歳出削減をされてこられたということに関しては、本当に大変な私も評価をしております。

一方で、どういったものを目玉として歳入確

保あるいは財源を確保していくかという中で、この観光行政が1つの大きな目玉なのかなと考えております。例えば商工観光課なんですけれども、現状どうかと言え、商工の担当を除けば、課長も含めて4人というような現状ですよね、正職の方はですね。

私が考えているのは、担当所管が非常に多いんじゃないかなと。例えば、道の駅ですし、バイオマス、高峠、そして猿ヶ城、さらに今回宮脇公園というようなことで、非常に人員に対して仕事の量とか取り扱う中身が非常に重いんじゃないかなというふうな気がします。結果として、こなすという形の仕事になってしまうんじゃないかなという不安を持っています。

もちろん職員の皆さんは一生懸命努力をされておられるんですけれども、制度的な、先ほど話もありましたけれども、10人減らして5人をふやすという現状下がありますので、以前に比べて1人当たり1.5倍ぐらいの仕事の量をこなさなきゃいけないということになりますので、2人で3人分とか4人で6人分ということですが、そのためには、この縦割りの弊害をなくして、もっと効率的な組織の見直しをしなければいけないんじゃないかなと思っています。

そこで、1つ提案なんですけれども、市長のお手元には一部配付させていただいたんですけれども、あくまでも大まかなたたき台ですので、参考にしていただきたいという程度でいいと思うんですけれども、こういう感じでちょっとたたき台をつくったんですが、5つぐらいの部みたいな形にひっくるめればいいんじゃないかなというふうな考えを持っています。

口頭でちょっと読み上げます。例えば、総務課、財政課、企画課、議会事務局、選管、監査、この辺を1つに取りまとめて連携をしていただくと。例えばですけれども、保健福祉課、それにかかわるいろんな業務に携わる生活環境課と

いうところを1つに取りまとめていただく。さらには、税務課、市民課、会計課、市民相談サービス課、この辺を1つに取りまとめて連携を図っていただく。そして、商工観光課、水産課、農林課、農業委員会、この辺を取りまとめていただく。もう1つ、土木課と水道課ですね。そういった形で、中身はいろいろあると思うんですけども、そういった形で現状の中身を見直して、要するにコンパクトにまとめて、末端まで情報が流れて、末端からの情報がトップに伝わるような組織の改革が必要ではないのかなという気がします。

現状、例えば職員間でも知っている人は知っているけれども、知らない人は知らない、あるいは一部職員が理解して一部で行動するというような形に偏り過ぎるのはよくないと思いますので。今、商工観光課の例をちょっと挙げましたがけれども。商工観光といっても農林水産と連携ということが必要ですので、その辺をコンパクトにワンフロア化するなりしてやっていくことで、その足りない0.5を補っていけるんじゃないかなというふうに思っています。

ただし、当事者ではちょっと難しい部分があると思いますので、外部なりに委託をしてそのたたき台をつくっていただいた上で、今後、時間をかけて検討をしていただきたいと思います。そのことについて、市長に所感だけ伺います。

経済・雇用対策に関しまして御説明をいただきまして、理解をさせていただきました。

経済危機の余波というのは、都会から田舎へ、大手から中小零細へというような形で、今後、本市でもそういった影響があるんじゃないかと思っておりますので、注意深く見詰めながら対応していただきたいと思います。

交付金事業についても理解をいたしました。1つだけ市長にお尋ねをいたします。今回のことでどういう効果が期待できるのか、また期待

をされておられるのかということをお尋ねをいたします。

最後になります。

長期的ビジョンでの垂水づくりでございますが、私も市長の考えに全く同感でございます。もしそのことが実現をすれば、仮想ですけども、志布志から垂水まで約30分で来れるようになりますし、垂水から桜島を通過して鹿児島中央駅あたりまで30分で行けると。御案内のとおり、2年後には九州新幹線が開通して1時間20分で行けることがもうわかっていますし、さらには「さくら」ですかね、大阪まで4時間で通るということもわかっています。ただ、その恩恵を受けるためには、初めて橋がつながってこそ垂水が大きく変わっていくんじゃないかなという気がしています。

これまで景観を理由に反対をされていた伊藤知事。実際のところが最大のネックだったんですけども、今、市長の御説明もありましたとおり、昨年夏ぐらいから、県知事選のあたりから方向転換をされまして、マニフェストの89番目にそういった可能性調査をやるんだということ掲げて選挙を戦われて、実際に、21年度の当初予算の中で2,000万円の調査費をつけておられる。

さらには、先般2月26日に行われました県議会の本会議の上村議員の代表質問の中でこういうことを答弁されております。上村議員が「錦江湾横断交通ネットワークの可能性調査は事業推進の意思表示と理解していいか」という質問に対して、伊藤知事みずから「経済効果があり、技術的に可能であれば実施することになる」ということを答弁をされております。

この基礎的な調査のデータになるのが、恐らくは国交省の外郭団体であります海洋架橋・橋梁調査会のデータを参照されるものと見通しがありますので、そこの中では、非常に今あったような課題はクリアして前向きであるという結

果が出ていますので、基本的に私は早いか遅いかだけの問題じゃないかなと思います。5年後なのか、10年後なのか、それとももっとかかるのか、その辺はこれからの活動次第ということになりますけれども。

最後に、市長に1つ質問なんですけど、先ほども言われましたけれども、やっぱり一番この恩恵を受けるのは垂水市であり、鹿屋、大隅だと思うんです。これまで経済同友クラブを中心に、民間の方々が自分たちのお金を出し合って署名をしてここまで来たと言っても過言ではないと思います。そういった中でそろそろ、県がこれだけ動きを始めたわけですから、その受益を受ける我々も人を出したり、お金を出したりという方法を考える時期じゃないかなと思います。

以上で、2回目を終わります。

○市長（水迫順一） 幾つか御質問いただきましたので、ちょっと私のほうで答えるべきものを答えさせていただきます。

まず、子育て支援の考え方ということでございますが、私は市長に就任して以来、子育て支援が足りない、本当に老人福祉については国の制度その他いろいろございますので、ある程度制度化されてきてはおるものの、子育てに関しては非常におくれておるんじゃないかと、国もそうだし、我々地方もそうだというふうに思っておりました。何らかの形で本当に子供が少ない当市では対策を講じなければいけないということは常々考えておったわけです。ですから、今回皆様にお示しをしまして、幾つかの子育て支援が予算化できましたことを非常にうれしく思っておりまして、ぜひ皆さんの御理解をいただきたい、そのように思っておるわけでございます。

中学生までの医療の負担、これにつきましては保健福祉課長が申しましたとおりでございますし、午前中、傾聴ボランティアにつきましても葛迫議員にお答えをしたとおりでございます。

それと、水之上の雇用促進住宅の子育て支援への利活用、これにつきましてはもう既に15件の申し込みがございます。非常に私は、早い時期にこれだけの申し込みがあったということは非常に興味を持っていただいたなと思っておりますし、子育て支援に本当に一助をできたなと、支援の一端を担うことができたなと、そういうふうに思っておるところでございます。このほかにも今後やるべきこと、ソフト面をひくくめて考えていかなければいけないと、そういうふうに思っておりますし。

もう1つ今考えておりますのは、子育てグループが今5つぐらいございますが、これは議員のほうの提案もございましたとおり、何とかこのグループの支援、拠点づくりをしてあげて、そこに傾聴ボランティアと違ったそういう専門家の支援ができないか、そういうものをひくくくめて考えるように指示をしております。このこともぜひやっていきたいとそのように思っております。

次は、組織見直しの提言。

非常にこれを見させていただきまして、いい考え方だなというふうに思っております。ただ、うちは課長制をしいておまして、これを部長制に変えるという気持ちは全然ございません。課長制の中でこれが1つずつ、ある程度の似たような部署を統括した統括官を置くというような考え方ですから、これは参考になるんじゃないかと思いますが、その辺、庁舎内で担当する部署にも検討させてみようというふうに思っております。事務改善委員会がございまして、その辺に指示をしてみたいとそういうふうに思っています。

それから交付金の効果でございますが、これから配ってみなければわからないわけですけど、希望としましては、非常にこれだけ冷え込んできた経済でございますので、垂水の経済の活性化に少しでも役立つようにぜひ皆さんが、2万

円いただける方は5,000円ぐらい足していただいて、1万2,000円の方は7,000円ぐらい足していただいて、ぜひ垂水市内で余計消費をしていただくと、そういうことをしていただいたらありがたいかと、そのようにも思っております。（発言する者あり）地域活性化交付金のことですか。それじゃ、今のは取り消しさせていただきます。

地域活性化交付金につきましては、もう全くこのようなことは今までないことをごさいますて、本当にありがたい機会をいただいたというふうに思っております。ですから、これはいろんな面で御提案を申し上げました、広く。ですから、垂水に効果がおきるような方策でもって、かねてまたなかなか手をつけられないなというような事業等もひっくるめて、それから来年度やろうとしておる分も前倒しでそういうものに取り組んでいけば、より地元には効果があると。2億2,000万円という大きな金額でございますので、いろんな業者さんも仕事の数はふえてくるんじゃないか、そういうふうに思っております、効果を期待しております。

それからバイオマスについての2回目の質問、ちょっとこれにお答えをしたいと思えます。

今回の実証実験に関しましては、日本総研を初め、優秀な企業、技術者により、先ほど商工観光課長がお答えしたとおり、実証実験としての評価は非常に高く、実用化に関しての道筋も見えてきたように感じております。実際に、この実証実験のグループにおいて、これまでの実験結果を踏まえたフルスケール化の可能性について検討に入っております。

こうしたプラントの設置、運営に関しましては非常に専門的な技術が必要とされますことから、フルスケールでのプラント設置に関しましては民間企業の参入が不可欠であります。今後どのような仕組みで実用化していけるのか、具体的な提案がなされると思えますが、ただ、現

在のような急激な景気の後退による社会情勢が今後どのように推移していくのか、予測が立たないのが気がかりでございます。

しかしながら、大きな視点でとらえますと、先日の日本版グリーン・ニューディール施策の発表などに見られますとおり、これからの社会にとって地球環境保全や地球温暖化の抑制、低炭素社会の構築といった社会構築に関する考え方はこれからも変わらないものと思われまので、今後の展開に期待を持っております。

次に、平成21年度には、本市におけるバイオマスの利活用に関する基本方針となりますバイオマスタウン構想を策定する予定であります。バイオマスタウン構想の策定に関しましては、これまでも各自治体が行われておりますが、本市の場合は、バイオマスタウン構想をつくります以前から、実際にバイオマス利用の最先端の実験を行ってきた経緯がありますことから、策定に関しましても、これまでの経験を生かし、協力してきてもらった専門家の幅広い助言等を受けながら、家畜ふん尿や焼酎かす、植物残渣などの静脈と呼ばれるバイオマスの利活用を中心に、バイオガスの利活用、資源の肥料化・飼料化など、本市独自のバイオマスタウン構想が策定できればと思っております。

なお、メリットでございますが、一般的な話になりますが、バイオマスを使うメリットとしては、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、地域の活性化などに役立てることが出来ます。また、バイオマスタウン構想策定のメリットは、地域のバイオマス利活用の基本方針として市民の皆さんとの目標の共有に活用できますこと、国・県などの関係先においても情報が共有されますので、地域の取り組みが関係機関に理解されやすくなること、国などの支援が得られやすくなることなどでございます。

以上だったですかね。（尾脇雅弥議員「最後の垂水づくりをちょっと総括的に伺いたかった

んですけど、人とお金ということで」と呼ぶ)
桜島架橋、その他ですね。

おっしゃること、よくわかります。まず大隅全体にこれは大きな影響を及ぼしますので、まず架橋問題は。大隅総合開発期成会のほうにまずお願いをしようというふうに思っております。今度総会が近くあると思いますので、そのときにまずそのことから提案をしていこうと。それから、活動がどんどんどんどん大きくなっていきますと、どうしても経費も膨らんでいきます。そういうときに、うちとして応分の負担は当然しなければいけない、そういうふうに思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） バイオマス事業についてのプラントに関する御質問についてお答えいたします。

現在行っております実証実験は、先ほどお答えしましたとおり、今月の20日までで実験が終了いたします。実験終了後のプラントに関しては、プラントなどの施設の購入が過疎債の対象となること、年間の維持管理費がバイオガスを売買して得た収益で補えることなどの条件が整った場合に、本市による施設の購入を予定しております。

起債の申請が5月であること、NEDOからの無償譲渡手続の協議が3月以降になること、今回の実験による維持管理コストを含めた最終的な収支結果が出るのが3月末であることなどから、これらのことを総合判断して、購入する場合は6月議会における補正予算として提案させていただこうと考えております。

○尾脇雅弥議員 最後ちょっと所感を申し上げて、要望にかえさせていただきたいと思っております。

子育て支援に関してですけれども、これまでいろいろおくれていました子育て環境を、大きく英断をしていただいて新しくいろいろ施策を講じていただいておりますので、私のところにも電話が来たり手紙が来たりしておりますので、

その辺のところをまた頑張っていただきたいと。ただ、どうしても行政主導という形になりますと、かゆいところをかいていただきたいんですけれども、違う場所をかいていただきたいんです。その辺に配慮していただいて今後進めていただきたいと思います。

それからバイオマスに関しては、今お話ありましたとおり、トウモロコシなんかの動脈エネルギーじゃなくて、家畜のふん尿なんかの静脈エネルギーを有効活用するということに一番のポイントがあるような気がします。それと、お願いをしたいのは、以前も話をしましたけれども、それを活用して垂水にお金が入る仕組みも考えていただきたいなというふうに思います。

それから行政組織に関しては、時間がかかることですので、またこれは時期を見て再度質問をさせていただきたいと思っております。

経済・雇用対策につきましては、今回、地方にとって大変ありがたい交付金であったということですが、一方で、将来の負担に対する備えも必要になってくるんじゃないかなと、緩めた分は締められるという考え方もありますので、その辺のところも今後の課題としていただきたいと思っております。

最後に、将来の垂水づくりですけれども、将来の垂水を豊かにしていくためには2つの大きな提案は必要不可欠なんでしょうと思っております。ただ、一方でストロー現象という不安もありますので、その辺のところも配慮しながら、同時に地元の宝を磨く作業も忘れないで活動をしていただきたいと思っております。

最後に1つ、先月2月6日に慰霊祭が行われました「第六垂水丸」について少しだけ話をさせていただいて、質問を終わりたいと思っております。

ちょうど前教育長の川井田稔さんやNPO法人代表の川井田孜さんなどの御尽力により、2月6日に旧垂水フェリーの隣接地でこの慰霊祭、法要が行われました。私は遺族代表の川井田稔

さんの話に感銘を受けましたので、少し紹介をさせていただきますと思います。

当日は、軍の面会日などもありまして、340人の定員に対して700名以上が乗船をして、そのまま沖合200メートル進んだあたりで方向転換しようとした際に、船が傾いて466人の方が海に投げ出されて犠牲になったという概略でございます。

驚いたのは、一瞬の出来事ではなくて、9時50分に傾き始めて船が完全に沈んだのは夕方4時ぐらいであったと。約6時間にわたってそういった状況の中でさまざまな救助活動が展開をされたわけですが、当然冬の海でしたから非常に寒かったということで、感動したのは、大変不幸な惨事ではあったんですけども、そのときにみんなが協力をして家のまきとか家具なんかを持ってきて「これで火をたいて下さい」と、さらには足りないと見るや家を取り壊して、壁を取り壊して「これで暖をとってください」という人ばかりだったという話を伺いました。

貧しい時代に我が身を犠牲にして他人のために尽くした、そんな人たちが我々の先祖であったということで話を締められたわけですが、現代もさまざま大変な時代ですが、そういった先人たちの子孫として皆様がそれぞれの立場で垂水発展のために努力をすることが供養であり、務めであると感じました。

50年の今回は節目の年でありましたけれども、華やかなイベントだけでなくそういった足元を見詰め直す機会をいただいたことが、非常に現代の平和に感謝をしながら、ありがたかったなと思いましたので、一言御紹介をさせていただきます、今回の私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）次に、2番大藪藤幸議員の質疑及び質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

○大藪藤幸議員 お昼の一番眠たい時間に、序盤戦は終わりましたが、後半戦に向けて眠たくならないように短時間で内容のある質問をしていきたいと思っております。

今議会初日に教育委員会から全協において、中学校の、あえて「新築」という表現をさせていただきますけれども、新築から改築と、大規模改造ということで、昨年の3月議会におきまして改築、正しくは改築でございますが、改築という答弁をいただいております。そしてその説明の中で岩川の大隅中学校を見ていただきたいということで、早速行ってまいりました。大規模改造でもこんなにきれいになるんだよと。

大隅中学校で資料をいただきまして、その資料に基づきましてお話を若干させていただきますけれども、11億円ぐらいの事業規模でございます。全協においての説明では4億数千万円の事業規模だと。その中で、その大隅中学校の事業規模を精査してみますと、一部増築が入っております。そのほかに、11億円の中には国庫補助に値しない分が入っております。その合計を計算しますと約5億円。といいますと、6億円の事業規模で大隅中学校のように大規模改造ができるのだなというふうに感じております。ところが、垂水の今回の、概算ではございますけれども、説明の中では、4億円台の事業規模でございます。ここら辺は少し説明責任に問題があるのではないかということ。

昨年の3月議会での答弁が議会においていかなる重みがあるのだろうかというふうにも疑問にも思っております。しかし、私の通告の中に「その他」と書いてあるのは、全協が終わりました、通告の内容にその他をつけ加えたわけでございますけれども、今のこの話をすべきということで、その他にいたしました。

よく考えてみますと、26～27年度ごろに新築をするということになりますと、一括20億円程度の事業規模になるのだということでございます。

すが、工事の発注の仕方においては市内の業者に発注する規定に当てはまらないのではないだろうか。その面と、大規模改造になりますと3カ年かけて、仮校舎から入れますと4カ年かけて発注されるということは、当然垂水の市内業者にほとんどが発注していただけるのではないかと。26～27年を待たずに22年度ごろから3～4カ年かけて前倒しをして、今この建設業も不景気であえいでいる中に、逆にいいのかもなというような意見も持ち合わせております。

それと、教育委員会でお聞きしたところによりますと、現在の屋外にあるトイレは塗装程度で改造とみなすというような計画でございますけれども、今後この大規模改造においては、やはり議会も、専門の方も当然でございますけれども、市民の声も聞いて、トイレあたりは必ずこれは改装しなければ意味がない。生活において、住環境の中でトイレというのは非常に大事なスペースでございます。教育環境の整備の中では、当然でございますが、雨漏りがしないこと、当然でございますね。しかし、次に来るのはやはり住環境。1日何時間児童生徒は学校で生活するのでございましょう、何回トイレを使用するのでございましょう。そこをよく考えて、トイレはぜひ計画に入れていただきたい、このようなふうに思っております。今の件に関しては答弁は必要ございません。

次に、昨年9月議会をお願いをいたしました不用な墓石の処分方法を考えていただきたい。復習の意味で、その後、所管の生活環境課がどのような対応をなされているのかお聞きしたいと思います。

実は、去年の9月議会が終わりまして11月ごろだったと思いますが、「議会だより」が市民に配布されまして、何件か問い合わせをいただいております、「実際に困っているんだ」と。これ共同墓地の話でございますけれども、去年の9月議会の中での答弁の中では、共同墓地に

関しては行政側から何ら指導はできない、難しいのではないかとという答弁をいただいております。しかし、市営墓地3カ所に関してはいろいろな方向で指導ができるのではないかとというような答弁でございました。

つい最近になりまして、平之町の市営墓地で受益者がお寺さんの納骨堂等に移動をされて、墓石もそのまま置いてある。将来垂水市の公費でこれを処分しなければならなくなるのではないかとという意見をいただきました。

この市営墓地に関して9月議会では私は最後に、垂水市だけじゃなく県内で困っていらっしゃる行政もあるはずでありますので、ぜひ県とも協議を重ねていただきたいということをお願い申し上げましたので、この件について、その後の検証を、検討結果をお聞きしたいと思います。

次に、農業政策についてでございますが、農林課長にお伺いいたします。

垂水のサヤインゲン、キヌサヤは、確定している数字上では10億円台の年間の売り上げがございまして。しかし、午前中の質問でも、答弁でもございましたが、農業就労人口の高齢化率は目に余るものがございまして。この農家が利用されている農道で、上野台地あたりは改良区の所管になっていると思っておりますが、ほかに舗装がされていない道路、つい最近もそのような道路がございまして、軽トラックが底をこするような農道がございました。

今後、財政改革を行っていく中で、建設業の育成の面から考えますと、工事として発注していただければ幸いですけれども、なかなかそうもいかないのが現状ではないでしょうか。よって、受益者が自分たちで労力を提供するというような箇所がございましたら、ぜひ原材料支給を惜しまずにお願ひできないものか。

次に、市長にお伺いいたします。

午前中の先輩議員の質問の中でもございまして

たが、過去3回にわたって私が議席をいただいでから市長の答弁の中で、キヌサヤとインゲンにかわる新しい作物を考えなければいけない。施政方針にも入っております、ポストキヌサヤ・インゲンを早く確立をしたい。どのような作物を検討をされているのか、また、現在がどの段階なのかをお聞きいたします。

次に、水産振興資金貸付金についてお伺いをいたします。

20年度から、魚価の低迷、消費の低迷に行政は1億円という貸付金を行っていらっしゃいます。20年度は垂水市漁協が1億円使われたそうでございます。21年度も垂水市漁協が1億円使われるというふうにお聞きしております。現在、損失補償が20年度末、牛根漁協が9億円程度、垂水漁協が5億6,000万円、残額が残っているようでございます。牛根漁協が年3億円、垂水漁協が年2億8,000万円の返済をなされているそうです。過去において損失補償の債務保証がなされてから遅滞なく返済されているとのことでございます。

この損失補償が、垂水漁協が来年の11月、牛根漁協が再来年の4月には失効いたします。損失補償なるもの、連帯保証人という考え方をしてみますと、連帯保証人が、損失補償期限が切れますといなくなるということになるわけですね。その中で、果たしてこの現在の貸付資金が1億円で十分なのかと。現在は損失補償の期限がまだ残っておりますので、1億円でいかもしれません。将来負担比率もこの案件で174%と、現在垂水の置かれている現状でございますので、損失補償が遅滞なく完済された22年度からはこの1億円を、垂水漁協1億円、牛根漁協1億円として貸し付ける考えはないのか。

と申しますのは、現在、魚価の低迷、水産物の消費の低迷で両漁協とも苦慮しているわけですが、過去には2億円所得税を払った水産業者もいらっしゃいます。よって、我々が苦し

いときに垂水の漁業者が垂水の行政に力をかしていただいたことは紛れもない証拠でございます。現在、景気の低迷で漁業組合等も大変な難儀、苦勞をされていらっしゃるわけでございますので、損失補償の期限が過ぎまして漁業組合等がしっかりと返済をなされた後には新たな貸付金のお考えはないのか、水産課長にお聞きいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（太崎 勤）3番目のその他の欄のところで、墓石に関する御質問をいただきました。

議員の言われるとおり、市営墓地の中には不用となった墓石があります。市営墓地につきましては、市営墓地の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づきまして、不用となった墓地は、使用者により墓石など撤去して原形に復して返還されるよう指示いたしております。また、現状において使用されていない放置された墓地への苦情処理の対応は、名義人の相続など調査し、返還処理についての行政指導を行っており、引き続き行ってまいりたいと思っております。

しかしながら、昭和30年制定された墓地条例により許可をして以来、50年以上経過した今日、墓地の承継者不在やお寺の納骨堂への移転など、市への無届けなどによる不用墓地があり、今後も過疎・高齢化の進展に伴い不用墓地が増加することが懸念され、参拝者への危険性、景観環境の観点からも重要な問題であると考えます。

墓地の移転等で役目を終えた古い墓石は、所有者みずから専門業者に依頼して、通常産業廃棄物として適正処理されることとなります。このことで多額の費用が伴いますが、所有者が負担して処理することは受益者負担の原則からして当然のことではないかと考えます。

国・県は、墓石自体、宗教上の観点から廃棄物としての取り扱いではないと示しております。

しかしながら、現実問題として、役目を終えた墓石は産業廃棄物として処理されていることも認識しているようであります。したがって、処理経費に対する助成など今のところは考えていないようでございます。

このような不用墓石のさまざまな問題は、市営墓地に限らず各地域に点在しております共同墓地も同様であると推測できることから、将来の環境行政の逼迫した課題としてとらえ、不用墓石の適正処理につきまして市報等で市民の方々に周知をしております。

さらには、墓地の承継者不在の放置された墓石や墓地の片隅に不法投棄された墓石の処理問題は本市のみではないと思っておりますので、鹿児島県内の自治体が集まり、さまざまな環境行政問題を議論する県都市環境衛生問題協議会などの議題として本市が積極的に提案するなど、市行政として何ができるのかを調査、研究してまいりたいと考えます。

○市長（水迫順一）大藪議員のポストインゲン・キヌサヤの商品について、何かというようなお話でございました。

いろんなことを実は考えておるんですが、午前中、北方議員に対しまして農林課長が答えた中に、やはり今後いろんな農業問題を片づける中の一番大きい問題は、所得をふやすことなんだという話がございました。後継者問題も全くそうだと思うんですね。後継者として農業研修をして、実は6割の方がやめていらっしゃるんですね、4割しか残っていないと。それは何かというと、やはり定期的な収入が思ったよりなかったというような意見等が主でございまして、その他もちろん理由はございますが、これは本当に安定した経営ができる環境づくり、それは本当に安定した収入がなければいけないということだと思います。

幸いにして垂水市の農業の場合は園芸作物が中心でございます。そうすると、豆類なんです

ね、キヌサヤにしても80年の歴史があるし、インゲンもこのところ日本一の出荷量だという環境にあります。これは豆類というのは単価が高いですから、それで重さは余りないですね。それで、消費地に遠い垂水にとっては非常に有利な作物であると、輸送コストがかかりません、そういう意味からも非常に有利であると。そして、また県内でも大隅半島では反収、反当たりの収入が2番か3番だと思います、垂水市の園芸作物。そうすると、県内でも5～6番の反収を上げているということだと思うんですね。

ところが、一方で、インゲンが、キヌサヤが15年ぐらい前から、いつも僕が話しているように、世界の競争の中で、中国の福建省との競争の中で負け出したと。そうすると、キヌサヤがだんだん減って、そのかわりインゲンがふえてきて出荷量日本一になっているわけですが、インゲンもいつまでも日本一を続けられるかというと、そうじゃないよと。だから、いつ強敵が来るかわからない。国際競争の中で水産物ひっくるめて一次産品は今、生きていかなければいけない。

その中で、それじゃ、インゲンが今いいよと言っておっても、いつ競争相手が来るかわかりませんという話を今しましたが、もう現に本当に与論島あたりがどんどんつくっておるんですね、沖永良部、与論、それから沖縄がインゲンをつくり始めておるんですね。そうすると、向こうは火をたく必要はありません、12月、1月、2月。そうすると、有利な作付ができるし、コストがかからないわけですから。ただ、輸送が、向こうは船運賃が余計かかりますから、それとの兼ね合いはどうなのか、今後考えていかなければいけないと。ただ、露地栽培でそれをつくっていますから、非常に光沢のいい、緑の濃い、いいインゲンができておるんですね。ですから、その辺の競争もあります。

ですから、今、いい間にインゲンとして、イ

ンゲンで食っていける間に次のものを、このインゲンにかわるものを、ポストインゲン、インゲンが悪くなったときにこれで食っていけるよというようなものを今、試作する必要があるというのはいつも言っているとおりでございます、その品目は、農家の収入を上げるために午前中に農林課長が言いましたように、オリーブをやりますよと、それからユズもやりますよと。

本当に農産物はつくってみて、それでまた安定した収入を得るためには流通が非常に大事なんですね。市場原理でたたかれますから、いいものをつくっても本当にその日の市場価格で決められますから、自分がコストはこれだけかかっておるよというのを持っておっても、それ以上に必ず売れるかということそうじゃございません。市場で形成される価格に非常に影響されるという意味では、非常に安定した収入を得るには大変なんですね。そこを安定させるためには、やはり流通のところをちゃんとしっかりしてあげなければいけない、手助けをできるところを行政がしてあげなければいけない、そういうふうに思います。

ですから、ユズにしても今後、試作をしますよ。それからオリーブにしても今後、試作をしますよ。でき上がったら幾らで買ってくださいよということまで今やっておるんですね。ですから、ポストインゲンの品物についても価格を決めなければ、いいものが本当にできても、たたかれればもう続かないんですね。

ですから、その辺もひっくるめて今、検討をしております、実は大葉を検討しております。これは10枚束で非常に結構高い値段で売っておるんですね、それから輸送費は非常にかかりません、軽いですから。それで、これを価格面も一応決めておりますが、その価格で本当にやっっていけるのか、収穫が大変なんですよ、あれ。収穫に手間がかかります。ですから、それで本当にやっっていけるのか、1年ぐらいテストして

みないと結果はわかりません。ですから、大葉がだめなら、それにまたかわるようなものを早くやっっていかなければいけないということです。

いろんなことを農林課長も中心に、農林課が一生懸命頑張ってくれておりまして、このことは何とかポストインゲン、ポストキヌサヤのものも見つけ出していこうと、そういうふうに思っています。

○農林課長（山口親志） 大藪議員の農道整備状況及び材料支給の考え方についてお答えいたします。

農道整備については、ここ数年、県単事業、中山間地域総合整備（KAM大隅西部地区）事業、それから市の単独事業等で整備をしてまいりましたが、要望については十分な整備に至っていないような状況であります。また、垂水市の農道の舗装率も、交付税の対象にほとんどなっていないことから農道台帳の整備を行っておらず、舗装率はきちとつかんでいないところであります。

そうした中、中山間地域等直接支払事業の12の集落協定地区や農地・水・環境保全向上支援対策事業の6地区で農道の整備、それから環境の整備を地域住民の方々に実施していただいております。

御指摘のとおり、受益者の協力による農道等の整備を行っていただく場合の材料支給については、共生・協働の理念から、当然のことながら支援を検討、協議してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○水産課長（塚田光春） 次に、水産振興資金貸付金についての御質問についてお答えいたします。

養殖漁業につきましては、長期にわたるブリ、カンパチの魚価の低迷や昨年来の世界的な不況による消費の落ち込みにより、魚の需要の減少等で以前にも増して厳しい経営環境になっております。そのようなことから、21年度も昨年度に

引き続き、市の基幹産業である養殖漁業の振興と経営の安定化を図るため、水産振興資金として漁協に1年未満の短期の貸し付けを行います。

この水産振興資金は昨年度から実施しているもので、これまでは損失補償により養殖漁業の振興と経営の安定化を図ってまいりましたが、昨年3月議会の持留議員の一般質問でも答弁しましたように、川崎市における横浜地裁の判決例と財政健全化法の制定により、損失補償ができなくなったところがございます。そのようなことから、基幹産業を支援するために損失補償にかわる次の金融施策として水産振興資金制度を創設し、資金貸し付けの支援をしたところがあります。

そこで、御質問の22年度以降の水産振興資金の増額についての質問でございますが、御承知のように、市の財政事情も厳しく、損失補償の償還期限も23年3月末までとなっていることから、増額についてはかなり厳しいものと思われま

す。

以上で説明を終わります。

○大園藤幸議員 おさらいでありました墓石の件に関しましては、今後、県のほうに同様の自治体があるはずだということで頑張ってくださいということでございますので、それで了解しておきます。

次に、農業政策については、今、市長のほうでも答弁いただきましたけれども、ポストキヌサヤ・インゲンに何がなり得るんだということで、過去3回の市長の答弁の中でそれなりに検討をされてきた結果を御返事をいただきましたが、遅滞なく実際に現実的なものになるように、さらに研究を重ねていただきたいと思います。

水産振興資金貸付金につきましては、現時点ではということではございますが、20年度に貸し付けてございます1億円に関しまして、遅滞なく組合に返済をしていただくように水産課の

ほうからは組合にお話をさせていただきたいと思

います。しかし、それはそれとしまして、決められたことを組合が決められたとおり実行されるのであれば、損失補償の期限が来ましたら、現在の1億円ではなかなか経営の立て直しは厳しいものじゃないかなというふうには思っております。

ですから、この損失補償が実際に法的に発効をされるのはということを少し勉強をさせていただきましてけれども、垂水に全事業者が、水産業、養殖業者がいらっしゃらなくなるということになるということでございますので、これは先ほどの判例のもとで、以前に国内ではそういう事例があったようでございますが、現実的には非常に不可能に近いような感じがいたします。まだまだ健全な体力のある業者の方もたくさんいらっしゃるとお聞きしておりますので、水産課のほうではそれなりに実態を期限が来るまでには確たる調査をしていただきたいと思います。そして損失補償の期限が来るところには新たな政策が実行できるように希望をして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時40分から再開します。

午後2時22分休憩

午後2時40分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番森正勝議員の質疑及び質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさんです。

2月14日、主要7カ国財務相・中央銀行総裁会議（G7）がローマで開かれ、経済成長や金融部門の強化のため、各国が協調して財政出動などあらゆる政策手段をとることを盛り込んだ

声明を採択し、同日午後に閉会しました。そこまではよかったのですが、会議後の記者会見の様子が飛び込んでまいりました。

「天声人語」の表現によりますと、「まぶたは重く、受け答えはしどろもどろ、あくびも出た。酒が過ぎたとは思いたくないが、画面外にまで熟柿がにおう、ふやけた絵だった。理由はともかくあの姿はなかろう。せっかくの情報発信が台無しだ」。米ABCテレビのサイトは、「15時間のフライトはきついものだが、お国のトヨタや日産が何万人も削減している時に居眠りしている場合か。醜態は地球を巡り、国民の赤面は大臣の比ではない」となっております。

ところが、中川氏の前に元祖酔っ払い大統領がおりました。ロシアの元大統領だったエリツィン氏は、就任当時イギリスに招待された後の記者会見でサッチャー首相の印象を聞かされ、「普通のおばさんだった」、ロシア語でちょっとわかりませんが、と言ったそうです。イギリスのパーティーではアルコールは出ないそうですが、たまたまサッチャーさんがエリツィン大統領に敬意を表し、アルコールが出たとのことでした。

中川前財務相の場合、秘書官や周りの者が会見に出席するのをとめるべきだったのではないのでしょうか。気の緩みがあったとしか思われませんか。何か不測の事態が発生したときは機転をきかせることが大事なようです。

早速、質問に入ります。

まず、第4次行政改革大綱についてでございますけれども、平成21年度は第4次行政改革大綱と財政改革プログラムが最終年度となりますが、財政改革については理解しているつもりでございますので、行政改革の進捗状況と課題について説明をお願いいたします。

2点目は、高医療費市町村として国の指定を受けたことについて、本市は、1月31日付で厚生労働大臣から平成21年度における高医療費市

町村としての国の指定を受けました。今後の医療費抑制についての計画、いわゆる安定化計画についてわかりやすく説明をお願いいたします。

3点目は、施政方針の中に「学校の安全・安心づくりのため施設の耐震化を含めた施設の整備を進めてまいります」とありますが、現在までの進捗状況を説明いただきたいと思います。

最初の質問を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 森議員の質問にお答えいたします。

平成19年3月に3年計画で策定しました第4次行政改革大綱は、御指摘のとおり平成21年度が最終年度となります。また、平成16年10月に5年計画で策定し、途中17年3月、18年12月に中期財政計画の見直しを行い、取り組んできました財政改革プログラムも平成21年度が最終年度となります。

まず、第4次行政改革大綱の進捗状況について御説明いたします。

大綱を実現するため106の推進項目を設定し、取り組んできたところです。その推進項目のうち2月末で実施済みが72件あり、約68%が取り組み済みとなります。

次に、行政改革の課題についてお答えいたします。

行財政改革は、行政に課せられた永遠の課題と考えているところでございます。単に収入の増加、経費の削減を目的とするものではなく、第4次垂水市総合計画のまちの将来像「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」の実現のためにも、今後も行財政改革を推進していく所存でございます。

以上でございます。

○市民課長（三浦敬志） 森議員の高医療費市町村として国の指定を受けたことについてのお尋ねにお答えいたします。

国民健康保険に関し、市町村が医療機関に支払う医療費の地域格差を解消することを目的に、

昭和63年度から高医療費の市町村を厚生労働大臣が指定し、指定を受けた市町村が国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画、いわゆる安定化計画を作成し、国及び都道府県の指導及び助言のもとに、医療給付費等の適正化のための措置を講じることとされております。

高医療費の判断であります。平成21年度の指定の場合は、平成19年度に垂水市が医療機関に支払った医療費、いわゆる実績給付費が、災害や他の地域と特別に異なる事情、例えば精神・結核病棟への入院が多いとか、病床数が多過ぎることや年齢構成の違いによる医療給付費の高低の影響を除外して、市町村の医療費を比較するために求めた基準医療費の1.14倍を2年連続超えた場合に、高医療費市町村として国の指定を受けます。

垂水市の場合、今回これが1.143倍となり、昨年度の1.195倍に引き続き2年連続国の基準を上回ったため、平成21年度の国の指定を受けました。

安定化計画は、医療給付費の適正化と国民健康保険事業の運営の安定化に資することを主眼としておりまして、その内容は、従来の国民健康保険の担当課による適正化対策ばかりでなく、保健、医療、福祉の各分野の施策のうち結果的に医療給付費の適正化等につながる施策を盛り込むこととする等、市町村の所管行政全般にわたる総合的な計画と位置づけられています。

安定化計画の作成については、まず、安定化計画案を作成するための体制の整備をいたします。次に、国民健康保険事業運営の現状と問題点について把握するために、高医療費の分析や保健、医療、福祉の各分野の現状分析を実施し、これらの分析結果から見えてくる垂水市の課題を見つけて、重点目標を定めます。最後に、この重点目標を達成するための具体的な対策を策定いたします。

平成21年度の安定化計画については、3月末までの国の提出に向けて現在策定中ですが、具体的な対策の例といたしまして、レセプト点検、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品のことでありますが、の使用促進等の充実・強化、健康づくりに関する各種啓発資料の配布や健康づくりのイベント開催を行います。被保険者の指導の推進、特定健診・特定保健指導等の充実に関する保健事業の推進、医療連携体制の整備推進、介護サービスや高齢者向けの住まいと見守りサービスを行う地域ケア体制の整備、施設入所支援、生活介護、居宅介護等に関する障害者福祉サービスとの連携、被保険者資格の適正な管理、それに保険税の適正な賦課徴収等収納確保対策の強化・充実などについて策定し、取り組んでまいります。

以上であります。

○教委総務課長（北迫睦男） 学校施設の耐震化の状況についてお答えします。

現在、市内小・中学校12校の校舎、体育館の棟数は合計で54棟ございます。そのうち耐震補強の必要のない棟数は8棟で、耐震化率は14.8%となっております。

本市では、学校耐震化計画に基づきまして平成20年度から年次的に整備する計画で、本年度はまず垂水小学校について耐震診断を実施いたしました。垂水小学校の診断結果は、校舎は1階部分の一部で強度不足、体育館は西側柱の一部に強度不足という結果が出ました。現在、耐震補強計画を作成中で、平成21年度には実施設計を行い、補強工事まで実施する予定で進めております。

また、昨年中国四川省の大地震を受けまして、地震防災対策特別措置法が改正され、国の支援措置が講じられましたことから、計画の前倒しを行い、現在、境小学校、協和小学校、柗原小学校の耐震診断を実施中でございます。近日中に診断結果が出る予定でございますので、必要

であれば補強工事まで進める計画でございます。平成21年度は新城小学校、牛根小学校及び松ヶ崎小学校の耐震診断を実施いたします。診断結果により、平成22年度末をめどに補強工事を行う予定でございますので、小学校校舎の耐震化は完了する予定でございます。

また、中学校におきましては、平成22年4月の統合後に使用する現垂水中学校の建物を大規模改造工事で年次的に整備する計画ですが、耐震診断が必要であり、経費について今議会に補正予算の審議をお願いしておりました。先ほど午前中に可決していただきましたので、早速発注の準備をしたいと考えているところでございます。

診断結果次第では補強工事もあわせて進める予定でございますが、大規模改造工事を平成22年度から24年度までの3カ年計画としておりますので、この工事と合わせた補強工事となり、これらの計画が順調に達成できれば耐震化が完了する予定でございます。

○森 正勝議員 再質問をいたします。

行政改革につきましては、106項目中72件が実施済みだということで、進捗状況が68%ということでございます。

行政改革大綱の改革の柱として、1つ目が市民の参画と協働、2つ目が簡素かつ効率的な行政の推進、3つ目が行政体制の整備と職員の意識改革、4つ目が行政評価システム等の推進、1と2についてはある程度評価してよいのではないだろうかと思っておりますので、3つ目の行政体制の整備と職員の意識改革、それから4つ目の行政評価システム等の推進について、少し詳しく説明をお願いいたします。

それから国民健康保険についてでございますけれども、要するに地域差指数が1.14を2年連続超えたため、高医療費市町村としての国の指定を受けたということでございます。今後、当然医療、福祉、保健の三者が連携して医療費の

適正化を図るとのことですが、そこで、現在の状況を認識した上で8つの安定化対策を挙げられました。何を重点として進められるのかお聞きいたします。

耐震化につきましては、市内の小・中学校12校の校舎、体育館を含めて54棟あるそうでございますけれども、その中で耐震が必要ないのが8棟であるということで、耐震診断から補強するまでの流れについて、期間を含めてその辺のところをちょっと詳しく説明をお願いいたします。

これで、再質問を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 第4次行政改革大綱についてお答えします。

行政改革大綱は、推進計画の中で106の推進項目を設定し、実現に向けて取り組んでいます。この中で、行政体制の整備と職員の意識改革としましては、14の推進計画を掲げているところです。

議員御指摘の職員の意識改革については、推進項目として人事管理システムの導入と行革講演会等の実施の2つを掲げています。人事管理システムの導入については、平成20年12月に垂水市人材育成基本方針を策定しました。今後は、この方針に基づき、人事評価制度の構築や職員研修等の充実を図っていく予定です。行革講演会は、今年度は講師の都合で急遽中止となった8月を除き、2月までで10回開催し、職員から講師の紹介をしていただくなどして参加者の増に努めているところでございます。

行政評価については、平成17年度の事務事業評価からスタートし、18年度政策・施策評価、19年度の外部評価と拡大してきたところです。19年度までは年度途中の評価でしたが、平成20年度事業から事業完了後の翌年度に評価する事業評価に変更し、さらに、総合計画と連動させるため評価システムの再構築を行っているところでございます。

以上でございます。

○市民課長（三浦敬志）重点目標についてのお尋ねにお答えいたします。

平成19年度の医療費の分析の結果から、垂水市の医療費の3割は脳卒中や心臓病などの循環器系、いわゆる生活習慣病と言われるもので占められております。この中で、腎不全で特定疾患の認定を受け透析治療をしている方が、平成19年度には36名いらっしゃいました。この方々の平成19年度中の医療費が1億9,281万5,000円で、医療費全体21億7,250万円の約9%を占めており、これは、この方々に不幸があるかもしくは後期高齢者医療制度に加入されるまではずっと続いていく医療費です。しかも、平成19年度中に新規に透析治療が開始になられた方が8名もいらっしゃることを勘案して、平成21年度は糖尿病に対する予防に重点目標を定めていきたいと考えております。

具体的な対策といたしましては、保健福祉課の保健師との連携をとりながら、糖尿病の教室や、特定健診の結果から血糖値の高かった方を優先的に保健指導を実施していきたいと考えております。

以上です。

○教委総務課長（北迫睦男）学校耐震化の流れについてお答えします。

まず、2次診断と言われる耐震診断を行う必要があります。これは、柱、壁、コンクリート強度、鉄筋量等から建物の強さと粘りを調査するもので、構造耐震指標、I s値と呼ばれる数値が学校施設では0.7を超えれば、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低いとされており、補強工事の必要はありません。この調査には約半年かかります。

2次診断でI s値が0.7以下となった場合は補強工事が必要となります。まず、診断結果を公的機関である判定委員会の確認を受け、どのようにすれば建物が倒壊しなくなるかを設計するための補強計画を作成する必要があります。こ

の作成にも約半年を要します。

計画作成後、さらに判定委員会の確認及び県の内容聴取を受けてから、工事の実施設計を行います。この期間が約半年を要します。

この実施設計に基づき、補強工事を実施することになりますが、工事は約4カ月から5カ月を要し、完了となります。

作業のみ申し上げますと、耐震診断の実施、判定委員会の確認、補強計画の作成、2回目の判定委員会の確認、実施設計、補強工事という流れになりますが、耐震診断から補強工事まで、判定委員会の状況にもよりますが、約2年間を要するようでございます。

○森 正勝議員 再々質問をいたします。

関連ということで、行政改革大綱の中に支所の見直しが挙げられております。「支所の存廃について早急に検討します」というのがありますが、どのような考えなのか教えていただきたい。

国民健康保険なんです。医療費抑制については長野県が先進地でありますので、長野県の泰阜村、それから原村あたりを参考にさせていただければと思います。我々も数年前に原村に行政視察に行きましたけれども、やはり元気な老人が多いわけです。当然あそこは働く場所があるんですけれども、元気な老人をふやせば医療費も少しは抑制できるんじゃないかと思っております。長野県あたりを参考にさせていただければと思います。垂水の場合は糖尿病対策を重点的にやるということでございますので、長野県あたりも少し参考にさせていただければと思います。

保険料がことしは据え置かれているんですが、我々被保険者として当然、値上げしてもらいたくないわけです。来年度の見通しとして、値上げはしないと断言していただけるかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、これは市長にお願いしたいんです

が、現在、国保の国庫負担比率が34%ぐらいなんです。やはり国民皆保険という意味から言えば、やはり私は国のもう少し負担を上げてもらって、市町村の負担をやはり少しは緩和していただきたいというふうに思うんですが、市長はこの辺のところをどのように考えていらっしゃるか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

耐震につきましては、22年度で全小学校を完了するというふうでございます。私、もう少しスピードアップできないかということで、例の地域雇用創造推進費という国のこういったのを使って耐震化をちょっと早めたらどうかというふうに考えていたんですが、今、課長のお話を聞きますと、耐震診断とか判定の委員会の確認、それから補強計画の作成とかいろいろございまして、やはり2年ぐらいかかるということでございますので、一応課長の話信用しまして、理解したいと思います。

ただ、この22年という補強まで完了するというここはぜひ守っていただきたいと思っておりますので、このことについて必ずやるということを一言おっしゃっていただければと思うんですが。

以上で、私の3回目までの質問を一応終わります。

○企画課長（迫田裕司） 支所の存廃についてお答えいたします。

支所の存廃については、地域住民感情への配慮や地域政策との関係など、地域にとって支所の存在は大きく、早急な廃止に向けた検討は困難であると結論が出ているところでございます。

戸籍電算化に伴い、支所職員は原則、正規職員2人、臨時職員1人としているところでございますが、今後さらに職員数の削減が進み、本庁各課においても正規職員の配置に苦慮することが予想されています。支所につきましては、全庁的な組織の見直しの中で当面は存続していくための方策、例えば市役所退職者を嘱託でお

願いするなどの対応策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 森議員の国保に対する私の考え方の質問がございました。

国保財政というのは、本当に地域のそれぞれの自治体が単位で持っておりますので、非常に厳しいのは事実なんです。国民皆保険の見地からいきますと、果たしておる役割というのは非常に大きいし、ただ、非常に加入者が低所得者が非常に多いという意味と、高齢化が進んで医療費がどんどん上がってきておるんだということから、基金を初め、非常にこれの安全な財政運営は非常に厳しさをますます増してきているというのがございます。

ですから、おっしゃるとおり、国のほうがもうちょっとやはりこれに負担をしていただくというのは基本的に非常に大事じゃないかと、そういうふうに思っております。やり方とすれば、後期高齢者みたいに市町村単位じゃなくて県単位ぐらいで大きくくくっていただきますと、もうちょっと安定した経営もとれるんじゃないかと。それと、国のほうの負担という面からも、医療費がどんどん上がって高齢化が進む中で非常に大事な部門だと、そういうふうに思います。

○市民課長（三浦敬志） 市長のほうに先国庫負担に関しての御答弁をいたしましたけれども、私は国保実際についての見直しについて御説明いたします。（森 正勝議員「値上げをするかせんかで、一口ですね。せんとなら、せん」と呼ぶ）

確かに平成20年度相当の改正がございました。これらにつきまして不確定要素が多く、平成20年度の収入につきましても確かな推計ができないような状況であります。毎月の医療費につきましても、1億3,000万円の月もあれば1億1,000万円の月もあつたりで、支出の推計に厳しい状況であります。これらの不確定要素が多いため、

平成20年度の財政状況すら見きわめが困難な状況であるため、平成21年度につきましては、平成20年度の決算状況を見てからの判断とすることとしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○教委総務課長（北迫睦男） 計画を説明申し上げましたが、全力を尽くして取り組みたいと思います。（森 正勝議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 次に、16番川畑三郎議員の質疑及び質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 2月は1年の中で寒さが厳しい月であります。ことしは暖かい日が多く、後半には春雨前線が停滞し、雨の日が続きました。本来ならば3月に入ってから長雨が続きものですが、先日のラジオ放送からは、何もかも2週間以上は早くなっているとのこと。鹿児島地方気象台は、屋久島、名瀬で50年ぶり平均気温が最高となり、県内すべての地点でかなり高いと発表いたしました。垂水特産のキヌサヤ、インゲンにも悪影響を及ぼしているのではないのでしょうか。地球温暖化がもたらしたものでしょうか。

桜咲く3月に入り、春本番であります。出会いと別れの季節でもあります。そういった中で3月議会で、先日通告いたしておりました案件について質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず最初に、水産行政について。

長期にわたるブリ、カンパチ等の魚価低迷や不況による消費の落ち込みにより、以前にも増し厳しい経営環境が続いている中、垂水市漁協、牛根漁協も精いっぱい頑張っていると私は考えます。両漁協の垂水市及び市民に対する貢献は絶大なものがあります。両漁協のいろんなイベントへの協力があればこそ、垂水市の発展の1つがあると私は信じております。

そこで、これまで両漁協がどんな形で市や住民に接してきたか、ここ数年の実績をお知らせください。

長い海岸線を利用した地場産業であります。水産業の発展こそが垂水市発展であります。ことしいろいろな事業が予算化されております。それぞれの事業についてお知らせください。

国道整備について。

海潟トンネルを含む鶴田川から早咲大橋間の改良事業は、20年度で用地測量が終了しており、早期の工事着工が待たれます。この区間の工事内容がわかっていたらお知らせください。

海潟地区及び新城・柊原地区の改良工事も着々と進んでいるようです。辺田、二川地区の歩道拡幅工事及び牛根境地区の歩道拡幅工事についてもお知らせください。

土砂災害警戒区域について。

平成20年度鹿児島県による垂水市民への説明会が各地域であり、351カ所の指定が完了したようであります。垂水市は、これまでも土砂災害で多くのとうとい人命を失っていることは皆さん御承知のこととあります。この指定区域に居住されている方々への防災体制の充実が大事であることは言うまでもありません。施政方針の中で、暮らしの安全を守るために地域防災対策の推進等の取り組みについて示されています。それぞれの取り組みについてお知らせください。

土砂災害警戒区域指定後、関連した事業の要望をしていくとのことですが、主なものをお知らせください。

子育て支援について。

12月議会で質問いたしましたが、諸取り組みの中で医療費の助成の拡大についても触れました。早速、中学校卒業までの医療費の自己負担の助成を行うよう予算化されているようです。先日の新聞にも医療費助成の報道が掲載されており、該当する方々には大変な朗報であります。

子供は、次代の社会の担い手であります。子

育てしやすい環境づくりが重要であります。施政方針でも示されていますが、それぞれの事業と内容についてお知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○水産課長（塚田光春）水産行政についてお答えいたします。

水産業は、農業と並びます垂水市の基幹産業でございますが、養殖漁業は、世界的な不況により魚食の消費低迷による需要の減少、数年続きの魚価の低迷など、以前にも増して厳しい状況が続いております。ただ、昨年と比べ、重油価格と生えさの価格がほぼ以前の価格に戻り、少しは安心していただいております。

そのような中で、両漁協が垂水市や市民とどのように接してきたかという質問でございますが、数年間の事例をとということでしたけれども、20年度を例に日にちと要件だけを簡単にお答えいたします。

6月12日は、境小学校3年生から6年生を対象に養殖の生けす見学、7月1日は、協和小学校6年生を対象としたカンパチ料理教室、7月15日は、松ヶ崎小、牛根小、境小を対象にマダイ放流体験、7月16日は、水之上小学校マダイ放流体験、8月2日は、とんとこ館オープニングイベントでカンパチのつかみどり大会や、エビ、カンパチの安売りをさせていただきました。11月2日の秋の産業祭ではエビやカンパチの試食販売、12月19日は市内の4福祉施設へカンパチ16本とお歳暮ギフト8セットの寄附、12月26日から30日までは、5日間にわたり道の駅でブリ、カンパチなどの年末安売りを行いました。

2月24日は、ブリ、カンパチの魚食普及促進ということで、市で企画立案し、漁協と共同で垂水中学校2年生とその保護者を対象として、家庭科の授業の中でカンパチ、ブリを使ったさばき方体験、4つのメニューの料理体験、最後は給食時間に合わせ試食体験を実施したところでございます。

そのほか、両漁協は、垂水市と災害時の応急活動支援協定を結ぶなど、垂水市や市民へいろいろなかわりをいただいているところでございます。

次に、21年度の水産業関係の主な事業についての質問についてお答えいたします。

まず、水産振興関係では、カンパチ、ブリのキャンペーンをするために関西垂水会でのPR活動、またイオン九州福岡店等で開催される「鹿児島うまいもんフェア」等での試食販売PR活動を行い、両漁業のカンパチ、ブリの販売促進の支援をしております。

次に、つくり育てる漁業の一環として、20年度に引き続き、豊かな海づくりパイロット事業により、ヒラメ、マダイを牛根及び垂水市漁協管内にそれぞれ放流しまして漁船漁業の振興を図っております。

次に、垂水市漁協が江ノ島沖の養殖カンパチ生けすを新城地区の垂水南漁港沖に40台移転設置するために、国の補助事業であります種子島周辺漁業対策事業により整備をしております。

次に、市の基幹産業である養殖漁業の振興と経営の安定化を図るため、昨年度に引き続き、水産振興資金として1年未満の短期貸し付けを行います。

次に、中小漁業者が漁業経営に必要な資金を金融機関から融資を受けやすくするために、昨年度に引き続き、今年度も鹿児島県漁業信用基金協会へ出資を行います。

次に、漁港建設でございますが、20年度に引き続き、新城地区の垂水南漁港の整備を行います。

また、鹿児島県管理の漁港におきましては、20年度に引き続き、海潟漁港、牛根麓漁港整備の負担金を計上して整備しております。牛根麓漁港につきましては、20年度は深淺測量などを行いました。この漁港は国内でもまれに見る深さであることから、21年度はさらに詳細な

調査研究をする予定であります。

次に、漁場の環境をよくするために、20年度に引き続き、桜島から流れ出す軽石等の除去作業をしております。

以上で、水産関係の事業についての説明を終わります。

○土木課長（川畑信一） 議員質問の国道整備についてお答えいたします。

国道220号線の21年度の整備予定について、大隅河川国道事務所にお聞きしておりますので、その結果を報告いたします。

まず、海潟地区及び新城地区の拡幅整備につきまして、海潟の拡幅整備事業は、平成19年度までに延長約4.7キロを供用いたしております。20年度は脇登地区の用地買収を行っており、21年度も引き続き用地買収を推進して改良舗装工事に着手する予定であります。新城地区は、19年度までに約4.9キロを供用しており、20年度末には宮脇の200メートルを供用開始する予定であります。21年度以降も引き続き柘原地区の残区間の整備を進めてまいります。

早崎防災区間の脇登一早咲大橋区間は、20年度にトンネルを除くところの測量設計を実施しております。21年度は一部用地買収に着手する予定であります。トンネル部分については、今後、事業費等の比較検討を行い、実施設計に入る予定であります。

歩道整備の牛根麓地区及び二川・上ノ原地区につきましては、19年度に新規事業として測量設計を行い、20年度は用地買収に着手しております。21年度も用地買収を進めるとともに、工事に着手する予定であります。

境地区の歩道整備は、20年度に設計に着手しており、3月末には計画案を関係者に説明する予定となっております。21年度は、用地幅杭の設置及び用地測量を行う予定であります。

以上で終わります。

○総務課長（今井文弘） 地域防災対策の取り

組みについての御質問にお答えいたします。

本市は、平成17年度から3年続きでの台風・豪雨災害のほか、平成20年3月には竜巻災害、また最近、桜島の噴火活動も活発になるなど、これからもあらゆる災害を想定し、災害に強い安心・安全なまちづくりに努めていかなければならないと考えております。

それでは、平成21年度の防災対策であります。総務課が所管しております3つのソフト面の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、自主防災組織につきましては、達成率75%を目標に、これまで組織されていない振興会に対しまして、土砂災害警戒区域指定の説明会等を利用いたしまして、機会あるごとに組織結成に積極的に取り組んでもらうようお願いをしてきたところでありまして、その結果、現在、結成率は75.0%となっております。

平成21年度の取り組みであります。住民の方々の自助・共助の防災意識の向上に向けて、さらなる啓発に努め、地域の特性に応じた組織の育成、連携に努めてまいります。

また、防災マップにつきましては、土砂災害警戒区域指定に伴い、新たに作成することになりますが、自主防災組織にあっては、市が作成した防災マップをもとに、地域の皆さんによる手づくりの防災マップづくりを進めてまいりたいと考えております。

そのためには、自主防災組織役員、地域防災推進員や市職員も対象に、昨年同様、リーダー育成を目的にしました地域防災力を高めるための研修会の開催や、県が開催いたします地域防災推進員養成講座への参加をお願いし、さらなる育成に努めてまいります。あわせて、各自主防災組織による防災点検や防災訓練などの活動推進にも努めてまいります。

次に、災害時要援護者対策であります。平成20年6月から要援護者台帳の整備のための検討会を立ち上げ、要援護者台帳及び避難者台帳

システムの構築を初め、対象者の把握を含めた体制整備に、保健福祉課を中心に関係課で協議を進めてきたところであります。また、災害時要援護者の避難施設としまして、ことしの2月10日に市内社会福祉施設、7施設6法人と協定を締結したところであります。

平成21年度は、要援護者対策に係るシステムの有効な活用を行い、災害時要援護者の避難施設との連携を図りながら、共助・公助による避難支援体制が十分に図れるよう取り組んでまいります。

次に、総合防災訓練についてであります。議員御承知のとおり、これまでは中央地区だけで実施してきております。その結果、訓練会場まで距離のある住民には参加が困難なこともあり、そのことも考慮しますと、訓練会場が確保できるのであれば牛根や新城地区でも実施すべきと考えたところであります。また、土砂災害は、本市の場合、地形的に見ましてどこで起きてもおかしくない状況でございます。そのようなことから、平成21年度は、場所を変えまして牛根・二川地区を会場としまして、5月24日曜日に総合防災訓練を実施することにしております。

これまで同様、防災関係機関が連携し、情報連絡・伝達、救出・救護、避難誘導等、災害応急対策が迅速適切に行われるよう、住民の皆さんの防災意識の高揚を図る目的で行うこととしております。

具体的な訓練種目等は、現在、関係機関と調整中ではありますが、牛根中学校体育館を避難所に見立てた避難所開設運営訓練等、新たな訓練種目も導入し、実施してまいります。今回は、特に陸上自衛隊の協力によりまして、牛根中の生徒や保護者も一緒になって、前夜から宿泊しての夜間避難所生活体験訓練も予定しているところであります。

最後に、情報伝達の確保ということで、今回

新たな災害情報伝達手段といたしまして、今月3月1日に開局いたしました「たるみずコミュニティエフエム」の御協力をいただきまして、これから台風や集中豪雨時にはFM放送を活用した情報提供にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（川畑信一） 土砂災害対策についてお答えいたします。

防災事業として砂防事業、急傾斜地対策事業等がありますが、これらは地区住民の要望により、県に事業実施のお願いをいたしております。

大隅地域振興局によりますと、これらの実施要望の中で、21年度は激甚災害対策特別緊急事業の20年度繰り越し分が井川など3カ所、21年度分が2カ所の計5カ所、通常砂防事業の20年度繰り越し分が海潟谷など6カ所、21年度分が10カ所の計16カ所、急傾斜地対策事業が20年度繰り越し分が中浜地区の1カ所、21年度分が脇登地区の4カ所の計5カ所で、土砂災害対策事業として16地区の26工区の工事が実施される予定であります。

今後も、地区住民から出される要望に対しましては、積極的に県へ対策事業の実施を要望してまいります。

○保健福祉課長（村山満寛） 少子化対策についての御質問にお答えいたします。

先ほど尾脇議員への答弁と重複となります。

まず、医療費助成につきましては、現行の6歳未満までの医療費助成を中学校卒業までとするもので、非課税者以外の方は従前の3,000円控除後について助成するものであります。これに対する予算は、国保連合会への手数料と医療費助成分で約620万円を計上いたしております。社会保険加入者については加味しておりませんので、状況を見て補正もあり得るものと思っております。

次に、妊婦健診の公費負担の拡大についてお

答えします。

昨年までは公費負担を年5回までとしておりましたが、国の子育て支援の方針に基づき、今年度から、妊婦の方が健診費用の心配をせず妊婦健診が受けられるよう公費負担を14回までいたしました。国におきましては、暫定措置として6回から9回分について2分の1を援助するとしております。

予算は、9回分の予算計上が763万1,000円と見ているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 再質問を行います。

丁寧に説明をしていただきましたけれども、まず水産行政についてですけれども、両漁協が垂水市、垂水市民に対していろいろなイベントで私は貢献しているということを感じているわけですけれども、皆さん御承知のように、今の魚価の低迷ですね、消費が伸びないということで大変苦しい業者がいらっしゃいます。そういった中で、やっぱりそれを管轄する両漁協も大変厳しい状況になっているところでございます。

これまで両漁協は、それぞれ垂水市にたくさんの貢献をしてきたと思います。そういったことから、市といたしましても、元年の、元年でしたっけね、台風災害で係留施設、垂水市漁協は全滅したわけですけれども、そのときは当時の市長が損失補償というところで助けていただいたことがあります。

そういったことから、漁協と市が提携しながら再度損失補償を繰り返してきたわけでありませけれども、今の状況も、その損失補償のおかげで漁協も苦難を乗り越えてきたわけですけれども、今回、先ほども質問があった中で、答弁の中で、損失補償の後をするという事はなかなか難しいということのようであります。

そういった中で昨年ですか、今、大菌議員もおっしゃったように振興資金を創設していただ

いて、両漁協で1億円という貸付金をつくっていただいたと、それを垂水市漁協が借りて運営したわけですけれども、3月で返して、また4月に新しく借りるといことのように。牛根漁協と一緒にそれを借りるわけですけれども、垂水市漁協が優先して今回も借りるといような話のようすけれども、それはまだ4月に借りるときでないとうからないんですけれども、そういう状況のようすでございます。

そういったことで、大変垂水市には両漁協は温かい恩恵は受けている中すけれども、それにこたえるように両漁協も私はいろんな面で頑張っているのではないかと、そう思っております。

今、水産課長のほうでいろんな面について説明がございました。まだまだこれよりも、垂水市以外に鹿児島県といったそういうところともいろいろな連携をとって、垂水市漁協が協力して垂水市のために頑張っているというところが、私はまだまだあるんじゃないかと思っております。

そういった中で、今後の取り組みというんですか、こういった厳しい状況の中でやっぱり垂水市もこれからもまたいろいろ両漁協を後押ししていかなければならないと思うんですが、今後の取り組みですか、そういった面について質問をいたしたいと思ひます。

水産事業についてはいろいろ今お話がございました。水産振興資金の貸し付けとかですね、1億円を用意して予算化されておるようすでございます、それについてはいろんな面で、垂水市漁協もまた新城沖に対する生けすの移動ということもありますので、いろんな面でまた御支援いただくとお思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、国道整備についてですけれども、海潟改良事業とか、新城、柘原の国道拡幅が着々と進んでいるわけですけれども、海潟のほうも今、

海潟岡の集落までは済んでおりまして、20年度で農地、次は農地に入ってくるわけですが、買収が一部進んでいるようでございます。それが進む中で、脇登トンネルの、海潟トンネルの改良工事も予定されているわけですが、先ほどの話ではトンネルについてはまだ決定していないようなことでありまして、しかし、それをしながら、21年度で一部改良工事に買収して着工するというようなお話を承りましたが、この事業についてはどういったことで、場所的にはどうなるのかお知らせいただきたいと思えます。

それと、この海潟の改良事業についても、用地買収が進んでいるわけですが、21年度でその工事に着工できる予定であるのかどうか、こちら辺も少しお知らせいただきたいと思えます。

それから土砂災害対策について総務課長のほうから詳細に説明をしていただきまして、自主防災組織も75%達成しているということでありがたいことですが、まだまだこれからがまたたくさんの防災組織も結成されなければならないかと思えますので、どうかこれについては施政方針どおり、市長が主になって防災対策について頑張ってくださいたいと。

ことは防災訓練ですか、総合防災訓練が牛根の二川で予定をしているということで、お話によりますと新城地区あたりも考えていくようなことですが、今までは本城川を中心に防災訓練をしてきたわけですが、牛根地区でやるということも大変私はいいのではないかと思います。そういったことで、ことしもそういう方向で地域の、特に牛根も災害の多いところですので、そういったのを取り入れて訓練を進めていければなと思えますので、どうか実現するようによろしくお願いいたしますと思えます。

子育て支援事業についてですが、午前

中、尾脇議員のほうでも質問されて、私も同じような質問で課長のほうで御答弁いただいたわけですが、これも南日本新聞にも掲載されたり、地域の南九州新聞にも掲載されたりして、画期的な私は事業ではないかと思っているところです。

予算確保については、こうして予算化が今、620万円と言われましたけれども、これで足りるのかなとは思いますが、一部補助ということでありまして、該当する方々には大変私はいい事業だなと思っておりますので、どうかこれをいい方向にまた推進していただきたいと要望していきたく思います。

次に、定住促進住宅の家賃について書いてありますけど、1回目では言いませんでしたけれども、総合的に私は子育て支援で入っているのかなということで書き出しておったわけですが、この住宅の補助だと思いますけれども、これについて少し、もう1回詳しく御説明してもらえればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、再質問を終わります。

○水産課長（塚田光春） 川畑議員の2回目の御質問の、水産行政についての今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

市の水産業の中でも養殖漁業は数多くの後継者が育ち、水産業の重要な位置を占めており、漁協もこの経営の厳しい中で、県漁連や信漁連を初め、漁協取引先会社などとの支援体制のもとに経営改善計画書をつくり、何とんでも自助努力によって立て直しを図っていきたくと必死になっていることから、市としましても、養殖漁業を支援する金融施策として、昨年度に引き続き今年度も水産振興資金の短期貸し付けと、中小漁業者が漁業経営に必要な資金を金融機関から融資を受けやすくするために、今年度も鹿児島県漁業信用基金協会への出資を行い、養殖漁業を支援してまいりたいと考えているところ

であります。

また、商工観光課の所管であります雇用対策の一環として、雇用創造実現事業を利用したところのブリ、カンパチなどを使った新商品開発事業や、緊急雇用対策として4月以降実施予定のふるさと雇用再生特別基金事業を利用し、ブリ、カンパチなどを初め、ブリ、カンパチなどを使った新商品の販路開拓を、国の補助金を利用し、支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○市長（水迫順一） 川畑議員のほうで、国道整備の一部と子育ての分、私のほうでちょっと答弁をさせていただきます。

国道整備、特に海潟の件を触れておられるわけですが、詳しくは今、課長が説明をしたとおりです。だけど、トンネルが、崩したほうがいいのか、2つトンネルを掘ったほうがいいのか、どっちが効率的なのかをひっくるめて、ずっとまだ計算をしておるところなんですね。ですから、トンネルの両脇から事業が始まると、特に向こう側、北のほうも多分トンネルを除いて桜島側のほうも始まるだろうと、そういうふうに私は想像しております。

ただ、いつときでも早く実現をするようにあわせて陳情は続けていきたいと思えますし、国道の特別委員会も大変、力をいただいておりますので、牛根方面の拡幅についても、このところいろんなところで言うんですが、5年以内に何とか境まで済ませていただきたい。そして、そうなれば本当に海岸線37キロが整備がつくことになりますので、国道1本に頼っておる私も垂水にとっては、このことはもう本当に早くやってもらわないといけない、そういう迂回路もない中でそういうような生活をしておるんだというようなことは、もう皆さんとともに声を高くしておるとおりでございますので、その期間内に、何とか3年か4年、できましたら5年

以内に境までという気持ちで今後もやっていきたい。随分御理解はいただいております。随分御理解はいただいております。

それと、子育て支援の中で、前に打ち出しました雇用促進の件につきましては、もう1回詳しくという話でしたが、18歳未満の子供を1人以上持つておる家庭については、3万2,000円の現行家賃を1万7,000円にしますよと。それから、駐車料は1台目は無料にしますよと、2台目以降は1,000円にしますよと。それから、2人以上持つておる家庭については、現行3万2,000円を1万5,000円にしますよと。駐車料は同じ条件ですよということでございまして、先ほどお答えをしましたように、若干反響が出てきたようでございますので、あわせてまだあいていますから、この有効活用をし、やはり水小の対策にもつながっていくというふうに思っているところでございます。

以上です。

○土木課長（川畑信一） 川畑議員の早崎防災の工事の中で、工事場所はどこかという質問がございましたので、それにお答えいたします。

小浜集落の外れから海潟トンネルの間の山手側、この部分に一部擁壁のないところがございますので、この部分の工事をする予定でございます。

それからもう1つ、海潟地区、この早崎防災地区の工事着手時期でございますが、これらについては用地買収が済み次第着手したいということでございます。ただ、工事費についても予算化されておりますので、いつでも着工できるという返答をもらっております。

○川畑三郎議員 最後になります。

最後に、市長の思いを水産行政と国道整備と子育て支援を聞いたかったわけですよ、最後にですね。ちょっと2回目で市長のほうで話をさせていただきまして、市長が今後取り組まれる状況を最後に聞いて終わろうかと思ったんですけ

れども、国道整備と子育て支援については詳しく市長のほうがお話しされてありがたいと思います。

もう少しお話があったらこの子育て支援についても、再度水産業の今後について、市長のこれから力が必要だと思いますので、水産行政に対する両漁協への取り組みとこの子育て支援について、市長が思いがございましたらお話しいただいて、私はこれで質問を終わりたいと思います。

○市長（水迫順一）先ほど、子育て支援と国道整備、この辺はお話をさせていただきました。水産業につきましても、課長のほうで答えてくれました。全くそのとおりでございます。垂水の基幹産業であるということはもう全市民がわかっていることでございますし、農業とともにこれをしっかりと今後、立ち上げていかなければならない。税収が非常に、純粋な税収が14億円しかない垂水にとっては、これの2つの本当に産業の振興がもうどうしても必要なわけでございますので、この辺は努力をしていかなければいけないということだと思ふんですね。

ただ、水産業の損失補償についても環境がぐると変わってきましたので、御存じのように継続することはできません。そしてまた、振興資金も今つくりましてやっと1年目が終わろうというところでございますので、新たな振興資金というのは今のところなかなか厳しいというふうに思っておるところなんです。

ですから、この辺、非常に環境が、もう7年間も魚価が低迷して大変な状況に陥ったということはよく認識しております。ですから、売るほうの手助けとかPRとか、そういうソフト面でも今かなり、水産課も課員挙げて努力をしてくれておりまして、実は地元の九州管内のイオン、大きな量販店でございますけど、ブリの販売も始めようかとかいうような話も来ております。これが具体的に今後、契約になっていく

と思いますけど、これは水産課でPRを、イオンのあちこちでPRをしてきた結果、こういうものにつながったというふうに思っております。今後もそういう売り方の面で有利販売をしていかなければいけない、中間マージンを省く中で、そういうような売り方をしていかなければいけないと思っております。ですから、そういう面の支援は引き続いてやっていきたい、そういうふうに思っております。（川畑三郎議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、4時0分から再開します。

午後3時47分休憩

午後4時 開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

5番池之上誠議員の質疑及び質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、お疲れさまでございます。長くてあと1時間、御辛抱をお願いいたします。

議長より許可をいただいております。早速、通告に従い、順次質問をしていきます。

12月議会一般質問の冒頭、「今回の質問は、夢物語であった第4次垂水市総合計画にやっと具体的な第1期実施計画書が提示されましたので、それらについて、実施できる、する計画として純粋に質問をしてまいります」と述べました。

本議会初日、市長は、施政方針で第4次垂水市総合計画の基本計画に沿った主要な実施計画について順次説明されました。昨年来、第4次総合計画が垂水市の今後10年間で方向づける最上位に位置づけられる計画であり、バックボーンであることは何回も繰り返された説明であり

ます。耳にたこができるほど、市民共有の認識であろうと思います。21年度予算を見ましても、子育て支援策等などには新規事業としての確な予算措置が組み込まれているものもあり、厳しい財政状況の中でやりくりされている市当局の予算編成に対し、御慰労を申し上げるところもあります。

さて、今回は、平成21年度一般会計予算中の新規事業の具体的内容と地域活性化・生活対策交付金を前倒し編成した平成20年度4号補正予算を含めた一般会計予算総額の中の各事業について、とりわけ垂水市の最高位に位置する総合計画の中の唯一具体的数字を持って垂水市民に発表された、背骨の中の骨髄に当たる実施計画中の各事業を対比しながら質問をしていきたいと思ひます。

まず、企画課に質問いたします。

21年度新規事業として第4次総合計画関連事業と鹿児島大学公開講座負担金の2事業が予算資料の中で説明されております。施政方針でも、実施計画でも鹿児島大学との包括協定関連事業は説明され、この中に公開講座の負担金があるのだろうと推測しますが、第4次総合計画関連事業については実施計画の中でも平成20年度から予算が組まれており、継続した事業に思われますが、新規事業としてどのような事業内容なのか、具体的に説明をいただきたいと思ひます。

次に、大野ESDに関係する自然学校設立準備事業の事業規模が実施計画の事業費と比較して大幅マイナスとなっており、事業の内容等を大幅に変更されているのかどうか、実施計画と予算の整合性をお伺いいたします。

次に、生活環境課に質問いたします。

一般廃棄物処理事業において実施計画事業費では、20年度2億1,000万円ベースから毎年1,000万円の事業費の伸びを計画されておりますが、当初予算の衛生費を見ますと、当該事業費はおよそ1億5,000万円で7,000万円のマイナス、家

庭排水浄化推進事業では実施計画事業費1億2,000万円の計画に対し、浄化槽設置、し尿処理事業、漁業集落排水処理施設特別会計繰出金等の当該事業費合計は同額程度となっております。事業により大分予算の配分に差が見られますが、生活環境課として、実施計画に対する予算の整合性についてお伺いいたします。

次に、商工観光課に質問いたします。

尾脇議員と重複するかもしれませんが、バイオマスタウンの構想策定調査委託、これは新規事業でございますが、その具体的内容をお伺いいたします。

そして、バイオマス関連の検証につきましても、重複するかもしれませんが、予算と実施計画に対する整合性について質問いたします。

観光開発の目玉としての猿ヶ城溪谷総合整備事業についてお伺いいたします。

20年度繰り越し事業を含めた当初予算が2億2,000万円強充てられ、開発も今年度竣工を目指し、最後の追い上げに入ろうとしております。

さきの委員会の席上、商工観光課より、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業採択で2分の1補助の有利な事業展開ができる旨の説明を聞き、なお一層開発に弾みがつくものと思うところです。ほかにも3事業を計画され、懸案事項の早期取り組みが可能となり、財政的に苦しい本市には朗報かと思ひます。

そこで質問いたしますが、早期完成が待たれる猿ヶ城溪谷総合整備事業の今後の計画について、実施計画との整合性を含めた中でお伺いいたします。

同じく商工観光課にお伺いいたしますが、基本構想実施計画の政策目標「働く環境の充実」の中で、企画課とともに雇用推進事業を計画されておりますが、どのような内容で、予算にどう反映されているのかお伺いいたします。

次に、農林課に質問いたします。

新規事業として、中山間総合整備事業調査事業一般型と、農村災害対策事業負担金等が予算計上されております。その中で、中山間地域総合整備事業調査事業一般型について、具体的内容を説明いただきたいと思います。

また、農業公社設立事務につきましては、大変難しい問題を抱えられた中で実施計画を策定されておりましたが、21年度当初予算はついにゼロとなっております。予算ゼロでは整合性も見出せませんが、あえて整合性についてお聞きいたします。

防災営農対策事業については、実施計画と予算に7,000万円ぐらいの開きがあります。また、農業施設管理事業では当初予算927万円で、実施計画2,750万円とは1,800万円ぐらい差があります。補正予算の地域活性化・生活対策交付金事業の農林業活性化7事業1,000万円で事業量はふえておりますが、今回限りの景気対策ですので、やはり実施計画に示される事業費確保はなかなか難しいと考えますが、それらの整合性についてお伺いいたします。

次に、土木課に質問いたします。

市道改良事業では、元垂水原田線のみが予算計上され、内ノ野線、瀬戸山線については計画されていないように見られますが、このことは大きく実施計画と異なるところであります。主要道路と認識して計画に盛り込まれている以上、少しずつでも継続する必要がありますが、これについてまずお伺いいたします。

また、12月議会で修正案まで出されました中央地区雨水対策事業も予算計上なし、道路維持改良事業については実施計画事業費6,000万円に対し、10分の1の645万円、補正予算の地域活性化・生活対策交付金事業の建設業活性化12事業3,000万円ですが、農林課同様に実施計画に示される事業費確保はなかなか難しいと考えますが、それらの整合性についてお伺いいたします。

最後に、財政課に質問いたします。

12月議会におきまして、財政面の裏づけがなされた実施計画だろうと想定して、あえて財政課には質問はいたしませんでした。今回の予算を見ますと、いずれも厳しい査定となっております。事業費ベースの実施計画であり、財源ベースではないと聞きましたが、当然、企画からはそのような説明もなされておられません。

そこで質問いたしますが、実施計画に示される事業費に経常経費を加えた一般会計予算はおおまかな数字で幾らになるのか、まずお伺いいたします。

さらに、全体的にも実施計画事業費と予算の隔たりが多く見られます。総合計画が最高位であるならば、その整合性について財政課の総括をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 池之上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の各新規施策の具体的内容の中で、第4次総合計画関連事業の内容について御説明いたします。

この事業は、第4次総合計画基本構想に定めた基本理念とまちの将来像を実現するため、基本計画及び実施計画の進捗や成果確認を行うもので、特に実効性を高めるために、組織機構、予算編成、行政評価に対する研究を進めていくものでございます。

今回の予算は、本年1月27日に、まちづくりと住民福祉の向上を図ることを目的に鹿児島大学と包括連携協定を締結したことから、今後、両方で定める連携事業に対して、事業に必要な調査や研究に対する経費を包括協定に伴う研究等委託費として50万円計上し、その他の経費は、附属機関であります総合開発審議会の運営費用、市民満足度調査費用などでございます。

次に、2番目の一般会計補正予算第4号と当初予算に対し、第4次垂水市総合計画との整合性についての自然学校設立準備事業について御

説明いたします。

自然学校設立準備事業につきましては、平成21年度当初予算では事務補助費等を245万円計上しております。それに対しまして、第4次垂水市総合計画の実施計画では、平成21年度にシャワー施設整備等を1,269万円、平成22年度に飲料水施設整備等3,069万円を計上しております。

当初予算では、シャワー施設整備などを要求しておりましたが、市単独の事業として整備することは財政上負担が大きいことから、国や県の補助事業として整備できないか、財政課を含めた関係各課と検討いたしました。その結果、今回、農林水産省に対して、平成20年度2次補正の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のメニューの1つとして、自然学校のシャワー施設整備等を提案しましたところ、採択される見込みとなっております。

この補助事業は、補助率が50%で残りは辺地債を充てられるため財政的に非常に有利な事業で、関係各課と協議した結果、平成22年度にシャワー施設整備、飲料水施設整備等を4,600万円計上する予定となりました。

結果として、財政的に負担が軽くなるように関係各課と協議したことで、シャワー施設整備は1年延びることになりましたが、実施計画との整合性につきましては保たれると思っておりますのでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（太崎 勤） 生活環境課所管の事業における実施計画と、今回予算の整合性についてのお答えをいたします。

まず、②の一般廃棄物処理事業についてでございますが、事業内容は、一般廃棄物処理と肝属地区一般廃棄物処理組合負担金でございます。

その内訳ですが、まず一般廃棄物処理は、地域活性化・生活対策交付金の補正第4号分と処理事業における人件費並びに行政事務委託費が、当初予算の増額で実施計画に対し大幅な増額と

なっております。

次の肝属地区一般廃棄物処理組合負担金は、ことし4月から一部事務組合が統合され、大隅肝属広域事務組合となりますが、本市の一般廃棄物処理の当初負担金が同事務組合より示されたことで、実施計画時の負担金よりも大幅な減額、1,393万5,000円となっております。

②の一般廃棄物処理事業の総額では、実施計画に対し、補正第4号及び当初予算は減額、300万円程度の減額となっております。

次に、③の家庭排水浄化推進事業についてでございますが、環境の保全を総合計画基本構想とし、事業内容は、合併処理浄化槽設置整備事業の推進並びに、し尿処理場、潮彩町及び漁業集落排水処理場の適正な維持管理の事業でございます。

その中のし尿処理場事業は、年次的に行う維持管理経費を第4号補正の地域活性化・生活対策交付金により大幅な増額となっております。

③の家庭排水浄化推進事業の総額では、実施計画に対し、補正第4号及び当初予算は増額となっております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） まず、バイオマスタウン構想策定に関する御質問にお答えいたします。

バイオマスタウン構想につきましては、さきに策定しました第4次垂水市総合計画の中に「環境と経済が共存し、循環していくまちをつくる」という基本目標を掲げてあり、その中の施策として盛り込んでおりまして、循環型社会の構築を行うために本市が持つ潜在的なバイオマスの賦存量の推計や有効利用をするために方法、施策等を有識者や市民を交えて策定しようとするものでございます。

バイオマスタウン構想の策定方法は、大きく分けまして2通り考えられます。

1つは、国の補助事業など活用して専門のコ

ンサルタントに策定一式を委託する方法です。バイオマスに関する資料等がそろわないなどの場合は、専門家がつくりますので職員を専任させなくて済みますし、有効な方法ではありますが、その分、経費もかかります。

もう1つの方法は、自治体の職員が中心となり、市民の皆さんや市内の事業所等の協力ももらいながら、特に専門的なところのみコンサルタントの助言をもらってつくっていく、いわゆる手づくりで策定する方法です。こちらは手間暇はかかりますが、地元の実態に即したものがつくりやすいなどメリットもあり、また経費も安く済みます。

本市のバイオマスタウン構想の策定に関しましては、当初、補助事業による策定を計画しておりましたが、これまでの地域バイオマスフィールドテスト事業等を通じて得た知識、資料等があることや、テスト事業に参画している企業からの専門的な助言等が得られる見込みでありますこと、また鹿児島大学の御協力もいただけると思いますので、後に述べました手づくりで策定する方法で行い、コンサルタントの助言等を必要とする部分について委託する予定であります。

なお、平成21年度予算にはこの委託料のほかに、構想策定のための先進地研修視察の旅費、高速道路の使用料、資料作成のための印刷製本費などを計上いたしております。

次に、バイオマス関連検証についてでございますが、このことにつきましては、さきの尾脇議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、実証実験の結果は特に問題ないようでありますので、実験終了後に関しては、プラントなどの施設の購入が過疎債の対象となること、年間の維持管理費がバイオガスを売買して得た収入で補えることなどの条件が整った場合に、施設を購入する予定にしております。

実施計画に計上してある事業費は施設等の購

入費であります。起債の申請時期が5月であること、NEDOとの協議、最終的な収支結果が3月末になりますことなどありまして、6月議会での補正予算提案を予定しておりますので、予算としては当初予算に計上いたしております。

次に、猿ヶ城溪谷総合整備事業については、今後の計画についてという御質問でございましたが、現状の整備状況を申し上げますと、計画のほうは、造成工事がほぼ終わりました、園路の一部を工事をし、水道施設の一部の工事が平成20年度までに終わる予定でございます。

平成20年度の当初予算におきましては、あとの残りの園路と電気給水設備等を整備する予定でございましたけれども、この部分は中山間活性化施設や現場の状況等から実施できなくなりましたことから、平成21年度に繰り延べて事業をする予定でございました。

先ほど議員の御質問の中にもありましたように、この事業につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業での事業を予定いたしております。平成21年度に予定いたしておりますバンガロー等の建物の工事につきまして、平成20年度事業として前倒しの形で取り組む予定にしております。

内容といたしましては、バンガロー8棟、トイレ・シャワー棟、炊飯棟の建物についてと、それと、現キャンプ場と新キャンプ場を結びます遊歩道の整備をこの事業で行う予定でございます。残りにつきましては、平成21年度事業で園路の残り、それと電気給排水設備の残りとそれと植栽工事等の修景施設をやる予定でございます。

全体的な工事で行きますと、各年度事業内容に若干のずれはあるんですけれども、終了年度といたしましては当初計画のとおり進んでいるというふうに理解いたしております。

次に、雇用推進事業でございますが、創業支

援事業や人材育成事業による雇用創出のための支援事業であります地域雇用創造推進事業を平成19年度から平成21年度にかけて行いますが、その事業費を実施計画に計上しているところでございます。

しかし、この事業は厚生労働省の補助事業であり、事業費については、本市の予算を経由せずにこの事業の実施主体である垂水市観光・地域産業活性化協議会に直接補助されますことから、本市予算への計上をいたしませんので、この分が予算としては計上されておられません。

なお、この事業を実施計画に計上しましたのは、補助事業終了後も数年間は雇用創出のために少額でも事業を継続していきたいという思いがありまして、実施計画に平成22年度以降の単独予算での実施を想定した事業費を計上しておりますが、この全体の流れをわかりやすくしたいと思って、現在実施しております地域雇用創造推進事業の事業費を計上したものでございます。

○農林課長（山口親志）池之上議員の農林課所管の質問にお答えいたします。

まずは、新規施策の具体的内容の中山間地域総合整備事業について御説明申し上げます。

現在、KAM大隅西部として実施しております中山間地域総合整備事業は、21年度が最終年度でございますが、御存じのとおり、牛根地区を除く地域と鹿屋市の花岡、高隈地区が対象地区となっております。そこで、今回新規事業としまして、垂水市全体を対象とした新たな中山間地域総合整備事業の実施に向けて、国の補助を受け、調査設計しようとするものであります。

これまでの取り組みを申しますと、19年度に岳野集落と牛根麓地区、そして本年度に新城地区で地域住民の方々とワークショップを行いましたが、いずれも中山間地域総合整備事業にできるだけ反映しようとする目的で開催いたしました。

また、関係課長で組織します農業・農村整備計画調整会議を昨年5月に設置いたしまして、今後10年間における事業メニューについて検討してまいりましたが、21年度も引き続き検討、協議することとしております。

そこで、21年度の事業内容ですが、中山間地域総合整備事業の採択申請を目的として2つの調査設計を行います。

1つは、トータルプランとして、県単事業により関係各課で掲げる事業について検討し、最終的には中山間地域総合整備事業で実施可能か選択し、決定することとしております。

もう1つは、先ほど申しました補助事業による調査設計事業で、総合計画の長期計画及び各課から提出されております事業について計画書を策定することとしております。当然、現地調査を行いながら採択要件と照らし合わせることとなりますが、地域住民の方々の合意も必要となりますので、意見、要望等を取り入れながら策定することになります。

なお、この調査設計事業は県が事業主体であります。事務作業のほとんどを農林課で行うこととなりますため、関係各課と連携をとり、さらに地域の実態を十分把握しまして、22年度の採択に向けて努めてまいりたいと思います。

続きまして、第4次垂水市総合計画と農林課関係の3つの事業との整合性についてお答えいたします。

まず、農業公社設立事務費であります。当初予算は、平成20年12月1日に公益法人制度が改正される中、公益事業を目的とする法人については農業関係団体の参入がなければ単独での認可は難しいとの県の意見でありましたので、市長と鹿児島きもつき農協組合長と参入の協議をしていただきましたが、農協参入が非常に厳しいということで、今回、準備委員会幹事会で農業公社設立については断念いたしました。その結果、農業公社の公社設立の事務を中止した

ため、ゼロ査定となっております。

次に、防災営農対策事業についてであります。実施計画の金額は第12次、国・県に要望し、採択を受けた金額であり、当初予算については、希望をとりました組合の参加の決定による金額になったことから、大幅な減額となっております。なお、21年度は野菜の1組の参加となっております。

最後に、農業施設管理事業については、第4号補正の地域活性化・生活対策交付金事業により補正に伴いまして大幅な増額となっております。

以上で、農林課の関係を終わります。

○土木課長（川畑信一） 議員お尋ねの補正予算4号及び当初予算に対し、第4次総合計画の実施計画との整合性についてお答えいたします。

第4次総合計画の「安心して暮らせるまちをつくる」の基本目標の中で、「快適な都市基盤の整備」の実施計画として、議員お尋ねの3事業も計画しておりますが、計画の市道改良事業の中で瀬戸山線や内ノ野線等は、過疎計画や辺地計画として事業費等が議会の承認を得ていないことにより、当初の予算化されておられません。

また、中央地区の雨水対策事業は、排水路の計画地区の住民の承諾が得られていないため、予算要求をいたしておりません。

道路維持事業は一般財源となりますが、財源不足により少なくなっております。これらのことにより、3事業とも実施計画の事業費に満たない予算となっております。

○財政課長（岩元 明） まず、最初言われました21年度の総合計画の事業費が幾らかということでしたが、約34億円でございます。それから、経常的な経費がどれくらいかということだったので、大体これを51億円と見込んでおりますので、合わせまして85億円というふうに答弁させていただきます。

それから、総合計画の実施計画に予算を整合

させたかにつきまして答弁いたします。

御懸念のように、総合計画と予算措置は往々にして整合しないこともあったわけですが、すけれども、今回かなり意識して実施計画との整合を図ったつもりでございます。

実施計画は事業費ベースで計画されており、実施年度のローリングや計画の見直しで推進していくことになっております。必ずしも財源ベースではございません。予算編成はもちろん財源ベースでございますので、実施計画と整合させることは容易ではないということは覚悟しておりました。幸い、今回の地域活性化・生活対策交付金という願ってもないような財源が生まれましたので、この地域活性化・生活対策交付金を最大限活用いたしました。

まず、新年度に予算計上しようとしていた事務事業の中から前倒しできるものは、本年度4号補正で予算化いたしました。前倒しができた分だけ、新年度当初予算で予算計上できる余裕ができたわけですが、この結果が、先ほどから各課長が答弁したとおりの予算化でございます。

このどちらにも予算計上できていない事務事業もありますが、これらは特定財源の確保のために事務手順を踏む必要があることから見送っているものでございまして、それが確定したときに補正対応する考えでございます。

そして、なおも22年度中に予算化できない事務事業は、次の年度以降にローリングして予算化を検討することになるかと考えているところでございます。

○池之上 誠議員 それぞれ詳しい御説明をありがとうございました。

私も実施計画が全部できるという思いで今回の予算を見ておりましたので、補正でやるんだよという言葉もありますし、いろいろと今、事務手続の関係とか、そういう問題もあったんだろうなということで納得はしたんですけれども、

私は今回なぜこの質問をしたかといいますと、総合計画は背骨だと、垂水の最高位の中に入る計画だということをずっと説明されてきました。

それであれば、基本構想も夢だと、雲の上の中のその夢をつかんでくれということで議決をしました。それで基本計画になりましたら、具体的なものは実施計画で出しますから、それをまた検討してくださいということで、我々は議会は説明を受けてきたわけです。垂水市民にもそういう広報をされたと思います。

私はだから、総合計画が一番中心であるのなら、全部それに沿ってせんないかんというふうに思っていたわけです。それで、今、財政課長が今言われましたけれども、事業費ベースだということ、各課事業費ベース、したい項目を全部上げているということで大幅な、事業費の金額に対して大幅な違いが生じてきたんだと。

そこで、なぜこういうのが生じたかというのと、実施計画をつくる段階でまずそういう調整がなされたのか、私はいろいろと去年聞いたんですけども、そういうことはなかったということでした。背骨である、バックボーンであるならば、違って、わかる程度の違いで抑えてほしいなというぐらいの気持ちなんです。

そのためには、財源ベースがやっぱり市民に対しても説明はできるし、我々議会も財源ベースの中で総合計画を考えながらやっていけば、いろいろと今回の質問に、私の今回の質問にはつながらなかったと思うんですけども、いろいろと実施計画から予算獲得までは各事業課、難儀をされているんだなと思います。ここに書いていないたくさんの課も多分一緒だろうと思います。

1つ、ここの問題を企画課として、企画でもいいし財政でもいいし、調整はできなかったのかですね、実施計画をつくる段階で、昔のことですけれども。その辺の調整能力ということに関しては担当課は企画ですから、その辺につい

てはどうなのか。あるいは、この事業費ベースで総合計画はオーケーなんだと、それでいいんだという思いなのか、企画の見解を聞きたい。

もし、非常に金額的に差が大きいものだから、これを鹿児島大学と包括協定を結んでこの検証をしていくんだよと言われても、本当に詰まった事業費じゃないのに何を検証していくのかなと、やっただけのことをただしていく、それでまたできんかった分は来年度に回していくんだよと言えば、3年目はもうできんとばかりですよ。そういうところを企画の今回鹿大と連携した中でどういうふうに解決していくか、そこ辺の見解をまず企画のほうにお聞きしたいと思います。

それとあと1つ、内ノ野線、瀬戸山線ですね、市道改良、予算的には2億円以上だったですかね、実施計画の中では。その中で今、課長が説明されたのは、過疎計画において議会承認されなかったから予算をしていないと言われました。こういう過疎計画が出ましたかね、議会が承認するようなそういう過疎計画が出ましたかということを知りたい。

私たちはこの内ノ野線については地元ですから、県道までつながるといのがこの内ノ野線の辺地債ですか、これは、ですよ、その事業計画だとずっと思っていました。それを突然として議会の承認がないから載ってないということみたいです。ちょっとその辺をもうひとつ詳しく教えていただきたい。瀬戸山線についても一緒のことです。その2つ。

本当に交通量は多いですよ。浜平大都線がフェリーまで通っていますけれども、市内の中心部からはこの内ノ野線、県道から上ノ宮を抜けるあの道路、それが瀬戸山線につながる。あそこは本当に交通量は多いです。主要な道路だと認識していただいているからこそ総合計画にも載っているんだろうと思いますので、そこ辺をひとつちょっと答弁をしていただきたいと思います。

います。

それから猿ヶ城溪谷ですね、活性化施設がまだ19年度中、予定は19年度だったと思いますけれども、まだできていないと。だけど、今度も多分発注もされていまして、今年度中には全部完了するということであると思います。キャンプ場も今回全部竣工しますので、その中で猿ヶ城計画の今後の見通しというんですか、集客が幾らあってとか、そういう計画も当然市役所内ではできていると思うんだけど、公共施設です、キャンプ場はですね。その中で、この公共施設のあり方というのを市役所の中でどういうふうにとらえているのか。活性化は農林課、キャンプ場は商工観光課、担当ですね。なんだけれども、それをどういうふうに関後されていくのか、調整はできているのかですね、その辺をちょっと聞きたいと思います。

企画も、公共施設に対しての効果的・効率的配置という面では管理運営、そこに指定管理者を入れるのかどうか、その辺の調整も多分必要だろうと思います。あと1年で全部市のほうに移譲されるわけですから、そこら辺はもう当然できているだろうと思いますけれども、3者、3課わかる範囲内でお答えをいただきたい。

それで、さっき言いました費用対効果ですね、その辺についてもちょっと聞きたいと思います。

それとあとバイオマスですけども、尾脇議員の質問の中でも、発酵、精製、圧縮、運搬。圧縮、運搬に対してはちょっと問題があったけれども、ほかの件については非常にいい結果が出ているということをおっしゃいました。私が聞いたのが間違いであればいいんですけども、現在はその検証の結果をまとめている最中で、プラントが動いているのかどうか、それもちょうと定かではないんですけども、そのプラントは今どういう状態にあるのか、それをちょっと聞きたいと思います。

以上4点ばかりですかね、再質問をお願い

します。

○企画課長（迫田裕司）まず、総合計画とお金の予算の関係なんですけど、まず総合計画をつくるときの最低限の約束事として予算が必要でございます。つまり、マニフェストと同じようなイメージで総合計画をつくることのできるかどうかということなんですけど、実際事業自体は、計画はつくるわけなんですけど、それが毎年毎年度の予算と連動したものでなければ意味がございません。そのためには、個人的なあくまでも意見なんですけど、鹿児島市が今回、企画部と財政部を一緒にしました、企画財政部と。やはりうちのほうも来年度そういう企画と財政を一緒にしなきゃ、計画と予算が伴わないということから、個人的にはそういう機構改革を提案していきたいなと思っているところでございます。

次に、過疎計画の件でございます。

現在、内ノ野辺地総合整備計画を策定しておりますが、それは平成13年6月に策定しております。当時の計画では、平成13年から17年の5年間を1期工事として、井川から猿ヶ城キャンプ場までの市道改良を計画し、次に平成18年から平成22年の5年間を2期工事として、手貫神社から県道垂水南之郷線の市道改良を計画しておったところでございます。

しかしながら、1期工事の計画変更や事業がおくれた関係で、1期工事自体が平成20年度までかかっております。手貫神社から県道垂水南之郷線の2期工事につきましては、再度関係各課と協議し、次の6月議会に提案できるよう努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○農林課長（山口親志）猿ヶ城溪谷総合整備事業の中の活性化施設についての質問がありましたので、活性化施設については農林サイドの事業で導入しておりますので、農林課のほうで答えられるところを答えたいと思います。

まず、猿ヶ城活性化施設は12月に引き渡しという計画で今進めているところですが、もちろんこの事業は中山間地域総合整備事業（KAM大隅西部地区）で整備している施設であります。この利用計画については、大会議室については、農林業関係の団体、緑の少年団等の会議、研修の場として計画をしております。

小会議室、体験学習室は、緑の少年団、親子会、子ども育成会と猿ヶ城キャンプ場・溪谷等の利用者との触れ合いの場として、また加工等の体験の場として計画をしております。

最後に、加工室については、生活改善グループ、婦人会等の加工品の開発や調理・指導の体験の場として計画をしております。

最後に、利用計画についての運営事項ですが、運営体系、それから予算等についても商工観光課それから企画課、指摘がありましたそれは4月に入って早々に各課で管理運営事項、予算等について協議に入るつもりで協議を済ませております。4月に早々する予定でおります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） まず、猿ヶ城総合整備計画についてお答えいたします。

まず、猿ヶ城の今後の運営面での総体的なお話から先にさせていただきますと、キャンプ場は、できましたら、これまでの夏場だけのものから周年型のものの利用で使っていきたいということで、その利用計画につきまして、現在、電源地域振興事業によりまして専門家を派遣していただいて、その専門家の意見をもらいながら運営方法の検討を進めているところでございます。

具体的には、宿泊施設をキャンプ場という位置づけでなくて、総合宿泊施設というような見方で、名前も公募して「何とか田舎村」とか、何かそういうイメージにしたらどうかとかいう提案をいただいたりしているところで、どうしてもキャンプ場ということになりますと、期間を夏場だけというイメージにもなりますので、

そこら辺を含めて、また利用の方法につきましては、いろんな体験メニューを今つくっております。これらのことを整備いたしまして、当初では6月までにまとめ上げようと思っておりましたけれども、電源地域の事業の導入が少しおくれたこともありまして、最終的には9月までにはそれらを取りまとめたというふうに思っております。

次に、バイオガスの現状でございますけれども、バイオガスの実証実験につきましては、最後の検証過程でありました投入過程における焼酎かすの投入が一番最後になったんですけれども、その投入の実験を終えまして、その投入の結果も、さっき尾脇議員の御質問でお答えしましたとおり、3月6日の評価委員会でよかったというふうに了解をいただいているところで、プラントは現状ではもう3月20日に事業終了ということで、とめることになります。現在とめております。

今後につきましては、先ほど申しましたとおり、NEDOの財産の譲渡、それと収支関係のことなどを整理いたしまして、次をどう展開していくかを早急に検討してまいります。

○池之上 誠議員 最後、3回目になります。

内ノ野線等も事業がおくれたということで、6月でやりますという確約をいただきましたけれども、事業はおくれたんだと、何というか、その事業の持っていく方だから余り言ってもしょうがないのかなと思いますけど、継続しているんだったら、やっぱりそこにちょっと2,000万円なら2,000万円ばかりずつつけて、6,000万円つけるんだったら1,000万円、1,000万円つけてこの事業は残っていますよというのを予算であらわしてもらえば安心をするわけですよ。

それで、私はこういう質問はしない、時間がむだだから。まだほかのことをしたいけれども、いっぱいその辺があったものだから。もうちょっとそこ辺を土木課と企画の調整ですね、この

過疎債、辺地債というのはですね。その辺をもうちよつと予算編成する中でやっていただければいいのかなと思うわけです。

今回の質問全般にわたりまして、そういう何か各課ばらばらだなという思いがあるもんですからね、何かそれに対して、今、企画課の課長が私案を申されましたけれども、企画と財政の一本化ですか、それをやるよっか、まず企画が調整役としての機能をもうちよつとはっきりせんないかん。いや、本当ですよ、実施計画から何から予算から全部、何か、この総合計画もつくればよかと、今度は実施計画もつくればよかと、ばらばらですよ。私たちは何を見て垂水市をつくっていけばいいんですか。あなたはその責任者ですよ。そこはびしゃつとやってください。それから先です。財政課が一本とかそういうのはもうなし。それからですよ、あなたが調整をできたら考えましょう。あと2年ですけどね、私もね。そういうことです。

本当に何か各課ばらばらだなという思いがいたしてなりません。そのためには、課内を、庁舎内をまとめるのはいろんな事業において企画課だろうと思っております。どうかお願いをしますので、今後、そういうお金を握るよりも、まず各課の調整をやっていただきたい。本当ですよ、そう思っております。よろしく願います。

そういうところで最後、市長のほうに答弁をいただきたいと思いますが、さきの行革、財革、森議員だったですかね、質問がありました。当然やっていくということで理解をいたしております。その中で、21年度中に3年か5年か何年になるかわかりませんが、そういう計画をされていくだろうと。それは本当に財源ベースの多分プログラムになっていくんだろと思っています。

その中で、総合計画もローリングをしたり、見直しをしたりということは言われております。

それであと、事業の実施を確約するものではないという言葉も使われておりますけれども、せっかくそういう見直しをするのであれば、総合計画も実施計画もそれにやっぱり連動した施策を打ち出していただきたい。そうすれば、私たちも理解しやすいし、市民にも説明しやすい。それでこういう質問もしなくても済むというふうに思いますので、そこ辺を、市長の思いというか、する、せんは多分行革も財革も継続中だということであるだろうと思いますけれども、そういうローリングに対して、見直しに対して、学校関係にしてもいろいろとまた変わってきました。早い、素早い対応が必要なんじゃないかと。3年目で見直すと言われましたけれども、どうか事業費ベースじゃなくて、財源ベースに合わせた実施計画を再度示していただきたいなと思っております。それは、市長の思いが一番いるだろうと思いますけれども、その辺について1点だけ市長に対して質問をして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（水迫順一）もちろん実施計画についての計画自体は、総合計画自体はローリングをしていかなければいけません。今、例で挙げられた学校問題も急変しました。このことは私は決して悪いことじゃないと、いい方向へ市民に対していい方向であって、時代の変革が激しいときであれば、本当にどっちが、今この道来たけど、どっちが市民のためになるのかというのは、その時点で考えていかなければならないというふうに思うんですね、そのことはもうあえて否定はしませんし、その方向でやっていきたい。あくまでもそれは市民の立場を中心にして考えていかなければならない、そういうふうに思っております。

今度の計画も、確かに生活対策緊急支援があったり、いろんなことがありました。非常に助けられた部分もありました。ただ、地方が非常に疲弊してきておる、経済初め、雇用初め。そ

の中で政府のほうもいろんな施策を、農水にしても、厚生省にしても、本当に経産省にしてもいろんな事業を手を挙げさせております。やる気のある地方にそういうのをどんどん投げかけているんですね。こういういいチャンスはないと私は思っておりますから、だから、それで有利なことを取り組んでいくというのはまだ必要だと。そのことをうちの関係各課が一生懸命取り組んでくれておるといことは、私は評価していただきたい。そのように思っております。
(池之上 誠議員「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長（徳留邦治）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（徳留邦治）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行します。

△散 会

○議長（徳留邦治）本日は、これもちまして散会します。

午後4時55分散会

平成 21 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 3 日 平成 21 年 3 月 11 日

本会議第3号(3月11日)(水曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫		

欠席議員 1名

16番 川 畑 三 郎

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監査事務局長	城ノ下 剛
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	関 修三郎
市 民 相 談			
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教委総務課長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学校教育課長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社会教育課長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成21年 3月11日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、北方貞明議員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。

私が昨日発言いたしました副市長に関するところは、削除をお願いします。

以上。

○議長（徳留邦治）次に、商工観光課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○商工観光課長（倉岡孝昌）おはようございます。

昨日の池之上議員のバイオマス関連検証に関するプラントの現状についての御質問に、現在はプラントをとめているとお答えしましたが、再確認いたしましたところ、私の解釈違いで、一時的にはとめましたが、3月20日までは稼働させるとのことでございました。

おわびして訂正させていただきます。

○議長（徳留邦治）これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△平成21年度施政方針及び各会計予算案
に対する総括質疑・一般質問

○議長（徳留邦治）日程第1、昨日に引き続き、平成21年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を続行します。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、8番池山節夫議員の質疑及び質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

東京商工リサーチの鹿児島支店がまとめました2008年の県内企業の倒産状況は、負債総額1,000万円以上の倒産が144件で、負債総額650億7,500万円でありました。業種別では、建設業が最も多く68件、小売業16件、卸売業15件、製造業14件、サービス業8件、運輸業6件などとなっております。事業を継続しながら再生を図る民事再生法の適用が前年と同じ7件だったに対し、事業を停止する破産が前年比21件増の45件となり、厳しい経済情勢から再建意欲もそがれているようであります。

地域経済にとっては暗いニュースばかりが続く中で、景気回復の目玉とされる定額給付金の支給がスタートいたしました。

垂水市でも、4月20日前後の振り込みができるように作業中という答弁が、昨日の葛迫議員の質問にありました。事務作業の煩雑さに、各自治体は頭を悩ませているようですが、事務経費の多さまでを含めて景気刺激になるとお考えいただきまして、職員の皆さんには頑張っていたきたいと思えます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従いまして質問をしてまいります。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

施政方針に、「高隈山トンネル実現への活動」という言葉が使われましたが、昨日の尾脇議員の質問に対する答弁で、長期的なビジョンでの垂水づくりという観点から、志布志市長との連携や森山先生へのお願いをされている思いの強さと、その意気込みは理解をいたしました。今後、鹿屋市やその他の大隅地域のまちに共感共鳴してもらう具体的なアプローチが必要と思いますが、お考えを市長にお聞かせください。

バイオマスタウン化につきましては、昨日の尾脇議員や池之上議員の質問で理解いたしまし

たので、割愛いたします。

ボランティア活動への積極的な参加を促す取り組みと傾聴ボランティアの育成についても、昨日の葛迫議員の質問で、内容については理解をいたしました。

霧島市は、ボランティア活動に参加した高齢者に介護保険料の負担軽減になる資金を交付する介護保険ボランティア制度を4月から始めます。登録した65歳以上の方がボランティア活動をした場合、1日2時間を上限に1時間で100ポイントを与え、500ポイント以上持っていれば100ポイントを100円に換算して、市から年間5,000円まで受け取り、介護保険料として使うことができるそうです。ポイントは、専用の手帳にスタンプで押印し、介護保険施設や学校など100カ所以上が制度に協力する見込みであります。垂水市でも、このような取り組みが検討できないか、見解を伺います。

少子化対策については、鹿児島県が2009年度から実施する第3子以降の保育料減免策に対する取り組みについての対応と、錦江町が2008年から少子化対策保育料軽減策として行っております保育園・幼稚園に通う園児の保育料を、第1子・第2子は半額、第3子以降は無料とする行政補助についてどうお考えになるか、見解を伺います。

学校教育の充実について。

携帯電話の学校への持ち込みについての対応はどうなっているのか。また、携帯の自己紹介サイト「プロフ」についての認識を伺います。

横浜市は、2006年に将来の小中一貫教育の導入を目指すことを決め、2008年4月から中学校28校と小学校57校で先行して小中一貫教育を実施しております。2012年4月からは、すべての市立小・中学校全491校で小中一貫教育を導入する方針を固めました。

平成22年4月から、市内4つの中学校が統合され、垂水中央中学校がスタートをいたします

が、垂水市での小中一貫教育についての見解を伺います。

また、教師の学校間兼務についてお教えください。

放課後の児童対策として、「放課後児童クラブの推進を進める」と施政方針にありますが、垂水小学校以外でも取り組むということなのでありましょか。お示しをください。

市民音楽祭については、内容と時期、予算について伺います。

景気が急速に悪化する中で、住み込みで働く非正規労働者が派遣切りや雇い止めなどで失業すると、すぐに生活に困窮するという現実があります。今の社会は滑り台社会だと言われますが、低所得者福祉についての取り組みについて伺います。

市域全体を対象にした観光メニューの開発について。

観光に関しては、「大隅の玄関口としての役割を果たせるよう、高峠や道の駅、猿ヶ城、宮脇公園を連携した観光拠点として、体系づくりに努力する」とありますが、観光メニュー開発への取り組みと体系づくりについて教えてください。

財政調整基金の目標額4億4,800万円に対し、現在3億3,000万円ということで昨日答弁がありました。一般会計補正予算第4号で景気対策を優先したという説明がありました。平成21年度は、財政改革プログラムの最終年度となります。景気対策と財政改革プログラムとの考え方についてお示しをください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

池山議員の質問の高隈山トンネルにつきまして、昨日も尾脇議員にお答えをしたとおりでございますが、鹿屋市かいわいの関連はどうかという質問だろうと思います。

確かに、今鹿屋市が進めております定住圏構想がございます。そうなりますと、やはり鹿屋を中心とした発展というのが期待されますし、鹿屋自身が中心となる機能をさらにそろえていかなければいけない、そういうことだろうと思います。

鹿屋市にとりまして、一番やはり問題なのは、私ども垂水市と同じように、鹿児島市へのアクセスがフェリーを使うという意味では、中央駅まで2時間ぐらいかかってしまうというような状況がございます。このことは非常に問題でございますし、そういうことを考えますと、今後、東九州自動車道路のインターチェンジが串良方面にできると予定されておりますが、そこから鹿児島市へも非常にかなり遠い時間を要するわけです。ですから、インターチェンジから、きのう申しましたようにトンネルができることによって、垂水市へうんと近くなるということですね。そうなりますと、桜島架橋が実現した暁には、どうしても鹿屋の串良方面、インターチェンジを中心にしたあの地域が随分鹿児島市へのアクセスがよくなるという意味では、鹿屋市も非常にこのことには興味を持っておりまして、鹿屋市長もその辺は理解をされております。

ですから、このことは、きのう申しましたように、鹿屋市がインターチェンジ付近を中心とした大隅の中核としての位置づけの地域にしていくという構想になっていけば、ますますこの辺が便利な場所になるし、あの辺に鹿屋市とすれば工業誘致もやっていきたいようなお話もちょっと聞いておりますし、それから大隅が一つになっていく中で、いろんな共同の組織ができていくわけです。例えば、消防団も1つになるとかというようなことになっていきますと、その付近が私は便利になるのではないかと、そういうふうに思っております。

そういう意味からしまして、やはり鹿屋市との取り組み、志布志市と同じように一緒に取り

組んでいかなければいけない、このように思っております。

○保健福祉課長（村山満寛） 3点目のボランティア活動への積極的な参加を促す促進ということで、霧島市のポイント制はできないかという質問でございましたが、年間5,000円までを受け取りができるということで、当初予算に盛り込まれたようございまして、その穴埋めとしては一般財源をとというようなふう考えたわけですが、そのような状況を考えますと、垂水市にとりましては、非常に慎重に対応しなければならないだろうというふうに考えております。

それから、2点目の少子化対策の県知事マニフェストの第3子の軽減のことでございますが、18歳未満の児童を3人扶養しておって、その中の3人目に対する保育料関係、幼稚園関係の経費もということでございまして、現在、県の要綱案については示されているものの、国の制度がまだということでございまして、その確定をもって要綱等が正式に決定されますので、それらを待つて詳細を確認の後、実施する方向での検討をしたいというふうに考えております。

○学校教育課長（押川和成） 5番目の学校教育の充実について。

初めに、小・中学校への携帯電話の持ち込み禁止についてお答えをいたします。

御存じのとおり、本年1月30日に、文部科学省が都道府県教育委員会に対しまして、小・中学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止とする指針を通知いたしました。それを受けまして、鹿児島県教育委員会からも、2月5日に同様の趣旨の通知が出されております。

本市におきましても、各小・中学校への通知文を出したところでございますが、1月末に携帯電話の取り扱いについて独自に調査した結果、市内8小学校で学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としております。そのうち2校が、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請によ

り学校への持ち込みを認めておりますが、2月末現在、持ち込みを申請した保護者はおりません。

中学校におきましては、4校中4校とも学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としており、例外的な申請も許可しておりません。しかし、中には隠れて持ってきている者もいるようでございます。

今後とも、学校・家庭と連携した取り組みや啓発活動を通して、本市の児童・生徒を携帯電話の被害者あるいは加害者にさせないよう、努力してまいりたいと考えております。

次に、プロフ問題でございますが、プロフというのはプロフィールのことで、携帯でも簡単に名前や性別、学校名、身長・体重、住所やメールアドレス、電話番号、果ては顔写真まで、ありとあらゆる個人情報を書き込むことのできるサイトでございます。アクセス数をふやすために、刺激的な写真を張ったり、あるいは文言を書き込んだりする子供もいるようでございます。

この問題は、援助交際などの犯罪に巻き込まれる可能性が大きいということ、それから陰湿ないじめにつながる可能性があることなどでございます。

本市の携帯電話の所持率は、昨年10月の調査で小学校で47人、6%、中学校で69人、15.6%でございますが、このことは都会だけの問題ではなく、垂水市でも十分起こり得ることだととらえております。

そこで、教職員や保護者を対象にした安心・安全な携帯電話の利用の研修を実施しております。

また、担当指導主事に、本市の学校にかかわる裏サイトですとか、あるいは不適切な書き込みがないかを定期的に確認させておりますが、今のところ確認はされております。

今後とも、学校・家庭との連携を図りながら、子供たちに情報機器としての携帯電話の正しい

使い方について指導してまいりたいと考えております。

次に、小中一貫教育についてでございますが、このことにつきましては、同じ校舎で実施する一体型、同じ敷地または隣接で実施する併設型、離れた小・中学校で実施する連携型がございしますが、垂水市の場合、検討するとすれば、統合後は3番目の連携型になると思われま

す。薩摩川内市は特区申請をして、表現科、生き方科、情報コミュニケーション科の新しい科を新設して、小・中教員の相互乗り入れによる授業や英語、音楽、図工・美術等の相互授業を実施をしているようでございます。

垂水市の場合、この相互授業を考えたとき、距離的な面で近隣の学校は可能だと思いますが、距離のある小学校については難しくなるのではないかと思いますので、現在のところ考えておりません。

次に、学校間兼務についてでございますが、このことにつきましては、県教育委員会が来年度から特に力を入れている制度でございます。中学校間におきましては、免許教科外担任の解消のためにも、複数の学校を掛け持ちして授業を実施いたします。既に市内でも南中、協和中、牛根中の美術を1人の先生に担当してもらっている例がございます。

また、小・中学校間の兼務につきましても、特に小学校の英語が本格実施に移ること、また音楽など特に専門性が必要とされる教科など可能性を探るよう、校長会で指導しております。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 6番目の放課後児童クラブの推進についてでございますが、垂水小学校以外の設置をとというようなことございましたけれども、小学校の規模を勘案した場合の利用見込み児童数、それから指導員の確保などの観点から、他の小学校に同じような児童クラブを設置することは現状では厳しい状況に

ございます。

今後、他の方策も考えながら検討していきたいというふうに考えております。

○社会教育課長（橋口正徳） 市民音楽祭について御答弁いたします。

市民音楽祭につきましては、ことしの1月18日（日曜）に、垂水市制施行50周年記念～未来への架け橋～「垂水ふるさと夢のステージ」とタイトルをつけまして、市制50周年を振り返るとともに、これから未来に向け、我がふるさと垂水市が新たに力強く歩き出すためのきっかけの場として、市民参加型の芸能イベントを開催するとの趣旨で実施いたしました。

構成については、一部が郷土芸能、民謡、2部が市政の歩みと社会世相を紹介しながら、「歌でつづるふるさと半世紀」という形で実施いたしました。

当日は満席となり、立ち見も出るほどで、私ども想像以上に多くの市民の方々が参加いただき、元気と笑いをもらったなど、大きな反響がありました。

また、各公民館からも郷土芸能の復活・継承、発表の場提供などの面から、ぜひ続けてほしいとの声が寄せられているところです。

このようなことですので、来年も実施することにしておりますが、内容につきましては、大体同じような内容で実施していくことになると思います。

○保健福祉課長（村山満寛） 8番目の低所得者福祉についてお答えいたします。

施政方針に書いてありましたように、これは生活保護をとというようなことでしました。それで、生活保護について一応お答えいたします。

憲法第25条第1項には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、第2項では「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」となっ

ております。それから、生活保護法においては、「日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」としておりますので、自立に向けての就労支援等も行いながら業務に努めてまいりたいというふうに思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 市域全体を対象にした観光メニューの開発についての御質問にお答えします。

本市の観光につきましては、平成17年度に牛根地区において道の駅たるみずを開設して以来、大隅半島でも群を抜く交流人口の増加が見られております。

道の駅に関しましては、さらに本年度は県の魅力ある観光地づくり事業により、160メートルのボードウォークが設置されるなど、魅力が増してまいりました。

また、猿ヶ城溪谷総合整備事業に関しましては、いよいよ新年度は新キャンプ場の整備の最終年度となります。

猿ヶ城の施設整備は、ほぼ順調に行われており、現在、電源地域振興事業により専門家を派遣していただくなどして、今後の管理運営のソフト面に関する実施方法の検討を進めております。

他方、高峠での体験型観光の導入や宮脇公園の整備など進みつつありますので、こうしたハード・ソフトの開発により、より多機能な観光に発展させる素地ができつつあると思われま

す。そこで、これらのことを面として結びつけるために、今年2月に採択を受けました厚生労働省の補助事業である地域雇用創造実現事業での観光開発を予定しております。

この事業は、平成22年度までの事業でありまして、垂水市の特産品を使った新商品の開発と観光資源を活用した旅行商品開発が事業内容で

ございます。

この事業には専任の活動員がおりますので、例えばモニターツアーで観光施設、温泉、体験型観光などと連携した垂水周遊プランを企画するなど考えているところでございます。

○財政課長（岩元 明） 財政改革プログラムを達成することと、それから景気対策の予算を編成することは別ではないかというような趣旨のお尋ねにお答えいたします。

財政改革は、基本的に予算を緊縮することであり、景気対策は積極的に公共事業や消費拡大につながる予算編成をすることだろうと思っております。この相反することの折り合いをつけることは、大変難しいことでございます。

新年度は、これに加え、総合計画の実施計画との整合性が問われることとなりますので、大変厳しい予算編成を覚悟しておりました。ところが、本年度において景気雇用対策として、国のほうから地域活性化・生活対策臨時交付金が交付されることになり、これにより、本市も4号補正案でお示ししましたように、景気対策等の施策も展開できる予算措置ができました。

また、最終日に予定しております補正予算第5号案では、定額給付金の支給により消費拡大を図り、商工振興資金利子補給の追加により、商工業者の資金繰りの緩和を図りたいと考えております。

このように、国の補正予算絡みで、例年になく本市の景気対策の予算化ができる一方で、財政改革プログラムで示される財政調整基金の積み立て達成目標にも、最終年度における21年度には近づけることができそうでございます。

率直に申し上げまして、本市の財政改革にこのようにプラスに幸いたした要因があることで、最終的に財政改革プログラムの帳じりを合わせられそうなことは否定はいたしません。

しかし、一方では、2年連続の予期せぬ大災害をこうむったことのマイナス要因もあったこ

となどから、財政調整基金は逆に取り崩してしまっただけというように、なかなか思うように展開しなかったことの御理解も賜りたいと考えておるところでございます。

○池山節夫議員 市長、鹿屋とね、志布志はわかるんですよ。私はやっぱり、桜島架橋達成の後と言われましたから将来のことなんでしょうけど、やっぱり施政方針に載せられました。この「高隈山トンネル」という言葉はだれが考えたのか。市長のつくった言葉なんですかね。どこから出てきたのかよくわからないですが、その辺、「私が考えた言葉だ」と言われるのか、それとももう既にそういう言葉で大隅全域で使われているのか、その辺の認識と、施政方針に示されて、将来のこととはいえ、やはり鹿屋・志布志に限らず大隅全域の問題ですから、やっぱり錦江町なり南大隅町なりですね、その周辺の首長さんなり、そういうところへの働きかけというのにも必要じゃないかという1回目の質問なんですよ。鹿屋・志布志には触れられましたが、ほかにちょっと触れられていないですかね、その辺の答弁をもう1回お願いします。

それと、桜島架橋に関して、大隅期成会ですかね、その辺での動きとか商工会議所の動きとかあるというきのうの答弁なんですよ、尾脇議員のね。大隅期成会あたりに関して、どんなふうに思われるのか、その辺についてもお聞かせください。

それから、次のボランティアなんですけど、地域担当職員制度がありますね。この前、霧島市議会をちょっと傍聴に行ったんですよ、みんなで議会としてですね。そしたら、霧島市長は、これは私は「あれっ、聞き間違ったかな」と思って、行った議員皆さんに確認したんですよ、「言われたよな」ということでですね。そしたら、市の職員が地域の活動にリーダーとしての役割を果たすとか、そういう活動をした者に対しては、人事に考慮するという発言をされたん

ですよ。そのことについて、水迫市長は「私もそうする」と思われるのか、「いやあ」と思われるのか、その辺をお聞かせ、そう言われたんです。わたしはだから確認したんですよ、ほかの議員に。「確かにこう発言されたよな」ということで確認したら、みんな「そう言った」と。議事録にも載るはずですから、その辺の大胆な発言をされたというのか、勇気ある発言というのか、人によってはあるでしょうけど、水迫市長、その辺の発言をどう思われるか。

それと、いちき串木野市の教育委員会ですかね、学校に、これは習字ですかね、書写の学習ボランティアとして、地域住民4人を参加させた。やっぱりそれもボランティアなんですけど、さっきからのボランティアという意味で、学校にやっぱり例えば習字とかスポーツとか、いろんな面でそういう学習ボランティアというのを検討していくあれはないか。これは、教育長でも学校教育課長でもどちらでも、その辺のことを答弁できる範囲でお願いします。

それから、保育料減免に関しましては、先ほどの答弁でじっくり対応するというようなことでしたかな、慎重に対応か、それでいいと思います。

蒲生町が、対象者が10人しかいないのに、電算のシステム改修費が、対象が10人で、その支給はわずか17万円なのに、システム改修費が115万円かかると。それでも、将来を見据えてですね、県の伊藤知事のマニフェストで取ることだけど、将来を見据えて改修費を、多額だけやるというふうにしていると。垂水市のデータの改修費はどのぐらいかかるのか、ちなみにわかっていたら教えてください。

それから、保育料減免に関しては、認可保育園だけですかね、対象になるのは。だから、認可外の保育園とか、自宅で子育てを3人されているとか、そういうところには全然関係ないわけですよ。その辺の何というのかな、入れた

くても、例えば保育園がいっぱいで待機していると、待っているというそういう、そして自宅で育てているとか、認可外でやっているとか、その辺の不平等な点に関しては、これはどんなふうに思われるか。その辺、やっぱりそういうことが起きると思うんですよ。だから、垂水に関してまだ全然待機がなければそれでいいけど、その辺のことが起こってきたらどう思われるかな。課長ね、ちょっとその辺、考えだけお聞かせください。

それから、学校教育についてなんですけど、プロフ、プロフィールですか。私がちょっと見たところでは、他人のプロフ、自己紹介サイトを、本人じゃなくて他人が勝手に開設して、例えば嫌いな子を、いじめたい子、その子の自己紹介サイトを他人がつくって、みずから悪口を書き込むと、そういういじめが起きているというようなことを見たんですけど、垂水に関しては、さっき垂小で47人、6%、中学校で69人でしたかね。これ、文部科学省の調べで、携帯の所有率、小学校6年生で25%、中学校2年生が46%、高校2年はもう96%。メールの使用が、利用、電話は電話賃がかかるから余りないんでしょうけど、メールの利用を1日30通以上やりとりする小学校6年生は7%と。中学2年で33%、高校2年はもう28%、こういうふうになっていると。

このプロフというのが、やっぱりそういうさっき言われたような出会い系とか、そういうのの温床になっているということで、自分の子供がそういうのを開設している、さっきの6%、中学校で15.6%、そんなものだから、まあ垂水ではいいかな、少ないかなとは思いますが、やっぱりそういうふう利用している子がいて、保護者は自分の子供がプロフを開設しているのを知らないと。

で、フィルタリングというんですかね、悪質サイトへ入っていく、それを防止するフィルタ

リング機能というのを親が知らない。だから、その辺のことをやっぱり、さっき言われた安心・安全な携帯の利用の方針の中でやっぱりきちんとやっていく。今までやっておられるのか、やっていかれるのか、その辺をちょっと聞きます。

それから、保護者がその辺のことが、自分の子供がプロフをやっているというのに知らないと、その辺の認識がどうなのか、わかる範囲でお答えください。

小中一貫教育についてなんですけど、私は冒頭で横浜を読み上げたのは、横浜はまず大きなまち、大きな市で、その一部といっても広いと思うんですよ。その中で小中一貫教育をやれていると。それで、薩摩川内市の話は課長出されましたけど、そういう、やっぱりやろうと思えばまたできないことでもないだろうし、小中一貫教育が小学校から中学校へ上がる、学級担任制というんですかね、小学校の。全教科を先生が受け持って学級を担任する。それが、中学校に上がる時には教科担任になって、数学・英語、それぞれになって、ちょっと違ってくると。その小学校から中学校へ上がる中1ギャップがあって、そのおかげで中学校で不登校が出たりする。そういうのが、そこが大きな問題になっているわけですから、だから小中一貫教育を言ったんですけど、中学校統合に向けて、その辺のことをやはり検討していったほうが、ちょっと遠いからという話があったんですけど、やはり牛根小学校から来る、新城小から来る、そういう中で、やっぱり今までは新城小から南中に行けていたと。牛根は牛根の中学校に行けていたと。それで、ある程度、地域的なもので子供の間でも顔見知りだったんだけどというのはあると思うんです。それが、統合して、やっぱり全然顔を知らない、地域もちょっと離れた、同じ市とはいえ、そういうところへ中学校へ行くに当たって、やっぱり不安が出てくると思うんですよ、子供にね。

どこかあったんですけど、その薩摩川内市、先ほど課長が言われた薩摩川内市では、2006年度から3年間、3つの地域を指定して小中一貫教育を実施して、小・中学校の相互乗り入れを行っている。そうすると、その結果、そのモデル地域で、地域内の1つの中学校では、2006年度の入学者は、「入学への不安がある」と答えたのが37%、ところが2008年度は19%に減っていると。それで、もう1つのモデル地域の中学1年で不登校になった生徒はもうゼロになったと。やっぱり小中一貫教育のメリットというのはその辺にあると思うんですよ。中学校への入学する、その小学校から中学校へ入学するときの不安が和らいで、それでみんな知っている、やっぱり顔見知りだから、中学校へ行くときの大きな不安がなくなって、やっぱり小学6年のときに勉強に身が入ると。それで中1ギャップも解消に役立って、不登校も減ると。その辺のことがやっぱり検討課題というかですね。だから、非常に大事じゃないかと思うんですよ。

今の私のこういうのを聞いた上で、教育長、ちょっと考えを聞かせてください。

それから、放課後児童クラブなんですけど、これは市長に聞きますかね。水之上の雇用促進住宅、やっぱりせつかく家賃を助成したりして、あそこに子供さんのいる家庭が入ったら安くすると、やっぱりそういう政策を出されたわけですから、もう一步進んで、水之上小学校にも、私は水之上出身ではないんですけど、池之上議員は尊敬する（「妻が」と呼ぶ者あり）妻は関係ないですけど。そういう意味で、せつかくそういう政策をされるのであれば、学童保育まで含めて考える、検討されたほうがアピール度が高いんじゃないかと、そういうふうに思います。

後で、たしか持留議員も何かそういうような趣旨の通告があったと思うんですけど、その辺についてちょっとお聞かせください。

市民音楽祭については、先ほど答弁もらった

んですけど、予算化されている部分があったら教えてください。

低所得者福祉なんですけど、不況で生活保護の申請が急増しているというのがありまして、それはそれで、これは国の生活保護の総額が2兆5,175億円、すごい金額に上っています。これ、国が4分の3、自治体が4分の1、不景気になって税収が少なくなって、やっぱり先ほど言われたセーフティーネット、生活の最低限を守るという意味では必要な制度であるんですけど、これがやっぱり自治体の財政も圧迫するぐらい経済が悪くなっていると。そういうことでは、まあしょうがない部分はあるんですけど。

この生活保護に関してはこれで置いておきまして、低所得者というその基準、これが市町村民税、これが課税基準、この課税基準が低所得者を定める基準として大体使われていると。これを介護保険に当てはめたら、世帯全員が市町村民税の非課税、1人の場合は年収155万円以下、これを低所得者とすると。そうすると、介護保険の保険料とか、利用料の負担が軽減される。

ここにそれで、ちょっと大きな問題が潜んでいて、ある例なんですけど、東京都内に住むひとり暮らしの女性が、90歳ぐらいの女性なんですけど、所得は月額5万円ぐらいの国民年金と。それと、ちょっと家を、部屋を貸しているのかどうか知らんけど、家賃収入が3万5,000円あって、合計で月8万5,000円。そうすると155万円以下になるわけですね。そして、入院したら通常1,380円、1日の食費が650に減ると。それで、介護サービスを利用したときに払う利用者負担の上限月額も、月額の上限が3万7,200円のところが2万4,600円になったと。ところが、この女の方には、御主人が亡くなって、その遺産で5,000万円以上の預貯金があるんだと。それでも低所得者になって、介護保険のそういう軽減が受けられるわけですよ。これがまず1つの例と、あと遺族年金というのがありますね。この遺族

年金が、例えば月額10万円以上あっても、税制上、この遺族年金が非課税なものだから、これは低所得者になると。こういう矛盾が潜んでいるわけですよ。

もう1つ、世帯分離をこう、例えば所得、所得あって、年寄りというか、もう年輩の人だけを1人だけ分離してしまうと。そうすると、その人が低所得者になるものだから、介護保険も安くなる、入院も安くなると、そういう、それを、だから私がここで言いたいのは、どうしてもそうになっている場合はしょうがないですよ。だけど、例えば同じどこか敷地に住んでいても、世帯だけ分離したら、そういう軽減措置を受けられると。この辺のことに關しては歯どめが必要じゃないかと。それは国がやるべきなんでしょうけど、その辺をどんなふうにか考えるのか。それは課長に見解だけをお聞きしておきます。何か歯どめが必要だとは思うんですよね。だから、その辺のことをちょっとお聞かせください。

財政改革プログラムと景気対策なんですけど、先ほど知ったんですけど、南日本銀行は公的資金の申請をしたと。これは、垂水の経済には影響ないもんだらうかという話が今あったんですけど、やっぱり公的資金の導入を申請して、それを受けるということは、やはり、どんどんどんどん潤沢に預金があるわけじゃないですからね、やっぱり貸し渋りをせざるを得なくなるんじゃないかなと私個人は思いますね。そうすると、やっぱり地域経済にとっては大変ではないかと思うわけです。

そこで、財政課長、私は北方議員ほど行政の人事に詳しくないものですから、財政課長はまた財政課長を続けられるのか、どんな、異動になるのかよくわかりませんが、4月からどうなるかわかりませんが、5次補正で商工振興利子補給のそれを100万円という話があったんですけど、非常にありがたいと思うんですよ、我々商売人としてはですね。

それのほかに、以前、まだ同僚で池田和弘議員がおられたときに、プレミアつきの商品券を発行できないかというようなのがあったんですけど、そういう、例えば100万円利子補給、あと、私の思いから言えば300万円ぐらい頑張ってみて、1割プレミアムぐらいの商品券を発行できないものだろうか。そうすると、3,000万円、3,300万円の流通、景気刺激になると。その点で財政的にどうかということを知った上で、市長にこの点をお伺いします。

それで2回目を。

○市長（水迫順一） それじゃ、まず最初のほうの高隈山のトンネルの件で、大隅、もうちょっと、鹿屋・志布志だけじゃなくて、大隅全域で取り組んだらどうかというような御意思だろうと思います。

この発想は、高隈山にトンネルを本当に真っすぐ通したら、非常に近くなりますよと。インターチェンジから垂水の市役所まで25分ぐらいで行けるようになったら大変なことだと。垂水からも宮崎方面へ行くのにも非常に便利になるし、逆に東九州自動車道路が非常に使いやすくなる。というのは、鹿児島市へのアクセスが、もう国分を通過して大回りせずに、垂水を下ってきて桜島から回ったほうが早いよという利用の仕方も出てくるわけですね。ですから、そういう意味では大隅全体にとっても大きい、垂水市にとっても大きな事業だというふうに思います。

ただ、大隅の南のほうにとっては、ほとんどメリットはないんじゃないかと、そういうふうに思うんです。ですから、この南のほうについては、大隅縦貫道路の計画がございいますから、これの整備を一生懸命うたわれるのはもう当然だろうと思いますし、我々はこれに桜島架橋の後はこれだよというような運動の仕方をやっていきたいなという段階でございいます。

ですから、このことは大隅全体の理解も当然必要ですから、大隅総合開発期成会の中でこの

辺の認知を十分していただくということと、それに向けた事業計画に上げていただくということが大事だと、そういうふうに思っております。

それから（池山節夫議員「市長の命名、高隈山トンネルは市長の」と呼ぶ）

これは、専門家のある技術者から知恵をいただきました。ですから、その技術者も、当時、そのとき話しておったとき、高隈山にトンネルでしたから、高隈山トンネルがいいんじゃないかというようなことで、そういう線で話をしております。それはだから仮称ですから、正式にまた運動が始まって、いいネーミングがあれば変えたらいいというふうに思っております。

それから、ボランティアの件ですね。これは、霧島・前田市長がどう言われたのか私は存じませんが、どういうお考えなのかもわかりませんが、ただ、私の考え方として、今度本当に施政方針に取り上げたのは、今までと市の運営が、自治体の運営自体が、本当に今までどおりやっていたらいいだろうと。ですから、いろんな面が厳しい環境になっておるから、やはり市民を巻き込んだ協働のまちづくり、これは必要なんだと。それには、まず市役所の職員も意識が変わって、そして市民がそれを認めてくれて、そして市役所の職員があれだけ頑張っておるんだから、我々も本当に汗をかいておるところを見て、我々も加勢せんといかんというような雰囲気づくりがまず必要だという思いでございました。役所の職員も随分意識が変わってきましたし、そのことを市民も認め始めていただきました。

そういうことからして、ことしはまた地域職員制度ももうちょっと進化させなければいけないと、そういうふうに思っております。毎年毎年進化させていって、全職員が地域に入り込んで、地域のまたいろんな活性化のために、頭やら、また汗を流してもらおうということが必要だと、そういうふうに思っておるわけです。（池山節夫議員「人事には」と呼ぶ）

ですから、そういう意味からしまして、いや、人事に云々ということは考えておりません。だけど、もう積極的に、全職員が全ボランティアですから、うちのほうはそういう意味では一歩も二歩も進んでおるといふふうに思っております。

それから、水之上の学童保育、これは、学童保育の数が市の中ではうちは少ないだろうと思っております。中央に子供が集中しておる関係も要因の1つだろうと思っておるんですね。ですけど、これはやはり子供を持つ親の仕事の関係とか、そういうものまで大きく影響してきますので、このことはやはりよく考えていかなければいけない。

今度、きのう申し上げましたとおり、雇用促進住宅水之上に15件の申し込みがあったということは、子供の数が15人以上ふえるということですから、子供の数がある程度満たされて、指導者はいろいろ探す方法はあると思いますので、いろんな皆さんの協力をいただきながら、やはりできる方向へ進まなければいけないだろうと、こういうふうには思っております。

それから、プレミアムの商品券はどうかということですね。実は議員も御存じのように、スタンプ会の商品券を、市役所の職員はここもう2～3年、ボーナス時に年に2回購入してくれておるんですね。これに8%のプレミアムがついておりますが、もう250万円を越すぐらいの、1回にですね、そういうような購入の仕方をしてきておりますし、議会も協力をしていただきました。

これを、先んじて年に2回やっておりますので、今回は余り積極的にそれをやらなかったんです。というのは、もう1つ、六十数店舗しかこの会に入っておりませんので、使える範囲が非常に狭いんですね。ですから、全市の商店全体で使える商品券であれば、また公平な効果があるだろうと、そういうふうには思っているんで

すが、この辺は商工会のほうも努力をしていただかなければいけませんし、そういう環境になれば、本当に強い要望があれば、これはやれないことはないというふうには思うんですが、今のところ、そういう職員や議員のそういうようなことを既にやっておりますよということとあわせて、やはり全事業者に、商工会に入っておる事業者に対応できるのは、やはり利子補給だろうということ、今まで350万円だったのかな、350万円に100万円上乗せをしたということ（「300万に」と呼ぶ者あり）300万円に100万円上乗せをしたということです。

以上です。

○保健福祉課長（村山満寛） 第2回目の質問ですが、第3子の保育料軽減のこのシステム改修についてでございますが、保育料の徴収を変更するシステムを、今後それが生じるわけですけれども、対象者が40名程度と少ないため、保育料を通常どおり納付していただいて、後日還付をするという事務負担の軽減で行うこととしておりますので、現段階では改修費については必要ないだろうというふうに考えております。将来的に考えますと、これがまた必要になるかもしれませんが、現段階では考えておりません。

それから、認可の部分だけですので、自宅にいらっしゃる方はこの対象にはならないわけですが、自宅待機をとといいますと、さざなみ保育園だけを希望されている方で何名かがいらっしゃいますが、他の保育園に入ることになれば、待機はいないということになりますので、定数には至っていないということです。

それから、低所得者の関係で、住民基本台帳の関係でございますので、所管が市民課になるわけですが、これについて市民課のほうに確認をしましたところ、入院などによって居住地が変わった場合には住所を変更しているという状況にあるわけです。

○学校教育課長（押川和成） まず、学習ボラ

ンティアの件でございますが、授業にボランティアをとということでございますが、既にゲストティーチャーとして、総合的な学習の時間で農業体験の指導をしていただいたり、あるいは学校に読み聞かせに来ていただいたり、あるいは調理実習など家庭科の授業に参加をしていただいたり、そういう実践は各学校でしているようでございます。

地域に、先ほどおっしゃいました書道の専門的な方など、そういう方がいらっしゃれば、地域人材活用という意味で、ぜひ活用を進めていきたいと考えます。

次に、携帯の問題ですが、保護者が子供たちのメールなど、携帯の利用状況をどれくらい把握しているかということについては、こちらも調査はしておりませんが、今後フィルタリングの設定ですとか、そういったことでの保護者への講習会などを積極的に実施をしていきたいと考えます。

次に、小中一貫教育ですが、議員おっしゃったように、中1ギャップによる不登校の存在というのは確かにあるわけですが、今、中学校の統合を前に、この2月初旬に、市内の全小学校6年生を垂水小学校に集めまして、5クラスに分けて授業を1日実施いたしました。子供たちの感想を見ますと、初めはなかなか友達と話ができなかったけれども、ほかの学校の子供たちと友達になれて非常に良かった、中学校で一緒にするのが楽しみだという感想をたくさん寄せておりましたが、いい統合に向けて頑張っていきたいと思っております。

小中一貫教育につきましては、今のところ考えておりませんが、小中連携での相互の小学校の教員、あるいは中学校の教員がそれぞれの学校に乗り入れての授業を、先ほどの学校間兼務ということも含めて、ぜひ進めていきたいと、そのように考えているところで、3月に入っている校長会の中でも、そのことを検討する、

小・中学校間で検討するように指示をしたところでございます。

以上でございます。（池山節夫議員「教育長の考え方にちょっとだけ。その小中一貫教育について」と呼ぶ）

○教育長（肥後昌幸）小中一貫教育につきまして、今、学校教育課長が答弁したとおりでございます。確かに中1ギャップというのは、これがないように努力をしていかなければいけません。小中一貫教育となりますと、これは一貫ですので、小学校と中学校のカリキュラムを一緒になって考えないといけないということでございまして、非常に難しい面もございます。

先ほどの課長の答弁にもありましたように、1小1中、垂水小と中央中であれば非常にやりやすいわけですが、ほかの学校、例えば牛根地区、あるいは新城、柘原、そことも一緒にこうやるとなると、非常にいろんな難しい面もあるだろうと。また、職員の交流となりますと、いろんな人事面のことも出てまいります。しかし、そういう離れたところでも、一貫でなくても、小中連携というような面で今よりもっと進めた方法はできないか、検討してまいりたいというふうに思います。

○社会教育課長（橋口正徳）市民音楽祭の予算の関係でございますが、ことは50周年記念事業ということで、ゲスト歌手を呼びました。それと、プロの司会者をお願いしました。この関係で大体150万円程度、それと郷土芸能の出場団体、8団体ほどあったわけですが、1団体2万円ほど補助をいたしております。来年度の場合は、ゲスト歌手とかプロの司会者は要らないわけですので、もうほとんどお金はかかりません。

それと、今、文化財保護費の中に郷土芸能保存運営補助金、これを12万円ほど組んでおりますが、この交付団体に出場を義務づければ、もう金はかからないなというようなことで担当と

は話しております。

また、舞台等を引き締めるためには、やっぱりプロの司会者が必要かなというような話もありますが、内容が固まり次第、補正等でちょっと対応したいというふうに考えているところでございます。（池山節夫議員「議長」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）もう終わり。（池山節夫議員「答弁漏れで財政課長のほうの、市長がちよっと難しいかもと言われたけど、市商工全体のプレミアム商品券についてだけ」と呼ぶ）時間が過ぎおっでな。

次に、10番持留良一議員の質疑及び質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、総括質疑、総括質問を行っていきたいと思います。

今、地方財政や地方自治をめぐる状況は大きく変化しようとしています。1つは、小泉改革が国民全体、各層各分野への国民と地方自治体に耐えがたい痛みをもたらし、それへの国民的批判が始まっているということです。もう1つは、小泉改革の本源であるアメリカ新自由主義、市場原理主義の経済の破綻が劇的に表面化し、地球規模で金融経済の危機が急速に広がり、今なお深刻の度合いを増し、国民への打撃が日々一段と広がり、深まりゆく最中に、地方財政・地方自治に間接・直接的に影響が反映しているということです。

そこで、私たちの責務として考えなければならないのは、働く人たちや業者を初め各層各分野、地域住民の暮らしを守るために全力を尽くすことではないでしょうか。

では、そのために何が重要か。1つはやはり仕事起こしでの雇用の創出です。2点目は、社会保障の拡充で、市民の暮らしを支える家計を温め、少しでも将来への不安を解消することです。医療や介護、福祉など各分野への充実是新

たな雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、景気対策としても大きな力になるものです。

これらの取り組みの保証である予算を考える場合、今回は08年度補正予算案と09年度予算案を一体的にとらえることが大切だと考えます。補正予算と09年度予算案での財源措置が有効に活用されているか、市民の暮らしを守る内容になっているかどうかなどの視点を置きながら、施政方針、各予算について総括質疑を順次行っていきます。

最初の質疑は、市政運営に関して重要な柱になる自治基本条例制定へ向けての取り組みの問題です。

御存じのとおり、地方分権一括法で自己決定・自己責任で自治体運営ができるようになりました。機関委任事務が廃止され、原則として自治事務になり、自治体がみずから考え、条例や規則も独自につくることが可能になったわけです。

そこで、全国でも市民主権にふさわしい憲法に当たる最高規範が必要だという議論が高まり、自治基本条例の制定や議論が数年前から始まっています。

本市も、その必要性から施政方針にも掲げられてきましたが、市民の前にはまだ見えてきていません。地方政治をしっかりと築くためにも、また改革・協働・前進などを通じ、地域民主主義を発展させる保証制度であると確信する立場からも、市民、議会、市長・行政3者の参加と協働を通じてつくり上げるのが最も重要だと考えます。どのように重要だと理解されているのか、また、何が今必要と考え、具体化しなければならないと考えているのか、お聞かせください。

次に、雇用対策問題について伺います。

昨年秋以来、日本経済は、かつて経験したことのないスピードで悪化してきています。これらは、この間の構造改革路線が内需・家計をないがしろにし、日本の経済を極端な外需頼みの

構造にしてきたことによって、アメリカ発の金融危機という津波から国民の暮らしと経済を守る防波堤を崩してしまったことです。政府の責任は重大です。

そんな中、景気悪化から抜け出し、また地域経済再生のための国民の購買力を高め、個人消費を温める内需主導への転換こそが重要な取り組みになってきています。当面の問題では、失業者等への生活支援や低所得者への公的補助での生活の安定を図り、消費行動を刺激する政策です。また、政府の交付金等も活用し、仕事起こしでの雇用の創出を図る取り組みです。

中・長期的には自給率向上のための農林漁業への支援、自然エネルギーなど地域資源活用への取り組みなど、持続可能な社会づくりに必要な分野に経済循環をつくり出していくことも有効な施策になっていくと考えます。

そこで、当面の雇用対策や生活支援対策は問題ないのか、質疑をいたします。

1点目は、派遣労働の実態も含め、市内の雇用状況はどのような状況になっているのか、把握されているのか伺います。

2点目は、失業者や低所得者等への生活支援の必要性について伺います。

1つは、住民税や国保税など生活を守る対策として減免基準がありますが、今の実際の生活実態に合っていないと私は考えています。そこで、実態に合った形で減免基準の緩和はできないか伺います。

もう1つは、進出企業の休業があり、そこで働きながら子育て中の人たちの生活支援策として、保育料の減免はできないかということです。

政府は、平成7年、失業など収入が減少した場合などは、市長が認めた場合は保育料の減免ができるようになる通達を行っています。市長の判断で保育料が減免できる内容です。どのような対策ができるのか伺います。

3点目は、景気・経済対策、雇用創出をどの

ように取り組み、地域経済再生を図るかという問題について伺います。

1つは、市内の経済状況はどうなっているのか伺います。

2つ目は、補正予算で示された地域活性化・生活対策臨時交付金の取り組みの効果、経済効果や雇用効果等をどのように見られているのか伺います。

3つ目は、雇用対策のもう1つの交付金、ふるさと雇用再生特別交付金を活用し、短期事業で事業を終了させることなく、恒常的な事業として定着させていくことが景気・経済対策、そして雇用の創出の点からも重要だと考えます。そのためにも、福祉教育などマンパワー事業として雇用の拡充創出をとらえ、体制的にも全庁的観点から取り組むことが重要だと考えます。どのように取り組む考えがあるのか、お聞かせください。

また、状況を踏まえると、来年度、住民の切実な要求にこたえていくことが求められていると考えます。さらなる景気・経済対策、雇用の創出を検討する考えがあるのか、お聞かせください。

次に、子育て支援問題について伺います。

予算では、子供の医療費の支援策など積極的な対策が計上され、市民の皆さんも評価されているところであります。しかし、施政方針にもあるように、子育てしやすい環境づくりの点から考えると、この時点でもっと支援策を検討していくことがあると考えます。

そこで、今日必要な点から、4つの点について伺います。

1点目は、先ほども出ましたけれども、水之上小学校にも学童保育が必要であるという点です。若い人たちの中でも、定住促進住宅に転居したいが、放課後が心配で、水之上にも学童保育を整備してほしいという要望も寄せられています。補助制度が活用できなければ、県下でも

単独でつくっているわけですから、単独でも取り組む、そういう必要が施政方針の観点からも求められていると考えますが、考えをお聞かせください。

2点目は、妊婦健診公費助成について。2011年度以降も妊婦が費用の心配をせずに、必要な健診が受けられるよう継続していくことが求められていると考えますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、父子家庭への対策について質疑いたします。

施政方針で、「父子家庭の生活安定を図るため、関係機関との連携を強化しながら、相談や支援を行っていく」と示されています。また、母子及び寡婦福祉法の改正で、父子家庭も対象に加えられました。私のところにも父子家庭の方から、保育など生活への支援が欲しいと相談がありました。

そこでお聞きしますが、父子家庭の実態をどのように把握されているのか。また、施政方針や法等の改正の見地から、対策をどのように検討されているか伺います。

4点目は、割愛をさせていただきたいというふうに思います。

次に、行財政改革の中に位置づけられている学校給食の民間委託の問題について質疑をします。

私はこれまで、行財政改革による学校給食の合理化は、学校給食法の立場からも問題があり、また、営利を目的とする業者に委託することは、教育費の公費のあり方としても問題があると訴えてきました。今回は、根本的な点から民間委託を問題にしたいと思います。

1点目は、民間委託の最大の目的を経費削減とされてきましたが、具体的な経費削減効果はいつごろから発生するのか、額としてどのような数字になるのか、お聞かせください。

2点目は、委託契約というのはいわば請負で

あり、その契約は請負であるための条件が必要です。職業安定法施行規則第4条では、4つの条件を満たさない場合には、契約の形式が請負契約であっても請け負ってはならないと定めています。労働者派遣法が改正され、委託業者に調理・指揮・命令をする行為は偽装請負に該当する可能性があるかと、全国の事例等からも考えられます。違法性を否定できるのか、見解を伺います。

最後に、介護保険特別会計について伺います。

介護保険制度は、制度開始から10年目に入りますが、高い保険料・利用料を負担できずに制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護に痛ましい事件も続いています。

そこで、だれもが安心できる介護制度にしていくことが求められています。そのための努力をされてきたと思いますが、第4期の介護保険料はどうなるのか、その根拠は何か伺います。

これ以上の保険料の値上げは許されませんが、抑制対策としてどのようなことを検討・努力されてきたのか、また基金の活用も最大限されたのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。市長並びに教育長の答弁を求めます。

再質問は保留をいたします。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時から再開します。

午前10時46分休憩

午前11時00分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

持留良一議員の質問に対する答弁を求めます。

○企画課長（迫田裕司）自治基本条例制定の取り組みについてお答えいたします。

まず、自治基本条例を制定する重要性についてでございますが、地方分権時代の到来により、地方自治体には「地域のことは地域で考え、地

域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

このため、市民の権利や自治体運営に関する基本的事項を明確にし、市民参加のあり方や市民と行政との協働によるまちづくりを推進し、多様な市民参加をシステムとして構築していく必要があります。

そこで、市政運営の基本理念や市民と行政によるまちづくりの基本的なルールを定めた自治基本条例を制定することにより、市民と行政とが相互の情報を共有しながら、その責任と役割を分担し、協力・協調し合うパートナーとしての協働関係を築いていくことが重要であり、市民参加の機会拡充、協働体制の確立を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に、そのために今何が必要と考えられるかとの御質問ですが、自治基本条例の制定に当たっては、行政主導ではなく、議員の皆様方ももちろんでございますが、多くの市民の皆様方の参加のもとで、条文1つ1つについて、その考え方や中身を共有しながら進めていくなど、その策定過程が非常に重要でございます。

しかしながら、このことが一番難しく、多くの市民が主体的に参加してもらうための工夫、また策定作業をわかりやすく、そしてスムーズに進めていくための工夫が必要であると考えておるところでございます。

これまで、地方分権以降、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という地方自治の基本である住民参加のための制度づくりや取り組みが進んでいる中で、市としても積極的な情報提供を初め、総合計画づくりに鹿児島大学公開講座を開催するなど市民参加の機会を設けたり、また市の基本的な政策等に係る素案の事前公表と市民意見提出手続パブリックコメント制度の実施をするなど、市民が積極的に市政運営に参加

してもらうための取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、これらの取り組みは始まったばかりでございます。今後は、まず身近なところから市政に参加していただきたいということから、地域ごとにまちづくりの目標と取り組みを明記した地域振興計画づくりを、地区公民館を中心に市民と職員とで進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 持留議員の雇用対策問題につきまして、その中の雇用状況についての実態把握、それからまた市内の経済状況は、また地域活性化・生活対策臨時交付金の効果、それから来年度、状況を踏まえて景気対策・経済対策及び雇用創出の対策を検討する考えはあるかということにつきまして、私のほうからお答えをします。

まず、雇用状況についての実態は把握されているかと市内の経済状況の把握は、関連がございますので、まずこれからお答えをいたしたいと思えます。

私は、長年、会社の経営者という立場もございまして、景気の状態とか雇用の問題には関心を持っております。今回の米国の金融危機に端を発する急速な景気の後退は、大変深刻な状況に陥っております。我々地方の都市においては、戦後最長の景気拡大期であったいざなぎ景気と言われた好景気を実感することもなく、深刻な景気後退に直面してしまったと感じております。

本市の主要な企業の雇用形態は女性雇用型の企業が多く、全体的な雇用形態別で見ますと、正規職員が6割強、パートが約3割、あとはアルバイト、海外からの研修生の受け入れ等でございます。派遣労働者はごく少数でございます。

市内の経済や雇用状態の把握につきましては、私自身が直接会社訪問させていただく機会があ

ったり、いろんな会合等で経営者の方々との
お会いする機会、また商工会や金融機関の方々と
お話をする機会などを通じまして情報交換をさ
せていただいておりますほか、景気が悪化して
まいりました最近では、関係課に会社訪問もし
てもらったり、ハローワークとの情報交換など
した状況の報告も受けております。

本市においても、製造業において厳しい状況
である企業や、事業所を閉鎖された企業なども
あることは把握しております。また、昨年10
月末から受け付けが始まりました緊急保証制度
の申請の状況を見ましても、現時点のこの4カ
月間余りで50件ほどの申請件数があることや、
申請の内容からしまして厳しい状況にあること
がうかがえます。特に、本市においては、土木
建設業で受注の落ち込みが大きいところがある
ようでございます。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金の効果
でございますが、このことは昨日の尾脇議員
の質問に財政課長がお答えをいたしましたとおり、
多くを市内の業者が受注できる事業内容であり
ますので、市内の事業者、特にただいま述べま
した土木建設業の方々には、期待どおりの効果
があるものと思っております。

次に、景気の後退、経済対策・雇用対策につ
いてでございますが、このことについての現状
における対策は、さきの尾脇議員の御質問にお
答えしたとおりでございます。来年度につきま
しては、平成20年度に引き続いて実施します事
業もでございますが、非常に重要なことござい
ますので、国・県の動向や今後の推移を見なが
ら、状況に応じて手だてを講じてまいりたいと
考えております。

○税務課長（川井田志郎） 持留議員の解雇や
休業等に対し、生活支援対策の必要性はないか。
アで税制面での対策、住民税・国保税での減免
基準の緩和、現行基準は実態に合っているか。
これまで申請者は実態に合った緩和策の検討を

求めているとの質問につきまして、議員質問の
住民税での減免基準につきましては、税条例及
び市税減免の基準に関する規則がありますので、
税条例及び規則により対応いたしているところ
でございます。

昨今の急激な経済状況の悪化によります解雇
や休業等での生活支援対策といたしまして、本
市の基幹産業であります水産業関係で、両漁協
で昨年8業者の廃業・倒産を把握いたしました
ので、税制面での対応としまして、市税関係の
減免申請指導を行ったところでございます。

実態に合った緩和策の検討を求めているとの
ことでございますが、今後、他市の状況等を調
査いたしまして、緩和策の検討をさせていただ
きたいと思っております。

以上です。

○保健福祉課長（村山満寛） 保育料の減免対
策の平成7年保育所の費用徴収取り扱いにつ
いての活用についてお答えをいたします。

失職等による相談はこれまでございませんが、
自然災害発生時に該当地域の保育園に該当す
方の調査を依頼した経緯はございます。該当す
方はなかったということでございます。

今後も、災害等を受けた方につきましては、
市税と整合性を図りながら対応したいと考えて
おります。

次に、現行制度の緩和策の検討ができること
すれば、どれかについてにお答えいたします。

現在は、離職や生活保護者については、この
通達を運用しておりますが、出水市の取り組み
は、パイオニア閉鎖から離職された方々に対す
るものではないかと思っておりますが、離職につ
きましては収入減の基準があいまいなため、運
用面で厳しいものがあると思っております。

以上でございます。

○市民課長（三浦敬志） 答弁が若干、前後い
たしますが、持留議員の国保税に係る減免基
準の要件緩和に関するお尋ねにお答えいたしま
す。

議員の解雇や休業等の方々への配慮は、十分配慮できます。ただ、垂水市の国保会計におきましては、ここ数年、単年度収支が赤字になるなど、非常に厳しい財政状況が続いております。要件を緩和をすることにより、独自財源である国保税の税率の見直しにつながるおそれもございます。

このようなことから、国保税の減免につきましては、地方税法、垂水市国民健康保険税条例及び垂水市国民健康保険税の減免に関する規則の関係規定に基づき対応させていただき、緩和策につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） ふるさと雇用再生特別基金事業の取り組みに関する御質問にお答えいたします。

まず、本市の取り組みの予定についてお答えいたします。

この事業は、委託事業の対象分野が介護福祉分野から教育・文化分野まで、10分野の事業メニューがございまして、その中で新たに企画された事業であること、建設土木事業でないこと、雇用機会を創出する効果が高い事業であること、地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域における継続的な雇用が見込まれるという事業要件がございます。

また、この事業は、国の補正予算が成立したら早急に、20年度からでも実施するというところで、緊急な取り組みでございました。

このような背景がございまして、県のほうで事前説明会があり、それを受けまして、本市各課に事業の案内をいたしました。その中で、各課から提案がありました2事業について、本市は取り組む予定でございます。

本市は、観光推進事業と水産振興事業を実施する予定でございまして、具体的には申請段階

ではございますが、平成21年度から平成23年度までの間に、観光の事業は道の駅での観光案内や周辺地との観光連携の企画などの事業、高峠公園や猿ヶ城での体験型観光推進のための事業を計画しております。

一方、水産の事業では、カンパチ・ブリなどの2次加工品の販路開拓などの事業を行う予定でおり、できれば4月下旬の早期実施を行いたいと思っております。

なお、このことで5名の雇用を計画しております。

なお、この事業につきましては、先ほど申しましたように、継続的な事業を見込まれるということでございますので、そのようなことも考慮して、この事業を計画しているところでございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 3番目の子育て支援対策問題についてお答えいたします。

まず、水之上小にも学童保育の検討についてにお答えいたします。

学童保育につきましては、これまで幾度も御質問をいただいておりますが、指導員の確保や利用児童数確保等の問題から1校のみで実施となっており、現在までのところ、その他の校区には児童クラブを設置していない状況にありますが、学校の規模等から勘案しますと、補助事業として児童クラブの運営が成立しない、できない状況にあります。

御質問では、水之上小学校に転校しても、下校時に安心できる居場所がないとの相談があるとのことでございますが、学童保育開設には、最低でも常時10名が必要であります。水之上小学校の児童数は74名で、対象となる低学年は30名でありますので、非常に厳しい状況にあると言えます。今後も、その他の方法も含めて検討していきたいと考えております。

次に、妊婦健診助成を2011年以降も継続をとということについてお答えします。

今回の拡大します5回目以降の9回分については、国は暫定措置として2分の1を負担するとしておりますが、平成22年度以降につきましては交付税措置があるやの情報がございまして、それらを確認の上、予算化についてはお願いをしまいたいというふうに考えております。

それから、子育て支援の中の3点目の父子家庭への支援対策の具体的検討をということでございますが、母子家庭等日常生活支援事業の中で対処されておまして、県が鹿児島県母子寡婦福祉連合会に委託している事業であります。

事業の内容は、母子家庭等の就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助や保育等のサービスが必要な場合、または生活環境が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣するものでございます。

また、この事業に対する平成19年度の県全体の実施状況は、派遣対象家庭2,560人、派遣回数112回、登録支援員数224人となっております。

支援員は、ヘルパー3級以上、保育士、子育て支援の講習を受けた有資格者とされており、本市の母子寡婦は年齢が高く、登録者なしとなっておりますので、母子寡婦会への加入とヘルパー取得について働きかけたいと思っております。

また、相談等がありましたら、関係機関と連携をとり、対処したいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（押川和成） 4番目の学校給食の民間委託の質問についてお答えいたします。

まず、具体的効果ということにつきましては、給食センターだけの話で、単純に言えば、現在調理や配送にかかっている人件費の約1億円ほどが、民間委託によって3,000万円あるいは4,000万円ぐらいに落とせるということのようでございます。

ただし、業務委託をするということになりますと、現在給食センターで働いている給食調理員の方々の身分についての整備も必要になります。仮に、職種変更を本人の希望等により実施することになった場合、その方々が定年退職されるまでは給与が支給されることとなりますので、短期・中期的には効果はあらわれてきませんが、長期的には技能労務職の職員補充はしませんので、職員削減の効果が出てくるということのようでございます。

次に、委託契約の偽装請負の問題でございますが、調理業務と配送業務をどのような形で業務委託化していくかということについては、議員御指摘のとおり、委託契約が偽装請負に当たると労働局から指摘を受けた自治体もあるようでございますので、今後、研究・検討をしたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 第4期保険料の設定問題についてお答えいたします。

まず、1点目の保険料はどうか、その根拠は何かについてお答えいたします。

介護保険算出は、関係条件、3年間の人口動向、認定者数、各種サービス見込みに沿って、国が示すワークシートに入力し、その試算に基づき、今後3カ年に対応できる保険料基準額といたしました。

保険料基準額は4,020円で、前回より120円増となっております。その増加の主な理由は、国庫負担金の算定等に関する政令の改正による影響額が116円、小規模多機能型介護事業の3カ所開設に伴うサービス影響額300円が大きな要因であると考えております。

次に、保険料値上げ抑制対策と介護給付費準備基金と介護従事者処遇改善等特例金の活用についてお答えします。

急激な保険料増とならないよう、保険料抑制のため、介護給付費準備基金と介護従事者処遇

改善等特例金を活用しておりますが、まず介護給付費準備基金は、20年度末で約1億円となることから、3カ年で4,800万円の取り崩しを見込み、月270円の公費抑制となるようにいたしました。

次に、介護従事者処遇改善等特例基金は、介護報酬3%アップに対し、国が2分の1を負担しますが、保険料の55円抑制となっております。20年度までは、所得税法の改正により激変緩和というものがございましたが、今回の改正で国が示した弾力化は4段階の一部を対象としており、本市の場合、国民年金受給者が多く、所得階層の上部を細分化しても本市の対象者への軽減の恩恵は少なく、低所得者に対する影響等に配慮し、弾力化しないことといたしました。

また、基金の取り崩し額についても、第5期介護保険事業計画時に団塊世代の方が65歳を迎えること、療養病床再編による介護保険への影響が予想されるため、急激な保険料増とならないよう配慮すべきと考えたことによるものであります。

また、次期改正時には、高齢者等が都市部で進行することが予想され、これらにも配慮した基金運用が必要と考えたものであります。

以上でございます。

○持留良一議員 十分でなかった点について再質問をさせていただきます。その他については、了解ということで御理解いただきたいと思います。ちょっと順と不同になりますけれども、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

まずは子育て支援問題。

妊婦健診の問題は、ぜひ今後、引き続き努力をしていただいて、健診に公費助成を単独でもやっていくという構えで、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

それから、あと父子家庭への支援策ですが、これはやはり情報が十分行き届いていないという点があるんですね。それと、なおかつ

実態を把握されていない点もあるかと思ひます。そのあたりをしっかりと把握していただいて、こういう制度があるんだということで、父子家庭の方々が困難に陥らないように、ぜひ情報の提供等は、それからまた把握等も、民生委員さんとも協力していただきながら、ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

あと、学童保育の問題です。これは、市長は今度、定住促進と子育て支援ということを施政方針でも掲げていらっしゃると思います。非常にこの点については私達も評価するし、その面への支援策というのは非常に重要だと思うんですね。

先ほども議員のほうから出ましたけれども、この点については、やっぱり1つのセットとしてなさなきゃならない点があると思ひます。そういうことを考えると、単独でもこれは可能な問題だと思うんです。私が話した地域の方では、そういうことがあれば私も引き受けてもいいですよという形で、施設も準備もあるという状況もありますので、この点については単独でもぜひ取り組むという姿勢を示していただくことが、先ほどの施政方針の観点からも私は理にかなった形であり、ここに今後も定住して、水之上の学校に移り住んでいきたいという方々ももっとふえてくると思ひますよ。だから、そういう点では、やっぱりそういう環境整備をしっかりと整えていくということが、これは今の市長の責務だというふうに思ひますし、施政方針の立場からも単独でもやっていくと。将来的には、ふえていけば、当然そういう国の補助等も考えなきゃいけないと思ひます。

というのは、なぜかという、当初、学童保育をつくる時、否定的な意見が圧倒的でした。利用する人はいないだろうと、そんなことはないだろうと。ところが、一たん利用したらもう、とてもじゃないけれども、いっぱい、定員を超えるような状況にもなっていることを考

えると、ニーズは高いと思うんです。

ここはやっぱり市長の政治判断だと思うんです。単独でもやっていくと、そういう子育て支援のためにしっかりと取り組みをしていくという観点から、市長の施政方針との関係からも含めて、この点について単独でもうやっていくという姿勢をぜひ見せていただきたいと思います。その点について、市長の回答をお願いしたいと思います。

それから、基本条例の問題ですけれども、先ほど課長のほうからも出ましたが、やはりこの点について大事なのは、この過程がどれだけやっぱり大切にされるか、市民の参加でつくっていくと、単独でつくっていくんだと、コンサルには投げないでやっていくんだという、その姿勢だと思うんですけれども、私、素案の段階でもやっぱり市民がそこに参加して、この基本条例をみんなで作っていくと。そして、パブリックコメントもされていくでしょうし、市民の要望も聞かれていると思います。だから、要はここは最大限、市民の手づくりでやっていくんだという、この姿勢をぜひ貫いていただきたい。その点をぜひお願いしたいというふうに思います。その点について、ぜひとも努力を図っていただきたいと思います。この点については、もう回答は要りません。

次に、学校給食の問題ですけれども、長期的に見れば、効果は当然出てくるだろうということでした。ところが、人件費と委託費の問題を考えると、長期的に考えると、私の試算でも、今、50代の方々が約9名から10名ぐらいいらっしゃいます。9名だったと思うんですけれども、この方々の平均が約34万3,000円、給与がですね。そして今度10年後、例えばその方々に新しくローテーションしていくと、その平均が約18万4,000円になるんですよ。約2分の1になるんです。そうすると、大体委託費というのは、どこの計算をしてみましても、大体1食当たり4万円と

いう計算が私のほうでは出ています。そうしますと、単純に考えても委託費のほうが高くなっていくと。今の方々が変わっていても、結果として委託費が高くなっていくと。委託費が今後安くなるということは考えられないと思うんです。例えば宅配給食の関係でも、委託費は若干高くなってきているはずですよ。

そういうことを考えると、今後、人件費よりも委託費が長期的に見れば高くなると。そうすると、財政的な面から見ても、このいわゆる行政改革は非常にこの場合は頓挫してしまうんじゃないか。この第一義的な問題があると思うんです。

そして2点目は偽装請負の問題ですが、先ほど言われたとおり、職業安定法にこれはひっかかる問題だと。2つの点、4つの点をちゃんとクリアしないと、これは偽装請負になりますよということなので、私も労働基準監督署の安定部に行きまして、再度確認もさせていただいたところです。要するに、業務管理上の独立性の問題と事業経営上の独立性が担保されていないと、これは偽装請負になると。

そうしますと、先ほど教育委員会が回答されましたけれども、今後また検討していくんだということですが、しかし、それ以外の選択肢は私はないと思うんです、この問題については。

なぜかという、例えば前考えられていた派遣の問題でも、これは3年後には直接契約をしなきゃならないという問題も出てきます。そうすると、市がまたそれを抱えるのかという問題も出てきます。

何よりも問題なのは、国会でもこんな議論がされていますけれども、厚生労働大臣が「民間であれ、公務であれ、不安定雇用を促進することは労働行政上全く望ましくない」、こんなことを言われているんですね。そうしますと、今後行政が不安定雇用をみずからつくり出してい

くことになる。そういうことをみずからがやろうとされるわけですね。このことは、全くこれは労働行政の先頭に立って、模範になって、なおかつ指導していく立場が、逆にそういう現状をつくり出していくことにつながりかねないということになると思うんですよ。

だから、この時点で私たちはしっかりこの問題を受けとめて、直営をもう1回やっていくんだという立場でこのことを整理して、例えばきのう言われましたけれども、各学校との関係での例を出されましたけれども、例えば15名、17名とか、13名体制と言われましたけれども、そこらも含めて検討体制を、最大限どうあれば今の学校給食がきちっと安全面、衛生含めて守っていけるのか、そういうところを含めて見直しをしていく。このことが今の2点の指摘からも私は言えると思うんですが、先ほど言われたその検討課題の中にも、直営も含めて見直しを図っていくという立場なのか、再度表明をいただきたいというふうに思います。これは教育長、よろしく願いいたします。

それと、雇用の問題に移っていききたいというふうに思います。

雇用の問題では、先ほど言われたとおり、現状、一生懸命担当の課も把握され、努力もされ、そのための対策もとられたというふうに思います。

私はやっぱり大事なものは、景気対策として何が重要かということは、やはり雇用を確保していく、これは当然だと思いますね。地域の活性化にすれば働く場がふえるという問題と、もう1つはやはり生活安定のために、先ほど出ましたけれども、低所得者の対策、いわゆる社会保障の充実、このことが非常に重要だと思うんですね。こういう方々を支援していけば、当然、経済的な消費行動にも刺激を与えるわけですから、みずからの地域でも購買力が自然とふえていくという問題が出てくると思うんです。だか

ら、市長が今回、子育て支援の関係で医療費の問題、妊婦健診の問題を出されましたけれども、これはそういう意味では、結果としてそういう消費を刺激する効果が生まれてくると私は確信をしています。そういう意味では、非常に有効的な施策だったなというふうに思います。

そこで、考えていきたいのは、2つの面があると思うんです。1つは、先ほど言いました生活支援対策です。市長に議会が始まる前に、出水市の事例の中で生活支援ということを市長にお配りをしていますけれども、その中で、単に失業者対策だけではなくて、生活支援ということで、生活保護の基準以下の収入の方々に対しても、きっちりと減免制度をいろいろ行っていくという対策をとられていましたけれども、この点について市長はどのようにお考えなのかですね。

私は、先ほど言いましたとおり、社会保障制度の充実、生活支援対策のためのそういう周辺の対策を充実させることが、先ほど言いました景気を刺激する上でも、生活を守る上でも大事だと。だから、今こういうことができるということを、薩摩川内の市長というのは非常に困難な状況ですよ。薩摩川内市は今後、税収の問題でも非常に困難な問題を抱えています。そういう中でも、やっぱり政治的な判断として、そういう方々の生活を支えて、地元の経済を少しでも困難なとき潤ってほしいというために、そういう対策をとられたというふうに思いますが、その点について改めて市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと雇用対策、今、ふるさと雇用再生特別交付金について中身が示されましたけれども、この点については、まだ今後、地方交付税措置されていますけれども、地域雇用創出推進費というものも相当数の金額で出てくるということもあります。そういう意味では、交付税措置されていますから、単純にどうするかというのは判

断がありますけれども、私は先ほど水之上の学童保育の問題を言いましたけれども、先ほど課長が紹介されたとおり、今、厚生労働省が示したこの例示の中でトップにきているのは、介護や福祉なんですよ。課長も御存じだと思うんですけど。なぜかという、ここはいわゆる多くの人をここでつくり出すということで、このことが非常に雇用の創出にもつながるぞと、このお金をそういう形で使ってほしいということの意味合いがこの中にあったというふうに思うんですが、そういう意味では、やはり雇用の創出というのはマンパワー事業であると。そのことを考えた場合、もっともっとそういう人出がいっぱいつくれるような事業を雇用のために創出していくということが非常に大事な観点だというふうに思うんですが、まだまだこの点については必要な点があると思うんです。

私はこの間、小規模住宅改修の問題等も言ってきましたし、また生活道路もきのうちちょっと出ましたけれども、まだまだあると思うんですよ。そういう意味では、短期的に終わらせるんじゃないくて、恒常的にこの仕事を雇用につなげていくということが非常に大事だと思うんですが、市長、この点について、そういうマンパワー事業をもっと優先していこうじゃないかと、雇用対策として、もっと働く場を若い人たちも、今失業している人たちも、そこにどんどんどんどんつくり出していこうじゃないかということで、やはりこういう国の交付金とか、創出費とかいうのを活用していく、そういう考えはないのか、改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

介護保険の問題です。最後は介護保険ですけども、私は1つお聞きしたいのは、現状の保険料で納める場合、どれだけの基金からの繰り入れが必要なのか。この点について1点お聞きしながら、厚生労働省がこんな文書を出しているんですけども、「介護給付準備金について

は、従前から御連絡していたとおり、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れられるべきものと考えている。すなわち、当該基金は3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであること。介護保険制度においては、計画期間内の給付に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則とし、保険料をアップする場合は、財政安定化基金から貸し付け等を受けるものであること。被保険者は、死亡・転居等により、保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること等から、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間内において、歳入として繰り入れるべきものである」というふうな形で文書が来ています。当然、これは押しつけられるものではないし、その立場で考えなきゃならないと思うんですが、市長、先ほど市長にも高齢者の負担のこの表をお渡しをしていると思います。これだけ負担がふえたということがこの中に、市の職員の皆さんにつくっていただいて、12月議会でもお配りしたんですが、改めてこの点についての感想と、今の文書等を含めて、やはり最大限、私は据え置くべきだというふうに思うんですが、この点について市長の回答を求めます。

以上です。

○市長（水迫順一） 持留議員の2回目、私に振られた部分にお答えをしたいと思います。

まず、水之上の学童保育の件です。これは、先ほどもお答えをしましたとおり、雇用促進住宅の入居の状況を見ますと、ある一定の効果はあったなという判断をしたということをお知らせしました。この結果を踏まえて、まだこれは今始まったばかりですので、これからどのような状況になるか、そして、そのまた保護者

もどのようなニーズをお持ちなのか、その辺もひっくるめて検討していきたいと。

だから、つくりたい方向にはもう山々なんです。ですから、今までは条件を満たさなかったからつくれなかった。その条件を満たすようであれば、それはもう早くつくりたい、そういうことでございます。

それと、2番目の生活支援、景気対策の中での出水市の例を挙げられての生活支援ですが、出水市の場合とはもう全然背景が、我々垂水市とは違うということは、もう御認識をされておられると思います。あそこの場合は、NEC初めバイオニア初め、約1,000人の方々があつと言う間、突然職を失ったという、本当に厳しい背景がございます。

本市の場合は非常に、本市も厳しくないとは申しませんが、徐々に厳しくなってきた中で、今後何をしていけないといけないのかということは、今後じっくり考えないといけないというふうに思っております。

1カ所、実は工場閉鎖をされたところが本市にございます。そこは雇用が18名でございましたので、その対策をどうしようかということで、先ほど来から商工観光課も説明をしておりますように、市のほうで10名ぐらい緊急に雇用しようという対策も講じました。そして、ほかの工場、製造業を中心に調査をし、またお願いをして回ったところ、20名ぐらい欲しいんだよと、5名、5名、10名というような要望もございましたし、そういうような状況からして、ある程度クリアできるんじゃないかというふうには思っております。

ただ、今回の景気がこのままじゃないと、まだ我々こういう地方都市については、ますます深刻になっていく傾向にあるのは間違いないと思うんですね。そういう中で生活支援をどうしていくかは、状況を見ながら考えていかなければいけないと、そのように思っております。

それから、雇用創出、働く場の件ですが、これは商工観光課のほうでいろいろ今までも、きのうからきょうにかけて説明をしておりますように、雇用創造事業を始めまして、それからまた引き続き雇用創造実現事業に移っております。このことは、景気対策にも本市のまた観光や新商品開発ということになりますと、経済対策にも貢献するという事業でございます。

こういうものは、今までもいろいろこういうものを実施しておりますし、また改めてきのうも説明しましたように、各省庁でいろんな地域の活性化対策をやっていただいております。それに積極的にうちも手を挙げて、その実施したことで非常に有利な事業展開ができるという分もたくさん出てまいりました。

今後も、ほかの市町村がどういう状況かはわかりませんが、うちの場合は商工観光課だけじゃなくて、いろんな課で積極的にそういう、今経済対策を含めたそういう新しい事業に積極的に申請をして、獲得に向かって頑張ってくれておるといふ状況であるということをお認めをいただきたいというふうに思います。

介護保険の件でございますが、これにつきましては、第3次のときに、これは当然、人口の動向、それから認定者の動向を見ながら決めていくわけでございますが、第3期の場合は、御存じのとおり560円値上げしたんですね。そして、今回はできるだけ抑えようという中で120円ということでございます。このことについては、できるだけ抑えていく努力をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○教育長（肥後昌幸） 持留議員の給食センター民営化の2回目の御質問についてお答えいたします。

12月議会におきまして、田平議員の質問に対して市長が、平成23年度以降に民営化に移していきたいという方針を出されました。教育委員会としましても、その方向でやっていきたいと

いうふうに思っております。

先ほど議員のほうから、委託料のほうが高くなるというようなこともございました。私どものほうで総務課と一緒に試算をしました。今の調理員の方々の人件費、これは給与と、それから退職金を含めてでございますけれども、その人件費の推移で委託料と比較した場合には、平成31年度以降に委託料を下回ってくるというデータが出ておる。

それから、偽装請負のことにつきましては、これは法に反することでございますので、これは許されることではございません。しかし、民間委託というのは、ほかの市町村でもたくさんやっております。そういうことと、どういうふうにやっているのか、いろいろ研究しまして、偽装請負ということの指摘を受けないように、こちらではやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○保健福祉課長（村山満寛） 準備基金の関係で今質問がございました。国のほうからは、ほとんど全額を取り崩して保険料を抑えよという話でございましたけれども、増加する部分が結局ありまして、今回は4,800万円を取り崩して270円の保険料が軽減、抑制されておるわけですから、全額取り崩したとしたら、あと300円ほど軽減できるだろうと。ところが、5期になったときに介護保険料が上がる。そのときに抑制効果ができるかというのと、抑制効果はできない。今年度4期の場合で600円から700円ぐらいの軽減措置ができておりますので、それが上乘せになって、その上にもう1回乗るということになりまして、その説明というか、理解は得られないだろうということから、基金の取り崩しを4,800万円に抑えたということでございます。（持留良一議員「それに関する市長の答弁漏れがありましたので、市長、高齢者の負担についての感想」と呼ぶ）

○市長（水迫順一） 議員おっしゃるとおり、高齢者を取り巻く環境の中で、そういう負担がふえてきておるのは事実であろうというふうに思います。ただ、本当に高齢者がふえて、一方では少子高齢化が進んでくる中で、医療費初め、介護を初め、いろんなニーズのほうはどんどんどんどん高まってきておるわけですから、この辺がそういうやはり要因になっておるんだというふうにも思いますし、それから、またできるだけ高齢者が元気で長生きする環境をつくっていかねばいけません。そのことは我々も今後努力をしていかねばいけません、そのように思っております。

○持留良一議員 今の介護保険の問題については、これは委員会に付託になりますので、委員会でも今のような中身を含めて議論していただいて、ぜひ高齢者の立場に立った深い議論をお願いし、討論の審査の中身をしっかりまた見ていきたいというふうに思います。

給食の委託の問題ですけれども、これは今やっているじゃないかということですが、これは今、今日問題が起きたのは、法の改正等で派遣労働法の法も含めてそういうのがあって、改めて平成18年にも通達が出ているんです。的確にやるようにというように形で通達も行っているんです。だからこそ、改めて今これが全国の労働局でも問題になり、指摘があれば、それに対してそれは偽装請負になりますよと、4条件、先ほど示した基準に合致しないと、これはあくまでも偽装請負になりますよということなんです。

だからこそ、言ったとおりに、行政がそういうことをしてやっていいのかと、そういう形を含めて今後進めていいのかということをお聞きしたいわけなんです。そのことで市民の子供たちの安全が守れるんですかということなんです。行政がそういうことをやっていいのかと。基本はやっぱり学校給食の立場に立って、子供たちの安

全・安心を守るのは、もう法的責任でしかこれはできないんですよ。業者が責任を負うこともできないんです。だからこそ、国もこういう改めてそういうのが混在しているから、整理しなきゃならないということで平成18年に通達を出して、そういうことがないようにしてくれということを行っているんです。それまでも含めて、あなたたちはそれでもやるというお考えなのかということなんです。

私たちは、当然それに対しては、労働局も含めてそういうことをやられれば、そういう法的なことも含めた対応をしなきゃなりませんし、市民にもそのことを訴えていかなきゃなりません。そういうことを含めて、改めてやっていくという考えなのか、それともやっぱり学校給食の今の現状をしっかりと踏まえた形で、改めて検討していく立場なのか、その点をはっきりさせてください。

それと、あと雇用の問題なんですけど、先ほど言われましたとおり、私は改めて全庁的にこの問題はいろいろと考えていただきたい。例えば、先ほど言いましたとおり、短期に終わるんじゃなくて、恒常的にやっぱりやっていくとなると、相当やっぱり全体の庁舎の知恵と工夫を絞って、そのことに対してどうしていくかということを考えていかなきゃならないと思うんです。例えば、5年後に50人にしよう、10年後には100人にふやしていくと。そのためには、先ほど言いました学童保育なんかをもっとつくっていかうとか、そういう形でマンパワーの事業をもっともっとつくっていくことは可能だと思うんです。それに、もっと引き出せるような事業。

だから、そういう意味でも、今度の交付金の中にもそういうものもありますし、それは単年度で終わるものでもないというふうに内容も示されていますので、ぜひそういうことを改めて市長にお聞きしたいんですが、全庁的な形で雇

用問題を取り組んでいくと、そういう対策方法を含めてやっていくという考えができるのかどうなのか、その点について2点だけお聞きをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○教育長（肥後昌幸）給食センターの民営化の問題につきましては、今垂水市の給食センター、非常にいい運営をさせていただいており、素晴らしい給食が出ておりますけれども、これが民営化になっても質を落とさないように、今の状況が保てるように、全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。また、落としてはならないというふうに思っております。

それから、偽装のそのことにつきましては、先ほども申し上げましたように、そうならないように十分検討してまいりたいというふうに思っています。（持留良一議員「回答になっていない」と呼ぶ）

○市長（水迫順一）雇用につきましては、これはもうこういうときだけじゃなくて、本市にとりましてはずっと今後も重要な問題です。その特定の課だけじゃなくて、全体で考えるということはもう当然だというふうに思っておりますし、例えば1つの例で挙げますと、農業が基幹産業、水産業が基幹産業と言いますが、なかなか新たな企業誘致というのは難しいと思うんです。ですから、そういう1次産品から加工品をつくるよと、そしたらそこにまた雇用が生まれるよというふうなもの、今農林課でも水産課でもそういう方向で、新商品開発をひっくるめてそういうことも考えてくれておりますので、そういうことが地に合った雇用創出という面では厳しさもあると思います。だけど努力はしていきたい。（持留良一議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）次に、11番宮迫泰倫議員の質疑及び質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員　こんにちは。12時まで10分、質問だけだと思います。

質問書は2行しかありません。で、これは非常に難しいことじゃないんですよ。当たり前のことを言いますので。

タイトルは、国際間の急速に悪化した景気の中で、市政運営と予算編成の構造変化への対応、わかりやすく言えば、ばんそうこうか手術かということなんです。それをわかりやすく説明いたしますので、お聞きください。

企業の経営と市政の運営は、同じ考えだと思います。企業の構造変化への対応について、例を挙げて質問いたします。売り上げ、資金繰り、企業間格差、よい企業、悪い企業と経済用語が出ますが、市政の言葉にかえて御理解いただきたいと思います。

今、世の中は不景気で、構造変化が起こっております。どういうことかといえば、非正規雇用の増大、それから公共投資の縮減、規制緩和、グローバル化、少子高齢化などです。それにどう対応するかということなんです。その構造変化への対応が必要だと、今は時期に来ているのではないかと思います、民間の場合でもですね。

まず、悪化する景気に対応することが最優先、これはさっきから聞いておけば、市民税も入らないと。住民の人たちも雇用がないとか、そういうことだと思います。それから、変化に対応しなければ生き残れない。であれば、どうするかということなんです。それは、変化の中にこそビジネスチャンスが潜む。みんな苦しければ、だれかがやっぱり知恵を出して、何かせないかんということなんです。それから、変化への対応状況が企業間格差を増大させますということなんです。

悪化する景気に対応することが最優先ということ、売り上げの維持、資金繰りの確保です。ことしは市税が前年度マイナス幾らとか、さっきありました。それから、行財政を維持するた

めには市税の確保が必要だと、そういうことも申されました。ただそれだけです。それだけで済むんです。しかし、それがこれからそれで済むかということなんです。問題提起です。長い目で見て、垂水市がどうあるかということ、皆さんと考えるべきだと思います。

それから、長期的な視点に立つと、構造変化に対応することが重要なんですけれども、変化のスピードはゆっくりですけれども、構造変化は確実に展開・進展して、決して後戻りしないということです。例えば、私たちが田んぼに行って土手を刈りますね。今、草刈りで刈ります。全然かまで刈る人はいないんですよ。そういうことが大体構造変化だと思います、私たちのところではですね。

それから、構造変化への対応は、企業間の格差を拡大させるということです。不況業種に属していても業績がよい企業、好調業種でも業績の悪い企業が存在する。それから、景気がよい時期でも業績の悪い企業は存在し、景気が悪い時期でも業績のよい企業は存在する。もう御存じのとおりです。それから、景気拡大期であったにもかかわらず、業績の悪い企業とよい企業の格差が拡大しているということです。さっき言いましたですね。

なぜ企業間格差、これは大きなまち、小さなまち、例えば垂水と出水、それでもいいです。格差が出ておるんです。それは、企業を取り巻くさまざまな構造変化に伴います。例えば公共投資の縮減、外国製品の流入、いろいろあると思うんですね。それから少子高齢化、あると思います。それに対応しなければ生き残れないということなんです。

例えば、ダーウィンの進化論では、必ずしも力の強い業種が生き延びるわけじゃないと思うんです。強い業種が、強い種が生き残る。今は、力の強い大企業だから安泰だという時期ではないということです。アメリカの自動車メーカー

がそうです。

これからの時代は、たとえ小さな企業でも、歩みはゆっくりでも確実に変化する企業が生き残れる。それは垂水市も一緒だと思うんです。そういう中に、変化の中にこそビジネスチャンスがあるということなんですけれども、何も変化しない世の中であれば、すべてあらゆるニーズが満たされてしまいます。しかし、変化があるからこそ新しいニーズが生まれ、満たされていないニーズが生まれます。そこに変化の対応が必要だと思うんです。そういう変化に対して対応しないでいる会社、対応する会社、それらの変化をビジネスチャンスとして積極的に対応する会社に分かれると思います。それには、いろんな知恵と必要だと思うんです、皆さんの心意気がですね。

そういう構造変化の対応として、子育て支援、中学3年生までの医療費の自己負担分の助成、妊婦健診の公費負担の回数を5回から15回とされておりますけど、それもすばらしいことだと思うんです。これ、世の中が変わったからこのことをされたと思うんです。

それから、ここで、昨日の池之上議員の質問にもありましたが、農業公社の事務予算額0円についてお伺いいたします。

鳴り物入りでの農業公社設立へ向けての努力をされたと思いますが、今、設立断念になったいきさつをお聞かせください。また、期待しておった市民の皆様への説明責任はどうされますか。これが1点です。

それから、1月18日日曜日、文化会館で市制50周年ふるさと夢のステージ郷土芸能が披露されました。これは、地域のリーダーが高齢者から小学校・中学生までを一つにして、心を一つにして発表を行ったと考えています。

こういう地域の人たちのそういう郷土芸能というのは、どこかでか盛り立てないといけないと思います。これは、さつき課長からありまし

たので、これはもう答えは要りません。やっぱりそういうことを、消すも生かすも、これは市の努力もあると思うんです、責任があるんです。あれだけ同じ気持ちの人が集まったということですね。

それから、もう1つです。地域によっては高齢者が多く、ある問題を抱えていらっしゃると思います。それは、亡くなった人の最後の送りとして、地区公民館の使用はできないかという相談を受けております。今は、どうしても中央地区まで出向かないとできないようですが、集落内の自動車も限られており、運転者が地区全員を運ぶことは遠方のため大変であり、公民館での最後の送りなら、多数参加できるようです。この公民館使用ができるのかどうか。できたら、地域の方も最後の送りが、皆さんがやってよかったと思える地域になるんじゃないかと思えます。そういうことを質問いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時15分から再開します。

午前11時58分休憩

午後1時15分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

宮迫泰倫議員の質問に対する答弁を求めます。

○市長（水迫順一）宮迫議員にお答えをしたいと思います。

構造改革、それからグローバル化、本当にここ最近、激変の時代だというふうに、私のほうもそのように思っております。また、それに対応することが非常に重要であるというのも、議員と同じ認識でございます。それによって格差が出るんだと、民間でもそうだというのも納得がいけるところでございます。

農業公社問題につきましては、池之上議員の

さきの質問でお答えを一部いたしました。これもまた構造改革であろうというふうに思っておりますし、それに対応しようとした結果がまた、構造改革の中でJAの参加を得られなかった。公益法人としてのJAの参加がどうしても必要であるという意味からしまして、断念せざるを得なかったという思いでございます。

本当に、この激変する構造改革を初め、いろんなグローバル化の中で、身近に農業関係で見られるものもたくさんあると思いますが、私はよく例に出すんですけど、鹿屋の畑かん、笠之原畑かんにあれだけ多くあった里芋畑が消えた。そしてまた鹿屋方面にあったゴボウ畑が消えた。それからまたニンジン畑が消えたということも、これはグローバル化の中での流れの1つであろうというふうに思っております。

そういうような中で、公社問題もやはりその流れの中で対応していかねばなりませんので、この公社問題につきましては、平成18年度から多くの準備委員会の委員の方々に、垂水農業の今後の公社を通じてのあるべき姿をいろんな角度から検討していただきました。たくさん意見をいただき、いろんな今後の指針にすべき事柄もたくさんあったというふうに思っております。本当に討議いただいたこのことは、今度にまた生かしていかねばいけないと、そのようにも考えておるところでございます。

昨年の12月24日に、JAきもつきの組合長と最終的に私との間で話をした結果が、JAきもつきさんのほうでの現状の中で参加は無理だというはっきりとした回答をいただきましたので、今後はそれに対応すべく、いろんなことをやっていかねばならないというふうに思っております。

まず、きのうからいろんな議員の方々にお答えは一部しておりますが、まず一番問題なのは、農業が収益をより上げられるなりわいとならな

ければいけないと。そのことが結果として後継ぎ問題にもつながっておるし、後継ぎをされた方でも、本当に嫁さんもらえないような状況では、なかなか後継ぎも続かないという気がするわけでございます。

そういう中で、それじゃどういようなことをやっていくのかといいますと、具体的に幾つかちょっと挙げてみますと、これも今まで話しております。今の農業の中で、さらに収益を上げさせるには、副収益的なものでもいいから、とにかくオリーブとかユズとか、そういうものを収入源として加えることはできないか、また降灰対策として荒れ地対策としてできないか、そういうことも考えていかなければいけない。

それとまた、きのうも申しましたように、世界的な競争の中、あるいは国内の競争の中で、インゲンに競争相手が出てきた場合にどうするのかといいますと、やはりいい間に次の商品を考えておかなければいけない。ポストインゲン、キヌサヤの対策をしていかなければいけない、そのように思っております。

それとまた、収益を上げるためには、どうしても流通面の強化、これは水産業でも言いましたとおり、この辺を市のほうで、今までは市役所の仕事ではなかったかもわかりませんが、本当に市のほうでそういうような流通面まで入り込んだ支援策を講じていかなければいけない、そのように思っております。

中間マージンをできるだけ省いて、直に量販店、あるいはその他の消費者に直接当たるような部門への納入ができないか、そういう手助けをしていくことも必要だろうというふうに思っております。

そしてまた、条件がグローバル化、その他本当にいろんな背景が変わっていく中で、本当に情報を的確にとらえて、その情報を生産者に伝えると、このことも非常に大事だと思うんですね。ただ価格が下がったと、去年よりは下がっ

たというだけではやはりだめだというふうに思っております。

例えば、身近にある韓国あたりが、本当にパプリカをつくって、オランダより種を入れて、そういうものを生産を始めて、安い価格で日本の市場をねらってきた、あるいはトマトを日本の市場へ状況を見ながら出荷をしておるといったようなこと等もございます。やはり、トマト農家にとっては何が原因で下がったのかというようなことはわからない方が多いと思うんですね。そういうようなこと等もやはり情報として教えてあげる、情報をとることが我々の仕事でもあるというふうに思っております。

また、後継ぎ問題、これはもういろんなものが絡んできて、難しい問題でございます。ですから、議員の前の議会で提案をされましたファームオン事業、これはやはり公社ができないのであれば、こういうことにもしっかりと事業として成り立つようにしていかなければいけないんじゃないかと、そのように考えております。

そしてまた、リーダーの育成が非常に大事でございます。認定農家も74人ですかね、非常に我々垂水市としては少のうございます。この辺の増強を図っていかなければいけません。

そして最後に、どうしても今までの農業政策というのが、全農家、多くの農家を一様にボトムアップしようというような政策が主流であったらというふうに思っております。結果として、自給率40%からなかなか改善できないという結果が生まれております。このことが果たしていいのかというのも反省をしなければいけないし、やはりやる気のある農家に本当にもうかっていただいて、それに脇の人たちがついていくというやり方でないと、全体を今後も底上げしていくというのはなかなか厳しい面があるだろうと、そういうふうにも思っております。

そのようなこと等を、そのほかにもいろいろ

と議員の皆さんの提案等もございましょうし、垂水農業を今後公社なしの中でどうやっていくかということは、時代に応じていろんなことを積極的に取り組んでいきたい。そしてまた、果樹試験所跡も、まだ県の所有でございますが、いずれにしても、ここも我々にいただくという機会が出てこようと思うわけです。この辺の有効活用もひっくるめて考えていきたい、そのように思っております。

次に、公民館を葬儀の場所として使用できないかということでございますが、大野地区公民館を葬儀の場として使用できないかということにつきましては、私のところにも要望が来ておりました。それで、社会教育課に検討を指示しましたが、当初は社会教育法の絡みで、使用については難しいのではないかとということでしたが、県への問い合わせをさせましたところ、使用につきましては問題ないとの報告を受けたところでございます。

ですので、使用についての細かな点について、公民館あるいは公民館長、主事との協議を行い、地元の要望にこたえるよう指示したところでございます。

以上でございます。

○宮迫泰倫議員 農業公社は、そういうもろもろのありまして、一応断念された。それはぼんそうこうのちょっとばかり張ったぐらいで治ったと思うんですよ。

しかし、それにかわるものに、さっき言われました農業経営の継承事業、ファームオンの導入をどうしても考えていただきたいと思います。もし農家が離農されますと、機械とか設備とか使用されません。それから田畑が非常に荒れると思うんですよ。だから、そこに新しい農業後継者が来れば、新規農業者の場合はゼロからスタートでお金が要りますけれども、ファームオンの事業をもう少し活用されていかれたらどうかと思います。

それから、農業後継者育成として、海外へ1年または1年半の農業研修生の制度があります。その参加へのお考えはないのかどうか、お伺いします。

海外で農業研修生は外国人として、もちろん日本人ですから、海外に行けば私たちは外人です。1年または1年半の農業実習をします。死ぬ一歩前まで行きますけれども、必ず元気で帰ってくるというプログラムなんですよ。

この制度を利用して、毎年1人ずつ10年間続けますと、点が輪になります。農業分野に新しい、明るい希望が出ると思うんです。今は後継者がいない。農業は、例えば新しい作物をつくってもうかればいいというんじゃないんです。まず、垂水は1次産業は栄えないといけません。それから2次産業、それから3次産業。今は逆だと思います、パチンコ屋が多くてですね。それはどうかと思います。実は今、そういう構造です。

だからやっぱり、鹿児島銀行が言われます農業クラスター、こういう産・学の考えですね、そういうことをもう1回皆さんと考えて、本当に垂水の1次産業は垂水の経済を担うんだというところで御検討願いたいと思います。

それから、第1次産業生産物の加工品へのお考えはあるのかどうか。例えば、そういう世の中の構造変化の中で、何かしなければ生きていけないと思います。農業でできたグリーンピースや紫芋等を、魚の練り物の具として中に入れて、つけ揚げ等できないのか。

それから、間伐材を温泉につけると皮が一晩ではがれ、防腐効果のある間伐材になるそうです。これを床柱、床板等へ加工することで、また林業の方も地域の方もすべていいのではないかと。

何かそういうことをしなければ、これから先、垂水の1次産業の方々、ただ売るばかり、道の駅ばかり。じゃなくて、そういう考えも

これからしていったって、「ああよかった、あのとき市役所が言っくいやっせえよかった」ということになれば、また希望もわいて、それから市税も大分上がるんじゃないかと思います。

一応これを2回目といたします。よろしくお願いたします。

○市長（水迫順一）農業研修生の件、私もこのことは聞いておりますが、先ほど農業公社後のどうやるかというのを7つぐらい挙げさせていただいた中にも、認定農家をふやさなけりゃいけないということと、リーダーを育てなけりゃいけないという話をさせてもらいました。どうしても地域農業の中には、できるだけリーダーを育てることが非常に大事でございますので、この辺は前向きに検討してみたいというふうに思っております。

幸いといたしますか、ふるさと納税もきのうから評価をいただいておりますように、たくさんいただいております中で、使用目的がそれぞれございますので、その中で合致する部門で、本当にリーダーを育てるということは、今後の垂水の将来の農業を大きく左右することでもあろうというふうに思っておりますので、今申したとおり、ちょっと前向きに検討してみたいと、そういうふうに思っております。（宮迫泰倫議員「要綱の制定を含めて」と呼ぶ）

これは、要綱等をつくっていかなくちゃいけませんので、その辺の検討を指示していきたいと、そういうふうに思っております。

それと、加工品の話をさせていただきました。確かに、収益を上げるには、よく称されるB品、なかなか市場に出しても金にならない部門を金にするということが非常に大事だと思うんですね。このことは、インゲン、キヌサヤにしてもそうでしょうし、それから果実にしてもそうだろうと。また、水産物にしてもそうだと思うんですね。加工した後の、本当に残渣が金にならないか、あるいはその一部が、果物であれば、

本当にちょっと傷がついたもの、ちょっと変形なもの、そういうものが金になったら、今まで捨てておったわけですから、非常に収益的には助かりますし、その加工品を、今、きのうから説明しておりますように、雇用創造実現事業という中で、垂水市にも新商品を開発しようということで事業に取り組むことを決定しております。人材も集めておりますので、今後これにはしっかりと力を入れていかなければいけない、そのように思います。

○宮迫泰倫議員 それからまた、要望、まあお答えがあればお答え願いますけれども、例えば農林課に技術員が少なければ、JAきもつきから1年、2年借りて、それから市の職員をJAに出向けて、そういう交流はできないものか、事務でですね。そうすれば、垂水の農業もまたある程度、そういう技術者がおられると、今でも十分なんですけど、それ以上に上げるためには、そういう考え方もどうかと思います。

それから、今経済環境の悪化により、前年比でことしは2,311万4,000円の市税が減るということなんです。しかし、持続可能な財政改革のため、基本は人件費・借入金の圧縮、それから市税・地方交付税の安定的確保なんです。一方は減って、一方は安定的な確保と言われますけれども、そこら辺がこれはもう言い放して、各課ではこういうことなんですけれども、これを何か1つにする方法はないかと。例えば課長会で、事務的じゃなくて、何かきょうは課題とか、毎日でもいいと思うんです。いろんな問題をやらせてもらって、こういうことをどうされるか。ただ、1年じゃないと思うんです。なぜ第4次総合計画はあるのか、財政改革はあるのか、そこをもう1回皆さんで検討していただいて、市民の皆さんがいいようにやらせてもらえればと思います。

それから、自主防災組織が75%の達成を21年度目的とされておると聞きますが、近年中に100

%にさせていただきたいと思います。垂水は災害が多くて、皆さん懲り懲りだと思うんです。しかし、なぜ100%普及まで行かないか。これは、私たちの集落は安全、災害は起こらないと。しかし、同じ市民として安心・安全に暮らせれば、災害がなくても自主防災組織はつくれるはずで、それをできるのはだれかといえば、やっぱりそういう地域に住んでおられる職員の方たちです。近いうちにあると思うんです、集落総会がですね。そこに行って、垂水は自主防災組織が100%達成を目指している。そうすれば、もし災害がなくても、どこかの災害のあったところに炊き出しとか、いろんなことができると思うんですよ、水を配ったりですね。だから、そういうことで、自助・共助・公助の考え方をもう1回皆さんで考える時期ではないかと思います。

それから、最後なんですけれども、これからはお願いなんですけれども、市役所が解決しなければならぬことがあります。市役所が主体となり、市民の参加を得て解決することが必要があります。市役所と住民の協力、市民の協力によって解決することもできます。それから、市民が主体となって、市役所が支援して解決することがあります。市民が解決することがあります。どこにターゲットを置かれるか。この問題は市役所、これは市民の方。そうすれば非常に楽だと思うんです、何もかも抱え込まなくてですね。そうすれば、皆さんも楽しく、安心・安全に暮らせるのではないかと。

それからまた、さっき言われたふるさと納税、あれはやっぱり自分は垂水に育って、今現在大阪・東京にいるんだと。それのお返しなものですから、それも有効に使っていただければ、私は垂水出身者の思いが皆さんに伝わると思います。だからそういうことで、もし何か市長のお考えがあればお知らせください。

以上です。

○市長（水迫順一） もう大体、さっき話した

とおりでよろしく。（宮迫泰倫議員「では、よろしく願いいたします」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）次に、12番川尻達志議員の質疑及び質問を許可します。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 霞が関で、またぞろ政治と金の問題が出てまいりました。自民党と民主党の権力闘争だろうという話もあります。今までは、我が国の権力闘争は自民党の内部だけの権力闘争、体制に大きな変化はありませんでした。ところが、今回のこの政治闘争は、政権が変わるという政治闘争。古来より、そういう闘争があるときは、執行部が指導力を失ったとき、そして役人の墮落・腐敗があり、大衆が困窮したときに大きな政変が起きております。今、我が国はそういう状態にあるんだろうと思います。いつまで漂流をしていくのか、非常に残念な話があります。

ただ、私たちは、この政治闘争だけに目を奪われてはいけません。これで一番喜んでいるのはだれなのか。腐敗・墮落をし切った官僚であります。来年度予算も粛々と進行していくでしょう。そういった話し合いの場が国会で持たれずに、独立行政法人に12兆円を超す金がまた流れていきます。このことを我々はしっかり見ていかなければならないと思います。そして、一刻も早く強いリーダーシップを持った政府、これを早く実現するために、我々も頑張っていかなければならないと思います。（「じゃっど」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

我が垂水でも、この場に在る我々が大きな責任を持たなければなりません。優しい議員と物わかりのいい執行部、これが垂水をだめにするんだろうと思います。緊張感のある質問をしていきたいと思っております。どうか答弁、簡潔に、よろしく願いをしたいと思います。

まず、通告第1点目、事業計画の策定方法とローリングについてであります。

農業公社、それから新たな中学校の校舎、このダブルの「こうしゃ」が、大きな政策の変更があったようであります。まず、このことについては高い評価をしたいと思います。

しかしながら、この両方とも、どう見ても最初の計画策定がおかしかったんじゃないかなという疑問があります。

農業公社について言えば、一番の連携先である農協と調整がされたのか、甚だ疑問であります。さらには、農業公社をつくり、そのことが具体的にどういう方策でつくるのか、何を目的として。ただ漠然と、本市の農業振興のためという策定の仕方とするならば、策定時点で大きな過誤があったと思います。

学校の校舎についてもしかり、耐震性だけの問題であったんだろうと思います。要するに、耐震性をクリアし、清潔な環境、それから安全な設備、まずここから入るべきだったんだろうと思います。最初から新校舎ありき、農業公社も最初からありき、その間の議論がほとんどされていない。こういう政策の決定でいいんだろうか。

なぜ私がこれにこだわるかと申しますと、垂水南漁港推進の話、何を水揚げをするのか、漁港として。議論がされたのか、執行部。それから、牛根の境の漁業集落環境、この事業についても、本当に境の皆さん方と話ができたのか。自信満々で執行部は進めたのか。

この2つの事業は、本市にとって大きな悔いを残す事業になるんだろうと思います。そういうことがあるので、今回こういう質問をさせていただきました。

そこで、市長にお伺いをしたいが、もともと政策は、皆さん方でしっかりと勉強をして、納得した上で皆さん方が議会に、市民に提供すべきものだろうと思います。まず、市長にこのことを、私が今申し上げたことが正しいのかどうか、お伺いをいたします。

それともう1点、議会に出す場合には、我々と、市民とと言いましょか、議論にたえ得る資料を出していただきたい。このことがなされていないから、後で変なローリングをしなきゃいけない。今回の2つの「こうしゃ」は、全くそういう例だと思います。ただ、特に、ここで中止したから将来に禍根を残さなかった、この1点については特に感謝をしたいと思います。

まず、1点目については以上でございます。

それから、財政プログラムについて。要するに、何でこの問題を言いますかという、合併をし損なったときのあの悔しさですよ、貧乏と言われて。さらには、最近できました地方財政健全化法、これに伴って、各自治体の実力が多分マスコミで公表されます。そのときに、いつも申し上げるのでありますが、鹿屋市に負けちゃいけないよって、そのために奥歯をかんで、みんな辛抱しているはずであります。

いろいろ市長が先頭になって対策を講じられております。今、大阪が橋下知事が登場されて、わずか1年で黒字転換をしておる。やればできるんですよ、あの大阪ですら。800万いる、800万。それこそ、教育委員会との熾烈な話し合い、労働組合とも。この姿勢が、今私たちもまだまだ求められているんだろうと思います。給食センターの民営化の話でもそう、早く結論を出すべきところは出さなきゃいけない。市長に、いま一段のリーダーシップを望むものであります。

それでは、本題に入りますが、国保特会、これは厳しくなりますと、国保税の値上げか、一般財源からの繰り入れしか方法はないのであります。しかるに、数年前、県から指定を受け、また先般、今度は国から受けた。確かに執行部はそれぞれの手を打ったとおっしゃられるんですが、県から指定を受けて、また国から指定を受けて、何もしなかったと一緒なんです。はっきり申し上げます。いろんな対策等、打た

れたんだろうけれども、それは結果として出ていない。もしこれが一般財源が繰り入れになったときに、また市の財政は厳しくなります。そのことを私は申し上げたいんです。

そこで、まず1点目、県の指定を受けたときに、その重立った理由は何だったのか。それに対して、どのような対策を打たれた結果、また国の指定を受けたのか。まず、そのことをお伺いをしたいと思います。

それから、境の漁業集落環境、これも排水のこの施設の話である。水産課から生活環境課がバトンタッチをされました。しかも1名増員の中です。排水施設への加入に対して、どのような努力をされたのか。そしてまた、1名増員したが、そのための増員であったように記憶しておりますが、どのような仕事をされたのか。まず、この2点をお伺いをしたいと思います。

それと、これについて、ことしの持ち出し、漁業に対して幾らあるのか。多分、これはずっと未来永劫続いていくのかなという思いがあります。まず、その2点をお伺いをしたいと存じます。

さらには農業政策ですが、きのう以来、いろんな話が出ております。今、我が国も初め、私たちのところも高齢化の波で、後継者がなかなか育たない。こういう厳しい現状があります。農家で、本当に後継者がいる家庭が何件あるんだろうか。年々これは少なくなっていく。先ほど来、いろんな議論がありますけれども、少しだけ切り口を変えてみたいと思います。

農地が荒れるイコール国土が荒れるということでもあります。国土が荒れるということは、災害が当然起きてまいります。この保全を、今農家だけでできるか。ノーです。拓くことなんて到底できない。まず、この厳しい現実を直視をしていただきたい。

そういった中、見回しますと、この苦しい厳しい経済状況の中で、路上生活者も非常にふえ

ている。垂水出身の人もいるのかなという思いがしております。

そうしたときに、受け皿として何があるのか。私は、今、全国的に農業に企業参入の動きがあります。新しい農業政策の中で、企業の参入、これに拍車をかけるべきだろうと思います。そして、そこで雇用を創出するべきかどうか。まず、このことについて、市長の見解をお伺いをしたいと思います。

○市長（水迫順一） 最初、私に振られた分で、事業を実施するに当たっての検討が足りなかったんじゃないかというようなことで、南港と牛根の集落問題、漁業集落問題を例に挙げて話をされました。このことは、当時の首長を初め、議会の承諾を得て決定したことで、当時とすれば本当にいいことだという判断のもとにされたと思いますから、私からのコメントは避けたいと思いますし、ただ漁業集落については、湾奥に本当にブリの養殖場があるよと、ここの環境整備は非常に必要であると。ですから、あのことがやはり加入者がふえて、やっぱり海へ垂れ流す水がきれいになる、それが大きな目的の1つでございますから、その目的はこれからだろうというふうに思っておりますし、それに向かってできたものであるから、しっかり努力はしていかなければいけない、そのように思っております。

○市民課長（三浦敬志） 川尻議員の国民健康保険特別会計に関するお尋ねにお答えいたします。

国民健康保険制度は、市民医療の確保と健康の保持増進に、また福祉の向上に大きな役割を果たしております。しかしながら、国保を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展や生活習慣病の増加による疾病構造の変化、医療技術の高度化等による医療費は平成12年度以降年々増加しており、また国民健康保険財政は赤字の財政を基金の取り崩し等で充当するなど、厳しい

財政状況にあります。

この厳しい財政状況は、長期入院患者が多い点に本市の高医療費の一因があるようです。

入院の原因は、生活習慣病に起因するものが多いようで、その対策といたしましては、長期入院に伴うレセプト点検の充実や、生活習慣病とならないための健康づくり事業としまして、保健福祉課におきまして基本検診の結果に基づく保健指導を行ってまいりました。

また、平成17年度の県の指定を受けてからの対策といたしまして、健康で長寿を目指すための丹田呼吸法、1つの呼吸方法の例ですが、力を抜き、背筋を伸ばし、東洋体操である生命の貯蓄体操も導入し、現在まで自主講座として続けております。

そのほか、高医療費であることについては、平成19年度の実績で申しますと、出前講座や制度改正説明会時において、計44回ほど市民の皆様には御説明させていただいております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 農業の企業参入についての見解をお求めになったと思いますが、企業が今就農するにはいろんな規制がございます。それがやはり撤廃の方向に私は進むだろうというふうに思っております。

ただ、その大きな危惧される場所は、企業に本当に農地を渡して、自分の利益のために、農業以外のほうに農地が使われやしないかというようなこと等の危惧があると思うんですね。ですから、このこと等をクリアしながら企業がやっていく農業の確立、これは私は賛成だと思っております。賛成の立場でおります。

というのは、やはり就農者が、今現状を考えると本当に休みもないよと、雨の降る日しか休めないよというような就農体制がほとんどだと思うんですね。企業でびしゃっとそういう日曜日は必ず休めるよというような就農者、そういうことによって若い人たちが収入も安定す

るわけですから、という農業、その会社に入社できるんじゃないかというようなこと等を考えますと、新しい方向としてこの辺の企業の力を借りていくというのは、非常に大事だろうと思っております。それには規制があるから、その辺の撤廃が必要だと、そういうふうに思っています。

○生活環境課長（太崎 勤） 漁業集落排水処理施設特別会計についての御質問でございますが、まず1点目、どのような努力をしたかということでございます。

まず、集落排水の加入状況でございますが、平成21年2月末日現在の排水処理対象全世帯数430世帯中175世帯の加入で、加入率は40.7%でございます。本年度、水産課から事務移管後、現在21世帯の加入でございました。

加入促進につきましては、随時、地区の下水道加入促進委員会の委員であります振興会長さん及び排水設備工事店連絡会の方々をお願いをいたしております。

それと2点目の、先ほど議員が言われましたとおり、昨年4月から漁業集落排水処理施設特別会計の事務が移管されたのに伴い、4月1日付で職員1名が増員をされました。

この特別会計の事務事業につきましては、水産課との引き継ぎの中で加入促進が大変重要だとの認識で、漁集地区内の地理や地元住民にも精通した、従前から生活環境課に在籍しておりました牛根境地区出身の中堅職員を充てる課内異動をいたしまして、業務に対処しております。

以上でございます。

○川尻達志議員 1点目、市長もう1回、答弁漏れでもう1回、後でお願いしましたんですが、議論にたえ得る資料を出してきたのかということです。私たちも、そういった問題が出てきていけば、しっかりと質問をしているはずであります。私はそこが非常に不満。農業公社、学校校舎についても。見ればすぐわかるんですよ、

そういったことなら。こういうこともありますと、心配されますということを出して、その中で議論をしていかなきゃいけない問題だと。本当にそういう議論にたえ得る議会と議論にたえ得る資料が出たのかということ、答弁をお願いします。

それと、この点については総務課長にも答弁の予定をしておりましたが、質問でしたが、北方議員で了解をしましたので、あえて答弁を求めません。

それと、政策決定に当たって、トップダウンなのか、それとももしくは総合計画に基づく下からのボトムアップなのか。そうしたときに、いずれにしても議論が出てくるはずであります。きのうからの答弁を聞いておりますと、自分のところなのに市長が答えている。市長に答弁させる、責任がないのであります。ということは、市長が言ったから私は知りません、市長が言ったからこれをやりますということだとするならば、これは言語道断。皆さん方はそれぞれが、それぞれの中の責任者ですよ。「市長、これは私がやりますよ」という発言をされた方が何人いらっしゃるのか、今回の一般質問でも。そういうことをして初めて政策は決定していくべきものだろうと思います。すべて市長の責任、皆さん方は後ろに控えて、そういう図式が見えてしょうがないんですよ。皆さん方が前に出るべきなんです。

で、トップダウンが多いのか、政策決定について、ボトムアップが多いのか。市長、どっちが多いのか。すべての政策決定の中で。そしてその中で、厳しいことを言う管理職がいるのかどうか。この2点をお伺いをしたいと思います。

それから、国保ですけれども、私が言ったのは、3年間で結果が出ていない。このことはどこに責任があるかという話なんです。県の指定を受けて、まず国の指定を受ける。何もしていないのと一緒なんです。いろいろされたと言

うけれども、結果として出ないことには。そのことについて、もう1回答弁をお願いします。

成人病の話をおっしゃいましたが、要するに基本は事前の検診なんですよ、早期発見・早期治療。

ということでお伺いしますが、人間ドック、それから特定健診の状況。

それから訪問指導員ですか、県の費用の中でいらっしゃると思うんですが、その方はどのような仕事をされているのか。多分、頑張っていると思うんですが、この人の仕事にも光を与えてあげないといけない。やる気が出てくると思うんですよ。ぜひ、訪問指導員の仕事の内容、実績をお伺いをしたいと思います。

それと、きのうの答弁の中で、特定健診の受診率が予想よりも高かったとおっしゃったけれども、ここいらも私に言わずと言語道断、目標設定が甘かったんですよ。なぜかという、県の指定を受けた厳しい状況の中で、ハードルが低過ぎたから、ああいう答弁になると思う。危機的な状況にあるわけですよ。これはもう答弁は要りませんけれども。

それともう1点、課長、私たちが総務委員会で、委員長が12月で報告をしたと思うんです。先進地の、沖縄の。ここいらについて、一からつくるのはなかなか大変だと思うんですよ。先進地を見て参考にするためにも、若手の職員、ぜひそういうところに派遣をして、見て、聞いて、体で味わう。そういうことから対策を講じていくべきじゃないかと思えます。

これについては、課長では答弁できんでしょうから、市長、沖縄で非常にいいところがあったんですよ。そこに12月議会、総務委員長の出張報告の中で触れられております。ぜひ調べられて、そういうところに若い連中を派遣する気はないか。そういうことをお伺いをしたいと思います。

漁集について、21戸ふえたんですか、今年度。

確認です。21戸増えましたか。（「そうです。21世帯」と呼ぶ者あり）

何でこの漁集を持ち出したかといいますと、多分100%加入は無理だと思うんです。その中で、毎回毎回こういうことをしちゃいけないんです、質問しちゃ。最善の努力をして、短期間に。それでしょうがないと、これはもう。一般財源から持ち出し、しょうがないという評価を受けるまで頑張っていますか。そうしないと、ずるずるずるずる行っちゃうんですよ。どこかとか、こういう事業は見切りをつけないと。だって、これからいろんなことが起きてくるんですよ、生活環境課は。環境問題をひっくるめ、早い話が、早く結論を出すためには一般財源から出すと。これをみんなで了解するためには、最善の努力をすることですよ。そのことに間違いがないかどうか。

それと、ことし幾ら出したかという話ですね。これをもう1回、お伺いをしたいと思います。

それから、企業農業のことですけれども、農林課長、今、本市でもそういう動きがあるやに聞いております。私の昔いたジャパンファームでは20町歩、ゴボウを植えております。これは直接東京で取引をするそうで、中間マージンがないんだそうです。なぜゴボウなのかというと、鹿児島は、台風は根菜は強いんだそうです。そういったことを研究してジャパンファームはやっておる。

一例ですけれども、本市の企業農業についての実態について、どのような把握のされ方をしていくのかということをお伺いをしたいと思います。

市長も大枠賛成をされたということで理解をしますが、要するに私は、これは農業だけの話じゃないんです。雇用の場として、そういう感覚で新たな政策として提言をして言うのであります。市長がおっしゃったように、企業農業、それは勤めですから、当然日曜日は、土・日が

あると思うんです。企業だから。その中で、土・日は両親の手伝いをしたり、また子供たちのスポーツにつき合ったりしていく、そういう夢を私は見る。そういった中、行政としても全面的な支援体制をつくるべきである。規制緩和がどこがされていないのか。農林課長、わかっている、それも聞きたい。

それと、今、企業農業ばかり言いましたけれども、今ある農業、これについてもしっかりとてこ入れをしながら、両面作戦でやっていくべきだと思うんです。これは、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（水迫順一） まず、答弁漏れと言われましたが、政策決定時の議論が足りないんじゃないかと、議論にたえ得る政策説明があるべきじゃないかという件ですが、今回、学校の大規模改築と、それから農業公社について政策の変更をしたことをとらえてのことだと思うんですが、今まで説明しましたように、学校の校舎につきましては、4つの学校が1つになるんだから、できたら気持ちとしても新校舎に入れてあげたいということで説明をしてみました。これは私もそういう考えで、教育長との見解を一緒にしておるわけですが、そういう気持ちであったんですが、やはり全国には、もう本当に40年前後使った校舎がいっぱいあるわけで、これが一遍に新築改造になった場合に、莫大なお金がかかります。政府の考え方として、どうも方向が変わってきたというのもございます。使える部分は使いなさいよと、それで効率よくそういう校舎建設に向かって努力をしてほしいというような方向に変わってきたのも事実でございます。

そしてまたもう1つ、これは私どもの反省点なんです、平成26年度ぐらいから公債費の面で見ますと、非常に借金を返すその金額が随分減ってくるなど。この時点で校舎をつくってあげれば、新たな借金ができるなどというふうに思

っておった、こういうような2つの原因等もあって、希望として最初に言ったような、1つの学校に新築をとというような希望的なところもあって、そういう方向で検討してきたんです。

ところが、今言ったようなこと等もありましたので、ここは政策を思い切って変えなけりゃいけないという思いから、そういう大規模改築したところを見学したり、いろんな意見を聞いたりしてまいりました。これでも十分、新しい統合校にいつときでも早く、26年度以降を待たずに、生徒たちにそういうような環境をつくってあげることが必要だということ等の判断等も加わって、そういうふうにしたわけでございます。その面はそういうような背景があるということ、ぜひお知りおきをいただきたいと。

公社問題については、12月1日ですか、公益法人の改定がございました。この中でJAが加わらないことでの設立が難しくなったわけです。そういうことで、それじゃ、それにかかわることは、今後しっかりとこれを生かしながらやっていこうと。先ほど宮迫議員にお答えをしたとおりなんです。ですから、そういう2つとも議論が足りずに云々という問題の後に、いろんな問題が発生した、流れが変わったという面があるということは十分御認識をいただきたい。

それから、ボトムアップかトップダウンかというふうなお話の質問もございました。これは、私は最近、いろんなところで申し上げるんですが、平成16年3月に合併ができなかったことによって、非常にうちの職員は、ほかの市町村の職員に比べて本当に汗をかいているし、考え方が随分変わってきた、意識が変わってきたと、そういうふうに思っております。ですから、政策その他事業をやるには、ボトムアップも非常に必要なんです。それから、トップダウンも必要なんです。その辺を兼ね合わせながらやっていくことが非常に大事で、トップダウンだけではできません。それから、ボトムアップだけ

では時間の浪費があったり、なかなか進まなかったり、そういう面もございます。ですから、その辺のいいところを取り合いながら、ここでやはりトップダウンが必要だと判断すれば、それはやっていかなければいけない、そういうふうに思っております。

基本的には、やはり私は、よく市民の集会でも言うんですが、これだけの垂水で260名からいるシンクタンクだから、ここの知恵が今後垂水づくりに必要なんだと。専門家も、専門的な力を持った人たちがこれだけ集まった場所はないわけで、これの本当に市民に対して有効に知見その他を使っていく。そして、結果として垂水の発展、市民のサービスにつながるということが必要だと、そのように思っております。

沖縄の件は、ちょっとよく聞いていませんので、また勉強させていただきます。

企業の点も最後言われました。先ほど考え、私の見解を申し上げたとおりなんです。企業が民間としての果たす役割、これは非常に農業についても大きいものがあるというふうに思っておりますので、その考え方に変わりはございません。

○市民課長（三浦敬志） まず、議員お尋ねの実績について御報告いたします。

訪問指導員によります重複・頻回受診者戸別訪問指導の実績であります。この事業は平成18年度から県の交付金により始めました。

まず、実績であります。平成18年度が253名の訪問、平成19年度は290名、平成20年度は12月までの実績であります。191名の訪問をいたし、病院受診時の相談、それから多受診がある場合のそのときの状況等の相談をいたしております。

次に、垂水中央病院と鹿児島市の厚生連病院で実施しております人間ドックの利用状況であります。データといたしましては平成9年度からデータがございます。垂水中央病院で脳ドックが始まりました平成17年度からの中央病

院と厚生連病院の合計数を申し上げます。平成17年度が79名、平成18年度が82名、平成19年度が67名、平成20年度は12月までの実績であります。54名となっております。

健診につきましては、国保が把握しております今年度から始まりました特定健診の実績であります。その結果について申し上げます。この検診の受診率等については、本会議ではまだ発表しておりませんので、もう1回、議員指摘のパーセンテージが出ましたので、報告させていただきます。

対象者は40歳から74歳までの方で4,217名、そのうち受診者が1,556名でありました。受診率にいたしますと36.9%となり、目標としておりました30%を上回った実績となりました。今後は、この受診率のさらなる向上と、現在実施しております受診者のデータをもとにした特定保健指導への参加者の向上に努めてまいりたいと思います。

それから、3年間事業をやったのに、なぜ実績が出ないのかという御質問がございました。2月18日に、こういう関係で県の指導を受けました。その時点で、県の保健指導のトップの方——ちょっと名前はありますが、ちょっと省かせていただきます——が我々に指導していただいた言葉といたしまして、「3年間ぐらいでは実績が出ませんけれども、これを継続的にやってください」という御指導がありましたので、その言葉をもとに、今後努力してまいりたいと思います。

以上です。

○生活環境課長（太崎 勤） 漁業集落排水処理施設特別会計の、まず運営の状況でございます。20年度漁集特別会計の総額は2,224万4,000円で、うち下水道使用料299万8,000円、一般会計からの繰入金1,782万9,000円と前年度繰越金141万7,000円の予定で20年度は運営をいたしております。

今後の見通しと具体的な対策といたしましては、引き続き地区の加入促進委員や工事関係者の御協力をいただきながら事業の加入を促進し、使用料の増収を図ってまいります。

また、一般会計からの繰入金の削減ができるような努力をしておりますが、高齢者が多く、また世帯人員も1人から2人世帯が多くを占めておまして、工事には多額の費用もかかることから、厳しい見通しではございます。

それと、近い将来、牛根境地区は国道歩道の拡幅整備の計画がございますので、家屋の移設や改造等に下水道の加入促進も若干図れるのではないかと期待をしているところでございます。

○農林課長（山口親志）川尻議員の企業農業参入の実態把握について並びに規制緩和についての質問にお答えいたします。

現在のところ、1～2件の相談はありますが、実際の希望数の把握はできておりません。ただし、今言われたとおり、企業の農業への参入については、本市の農業振興、それから耕作放棄地対策につながるものと考えております。

また、規制緩和としまして、利用権設定等で、現在国の農地法の改正を進めているところ、それとあわせまして農業経営基盤強化促進法との絡みもあります。

こうした中で、農地法の改正を行うことで企業参入が今から非常に多くなってくるんじゃないかと思っておりますので、今後は実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

○川尻達志議員 1点目については、市長、慎重に慎重に検討して政策決定をしていただいて、そして今、世の流れが時代の流れがどんどんどんどん速くなっていきます。そうしたときに、実態に合ったローリングをしていかないと、このような問題が出てくるんだらうと思っております。ぜひ、まず最初にやるべきことは、慎重な議論の上でしていただきたい、執行部内で。そしてまた、議会にもしっかりと我々と議論ができる

だけの資料の提示をしていただきたい。そしてその上で、さまざまな場所でローリングをしていくことが大事だろうと思っております。

その中で、市長、1点だけ、こういう事業計画をつくるに当たって、一番背骨になるのが総合計画であると。前も申し上げたんですが、総合計画の中にある将来の垂水の人口の推計、これが10年間1万8,000のまま、この数字が一番基礎になるはずなんです。これについても、一たん決定はしたんだけど、我が垂水市だけでつくったんだから、その気になれば変えてもいいはずであります。憲法も変える議論をしてもおかしくない。

そういった意味で、この人口の推計について、より具体的に正確に近い数字に変えるつもりはないかということをお伺いをしたいと思います。

それから、国保特会ですけれども、この問題は国保だけでは取り組めない。保健福祉課長、あなたのところの保健推進員、ここいらとの連携を図っていくべきだと思うが、どのように考えるか。

それと、もともとこの2つの話というのは、一般会計からの繰り入れが心配で私は質問を求めています。財政課長、この私の見解について問題はないのか、この2点をお伺いをしたいと思います。

それから市民課長、要するにこういう運動は、皆さんで一生懸命取り組んだんだけど、市民の末端まで浸透していないから成果が見えない。従来のやり方をやっているから。もう1つここは、大きな市民運動として、健康管理の話ですから、もう1回原点に戻って、市民を巻き込んでそういう運動にしていかないと活路は開けない。早期発見をするために。

ぜひ、そこいらについて前向きに検討して、そのためには、先ほども申し上げたように先進地を見ることです。自分たちで積み上げることも大事だけれども、これはなかなか時間がかか

ると。いいところ取りをするためには、先進地を見ることであります。市長、そういうことです。ぜひそこらについても、まずそういう勉強をしっかりしていただいて、大きな市民運動として取り組んでいく。これは、市民の健康を守るためにも、国保特会を守るためにも、市の財政を守るためにも必要なことだろうと思います。ぜひ、課長の答弁をお願いします。

それから、企業農業ですけれども、非常に前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。農林課長も正直にほとんど把握していないと、非常に好感の持てる答弁であつたらうと思います。別につくる必要はないんです。事実をそのままおっしゃるべきだ。つまびらかにした上で、これから新しく考えていくんだというふうに私は理解をしたいと思っております。

その中で、この企業農業について、今算入されている企業は幾らかはあるように聞いておりますが、この人たちを集めて事情聴取ですか、どういう意向があるのか、そういったことの、金もかからないことだろうし、ぜひ、このことに取り組む気はないのか。

以上。

○市長（水迫順一）総合計画の中で、1万8,000人の見直しに触れられました。非常に人口対策、総合計画の中でも大事だということは私も同じ認識です。

もう1つさらに、その前に大事なものは、本当にソフト面をひっくるめて、垂水に本当に住んでよかったと思えるまちづくりとか、きらりと光る垂水市でなければいけないと、そういうふうに思うんですね。結果として、人口も1万8,000人ですよと。推計で行きますとかなり減るのを、1万8,000人に何とか持ちこたえよう、それに向かって努力をしようという総合計画の精神ですので、まだ始まらない前から修正は、とても考えておりません。逆に、2万人にせんかとかいうような、なるように、お互いに議会とも

努力をし合っていくことが大事だろうというふうに思います。

○財政課長（岩元 明）特別会計への一般会計からの繰り入れというのは、これ以上の繰り入れというのは考えておりません。

○保健福祉課長（村山満寛）基本健診が始まったときに保健推進員は設置されました。これは補助事業でございましたので、基本健診がなくなった段階で保健推進員は消滅したということになります。だから、連携といいますと、保健師が保健指導をするということでもございまして、今は夜間にみんなを集まっていたいただいて、保健指導をしている状況でございまして。

○市民課長（三浦敬志）研修等で現地に行つて、肌で感じるのが一番大事なことだろうと思います。ただ、そういう立派なところは、今インターネットですぐ出ます。確実なものを出してくれます。ですから、半分はこれで理解できますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。（川尻達志議員「見聞を広める」と呼ぶ）

○農林課長（山口親志）企業の農業参入についての情報収集のために希望者を集めてみたらどうですかという提案ですが、先ほども申し上げましたとおり、地域活性化のためにも農業振興は重要な位置にあると思っております。

その1つとしまして、先ほども言いました農地法の改正等も行われてまいりますので、企業の農業参入への進出が必要になってくると思っておりますので、御提案いただいた件については努力をして、希望者の方々を集めて、要望等を聞いてまいりたいと思っております。

以上であります。（川尻達志議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩します。次は、2時40分から再開します。

午後2時28分休憩

午後 2 時 40 分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

15番篠原静則議員の質疑及び質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 最後になりました。よろしくお願いをいたします。

結構重複する点がございませけれども、関係なく御答弁をお願いいたします。

先ほど、川尻議員は農業公社、中学校の、あえて新築と申し上げますけれども、新築から大規模改装への転換、評価されているようでございますが、私は全く評価いたしません。

私は行政マンでございませけれども、さかのぼって22年前のお話をさせていただきたいと思ひます。22年前、ひよんなことで行政についてお話を聞く機会がございました。これを話せば一晩じゃ済みませぬので、頭だけ話させていただきます。

そのとき、その方のお話は、行政とは何やらかいということ、お話で始まったわけでございますけれども、行政とは、まず冒険をしちやいかんと。2番目に、信念を持って取り組まないかんとということ。そして、3番目におしりを塗ちちやいかんと、行政に。そういうお話を聞きました。そういう観点から質問をさせていただきます。

まず、農業振興についてでございますけれども、農業公社については去年、平成20年第2回定例会での私、質問をしておりますが、課長の答弁によりますと、大変前向きな答弁であったと記憶しております。設立準備委員会も設置され、3年も取り組んでこられたわけですがけれども、設立できなかつた説明責任があると思ひますけれども、どのように考えておられるか、お聞きいたします。

また、堆肥センターについてでございますが、

堆肥センターの周辺に大変においがしていると。農家の方々は、大変嫌な思ひで農作業をなさっております。解決策があれば、教えていただきたいと思ひます。

新規作物について、ポストキヌサヤ、インゲンということ、インゲン、キヌサヤに次ぐ作物ということだろうと思ひますけれども、どのような作物を検討されているか、教えていただきたいと思ひます。

また、大葉を導入されている農家があるとお聞きしますが、そこら辺についても説明ができたなら、教えていただきたいと思ひます。

それからもう1つ、バイオ事業等の関係で、液肥について、液肥を研究をされているとお聞きしておりますが、その点についても教えていただきたいと思ひます。

それから、商工観光行政ですけれども、宮脇公園整備について。

宮脇公園の整備については、県事業での公園整備が進みつつあり、芝の緑が映えるころにはきれいになるだろうと期待をしているところでございます。

一方で、市が検討を進めておられる中学校跡地の利用計画については、いろいろ今後検討されることがあると思ひますが、その点について1点質問いたします。

このことについては、地域からの声といたしまして、柘原・新城地区には、どこも使えるような広い広場がないので、建物を除去して、芝を張った広場にしたらどうかというような若い方々の御意見もございませぬので、御説明をよろしくお願ひいたします。

これまでの説明では、校舎を改修し、物販施設もつくりたいとの計画でありましたが、牛根地域の道の駅ができて、多くの来場者もおりますが、運営は決して楽ではないとお聞きしております。確かに国道220号の通過交通量は1日1万4,000台ほどで、道の駅前の交通量の3倍ぐら

いであります。交通量が3倍であるからといって、来場者も相当見込めるという判断はそのまま当たらないのじゃないかと思いますが、今後の規模、運営方法の検討が進んでいっしやいましたら、聞かせていただきたいと思います。

これに関連いたしまして、南中前の歩道橋はどうか。

それからもう1つ、宮脇公園の整備をしながら、端っこのほうにちりステーションがありますけれども、あれはいかがなものかと考えております。

それから、次に物産展についてお尋ねいたします。垂水市の特産物のPRのために、いろいろな機会での物産展などに参加されているとお聞きします。農水産業の今後の振興を考えると、確かに安全・安心でおいしい良質な品物の生産も大事なことでありますが、売れなければ産業として成り立ちません。消費者の理解を広め、ひいては販路の確保拡大のためにも、特産品PRの機会は必要だと思いますが、これまでの経過と状況はどうであったか、お伺いいたします。

また、最近、自治会館でふるさと市場が開催されたとお聞きしております。垂水の出店は2月26日と27日、3月5日と6日であったとお聞きしておりますが、どうであったかをお答えいただきたいと思います。

次に、地域雇用創造実現事業について。

施政方針に、「地域雇用創造実現事業という新事業によって、本市特産品を使った新商品の開発や販路開拓事業及び観光資源を活用した観光メニューの開発事業などによる雇用創出に取り組む」とありましたが、この事業についても少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

最後に、市の花と市の木についてお伺いいたします。

平成20年は、本市の市制施行50周年という記念すべき年でありました。このことは、商工観光行政とは少し離れるかもわかりませんが

も、市の花は高峠ツツジ、市の木は牛根松と決められ、長年経過してきております。

そこで、この市の花と市の木の制定に関する経緯と現状について、まずお答えいただきたいと思います。

それと、今後も市の花は高峠ツツジという、まあそれはいいでしょうけれども、市の木、牛根松は検討すべきじゃないかと考えておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。

2月初めの中学生の件で、私、親戚でございまして、市役所の皆さんを含め御父兄の方々、多くの市民の方々に御迷惑をかけたことに、私のほうからもおわびと御礼を申し上げたいと思います。本当に御迷惑をかけました。済みませんでした。

ま、そういうことでですね、それはそれといたしまして、考え方を変えますという、その子が学校、教育委員会に警報を鳴らしたんじゃないかなろうかとも思っております。ということで質問させていただきます。

まず、新校舎建てかえの件でございまして、平成20年3月議会の大藪議員の質問に対して、できるだけ早い時期に建てかえをしたいと答弁をされております。しかし、わずか1年後の今回、本会議の全員協議会では、大規模改造したいとの説明がございました。

市長は、常日ごろから「市民が主役、市民目線で行政をやるんだ」と言われております。小・中学校の児童・生徒やその父兄も立派な市民であります。中学校建設が当初大規模改造計画で、その計画が新築に変わったというように、建設計画が市民に喜ばれる方向に変わったのなら理解しますが、今回の場合は全く逆方向であります。

本市の財政状況を勘案しますと、やむを得ないことかもしれませんが、今回の中学校建設という重要な計画については、その計画段階でし

っかり協議すべきだったのではないかと思っております。たといかなる理由があろうとも、計画がくるくる変わるようでは、市民の信頼は得られないのではないかと思う次第でございます。もう少し慎重にならなければならないと考えております。

この話を聞いた児童・生徒、父兄は、多分がっかりしているはずでございます。こういうことは、慎重の上にも慎重を期して計画をしていただけだと思っております。大人が子供をだましてはいけないと私は思っております。教育長の見解をお願いいたします。

次に、いじめ・不登校問題についてお尋ねしますが、本市小・中学校における過去3年間のいじめ及び不登校の状況についてお示しいたきたいと思っております。

また、関連をしまして、垂水中学校の生徒が授業中に教室を抜け出したり、また登校時間が不規則な生徒がいるとお聞きしますが、どうであるか。また、学校生活の指導の実態と取り組みについてを教えてくださいたいと思っております。

それからもう1つ、中学校統合後の部活については、多くの部活が選択できるようにと、広がり方を説明されておりましたが、環境整備のほうをどう考えておられるか、こちらのほうもお答えをいただきたいと思っております。

最後に、財政課長にお尋ねをいたします。

全員協議会で示されたこの資料でございますけれども、全くそのとおりであると考えております。これがなぜ、中学校改築、新築、統合の協議中に出されておれば納得をするわけですが、こういうのが今ごろ出るということは、こじつけといたしますか、私に言わせると、つけておきなこっじゃなあと思っております。

数字を見れば、これでわかるわけですが、1つ疑問に思う点がございまして、これをちょっと読み上げてみたいと思っております。

まず、教育長の全員協議会でのお話によりま

すと、新築という改築と大規模改造はそんなに変わらんということでございます。それは、見かけは変わらんかもわかりませんが、何か整合性がとれないといえますか、変わらんとであれば、耐用年数にしても一緒だと思っておりますよ。変わるから新築で60年、大規模改造で20年、大体こういう変わらんという表現は当てはまらないと私は考えております。

それから、これはもっと当てにならん話が書いてありまして、今回は大規模改造で対応して、15年ほど経過してから、児童数の減少を考慮して校舎の新築をすればいいじゃないかというようなことも書いてございます。1年前の約束が守れないのに15年先、まあ財政課長が市長でもしちよけば別だと思っておりますけれども、年齢的から考えましても、15年先は恐らく市長はしていらっしやらないと思っておりますので、ぜひこちらについても答弁をよろしくをお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○農林課長（山口親志） 篠原議員の質問の農業振興対策の1番目の農業公社の経緯についてお答えいたします。

農業公社の設立につきましては、平成17年度に県果樹試験場の移転計画に基づき、跡地の有効活用を図ることと、垂水市の地域農業の振興と活性化を図り、農業者の経済的・社会的向上と発展に貢献することを目的としまして、平成18年度から施政方針にも掲げ、基本的な問題等を協議する設立準備委員会を設置してまいりました。

下部組織として幹事会、専門部会を組織し、実施すべき15分類の32項目や必要経費についての試算の検討、また農家へのアンケート、他市の公社の実態把握等の研修もしてまいりました。

県との協議で、平成20年12月1日に公益法人制度が改正される情報の中、垂水市独自の単独での公社も検討してまいりましたが、新制度により法人の設立と公益性の認定が分離され、公

益事業を目的とする法人については、農業関係団体の参入がなければ、単独での認可は難しいとの県の見解でありました。

このようなことを受けまして、実施する事業も含め、鹿児島きもつき農業協同組合長と市長と、12月24日話し合いを行いました。結果、現在の鹿児島きもつき農協は2市4町の合併農協で、現状は非常に厳しい状況にあることから、農業公社の参入については、1市の農業公社のために毎年会費などを出資することは、理事会や総会において承認が得られないだろうということから、今回、公社参入は見送りたいとのことでありました。

以上のことから、農業公社の設立につきましては厳しいとの見解で、2月23日、準備委員会及び幹事会で市長の考えを聞かせていただきまして、設立については断念いたしました。

確かに施政方針にも掲げ、農業振興のために検討してまいりましたが、このような結果になりました。スタートの議論はどうだったのかの検証をしっかりしてまいり、これからは準備委員会、幹事会等で検討した項目を十分に生かし、一層の農業施策の検討をしてまいりたいと思います。

続きまして、堆肥センターの臭気対策についてお答えいたします。

堆肥センターは、平成14年に本格稼働しましてから7年が経過しようとしておりますが、稼働当初からしますと、悪臭となるアンモニア臭気等の数値も下がり、幾分かはおいも和らいできておりますが、依然として施設外でもおいがするため、周辺の耕作者の皆様にも、御指摘のとおり御迷惑をおかけしているところであります。

臭気対策については、これまで脱臭施設の改修・改善はもちろんのこと、社団法人におい・かおり環境協会の顧問等の学識経験者や県畜産試験場に職員の派遣をお願いし、好気性醗酵を

させるための諸条件などの指導を仰いでまいりました。

市におきましても、スクラバー内のアンモニア臭を水と吸着させるために投入された充てん剤の清掃や、えひめA-1の菌の散布など、いろいろ対策を講じてまいりましたが、他市町村の堆肥センターと違い、当センターは畜ふんに加え、生ごみやし尿汚泥などの多種にわたる材料を原料としているため効果が出ておらず、苦慮している状況にあります。

現在、1業者より脱臭試験の申し入れがあり、提案書も提出され、業者負担により今年25日から27日の3日間にわたり、実験を行う予定であります。

今後も、センター内ででき得る対策などは小まめに実施し、また臭気対策についての情報の収集にも努め、臭気問題が解決できるよう努力してまいりたいと思います。

最後に、新規作物導入についてお答えいたします。

新規作物導入についての考えとしましては、インゲン、キヌサヤに続く作物及び補完作物として農家の収益向上にならないかとの考えで、オリーブとユズを計画しております。それと、昨年度から大葉の作付を施設でしておりますが、作付の状況を御報告いたします。

1つの農業法人にお願いしまして、大葉を作付しているんですが、大葉に対しては、一枚一枚集荷するわけですので、集荷における人員の確保、それから相対で1枚単価を決めておりますが、単価の1枚当たりの設定、そういった諸問題が今出てきておりますが、先ほども言いましたとおり、新規作物ということで、会社のほうにもお願いしまして、いろんな問題はありますが、21年度も大葉の作付で検討していただけるようお願いはしてあります。

最後に、液肥の利用であります。バイオマス事業の副産物としまして、約10トンの液肥が

今出てまいります。このことを、肥料高騰対策等も兼ねまして、この液肥料をどうにか垂水市の農業に利用できないかということで、今検討しているところであります。2月の末にも、山鹿市が液肥を使った農業をしておりますので、日帰りで研修をしてみました。

ただ、まだ問題になっているのが、今、直で出てきておりますにおい対策、それから散布方法、散布機、そういった問題が出てきておりますが、すぐ農業に活用するというわけじゃないですが、先ほども言いましたとおり、今後、肥料等の高騰のことを考えますと、液肥の利用について考えていかなければならないということで、液肥利用をした農業推進を検討をしているところであります。

以上で、農林関係の質問にお答えを終わりたいと思います。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問の2点目の商工観光行政についてお答えいたします。

まず、宮脇公園の整備につきましては、議員御指摘のとおり、確かに交通量が3倍あるから、それだけの来場者を見込めるかということ、そう単純ではないだろうと思いますが、交通量が多いということは、それだけの要素はあって、目にもつきやすい場所ですので、立ち寄っていただける可能性は高いものと思っております。

このことにつきましては、実態調査をすることも検討いたしたいと思っております。

また、宮脇公園周辺整備検討協議会での現段階で聞いております御意見は、物販施設の設置に関しましては前向きな御意見を賜っていると理解いたしております。

なお、物販施設を設置するとすれば、校舎の解体費用等が多額に上ることを勘案しますと、耐震診断を確認した上で、既存の校舎など活用するほうが現実的であろうと考えます。

現時点では規模の調整まではできかね、運営方法についても、指定管理者制度による民間で

の管理代行方式が適当ではないだろうか程度の検討しかいたしておりません。

次に、地域スポーツへの活用についてでございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、物販施設をもしつくった場合に、既存の校舎を利用するとなると、全面的な利用というのはできなくなります。また、現状の運動場をそのまま活用するとなると、また駐車場等の問題も生じますけれども、そこらは今後、この検討協議会の中にもメンバーの方も入っていただいておりますので、調整のとれるような方向で検討してまいりたいというふうに考えます。

次に、歩道橋についての御質問をいただきました。

歩道橋につきましては、中学校跡地、また現宮脇公園を連絡する手段として、非常に大事な点であろうと考えているところでございまして、この計画案ができてすぐ、市長が国のほうへ残してもらえないかということで要望に行っております。

私が判断いたしますところで想定いたしますと、現状の形で、現状の幅、現状の高さを考えましたときに、幅は見たところ、幅はそのままでも国道の改良はできるんじゃないかと思っておりますけれども、一方、高さのほうも、もし車両制限令における高さをクリアできないようであれば、ちょっと残すことも難しいようには思っております。

それと、ちりステーションにつきましては、このちりステーションをどうするかということも協議会の中でも御提言いただきまして、検討するよということ宿題を賜っていたわけでございますけれども、現在、全体的な検討を先に進めておりまして、まことに申しわけないんですが、この検討にまで至っておりません。このことにつきましては、公園がきれいになりますと、当然目につくことになりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

次に、物産展についてでございますが、これまで特産物の販売PRのために、行政と漁協・商業者などが連携しながら、関西ファンデーや福岡市及び鹿児島市のスーパーでのかごしままいものフェアなど、物産展に参加しております。

また、先般開催されました自治会館ふるさと市場では、延べ4日間、カンパチ、ブリ、温泉水などの販売・PRをしております。

このふるさと市場は、自治会館が確定申告の会場になりますことから、多くの人に県下の特産品をPRしようと、県町村会などが主体となって開催されたものであります。小規模なイベントではありましたが、多額にはなりませんでしたが、思った以上の売り上げもあり、成果があったものと考えております。

次に、地域雇用創造実現事業は、地域雇用創造推進事業を行っているか、もしくは実施予定のところが実施対象となるという採択要件があって、今年2月に採択を受けたばかりで、平成22年度までの事業でございます。

本市は、観光資源を活用した旅行商品開発と農産品を活用した2次加工品の開発による雇用の創出を計画しております。

具体的には、これまであった観光資源を再評価し、地域資源と組み合わせながら、モニターツアーの実施など新しい旅の提供を企画・実践することや、既存施設を生かした体験メニュー等を開発し、体験型観光の振興を図ること、またピワ、インゲン、ブリ、カンパチ、エビなどの2次加工品の開発と販路開拓に取り組みます。

なお、この事業は、3月1日付で活動員を雇用し、活動を既に始めております。

次に、市の木・市の花は、御承知のとおり高峠ツツジと牛根松でありまして、昭和43年に市制施行10周年記念の際に、市民憲章、市の花・市の木の制定がなされております。

選定に当たりましては、公募、市民アンケート

ト等実施し、高峠のツツジは貴重な自然の群生地であって、このときに高峠ツツジと命名されたと記録があります。また、牛根松は、牛根地方で選抜・淘汰された品種の松で、雄大に伸びる木性は、垂水の発展を支える底力を表現していると記録されております。

この高峠ツツジと牛根松の現状でございますが、高峠ツツジはこれまでの議会でもお答えしておりますとおおり、このところ開花状況が思わしくなく、施肥や虫害対策など、花の再生に取り組んでいるところであります。

一方、牛根松は、松くい虫防除対策のための空散事業を終了してからは、ほとんど牛根松は残っていないような現状のようでございます。

このようなことを考えますと、制定の見直しという御指摘もあらうと思っておりますので、結論を出すには時間を要すると思っておりますが、関係課と協議をしてみたいと考えております。

○教育長（肥後昌幸） 教育行政についての御質問にお答えいたします。

垂水中学校施設整備の変更の経緯につきましては、全員協議会での説明や、きのうの北方議員の御質問にもお答えしたとおりでございます。また、先ほど市長の答弁もございました。

これまで、改築の方向で関係者に説明してまいりましたので、今回の変更は関係者に大変御迷惑をおかけすることや、改築での整備に期待されていた方々が残念な思いをされたのではないかとこのように思っております。

保護者等関係者には、機会をとらえて御説明をしてまいりますけれども、きのう、教委の総務課長が説明しましたように、大規模改造事業というのは、建物の主要部分のみを残し、外装・内装をすべてリフォームいたしますので、大変きれいになるものでございます。

曾於市の大隅中学校が校舎整備を大規模改造で行っておりまして、私も視察に行っていました。新築のようにさま変わりしております

た。きのう、大菌議員も同中を視察されたというふうにお話をされておりましたが、きっと同じような感想を持たれたらろうというふうに思っております。

垂水中学校も、この事業で整備をいたしますので、また同時に耐震化や運動場整備等も進めてまいります。関係者の皆様にも御理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、統合後の生徒の部活についての御質問がございました。

統合によりまして、平成22年4月の時点で、生徒数は430名程度になります。現在の垂水中学校の生徒数よりも、約130名多くなる見込みでございます。このことは、多種多様な部活の編成が可能になります。現在の各中学校の実態よりも生徒の選択肢が広がることは、もう確実でございます。

しかしながら、部活でのハード面が整備されていなければ、その部活の活性化は図れないということは申し上げるまでもございません。施設の整備計画で、22年度から校舎の改造に着手する予定でございますので、文化系の部活動については、特別教室の整備など、十分配慮したいというふうに思っております。

また、体育系の部活動につきましては、運動場整備も必要でございますので、きのうも北方議員からの御提案がありましたように、十分な広さが確保できるように検討したいと思っております。

さらに、必要に応じて陸上競技場等の施設の活用もできるように配慮したいというふうに思っております。

これらのことを踏まえまして、部活動の活性化が図られるように環境整備に努め、それぞれの生徒の個性、特技、技能が伸ばせるように努力したいと思っております。

以上でございます。

○学校教育課長（押川和成）次に、いじめ問題と不登校の状況についてお答えいたします。

まず、いじめについてでございますが、教育委員会へ学校から報告があったものは、平成18年度、19年度はそれぞれ小学校で2件、中学校で1件で、3件ずつございました。平成20年度は、2月末現在で小学校1件、中学校1件の計2件、3年間で合計8件ございました。

いじめの態様としては、冷やかしたり悪口が7件、仲間外れが1件という内訳でございました。今後も各学校に対して、道徳の授業やいじめ問題週間の充実、定期的ないじめの実態調査について指導して、いじめ問題に対して児童・生徒が主体となって考えたり、取り組んだりする活動や、保護者・地域への啓発活動の一層の工夫・改善を促し、問題の早期発見と早期解決に取り組んでいくようにしてまいりたいと存じます。

次に、不登校の状況でございますが、年間30日以上欠席者数は、平成18年度は小学校が3人、中学校10人の計13人、19年度が小学校4人、中学校7人の計11人でした。本年2月末現在における状況は、小学校3人、中学校12人、合計15人となっております。

本市の実態は、小・中学校ともに地区、県の割合を下回ってはおりますけれども、平成21年度においては、県のスクールカウンセラー配置事業に加え、本市でもスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒やその保護者に対するカウンセリングの機会をふやして、不登校問題に対応する体制を整備しようとしているところでございます。

次に、垂水中学校の生徒指導上の問題についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、昨年11月ごろから、一部の生徒ではありますが、授業の抜け出しのほか、警察に補導される事項が少なからず発生しております。3年生はもとより、1・2年生も落ちついた雰囲気では学校生活を送ることができるよう、教職員・PTAが連携した取り組みを行っているところでございます。

具体的には、2月23日から3月4日までの期間、市役所職員のうち、垂水中学校に生徒が在籍している保護者で、朝のあいさつや登校指導の立哨活動と、5・6校時の授業参観を実施をいたしました。

また、垂水中学校の取り組みといたしましては、3学年の保護者を対象として臨時の学年PTAを実施し、2学期後半からの校内外における問題行動等の現状及び今後の対応策について説明するとともに、保護者からの意見も交え、対応策を検討しております。

さらに、生徒全員が自己実現を図るために、望ましい環境づくりへの理解と家庭での協力を求めています。

さらに、臨時の職員会議を行い、生徒のあるべき姿を全職員で共通理解するとともに、基本的な生活習慣や学習習慣の確立に向けた具体的な実践事項について共通理解を図っております。

教育委員会としましても、平成22年度垂水中央中学校への統合を控え、垂水中学校への定期的な学校訪問を実施し、生徒指導上の問題の未然防止について指導をまいりました。今後も、複雑な家庭環境にある生徒や本人の発達障害の側面等、問題行動を引き起こす背景をさまざまな視点から分析して、垂水中学校はもとより、他の3中学校の生徒指導体制の充実に向けた支援に努めてまいります。

また、教員一人一人の生徒観や生徒指導に対する危機意識高揚に向けた具体的な指導や管理職研修会、あるいは生徒指導主任研修会等を活用した指導を充実させる所存でございます。

平成21年度は、垂水中学校を肝属地区、市の生徒指導研究協力校に指定して、生徒指導の充実と、そのもう1つの柱である学習指導の充実の研究を、市内8小学校と3中学校の協力を得ながら実践的に推進して、現垂水中学校の教職員の指導力向上に取り組んでまいります。

今後とも、旧垂水中学校に通うことになる垂

水南中学校、協和中学校、牛根中学校の生徒や保護者が安心して楽しく垂水中央中学校へ通うことができるよう、警察、大隅児童相談所等、関係機関との連携を一層強化して、本市小・中学校の生徒指導の充実に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（岩元 明） 中学校統合に関しまして、建てかえと大規模改造の比較論といえますか、検証結果の資料をもう少し早く市長等に示すべきではなかったかという御指摘ございましたけれども、これは全くそのとおりでございまして、その御指摘は甘んじて受けたいと思っております。

ただ、若干それまでの経緯を、せんだっての全員協議会でも申しあげましたように、まず市長・教育長の一般質問の答弁に対しまして、市長・教育長が建てかえの意向を示されたというのは私も承知しておりまして、これは市長・教育長の希望的な考え方なんだろうなという受けとめ方をしておりましてすけれども、いよいよそういった建てかえの対応を検討しなければならないだろうとは思っておったわけです。

建てかえの合意承認は、市長・教育長はそう申しておりますけれども、議会の皆様方の意思といえますか、それは得ておらないということに私、気がつきまして、議員の皆様方は一体このことに対して、どういうふうな御意見を持っていらっしゃるんだろうかというのは直接聞いたことはございませんので、確認といえますか、そういうことをしなければならないだろうなというふうに考えておったわけです。

一番いい方法は、私もそのときまで建てかえというのを考えておりましたので、今度の3月議会あたりで建設準備基金条例案を提出して、それを御承認いただければ、建てかえの建設へのゴーサインだということで受けとめられるなというふうに判断しておったわけです。

その前に、昨年11月から、子どもは新年度予算の予算ヒアリングを各課から聴取しておりましたけれども、その時点で、新しい中学校の統合前の改修費用が大体要求として6,000万円ほど出てきて、それでびっくりしたようなわけで、建てかえを予定しているのに、6,000万円もかけるのかというような議論になりまして、改めて、じゃあ建てかえた場合と大規模、そのときは大規模改造というのは余り考えていなかったんですけれども、建てかえの検証をしてみようやということで、財政課のほうで検証してみた結果が、先にお配りしました資料でございます。

ここで、「最大の誤算」とそこでも申し上げましたけれども、国庫補助が2分の1ということですが、大体文科省の補助率というのは額面どおりにはいかないというのは定説でございます。それでも3分の1ぐらいはあるのかなと思っておりましたけれども、きちっと検証してみますと、4分の1しか国庫補助は得られない。仮に建てかえの事業費を20億円とした場合に、10億円が国庫補助と考えておりましたところ、わずか5億円程度しか来ないということで、残りの15億円を借金で賄わなければならないというようなことでございます。借金をするにしても、過疎債という有利な事業がございますので、これで行きますと70%ほどがまた交付税で返ってきますので、かなり有利なんでございますが、この過疎債を使っても相当の一般財源の負担が出てくると。

それで、財政がたえ得るかなということを検討したんですけれども、そのときに代案としまして大規模改造ではどうだろうかということもあわせて検討したわけです。そうしますと、大規模改造の場合は、建てかえに比べまして、一般財源ベースで4億円ほどの差が出てくるということで、これは、そうだったら代案として大規模改造ということを経理に進言してみよう

ということで、子どもが進言したわけでございます。そのとき市長は、すぐにこのことを理解していただきまして、引き返すことの御決断をしていただいたような次第でございます。

ですから、これにつきましては、篠原議員もお認めになりましたように、この資料を見れば、提示すれば一目瞭然、大規模改造しかできないんじゃないかというような資料を部下職員がつくってくれましたので、これを持って市長も御理解をいただきまして、議員の皆様方にも御理解をいただきたいということで、全員協議会を開いたわけでございます。

それから、この中身をもう1点、「今回は大規模改造で対応し、15年ほど経過してから児童数の減少を考慮した場合の新築でもいいのではないか」という表現が、いかにも信用ができないというような御指摘もございましたけれども、この表現は、あくまでも子どもは建てかえそのものを、まだこの時点で否定はしていないと。建てかえに逆にまだ希望を持たず意味で15年と、15年ごろと、単なる、15年というのは全くあいまいな数字でございますけれども、この時点ではまだ建てかえそのものを全く否定しているということじゃなくて、そういう単なる15年という表現を使ったということで御理解いただきたいと思っております。

○篠原静則議員 一々反論をしておりますと、あと15分しかございませんので、反論はいたしません。次の質問をさせていただきます。

新規作物について、いろいろ検討していただいているわけですが、垂水では長年耕作されている作物がたくさんあります。インゲン、初めキヌサヤ、メロン、トマトと、いろいろ野菜・果物等も含めて多くの作物がございます。結果的にこういう作物は、垂水市の風土といえますか、地理に適していると考えられるわけですか。そういうものと新規作物の整合性があると思っておりますけれども、私はこの今の作物を、ぜ

ひ農家の方々の収量が上がって、収益が上がる対策を考えていただきたいとお願いをいたします。もう答弁は要りません。時間が15分しかねで。

それから、堆肥センターの件ですけれども、建設当初、ペレット化も検討されたと私は記憶しておりますけれども、そっちのほうも検討していただきたいと考えております。もう答弁は要りませんので、よろしく申し上げます。

商工観光課のほうも、もう了解いたしました。学校のほうを、ちょっとだけまた質問をさせていただきますと思います。

学校生活の指導については、先ほども説明がございましたが、御父兄の方々の話を聞きますというと、女性の先生方が多いと。また、先生方は一生懸命取り組まれてはおりますけれども、それでも限界があるんじゃないかなろうかと、こういう話が親御さんから教育委員会のほうに相談は来ていないのかとか、また生徒たちに、こういう女性の先生方が多い中で影響は出ているのか、そこら辺を教育長、教えていただきたいと思えます。

それから、今、学校教育課の課長さんのほうから答弁がございました、垂水中学校の保護者の方々が校門で朝の立哨と授業参観をされた。これがよかったのか、悪かったのかは別といたしまして、垂水中学校の生徒たちの風紀の様子が明らかになったわけですね。

そういう中で、本当、「たまげた」という表現ですね。授業参観して感じたことをちょっとお聞きしましたけれども、1・2年生はまあよいと。3年生は、授業をしているのか、休み時間なのかわからないと。ざわめいていると。ある生徒が授業を抜け出しても、先生は構わないと。注意しない状況にあると。あれでは授業できる状態ではないんじゃないかなろうかというようにお話を聞いております。

また、授業を抜け出した生徒は、保健室やほ

かのクラスへ行ったり、外へ出ていくすごい状態であったと。話では聞いておったが、本当にたまげた。こういうPTAの方々が授業参観をしていらしても、平気で抜け出していくというようなことであったそうでございます。

このような状態になってからは、とめようがないと感じられたと。傷が浅いうちに手を打たないといけないと。来年も同じようなことになるんじゃないかなろうかと、本当に懸念されております。

とにかく、垂水中学校の先生が現体制のままでは、中学校統合に大きな影響が出てくるおそれがあるんじゃないかなろうかと、来年があと1年統合まで、うまく乗り切れるのかと心配をなさっております。

そこで、質問いたしますけれども、時間の関係でどうなるかわかりませんが。

そこで、授業参観して、保護者の方々が感じ、また改善していただきたいことをお聞きしてきましたので、答弁をしていただきたいと思えます。

1つ目、全体で男の先生方が3割程度しかないということ、それから、先生方の男女比率が悪いから、3年生の担任は、3クラスあっても女の先生方が2名の方が担任を持つておられると。それから、男先生の指導力が、指導力のある先生がいなくて、生徒と体を張って向き合える先生がいないと。それで、市内に期限付きの教員が多いのは、市教育委員会が県の教育委員会に力を入れてお願いしていないんじゃないかなろうかと。幾ら垂水中学校が統合するにしても、期限付きの先生にしては県内バランスよく人事をするようにお願いできないものかということでございます。

そして、指導力のある先生を1人でも多く来ていただきたいということでございます。生徒へ悪いことは悪いと、しっかりと生徒と向き合っていく先生が3年生の担任に必要なから、

ぜひ教育委員会のほうで指導していただきたい。先ほど、部活の面で環境整備をしていただくという御答弁がありましたけれども、御父兄のほうからも、部活でも指導力のある、生活指導ですね、スポーツなら技術だけじゃなくて生活指導のできる先生を来ていただけるように努力していただきたいということでございます。

それでなければ、今の学校で、事なかれ主義でしていらっしゃるように受けとめていらっしゃるようでございます。そこあたりを教育委員会として、ちゃんと学校を指導していただきたいと注文が来ておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

2回目を終わります。

○教育長（肥後昌幸）篠原議員の御質問に、時間がございませんけれども。

まず、垂中の現状でございますが、男女比が、教師のですね、悪いのじゃないかという御指摘がありました。おっしゃるとおりでございます。中学校で今、人数をはっきりとここで、はっきりはしておりませんが、恐らく5・5じゃなくて、先ほど3割ぐらいしかとおっしゃいましたけど、そういうことはございませんで、恐らく4.5対5.5か4・6、どこかそのぐらいか、ちょっと女子のほうが多いという状況にはあるようでございます。

これも、人事上のことを申し上げますと非常に複雑でございます。短時間では御説明できませんけれども、このことは教育事務所にもずっと申し上げておまして、毎年改善を図るようお願いはしております。

ただ、教諭職員の場合には、いわゆる勤務年数というのが決まっております。標準年数、これが6年なんです。そうすると、年数が来ないとかえられないというのがある。ですから、年次的にかえておる場合、例えば、今度22年度に統合いたしますと、大体教員が5名ほどふえます。だから、そういうときに22年、ことが

ほとんど人数がふえないものですから、余り大きく変わらないんですけれども、22年には5名ふえますので、そういうときにこの男女比の改善というのはしていきたいというふうに思っております。

それから、期つきが特に垂水の場合には、ほかのところと比べて多いのではないかということでございますけれども、そういうことは決してございませんで、どこの地区もこれは似たようなものがあるはずなんです。

ただ、本市の場合には、再来年度ですね、22年度に統合するというのが決まっておりますので、例えば牛根中、協和中、南中にはきちんとした教員を配置できない事情がございます。といいますのは、統合したときに、これは垂中に来るわけでございますけれども、そのときに教科制ですからね、いわゆるその専門の教師がおれば過員を抱えることになる。そうすると、年数が来ていないのに動かすことになる。そういうのが人事上できないものですから、3中学校には非常に御迷惑をおかけしております。それはまた22年には、これは解消できるというふうに思っております。

指導力のない教員が多いのではないかということがございましたけれども、今垂中では、校長が本年度かわりまして、非常に一生懸命取り組んでくれております。それがなかなか功を十分奏していないというのは事実でございますけれども、今徐々に、これは手のひらを返したようにはなかなかできないと思っておりますけれども、今鋭意努力をしておりますし、また教育委員会としましても、指導主事をしょっちゅう学校のほうにも派遣をしております。また私も、うちの学校教育課長も折を見て行って、そしてまた指導もしております。ことし1年でございますので、来年の統合のときには非常に生まれ変わったと言われるように、一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

以上でいいでしょうか。

○篠原静則議員 教育委員会にお願い、もう1回質問をさせていただきます。

校舎問題については、いろいろ問題や事情があるという説明もありましたが、やはり大人が子供の夢を壊さないように、希望を持たせていただきたい。子を持ち上げ落とすようなことはいけないと私は考えております。

また、農業公社についても言えることですが、市の職員は、目先のことも大事でありますけれども、将来のことを考え、本市の進むべき道を慎重に見きわめることも大事じゃなからうかと思っておりますので、市長、この辺も職員の方々等御指導いただけるよう、よろしくお願いいたします。

次に、やはり親御さんは、学校に安心して預けられる環境を望んでいらっしゃると思います。教育長も、できるだけ県の教育委員会に働きかけていただきまして、なるべく生活指導に関して指導力のある、男性の教員がいいということですので、多い学校にしてもらいたいと、父兄からのお願いでございます。これも教育長の仕事ではなからうかと考えております。もう答弁は要りませんが。

いじめ・不登校問題についてですが、私がなぜこの問題を取り上げますかといいますと、平成24年4月には市内中学校が統合され、新たに垂水中央中学校として出発いたしますわけですが、今回の中学校の諸問題が発覚したとき、多くの方々から「垂水中央中学校に行くことか」というようなお話も聞いております。そういう不安の声が多いそうでございます。またその辺は、統合に向けてしっかり問題を解決していただきたいわけですが、議長のほうでも大変心配をなさっていらっしゃると思います。境はもちろん、牛根から中央中学校に来る人はいなくなりますよと、議長も心配していらっしゃると思います。

このことについても、時間があれば答弁をいただきたいわけですが、もう時間がございませんので、要望で終わらせていただきます。また機会があったら質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）以上で、平成21年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

△委員会付託

○議長（徳留邦治）お諮りします。

平成21年度各会計予算案を各所管常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、平成21年度各会計予算案は、各所管常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治）本日の日程は、以上で全部終了しました。

明12日から18日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、3月19日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（徳留邦治）本日は、これをもちまして散会します。

午後3時42分散会

平成 21 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 4 日 平成 21 年 3 月 19 日

本会議第4号(3月19日)(木曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	城ノ下 剛
市 民 課 長	三 浦 敬 志	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談			
サービスク長	島 児 典 生	教 育 長	肥 後 昌 幸
保健福祉課長	村 山 満 寛	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
生活環境課長	太 崎 勤	学 校 教 育 課 長	押 川 和 成
農 林 課 長	山 口 親 志	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成21年 3月19日 午前10時開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第1号～議案第14号、議案第28号～議案第42号、陳情第14号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第1、議案第1号から日程第14、議案第14号まで並びに日程第15、議案第28号から日程第29、議案第42号までの議案29件、及び日程第30、陳情第14号の陳情1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします

議案第1号 垂水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例 案

議案第2号 垂水市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例 案

議案第3号 垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 案

議案第4号 垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市職員退職手当支給条例の一

部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市防災会議条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例 案

議案第12号 垂水市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第13号 垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例 案

議案第14号 垂水市道路線の認定について

議案第28号 平成21年度垂水市一般会計予算 案

議案第29号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案

議案第30号 平成21年度垂水市老人保健医療特別会計予算 案

議案第31号 平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案

議案第32号 平成21年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案

議案第33号 平成21年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案

議案第34号 平成21年度垂水市介護保険特別会計予算 案

議案第35号 平成21年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案

議案第36号 平成21年度垂水市と畜場特別会計予算 案

議案第37号 平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算 案

議案第38号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案

議案第39号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案

議案第40号 平成21年度垂水市水道事業会計予算 案

議案第41号 平成21年度垂水市病院事業会計予

算案

議案第42号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案

陳情第14号 WTO農業交渉に関することについて

○議長（徳留邦治）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚）おはようございます。

去る2月26日、3月10日及び3月11日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月13日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第3号垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案、議案第4号垂水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第5号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案、議案第6号垂水市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例案及び議案第14号垂水市道路線の認定についてについては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成21年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成21年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第34号平成21年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第35号平成21年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第36号平成21年度垂水市と畜場特別会計予算案、議案第37号平成21年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計予算案、議案第38号平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第39号平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案、議案第40号平成21年度垂水市水道

事業会計予算案及び議案第41号平成21年度垂水市病院事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の継続審査となっていました陳情第14号WTO農業交渉に関することについては、採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、総務文教委員長池之上誠議員。

[総務文教委員長池之上 誠議員登壇]

○総務文教委員長（池之上 誠）おはようございます。

去る2月26日及び3月11日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、3月16日及び17日委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第1号垂水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例案については、審議過程で関係各課の連携不足の点が見受けられ、否決されました。

次に、議案第2号垂水市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例案については、議案第1号と関連があるという認識に基づき、否決されました。

次に、議案第7号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第8号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第9号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案、議案第10号垂水市防災会議条例の一部を改正する条例案、議案第11号垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例案、議案第12号垂水市認可地

縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号垂水市国民健康保険条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成21年度垂水市一般会計予算案中の所管費目及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計予算案、議案第30号平成21年度垂水市老人保健医療特別会計予算案、議案第31号平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案及び議案第32号平成21年度垂水市交通災害共済特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、議案31号及び34号、42号について、反対の立場で討論させていただきます。

まず最初に、議案第31号平成21年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対の立場で討論をします。

昨年スタートした後期高齢者医療制度は、実施前から、「こんな保険料を取られたらとても生きていけない」「長生きは罪ですか」と、名称も含めて、日本列島を揺るがす怒りが沸き起こりました。75歳という年齢を重ねただけで、今まで加入していた国保や健保から追い出され、保険料も年金天引きされ、また、払えない高齢者の保険証の取り上げ問題もありました。さら

に、委員会でも健診率が低くなっていることが明らかになった健康診断から、外来、入院、終末期まで、あらゆる段階で安上がり差別医療を押しつけている問題もあります。今後、時がたてばたつほど国民負担も高齢者への差別医療もどんどんひどくなっていく仕組みです。

今、1年が経過しようとしています。この制度への国民の批判はおさまっていません。もともと高齢者を別枠の保険に囲い込み、医療費を削減しようとする発想が間違っていると考えます。制度実施後、政府は国民の批判に押され、見直しや改善を重ねていますが、一層制度を複雑にしています。そして、国民の不安や怒りは広がるばかりであり、それをあらわすものの1つとして、不服請求の申請は1万件を超えています。また、全国の議会でも制度の廃止を求める意見書が多数上がっています。

このような国民の怒りが広がっていることや、制度の見直しが繰り返されることは、構造的な欠陥を抱えていることを証明しているようなものです。これでは、高齢者差別の害悪は解決できないと確信をします。制度が存続すればするほど高齢者を苦しめるものになり、高齢者の命と暮らしを守るものにはなりません。

このように、この医療制度の問題点は、1つ目は、医療費削減のために高齢者を差別するような法は許されないことです。2つ目には、制度が存続すればするほど国民を苦しめるものになるということです。75歳以上の人口がふえれば自動的に値上がりする制度です。3つ目は、すべての世代に重い負担を押しつける制度であるということです。後期高齢者の医療費がふえれば、連動して国保や健保の後期高齢者支援金にも負担が求められます。

このようなことから、私は、憲法25条の生存権や憲法14条の「法の下での平等」を踏みにじるような高齢者差別法は撤廃するしか解決の道はないと考えます。そして、国民は今、国が社会

保障の削減路線をやめ、医療に伴う予算を増額し、高齢者が安心できる医療制度を実現していくことを求めています。

よって、以上のような理由により、後期高齢者医療特別会計の予算案には反対をします。

次に、議案34号平成21年度垂水市介護保険特別会計予算案と、議案42号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案に反対する立場で討論します。両議案は関連する内容がありますので、統一的に討論をいたします。

介護保険制度は、4月で、2000年の制度開始から10年を迎えます。この間、介護サービスの総量はふえましたが、社会保障切り捨ての「構造改革」のもとで負担増や「介護取り上げ」が進み、家族介護の負担は今も重たく、1年間に14万人近い人が家族の介護のために仕事をやめると言われています。また、高い保険料や利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくないと言われています。さらに、介護現場では、たび重なる介護報酬の引き下げにより劣悪な労働条件になっています。一刻も早くこのような問題を解決し、だれもが安心して利用でき、安心して働ける介護保険制度への抜本的な見直しが今、求められています。

さて、問題の保険料は3年ごとに見直されていますが、本市でもそのたびごとに値上げになってきています。これは、現在の介護保険は、利用がふえたり、労働条件が改善されれば、直ちに低所得者も含めて、保険料・利用料が連動して値上げされるという根本的な矛盾を抱えるところに問題があります。今の介護保険制度は、介護サービスを受ける人も、提供する人にとってもつらい制度になっているのが現状です。

そんな中、政府は、国民の批判を受け、人材不足のために4月から介護報酬を引き上げるに当たり、保険料の値上げを抑えるため、これまで自治体に厳しく禁じてきた介護保険への一般財源の繰り入れを決めました。2009年度は引き

上げ分の全額を、2010年度は半分を国庫負担とする内容です。これは、制度の矛盾を政府自身が認めざるを得なくなった結果でもあります。だれもが安心して利用でき、働ける制度にしていくためには、政府は国庫負担を介護保険が実施される前の5割に引き上げるべきです。また、全国でも平均で4,000円の介護保険料の負担は重たく、負担能力に応じて払える水準にすべきであると考えます。先般の総括質疑でも示したように、本市でも保険料がこの4年間で最低でも5,000円、最高で4万円も引き上げられ、高齢者の生活に大きな影響を与えています。

今、国民の暮らしを支え、命と健康を守るべき社会保障が、生活苦や将来不安を逆に増大させている。特に、低所得者が真っ先に命と健康を守る社会保障制度から排除され、社会保障制度自体が格差と貧困に追い打ちをかける状況にあります。こんな中、介護保険料の値上げは問題ではないでしょうか。

今回示された値上げの要因は、今まで述べた内容からも、被保険者に求めるものではないと考えます。ましてや、この間の介護保険法の改悪で給付抑制が進められてきて、各市町村に2008年度末で、高齢者から取り過ぎた保険料は推定で3,800億円も積み立てられています。本市では1億1,535万8,000円の給付準備基金となっています。これは3年前の見直しときの約3倍です。この結果は、介護予防の取り組みでの職員の皆さんの努力もあるし、家族の負担や献身的な支援もあると考えます。であるならば、高齢者に返すのが当然のお金ではないでしょうか。政府も「本来当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものである」と示しているように、準備基金は被保険者に還元し、保険料の値上げの抑制に使用する性格のものです。今回、一定額は使用されていますが、最低でも現在の保険料を引き上げないということが、基金の活用でできたと考えます。また、「高齢者

が増加し、認定率も高くなる」と値上げの要因を挙げていますが、介護予防の活動など、高齢者の生活支援や健康づくりには自治体が大いに責任を果たすべきものです。高くなると決めつけるのは問題ではないでしょうか。

よって、高齢者の生活実態や準備基金の性格や内容からも、また、高齢者の命と健康、そして生活を守るためにも、介護保険料の値上げは認められません。両議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（徳留邦治） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

総務文教委員長の報告で否決とありました議案第1号及び議案第2号、並びに御異議があります議案第31号、議案第34号及び議案第42号を除き、各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、総務文教委員長の報告で否決とありました議案第1号及び議案第2号、並びに御異議があります議案第31号、議案第34号及び議案第42号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第1号及び議案第2号に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

まず、議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） ただいま1名欠席で、可否同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定によ

り、議長において本議案に対する可否を採決します。

本議案については、議長として否決と採決します。

次に、議案第2号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、御異議がありますので、議案第31号、議案第34号及び議案第42号について、採決します。

まず、議案31号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第34号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第42号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第42号は委員長の報告のとおり

決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第14号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、陳情第14号は採択とすることに決定しました。

△議案第43号～議案第51号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第31、議案第43号から日程第39、議案第51号までの議案9件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第43号 市長専決処分事項の指定の一部改正案

議案第44号 垂水市職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第45号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第46号 平成20年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案

議案第47号 垂水市副市長の選任について

議案第48号 垂水市監査委員の選任について

議案第49号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第50号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第51号 平成20年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

議会運営委員長川畑議員。

[議会運営委員長川畑三郎議員登壇]

○議会運営委員長（川畑三郎）議案第43号市長専決処分事項の指定の一部改正案について、提案理由を御説明申し上げます。

訴えの提起は、地方自治法第96条第1項第12

号に規定されておりますように、議会の議決事項でございます。

今回の改正は、市営住宅及び定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関することを、地方自治法第180条第1項の規定により、市長が専決処分して議会に報告することで事務の効率化を図ることを目的としております。

内容としましては、退去者、死亡者及び行方不明者等に対しては不納欠損処分を行うとともに、継続入居者等に対しては、連帯保証人への保証債務の履行、裁判所における即決和解や明け渡し訴訟などの法的措置を円滑に行い、住宅使用料の徴収率の向上につなげようとするものでございます。

具体的には、別紙新旧対照表のとおり、1の指定事項に、3号としまして、「市営住宅及び定住促進住宅に係る家賃等の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関すること。」を追加するものでございます。

なお、施行期日は、平成21年4月1日からといたしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（今井文弘）議案第44号垂水市職員定数条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

現在、牛根分遣所の勤務体制につきましては、職員数42名体制時、所長以下11名でありましたが、2名の退職後、平成17年4月1日からは所長以下9名体制となり、昼間については、土・日・祝日を除き、所長以下4名で、夜間については3名で消防・救急業務を行ってきております。

しかしながら、現体制では、消防法施行令第44条に規定されております救急自動車1台当たりの救急隊員の乗車3名以上という体制がとれない状況にあります。

そこで、市民が不安、不信を招かないように、

また消防全体の信用を失墜させないためにも、法に規定された救急隊員の確保のため人員の増を図る必要がありますことから、今回、職員定数の改正を行うものであります。

改正内容であります、新旧対照表で御説明いたします。

第2条7号中の消防職員「40人」を「44人」に改め、同条9号中の職員数の合計を「292人」から「296人」に改めようとするものであります。

なお、この条例は、附則におきまして、平成21年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○企画課長（迫田裕司） 議案第45号過疎地域自立促進市町村計画の変更について、御説明いたします。

さきに平成16年12月1日付議決第101号をもって議決した過疎地域自立促進市町村計画の内容を、別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

なお、今回の変更は、新たに道の駅増設整備事業を追加しようとするもので、その内容については商工観光課長が説明します。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 議案第45号の過疎地域自立促進市町村計画の変更について、事業内容を御説明申し上げます。

この道の駅増設整備事業は、道の駅の今後の運営に関する課題の1つでございましたレストラン・物販施設を、手狭な状況にございましたことから、拡張整備しようとするものでございまして、概算事業費はお示ししておりますとおりで、現在の施設面積約238平方メートルを拡張いたしまして、348平方メートルほどに規模を広げ、施設の充実を図り、サービスの向上に努めようとするものでございます。

この事業は、農山漁村活性化プロジェクト支

援交付金事業により事業実施する予定でございまして、これによる補助金のほかに、なおも不足する市負担分について過疎債を充当いたしたく、この計画の変更について議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩元 明） 議案第46号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、国の2次補正予算による定額給付金の支給、及び農山漁村活性化プロジェクト交付金を財源とする観光施設整備の新年度からの前倒し、並びに子育て応援特別手当の支給のほか、市単独の商工振興資金利子補給の追加補助などに伴う予算措置と、本年度事業費の確定及び繰り越し状況を明らかにしようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも5億3,555万5,000円追加します。これによる補正後の歳入歳出予算総額は、95億5,506万7,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することになりました経費は、5ページの第2表繰越明許費にお示ししてあります。

項目が多いのでわかりにくいと思いますが、整理しますと、6ページの土木管理費の建設残土処分場整備事業と、道路橋梁費の市道瀬戸山線道路改良事業ほか3路線は、通常事業の繰り越しでございます。そのほかは、さきの4号補正でお示した地域活性化・生活対策臨時交付金による全事業、及び今回の5号補正案でお示しします定額給付金並びに農山漁村活性化プロジェクト交付金事業と子育て応援特別手当でございます。このうち、通常事業の建設残土処分

場整備事業と市道改良事業4路線は、それぞれの理由により十分な工期が確保できなくなったため、繰り越すものがございます。

繰り越しに要する財源は、市債と一般財源です。

いずれも本年4月末までに完成する予定でございます。

本議会初日に提出しました4号補正の地域活性化・生活対策臨時交付金による全事業及び本日提出しました5号補正案の定額給付金の事務費の一部を除くほとんどの額、並びに農山漁村活性化プロジェクト交付金事業と子育て応援特別手当の支給に係る全額を繰り越します。

繰り越しに要する財源は、国庫補助金と市債、及び一般財源でございます。

定額給付金の支給を初め、できるだけ早急な予算執行を図ってまいります。

地方債にも補正がありましたので、7ページをごらんください。

港湾整備ほか3事業は、一般公共事業債が認められておりましたが、充当率が90%から100%に引き上げられましたので、一般財源の負担を緩和するため、お示ししております額をそれぞれ追加借入れようとするものがございます。

また、観光施設整備として、道の駅整備が農山漁村活性化プロジェクト交付金事業として国の2次補正予算に認定されましたので、新年度当初予算から前倒して予算化し、なお不足する財源は過疎債を借入れようとするものがございます。

8ページは、御承認いただいていたそれぞれの事業の借入額を、右の欄にお示しする額に増減し、借入総額を7億9,940万円から9億2,050万円に変更しようとするものがございます。このうち、辺地債で継続実施している猿ヶ城キャンプ場整備も農山漁村活性化プロジェクト交付金事業として国の2次募集に認定されましたので、新年度当初予算から前倒しで実施しようと

するものがございます。

14ページからの歳出事項別明細について説明いたします。

総務管理費の企画費は、定額給付金とその支給に要する事務費でございます。

民生費の児童福祉費は、子育て応援特別手当交付金とその支給に要する事務費でございます。

16ページから17ページは、事務事業の確定に伴う予算整理です。

18ページの商工費のうち、商工業振興費は、経済対策の一環として、市商工振興資金の利子補給を追加措置するものがございます。

観光施設整備は、先ほどから何度も申し上げておりますように、猿ヶ城キャンプ場整備と道の駅整備に係る事務事業経費の新年度からの前倒しの分でございます。

19ページ以降は、事務事業の確定と翌年度繰り越しに伴う予算整理でございます。

これらに対する歳入は、前に戻りますが、9ページの事項別明細書の総括表及び11ページから歳入明細にお示ししてありますように、国庫支出金と市債を増額し、地方消費税交付金及び県支出金並びに財政調整基金からの繰入金を減額して、予算の均衡を図りました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方を願います。

○市長（水迫順一）議案47号から50号までの人事案件につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第47号垂水市副市長の選任についてを御説明申し上げます。

現在副市長であります水迫恒美氏が、平成21年3月31日をもちまして任期満了となることから、新たに小島憲男氏を副市長として選任しようとするものがございます。

選任しようとする小島憲男氏の住所は、垂水市田神2281番地でございます。生年月日は、昭和21年10月22日でございます。

なお、この議案の上程は、地方自治法第162条

の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第48号垂水市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

識見を有する者のうちから選任いたしました監査委員小島憲男氏が、平成21年3月31日をもって辞職されることから、新たに馬籠義人氏を監査委員として選任しようとするものでございます。

選任しようとする馬籠義人氏の住所は、垂水市錦江町1番地47でございます。生年月日は、昭和23年8月12日でございます。

なお、この議案の上程は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第49号及び議案第50号について、一括して御説明を申し上げます。

両議案とも、人権擁護委員候補者の推薦につき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第49号は、現在人権擁護委員であります川畑弘子氏が、平成21年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

推薦しようとする川畑弘子氏の住所は、垂水市本町8番地、生年月日は、昭和15年4月3日でございます。

次に、議案第50号でございますが、現在人権擁護委員であります黒石田時江氏が平成21年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする黒石田時江氏の住所は、垂水市新城829番地2、生年月日は、昭和18年6月1日でございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で両議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○財政課長（岩元 明） 議案第51号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第6号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由は、平成20年度の地方交付税のうち、特別交付税が前年度交付額より4,188万6,000円上回り、本年度予算に計上していた額を9,380万円上回って交付されたことに伴い、本年度予算に計上していた財政調整基金からの繰り入れ予定1億6,553万円のうち、特別交付税の予算計上額を上回った9,380万円を充て、繰り入れ解消をしようとするものでございます。

歳入財源の組み替えだけでございますので、歳出補正は伴わず、予算総額も変わりません。

なお、これにより、財政調整基金の本年度末の残高は、前年度末の4億3,600万円から若干ふえて4億4,500万円になります。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時44分休憩

午前11時26分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○篠原静則議員 議案第44号垂水市職員定数条例の一部を改正する条例案に対しまして、基本的には賛成でございますけれども、少し質問をさせていただきます。

県との関連があるというような指摘を受けておるわけですから、これは何で今ごろ出るのかという気持ちで質問をさせていただきます。

先ほど議案第1号が否決されたわけですが、これも議会で決めたわけですからいたし方がないと思いますけれども、県が推進する企業立地に関する条例案でございますので、県のほうから不審を抱かれるんじゃないかと心配もしております。また、これが新聞記事なんか載ってしまいますという、県内の自治体からも不信感を持たれるんじゃないかと私は考えております。

そういう意味から、この定数条例、これについて私、いろいろ消防のほうを調査、いろいろして、これA4で11枚ぐらいなんですけど、これを全部読み上げたら大変ですので、肝心なところをお聞きしたいと思います。

まず、消防法は、皆さん御存じのとおり、救急車は3名以上乗務しなければならないと規則で定められているわけですが、これについて、県内何カ所かそういう規則違反といえますか、それがあったわけで、去年、20年2月、鹿児島県の危機管理局長より通達があったはずでございます。それを総務課長、お尋ねしますが、通達をちゃんと総務課長が受けておれば、この議案は昨年3月議会に出るのが妥当ではないかと考えるわけですが、その辺についてお尋ねをいたします。

○総務課長（今井文弘）今、議員が御質問のとおり、平成20年の2月に県からの通知が来ております。これは消防本部のほうに来ておまして、この通知が私どものほうに回ってきていないということで、本当に申しわけないんですが、そういう連携について非常にできて

いないという面で申しわけないんですが、そこら辺は私も今回初めて知ったということで、議員が御指摘のとおり、これが私どものほうに回ってきておれば確かにそういうことで、ここで改正、当然すべきではないかという協議にも入ったと思っております。今回こうしてなったのは、そういうことで、ここまでの連携がとれていなかったのかなと非常に反省はしているところでございます。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○篠原静則議員 総務課のほうに消防から来ていなかったと、そういうことじゃ、市長が一生懸命いろんなことで県のほうにお願いされても、県からの通知を守れないと、1年間もですね、そういうことじゃ、またこっちのほうでも県のほうから不信感を抱かれるんじゃないかと思っております。

そういうことで定数条例が出されたわけですが、私は、人員をふやせばいいというわけでもないと思いますけれども、しかし、市民の安全・安心という意味からはいたし方ないのかなと考えております。

そこで消防長、ちょっとお尋ねしますけれども、人員が何名になろうと、私、聞いた、いろいろ調べたところによりますという、ある方は「垂水の消防は10年近くおけている」という言葉も聞きました。それは何でやろかいということで、特に救急救命士、そういうことによって研修、そこら辺に行くにはやっぱり予算が伴うと思うわけですが、予算要求をしたのか、消防署員の資質の向上のために予算要求をしたのか、それとも当局が予算をつけてくれなかったのか、それだけよろしく願います。

○消防長（関 修三郎）篠原議員の今の質問にお答えします。

他市町村からしますと10年近くおけているんじゃないか、研修、それ等も実施したのかと

いうことでありますけど、研修については、今の現在の人員では研修にやる人材が、体制がとれない状況でありましたので、それで実際はやっておりません。それと、予算要求も、当然これも実施しておりません。

それで、現状でありますと、消防学校の学校入校、あるいは救急救命士の気管挿管、そういう面についても、人員が不足について、やれる体制ではなかったということであります。

以上です。

○篠原静則議員 最後ですけど、消防長の答弁がありました。理解するところもありますけれども、なかなか理解しがたいところもございます。

消防学校には行っているわけですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）消防学校に行っているということは、人員が足っても足らなくても、やらないかんわけですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういうことで、消防職員の皆さんはもう大変な仕事だとは考えております。だから、ここで定数をふやすということは賛成ではございませんけれども、1勤1休ですよ、そういう中で、大変な仕事の中でも、休みの日はそれなりに余裕のある生活をなさっているように私は考えております。

そこで、県内の消防関係の方のお話を聞きますというと、どこの自治体も、職員にしる消防職員にしる、目いっぱいのところ、定員であると考えております。そこで、3交代制を検討されているところもあるとお聞きしておりますけれども、そこら辺について御答弁をよろしくお願いします。

○消防長（関 修三郎） 県内の3交代制も、熊毛地区と阿久根地区で実施しております。それは、3交代制も検討しましたが、今の人員では、本署でありますと8名確保、あるいは分遣所においては4名確保でありますので、常時

12名いなければできないんです。それを3部制にしますと、36名の隔日勤務者が必要なものですから、現在34名であるものですから、それでは研修もやれないし、また特別休暇等が発生した場合、やはり今の体制では人員が足りないということで、今回いろんな人員増もいろいろ検討しましたが、もうどうにもならないということで、今回こういう体制の人員増を要望いたしました。現状ではちょっと難しい、3部制は、今までよりか、この体制よりか悪く、研修も何もやれない状況になります。

以上です。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○川尻達志議員 篠原議員との関連でありますので。

今回の消防の件でありますけれども、いろいろ言いたいことはあるんですが、ただ1点、消防内でこの難問に、本当に真剣に検討したのか、ただ法律でそうなったから増員じゃなかったのか。こんなばかな話はない、この厳しい財政状況の中で。その点は指摘をしておきます。答弁は要りません。

今回の定数条例もそうであります。けさの1号議案もそうであります。これまでも、議案の上程方法を見ても、私は何回も言いましたけれども、判断基準が甘いような気がしました。本当に十分な議論や検証をされたのか、そうした上での条例の上程がなされたのか、本当に疑問に思います。各所管課長は、自分の業務において責任を持って協議・検討を行う必要があります。そして、場合によっては関係課と調整を図り、責任を持って判断をすべきであります。

今、コンプライアンスという言葉がありますが、きょうの議会でもそうあります。すべて法律に基づいて進行されている。法治国家であります。当然です。そういった中、垂水の職員の皆さん方に、法律を守っていく、コンプライ

アンス、危機感を持って仕事をされているのか非常に疑問です。

総合計画にも掲げてあります。市民のニーズにこたえられる職員の養成・育成が必要である。当然のことです。さらには、問題を解決する能力、危機回避能力も職員は身につけていかなければならない。そういう時代であります。

そういったことを踏まえて、実質上の人事管理上の責任者である総務課長、見解をお伺いをしたい。

○総務課長（今井文弘） それでは、川尻議員の御質問にお答えいたします。

各課それぞれ所管業務がございます。そして、法律改正や各省庁の指針等が出された場合、そしてまた、先ほどもありましたが、通知が来た、そういう場合、所管課で受理をしまして、その内容につきまして所管課で検討・協議して、条例改正等の必要があるのかどうか判断することになります。判断に迷った場合、そういう場合は、その手法等につきましては事前に所管課と総務課と協議をすることになりますけれども、条例改正が必要と判断した場合には、所管課が起案をして、総務課のほうに合議で回ってくるというような流れでございます。

総務課としましては、改正の内容については、中身につきましては所管課で吟味されているというものと判断して、関連規定の整合性、その手法等をチェックしているのが現状でございます。

御質問の件なんですけれども、業務内容の改正となりますと、やはり責任を持って、このことは所管課での協議・検討が大前提であるというふうには思います。また、条例改正をすべきかどうかについても、また判断が必要ではないかというふうに思っております。

今言われましたが、所管課、所管業務については、所属職員がやはり危機感を持って執務に従事して、そして、所管の規定をまず熟知して

おくことが大事ではないかというふうに思っております。

今出ました御指摘のコンプライアンスという言葉があるということですが、やはりそのとおりで、今後、職員に対して、所管業務についての確認、規定に基づく厳重な業務遂行、そういうのはもちろんのことですが、さまざまな問題についての組織としての判断・対応、そういうあり方、そういうことを職員みんなに再認識させるように今後、努力をしてまいりたいと思っております。

○川尻達志議員 こういう職員を育てるために何が一番必要なのかという、私は、やはり外に出してやるのが大事なんだろうと思います。明治時代、薩摩があれだけ頑張れたのは、やはり外の空気を吸ってきたから、これじゃいけない。さらには、この前、小泉総理が米100俵の話。今、若い職員を研修させると私は何回も言っているんですが、なかなか出た形跡がない、出された形跡がない。垂水市役所だけでは井の中のカワズなんですよ、はっきり申し上げます。外に出て先進地を見ることが一番の勉強になります。民間企業は必ず、いい情報があると、まず見に行ってこいと。そのかわり厳しい復命書ですか、を要求をされます。目的を持って職員を出す、この制度を充実させていただきたい。

ここで言うのは恐縮ですけども、私は国保の問題で、沖縄を見にやってくれと申しあげましたけど、インターネットがありますと。これはこれで結構なんでしょうけれども、やはりそこいらをもう1回検証する必要があるんじゃないかと思います。

ほかにもいろいろ言いたいことはありますけれども、基本は人間であります。ぜひ総務課長、答弁を。

○総務課長（今井文弘） 先ほども申しあげましたが、一緒に、ちょっと重なる部分もございませうけれども、やはり今後、職員の皆さんがや

はり危機感、そういうものを持って、自分たちの仕事を十分に把握した上で業務に当たる。そしてまた我々総務課といたしましても、今後、やはり職員のそういう資質の向上も含めまして、いろいろ研修にも積極的に行かせるような体制もとっていきたいというふうに考えております。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○池山節夫議員 済みません、市長に1つだけお伺いします。

補正6号で、特別交付税、ちょっと多くて積み立てられたんですけど、議案第51号ですね、非常によかったなど、頑張っていたらよかったと思います。

私は一般質問でもちょっと提案して、明確に答弁をもらえなかったんですけど、プレミアムつきの商品券を垂水市内の景気対策としてどうかというお願いをしたんですけど、そのときはまだ特別交付税の金額が決まっていなくてですね、市長も答えにくかったと思うんですけど、この予定より多かったと、個人で頑張っていたのもあってですね。その辺について今後、検討する気があるかどうかだけ、1点聞かせてください。

○市長（水迫順一）景気対策、今、本当に、議員が心配されておられるように、自分で商売していらっしゃるからなおそういう気持ちだろうと思うんですけども、非常に必要なときだと思います。

それで、この利子補給も100万円上乗せしまして、400万円ということになったわけですけども、今までどこの、ほとんどの市町村がこの機会にそういうプレミアムつきの商品券を発行しているという事実は知っております。うちも何かできないかなと思って、結果として、利子補給のほうをやったんですけども、といいますのは、今までスタンプ会が中心で、やはりこのプレミアムつきの商品券というのは、商工会も

やる気になってもらって、一緒にやらなければいけないと思うんですね。特に商店街の活性化につなげないといけない。

そういう意味では、商店街の、商工会が持っております今のスタンプ会の加入店舗数が大体60店舗ぐらいということで、非常に少ないものですから、議員の皆さんも買っていただいたり、職員が買ってくれて、年に2回のボーナス時は200万円から250万円、これを消化しておるわけですけど、1回につき200万円から250万円消化しているわけですけど、こういうのをさらに大きくするには、商工会のそういうスタンプ会に入っていない商店をピックアップしてもらって、それでそこも一緒にやりますよという機運をつくってもらわなければいけません。行政だけできなかなかできない部門だと思うんですね。ですから、それとまた、これは一般市民が買ってもらわなければ効果がありません。ですから、スタンプ会の消化を見ながら、今度も臨時に商工会がスタンプ会用の商品券を発行するんです。ですから、これは500名対象に10%の上乗せをしてやりますので、この結果なんかを見て、まだそれでも足りないか、それからもうちょっと私の希望とすれば、本当に新城とか牛根方面もひっくるめて、それが商店街が有効に利用できる、そして、できたら市外に本社のあるところ、大手の量販店とかそういうところに全部商品券が行ってしまうといけませんので、そういう対策等もひっくるめて、今後できるのかどうかも、そういう要望、ニーズがある、そしてまたやらなければいけない状況になれば、やる気持ちはございます、今後もですね。

ですから、そういう新たなスタンプ会の状況等も見たいなど、それから商工会の意向も参考にしたいなど、そのように思っております。

○池山節夫議員 きこの商工会の松永事務局長とちょっとお話をし、要するにスタンプ会だけではちょっと数が足りない、だから、商工

会に入っていらっしゃる店舗で全部取り扱えるような、そのぐらいのことで検討してくださいというお願いはしたんですよ。ですから、そういう方向で商工会も前向きに検討するというようなことでしたので、その辺についてまたよろしく申し上げます。一言、そうなったときに。

○市長（水迫順一）最初言いましたように、一番今やらなければいけないことだと思いますので、前向きに考えてはいきたいと思えます。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 44と46、51について、ちょっと若干質疑をさせていただきたいんですが、先ほど川尻議員と篠原議員のほうから出ましたので、特別問題はないんですけれども、要はこの問題で、私も含めて、消防の問題を考えると、消防力水準というのがあって、例えば貯水タンクだとか器具類、それから車、そして人員の問題とあったわけですよ。本市を見ても、人員というのは約5割に達しないかどうかという状況であったわけですよ。だから、やっぱりそのあたりも含めてきちっと考えていけば、ある点、こういう問題というのはそういうところからきちっとチェックができたのではないかなというふうに思うんですね。

だから、そういうところを改めてやっぱりきちっと見直しをし、含めて、それに対しては、そのあたりのことも検討しながら消防の問題を考えていくというふうにならないと、やはり今後、問題もいろんな点で引き起こしてくるのかな。一律に行財政改革だということによって人員を減らすんじゃないくて、やっぱり消防というのは住民の安全と財産を守るという観点からいくと、やっぱり国もそれなりの水準は示していると思うんですね。しかし、それはやっぱり一般財源でやらなきゃならないという非常に困難な面はあるかと思いますが、そのあたりはやっぱりきちっと対応していくという観点に市長は立たれ

る必要があると思うんですが、そのあたりの今までの現状も含めて、そういう水準、観点でもって対応していくんだという考え方を持つということが大切だと思うんですが、市長はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから2点目は、46号の企画費の定額給付の問題についてお聞かせいただきたいんですけども、1つは、垂水はないと思うんですけども、住民登録困難な人たちへの対応、この点についてはどうされるのかですね。それとあと、これは南大隅町議会でも出た問題点ですけども、南日本新聞に載っていたんですが、老健施設等に行かれると、そうすると住所を移す、この給付の申請というのは世帯主じゃなきゃだめなわけですよ。2月1日付で、その後、亡くなった場合に、当然その方は世帯主だから、手続きできないと、亡くなっても2月1日付だったら対象になると思うんですけども、そういう場合はどんなふうに検討されたのかですね。

その点と、あと、国もQアンドAの関係で、税を滞納している人については、差し押さえは趣旨に合致しないからそういうのはだめというふうに見解を出していますけれども、本市は、いわゆる税の滞納者がいた場合、それも極端な話、差し押さえするんだということはないと思うんですけども、国の示している見解どおりの立場だと思いますが、これは確認という意味で担当課の課長がもしわかれば教えていただきたいし、これは企画課だと思うんですが、企画課であればまた、どちらでもいいんですけども、答えていただきたいと思えます。

それから、51号の特別交付税、きのうの新聞にも、特別交付税が新聞にも出ていましたけれども、その大きな趣旨として、雇用対策など6,796億円盛り込んだというふうになっていますけれども、先ほどの議案だと、財調へ戻すんだというようなお考えでしたが、それも1つの考え

なんですけれども、しかし、今回の趣旨、または現状に置かれている垂水の現状、そしてやっぱり雇用を求めている方々、経済対策等を含めて、何らかのやっぱりこの趣旨を生かした形で、市長も答弁の中で、次年度そういうことも検討をしなきゃならないようなことを若干述べられたと思うんですが、そういう意味で、この使い方というのは、もう結果として、来年度この趣旨を生かした取り組みというのはなされないのか、この点についてお聞かせください。

○市長（水迫順一） 私のほうで消防の件にお答えをしたいと思いますが、消防、御存じのとおり、県内7つのブロックで統合の話が進んでおりまして、4年後に統合されるという環境にあることは御存じのとおりだと思います。

ただ、本市の場合は、本当に海岸線も長いし、特に牛根の場合は本庁から間に合わない、特に火事とかそういうものについては対応できないと。それで、人家が密集しておりますので、非常に危険地域だという考えでいなければいけないと思いますし、分遣所ができたこと自体がそういうことの目的が大きかったらと、そういうふう思うんですね。

ですから、統合後も、本当に牛根地区がそういう環境が変わるわけじゃありませんから、安心・安全、それから財産も守ってもらえるんだよという分遣所をしっかりと残したままの統合にしてもらわなければいけません。このことは主張するように、今までの話し合いの中の消防長にも指示をしております。ですから、今後も、本署はもちろんですが、牛根分遣所をしっかりとした形で統合後も存続させるんだと、そこには人員も、今足りなかった分もしっかりと補充して、これが本当に法に照らされた人員配置なんだというものをキープしながら、統合に向けてやっていかなければいけない、そういうふうに思っています。

今までのことは、本当に1号議案でもありま

したように、ちょっと庁舎内の横の連絡という面では本当に皆さんにも御心配をおかけいたしました。ただ、職員も非常にやる気で一生懸命になってきてくれております。私はそういう意味では、すべてにうちの職員はすばらしいよということをお申し上げております。ただ、縦割りの弊害というのは相変わらず残っている部分があると思うんですね。ですから、来年度4月からはちょっと横の連携というのをとろうということをお課長会でも確認をしておりますし、そういう方向で、そういうことのないようにしていかなければいけない、そのように思っています。

○企画課長（迫田裕司） 住民登録の困難な人ですか。例えばどんな、ちょっと説明してください。（発言する者あり）

あくまでも垂水市に住所のある方を中心としますので、それと、住民基本台帳に記載されている人が中心になりますので、住所のない人は、申請期間中、2月1日にさかのぼって住民登録できるということでございます。

それから、世帯主が死亡した場合ということ、世帯主がですね、施設に入っている方の場合ですかね、特に。施設の職員などの代理申請が可能だということらしいです。

それから、差し押さえについては、給付金の差し押さえはいたしません。

以上でございます。

○財政課長（岩元 明） 雇用対策につきましては、国の補助事業を得た雇用創造実現事業等を初め、それが7,500万円、それからもう1本、決まりかけているのが4,500万円ぐらいの補助事業がございますので、それにゆだねたいという部分もございます。

それから、経済対策につきましては、先ほど市長も池山議員の質問にも答弁しておりましたように、いろんな対策を講じていかなければならないと思っておりますけれども、とりあえず

4号、5号の補正予算、それから新年度の当初予算、こういったことが4月1日より一斉に予算執行されますので、その効果を見きわめなければならないだろうと思っております。経済対策につきましては、今、政府内でも追加経済対策等が計画されておりますようでございますので、それにも期待される場所があります。

で、御質問の特別交付税が多く来たことで、本市もそのようなことをしなければいけないんじゃないかという御質問ですけれども、これ決定が17日だったものですから、それは、沿った計画そのものもできなくて、とりあえず財調の取り崩しの解消ができていなかったものですから、財調のほうにとにかくもとに戻した形です。

そういったことで、皆さんが一番御承知のように、若干余裕が出てきたなと思っていられるでしょうから、必要に応じてそういった経済対策等、雇用対策等は、今後、市長の判断で講じていかれるものと思っておりますのでございます。

○持留良一議員 今の消防の問題もあれなんですけれども、やっぱり次、行財政改革が、また次の計画が出てまいりますよね。そうやってきたとき、やっぱり教育だとか、あと消防、安全、福祉とか、こういうところはひとつのやっぱり単なる行財政改革で削減すればいいというものだけではないものが、やっぱりこの取り組みの中で明らかになってきたと思うんですね。

だから、そういう意味ではきちっと安全対策、やっぱり教育の問題等々含めて、やっぱりそのあたりは今後、行財政改革で一律に対応しないと、そして経費削減という点でもやっぱり慎重に議論していただいて、本当に何が必要なのか、何を今、よく市長が言われるとおおり、あれもこれもじゃなくてというやっぱりそういうきちっとした、きちっと言うと変ですけども、そういうやっぱり重点を置いた対策というのをしっかりまた取り組んでいただきたい。そういうこ

とがされれば、やっぱりこういう問題も未然に防ぐことが私は可能だというふうに思いますので、ぜひそのあたりは努力していただきたいなというふうに思います。

それからあと、最後の51号議案ですけれども、確認という意味であれなんですけれども、いわゆる基金を優先するものではないと、やはり現状に応じた臨機応変な対策をとっていくんだということを確認してよろしいでしょうか。

○財政課長（岩元 明） そのように解釈していただいても結構だと思っております。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第43号から議案第46号まで、及び議案第51号の議案5件について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

まず、議案第43号から議案第46号まで、及び議案第51号の議案5件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第46号まで、及び議案第51号の議案5件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号垂水市副市長の選任については、同意することに決定しました。

次に、議案第48号について、同意することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第48号垂水市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

次に、議案第49号について、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、適任とすることに決定しました。

次に、議案第50号について、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、適任とすることに決定しました。

△意見書案第16号・意見書案第17号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第40、意見書案第16号及び日程第41、意見書案第17号の意見書案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

意見書案第16号 WTO農業交渉に関することについて

意見書案第17号 非正規労働者等の雇用とくらしを守るための意見書について

○議長（徳留邦治）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

WTO農業交渉に関する意見書（案）

WTOドーハ・ラウンド交渉は、12月の閣僚会合を視野に、年内のモダリティ確立に向けた動きが再び加速しています。

新たな農産物貿易ルールは、貧困の拡大、気

候変動など地球規模の課題解決に資するものとして、世界の食料・農業のあるべき将来像と関連づけながら、中長期的視点から議論される必要があります。とりわけ、金融・経済が世界的な危機にある今こそ、人間の生命にとって不可欠な食料が工業製品と同様に取り扱われることがあってはなりません。

自給率が40%と著しく低いわが国にとって、食糧増産を通じた食料主権の確立はまさに国益そのものであります。途上国の人口増大等を背景とした国際的な食料需要のひっ迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず、早期妥結のみを優先させていることは、世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念します。

つきましては、交渉は、かつてない重大局面を迎えようとしています。このような実情をご賢察いただき、下記事項が確保されるよう、特段のご配慮を賜りますよう、要請申し上げます。

記

- 1、100%を超える農産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに、代償を求める議長案となっているが、食料鈍輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。
- 2、国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米麦、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖などについて自主指定を可能とすること。
- 3、ミニマム・アクセス米は現在でも極めて過重な負担となっており、関税割当の拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。
- 4、輸入急増の影響に対処し得る特別セーフガード（SSG）の仕組みを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

鹿児島県垂水市議会 議長 徳留 邦治
内閣総理大臣 麻生 太郎 殿
農林水産大臣 石破 茂 殿
外務大臣 中曽根弘文 殿
産業経済大臣 二階 俊博 殿
自民党総合農政調査会長 谷津 義男 殿

非正規労働者等の雇用とくらしを守るための
意見書（案）

アメリカ発の金融危機が世界に広がり、景気悪化が深刻になってきた。雇用への影響では、派遣社員や期間社員など非正規労働者の「雇い止め」として大量解雇の動きになってきている。厚生労働省の「すべて把握したわけではない」という全国調査でも、年度末までに約3万人に達するといわれている。このような事態はかつて経験したことのない大量解雇である。その対象になっている労働者の多くは若者であり、貯えも十分でないために職を失えばただちに路頭に迷う人たちである。何の責任もない労働者にその犠牲を回すようなことがあってはならない。

企業は、雇用に対する社会的責任を果たすことが重要である。また、安定した雇用を維持するための手だてを尽くすことは政治の責任でもある。

よって、本市議会は以下の点について政府及び国会に対して、速やかに対策を講じられるように強く要望するものである。

記

- 1、派遣社員、期間社員をはじめとする大量解雇、「雇い止め」を中止し、雇用を維持するための最大限の努力を払うよう、経済団体や主要企業に対して指導と監督を強化すること。
- 2、非正規労働の雇用の維持と機会を増やすための具体策を早急に講じること。
- 3、雇用保険制度の機能を強化し、非正規労働者の適用基準「1以上の雇用見込み」を「6

ヶ月以上」に緩和すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

鹿児島県垂水市議会 議長 徳留 邦治
内閣総理大臣 麻生 太郎 殿
厚生労働大臣 舛添 要一 殿

○議長（徳留邦治）お諮りします。

ただいまの意見書案2件については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 意見書案第17号について、ちょっとお伺いします。

「労働者の多くは若者であり」、「何の責任もない労働者にその犠牲を回すようなこと」と書いてあります。本当に、労働者にも何の責任もないと思われませんか。派遣社員、私は派遣社員だからということで、きょうは君は残業をしてくれないか、いや、私は派遣社員だからと言ってばんばん帰る人もおるそうです。そういう人たちが何の責任もないと思われませんか。

それから、企業は雇用に対する社会的責任を果たすことが重要であります。しかし、逆もあります。労働者は、企業に対する社会的責任も果たすことが重要であると思うんです。逆もだと思っんですよ。

だから、これもなんですけれども、私たちはまだ頭に入れなければならないのは、この垂水市はどうするかということです。第4次総合計画もあります。一次産業が発達しなければ垂水もだめなんです。これも必要ですけれども、私は第4次総合計画、垂水市の第一次産業を考え

るのが私たちの仕事でないかと思えます。

ということで、今申しましたのは、この逆もあるということをご提案申し上げます。

以上です。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず、意見書案第16号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、意見書案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第17号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）御異議がありますので、意見書案第17号を起立により採決いたします。

意見書案第17号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治）起立多数です。

よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

△陳情第15号上程

○議長（徳留邦治）日程第42、陳情第15号垂水市運動公園陸上競技場「公認4種」申請についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第15号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、閉会中、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

ここで、副市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[副市長水迫恒美登壇]

○副市長（水迫恒美）皆さん、どうも御苦労さまでございます。

議長より発言の機会を与您にいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

私ごとでございますが、この3月末日をもって副市長の職を退任することになりました。

私は、皆様の御同意をいただきまして、平成15年4月に収入役、平成17年4月に助役、地方自治法の改正によりまして平成19年4月に副市長、縮めて6年間、職員の期間も合わせまして38年と9カ月、市役所で過ごさせていただきました。私は私なりに市民の方々のために一生懸命頑張ったつもりでございますけれども、多くの方に御迷惑もかけたのかなど、そういう思いでございます。

もとより浅学非才な私ではございますが、議会の皆様、市長、職員、市民の方々に、公私にわたる温かい御指導、御助言をいただきながら、どうかその職責を大過なく過ごすことができました。心より感謝を申し上げ、深くお礼を申し上げます。

今後は、一市民として皆様に御協力を申し上げます、市勢の発展を心から祈ってまいりたいと思

います。

本当にありがとうございました。（拍手）

△閉 会

○議長（徳留邦治）これをもちまして、平成
21年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午後0時9分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員